
資 料

資料1-1 二酸化窒素（NO₂）濃度経年変化

(単位: ppm)

年度 測定局	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
一般環境測定局	北区 済美小学校	0.033	0.034	0.033	0.033	0.035	0.035	0.034	0.033	0.035	0.034
	此花区 此花区役所	* 0.036	*	0.037	0.036	0.037	0.038	0.037	0.036	0.035	0.034
	大正区 平尾小学校	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	西淀川区 淀中学校	0.033	0.033	0.032	0.035	0.034	0.034	0.033	0.026	0.028	0.025
	淀川区 淀川区役所	*	0.037	0.034	0.033	0.035	0.034	0.035	0.033	0.032	0.033
	生野区 勝山中学校	*	0.033	0.031	0.031	0.033	0.032	0.033	0.032	0.031	0.030
	旭区 大宮中学校	0.033	0.032	0.032	0.033	0.033	0.033	0.032	0.031	0.031	0.030
	城東区 聖賢小学校	0.032	*	0.033	0.033	0.034	0.035	0.033	0.033	0.032	0.030
	住之江区 清江小学校	*	0.035	*	0.035	0.038	0.037	0.036	0.035	0.033	0.033
	平野区 摂陽中学校	0.033	0.035	0.032	0.034	0.037	0.035	0.033	0.032	0.034	0.031
	西成区 今宮中学校	*	0.036	0.037	0.035	0.040	0.040	0.038	0.037	0.035	0.037
	西区 堀江小学校	*	0.036	0.037	0.036	0.037	0.040	0.036	0.034	0.036	0.035
	住之江区 南港木トタウン	—	—	—	—	—	—	—	*	0.034	0.036
	市内平均	0.034	0.035	0.034	0.035	0.036	0.035	0.034	0.032	0.033	0.032
自動車排出ガス測定局	北区 梅田新道	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	西淀川区 出来島小学校	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	住之江区 北粉浜小学校	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	東住吉区 杭全町交差点	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	旭区 新森小路小学校	0.045	0.044	0.045	0.050	0.049	0.046	0.045	0.043	0.044	0.043
	福島区 海老江西小学校	0.046	0.046	0.044	0.044	0.045	0.041	0.042	0.045	0.045	0.037
	東成区 今里交差点	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	東淀川区 上新庄交差点	0.040	0.038	0.040	0.044	0.046	0.044	0.043	0.042	0.037	0.036
	住之江区 住之江交差点	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	鶴見区 茨田中学校	0.044	0.045	0.042	0.046	0.049	0.046	0.043	0.038	0.040	0.039
	住吉区 我孫子中学校	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	市内平均	0.045	0.044	0.044	0.046	0.048	0.046	0.044	0.043	0.043	0.041

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

2. ☆印は化学発光法、その他は吸光光度法。

3. *印は環境基準値(長期的評価)を超えた局。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転。

平成10年4月1日に住吉区長居小学校から住吉区我孫子中学校に継続局として移転。

生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施。

平成12年4月1日から住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更。

資料1-2 二酸化窒素（NO₂）環境基準対比

(平成13年度)

測定局	年平均値 ppm	日平均値が0.06ppm を超えた日数と その割合		日平均値が0.04ppm 以上0.06ppm以下の 日数とその割合		年間 98%値 の年間 値	98%値評価に による日平均値 が0.06ppmを 超えた日数	
		日	%	日	%			
一般環境測定局	北済美小学校	0.034	11	3.0	108	29.6	0.063	4
	此花区役所	0.034	5	1.4	122	33.4	0.060	0
	大正区平尾小学校	0.031	4	1.1	81	22.2	0.058	0
	西淀川区淀中学校	0.025	0	0.0	36	9.9	0.048	0
	淀川区役所	0.033	6	1.6	96	26.4	0.060	0
	生野区勝山中学校	0.030	4	1.1	76	20.8	0.055	0
	旭区大宮中学校	0.030	2	0.5	74	20.3	0.056	0
	城東区聖賢小学校	0.030	3	0.8	75	20.7	0.056	0
	住之江区清江小学校	0.033	3	0.8	93	25.5	0.058	0
	平野区撮陽中学校	0.031	2	0.5	80	21.9	0.055	0
	西成区今宮中学校	0.035	10	2.7	110	30.1	0.061	3
	西江区堀江小学校	0.035	8	2.2	113	31.0	0.061	1
	住之江南港ポートタウン	0.033	5	1.4	101	27.7	0.059	0
	北梅田新道	0.043	19	5.6	199	58.7	0.064	12
自動車排出ガス測定局	西淀川区出来島小学校	0.047	62	17.0	200	54.8	0.072	55
	住之江区北粉浜小学校	0.040	7	1.9	169	46.4	0.060	0
	東住吉区杭全町交差点	0.041	12	3.3	189	52.6	0.063	5
	旭区新森小路小学校	0.043	27	7.4	189	51.9	0.068	20
	福島区海老江西小学校	0.037	11	3.0	141	38.6	0.064	4
	東成区今里交差点	0.046	55	15.1	203	55.6	0.072	48
	東淀川区上新庄交差点	0.036	5	1.4	121	33.4	0.059	0
	住之江区住之江交差点	0.039	11	3.0	155	42.5	0.062	4
	鶴見区茨田中学校	0.044	35	9.6	184	50.7	0.071	28
	住吉区我孫子中学校	0.035	1	0.3	114	31.4	0.054	0

(注) [98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数]とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えた日数である。

資料1-3 一酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果

(平成13年度)

測定局	一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO + NO ₂)				
	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	NO ₂ (年平均値) (NO+NO ₂)	
	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%	
一般環境測定局	北区済美小学校	0.019	0.478	0.089	0.053	0.579	0.152	63.8
	此花区役所	0.031	0.574	0.116	0.066	0.706	0.177	52.0
	大正区平尾小学校	0.020	0.430	0.094	0.052	0.534	0.152	60.5
	淀川区淀中学校	0.015	0.405	0.068	0.040	0.466	0.107	63.0
	淀川区淀川区役所	0.024	0.435	0.107	0.057	0.530	0.164	57.8
	生野区勝山中学校	0.016	0.351	0.069	0.045	0.461	0.128	65.6
	旭区大宮中学校	0.024	0.488	0.101	0.053	0.579	0.157	55.7
	城東区聖賀小学校	0.020	0.425	0.092	0.050	0.531	0.154	60.2
	住之江区清江小学校	0.022	0.461	0.094	0.055	0.584	0.149	59.9
	平野区撮陽中学校	0.022	0.464	0.092	0.053	0.571	0.142	57.9
	西成区今宮中学校	0.024	0.451	0.099	0.058	0.544	0.155	59.4
	西区堀江小学校	0.024	0.442	0.114	0.059	0.531	0.177	59.3
	住之江区南港ポートタウン	0.021	0.464	0.094	0.054	0.576	0.151	60.8
	市内平均	0.022	—	—	0.053	—	—	—
自動車排出ガス測定局	北区梅田新道	0.050	0.423	0.131	0.093	0.516	0.185	46.1
	西淀川区出来島小学校	0.070	0.728	0.191	0.117	0.847	0.259	40.0
	住之江区北粉浜小学校	0.051	0.384	0.109	0.091	0.490	0.158	43.6
	東住吉区杭全町交差点	0.062	0.558	0.152	0.102	0.668	0.207	39.9
	旭区新森小路小学校	0.087	0.549	0.202	0.130	0.647	0.264	33.1
	福島区海老江西小学校	0.048	0.487	0.133	0.085	0.567	0.182	43.8
	東成区今里交差点	0.067	0.485	0.155	0.113	0.591	0.218	40.8
	東淀川区上新庄交差点	0.048	0.469	0.143	0.084	0.563	0.193	42.8
	住之江区住之江交差点	0.046	0.370	0.116	0.085	0.462	0.168	45.6
	鶴見区茨田中学校	0.066	0.731	0.208	0.109	0.825	0.277	39.8
	住吉区我孫子中学校	0.032	0.435	0.086	0.068	0.547	0.136	52.1
	市内平均	0.057	—	—	0.098	—	—	—

(注) [日平均値の年間98%値]とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の値である。

資料1-4 浮遊粒子状物質(SPM)濃度経年変化

(単位: mg/m³)

測定局	年度	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
一般環境測定局	北区	*	0.041	*	△ 0.040	0.035	0.037	0.033	0.031	0.025	0.029
	済美小学校	0.042									*
	此花区	*	*	*	*			*			
	此花区役所	0.045	0.045	0.044	0.042	0.042	0.040	0.041	0.035	0.040	0.038
	大正区	*	*	*	*	*	*	*	*		*
	平尾小学校	0.043	0.050	0.046	0.045	0.049	0.048	0.045	0.040	0.043	0.041
	西淀川区	*	*	*	*	*	*	*			*
	淀中学校	0.048	0.046	0.046	0.046	0.047	0.044	0.040	0.033	0.037	0.035
	淀川区	*	*	*	△						*
	淀川区役所	0.043	0.038	0.036	0.034	0.033	0.031	0.033	0.029	0.034	0.031
	生野区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	勝山中学校	0.043	0.043	0.046	0.045	0.048	0.045	0.043	0.038	0.042	0.039
	旭区	*	*	*	*	*	*	*			*
	大宮中学校	0.043	0.043	0.044	0.043	0.046	0.042	0.040	0.035	0.039	0.038
	城東区	*	*	*	*	*	*	*			*
	聖賢小学校	0.044	0.043	0.044	0.043	0.048	0.044	0.040	0.036	0.039	0.039
	住之江区	*	*	*	*	*	*	*			*
	清江小学校	0.047	0.047	0.043	0.042	0.045	0.043	0.042	0.039	0.039	0.037
	平野区	*	*	*	*	*	*	*			*
	摂陽中学校	0.048	0.050	0.047	0.046	0.048	0.046	0.036	0.029	0.036	0.031
	西成区	*	*	*	△	*	*	*			*
	今宮中学校	0.050	0.048	0.046	0.046	0.051	0.046	0.044	0.038	0.041	0.038
	西堀江小学校	0.042	0.041	0.038	0.036	0.037	0.033	0.031	0.029	0.035	0.033
	鶴見区	*	*	*	*		*				*
	茨田北小学校	0.041	0.041	0.041	0.040	0.042	0.040	0.038	0.033	0.035	0.038
	住之江区	—	—	—	—	—	—	—	0.026	0.034	0.033
	南港ポートタウン局										
	市内平均	0.045	0.044	0.043	0.042	0.044	0.041	0.039	0.033	0.037	0.036
自動車排出ガス測定局	北区	*	*	*	*	*	*	*			*
	梅田新道	0.055	0.052	0.058	0.053	0.055	0.054	0.049	0.043	0.044	0.043
	西淀川区	*	*	*	*	*	*	*			*
	出来島小学校	0.059	0.054	0.056	0.057	0.058	0.054	0.052	0.045	0.050	0.046
	住之江区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	北粉浜小学校	0.060	0.058	0.059	0.056	0.058	0.055	0.050	0.046	0.050	0.047
	東住吉区	*	*	*	*	*	*	*			*
	杭全町交差点	0.064	0.066	0.061	0.059	0.065	0.058	0.056	0.042	0.047	0.041
	旭区	*	*	*	*	*	*	*			*
	新森小路小学校	0.063	0.062	0.063	0.060	0.066	0.060	0.059	0.053	0.056	0.051
	福島区	*	*	*	*	*	*	*			*
	海老江西小学校	0.058	0.054	0.056	0.060	0.063	0.051	0.054	0.049	0.048	0.037
	東成区	*	*	*	*	*	*	*			*
	今里交差点	0.053	0.059	0.055	0.057	0.056	0.048	0.049	0.043	0.045	0.042
	市内平均	0.059	0.058	0.058	0.057	0.060	0.054	0.053	0.046	0.049	0.044

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

2. *印は環境基準値(長期的評価)を超えた局。

3. △印は2日間連続の環境基準超過について判定不可の測定局。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転。

生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施。

平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校は住之江区清江小学校に名称変更。

資料1-5 浮遊粒子状物質(SPM)環境基準対比

(平成13年度)

測定局	年平均値 mg/m ³	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた 時間数と その割合 %	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた 日数と その割合 %	1時間 値の2% 最高値 mg/m ³	日平均 除外値 mg/m ³	日平均値0.10mg/ m ³ を超えた日 が2日以上 連続したことの 有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数			
時 間	日	有(×) 無(○)	日							
一般環境測定局	北区済美小学校	0.026	8	0.1	3	0.8	0.253	0.068	×	2
	此花区役所	0.038	25	0.3	4	1.1	0.290	0.085	×	2
	大正区平尾小学校	0.041	27	0.3	3	0.8	0.272	0.085	×	2
	西淀川区淀中学校	0.035	22	0.3	3	0.8	0.281	0.076	×	2
	淀川区淀川区役所	0.031	10	0.1	3	0.8	0.241	0.071	×	2
	生野区勝山中学校	0.039	34	0.4	3	0.8	0.390	0.084	×	2
	旭区大宮中学校	0.038	10	0.1	3	0.8	0.293	0.083	×	2
	城東区聖賢小学校	0.039	24	0.3	5	1.4	0.288	0.087	×	2
	住之江区清江小学校	0.037	10	0.1	2	0.6	0.239	0.081	×	2
	平野区撮陽中学校	0.031	11	0.1	3	0.8	0.279	0.068	×	2
自動車排出ガス測定局	西成区今宮中学校	0.038	17	0.2	2	0.6	0.254	0.081	×	2
	西区堀江小学校	0.033	10	0.1	3	0.8	0.254	0.073	×	2
	鶴見区茨田北小学校	0.038	14	0.2	3	0.8	0.264	0.085	×	2
	住之江区南港ポートタウン	0.033	12	0.1	3	0.8	0.244	0.076	×	2
	北区梅田新道	0.043	11	0.1	3	0.9	0.248	0.083	×	2
	西淀川区出来島小学校	0.046	15	0.2	4	1.1	0.286	0.090	×	2
	住之江区北粉浜小学校	0.047	30	0.3	4	1.1	0.284	0.094	×	2
	東住吉区杭全町交差点	0.041	16	0.2	3	0.8	0.313	0.083	×	2
	旭区新森小路小学校	0.051	23	0.3	8	2.3	0.297	0.101	×	4
	福島区海老江西小学校	0.037	11	0.1	3	0.8	0.276	0.080	×	2
	東成区今里交差点	0.042	16	0.2	3	0.8	0.257	0.085	×	2

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.10mg/m³を超える、かつ年間を通じて、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連續しない場合を適合とする。

資料1-6 ローボリュームエアサンプラーによる浮遊粒子状物質濃度及び重金属成分

(平成13年度)

測定局		濃度	浮遊粒子状物質 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	Ni (ng/ m^3)	Mn (ng/ m^3)	Fe (ng/ m^3)	Pb (ng/ m^3)	Cd (ng/ m^3)	Cr (ng/ m^3)	V (ng/ m^3)	Cu (ng/ m^3)
一般環境測定局	大正区 平尾小学校	3.5	11	40	940	47	1.3	6.3	6.7	31	
	西淀川区 淀中学校	3.2	9.2	34	740	42	2.0	5.4	5.1	28	
	城東区 聖賢小学校	3.3	7.4	25	740	35	1.3	6.3	4.1	26	
	平野区 摂陽中学校	3.2	8.7	23	650	33	1.4	5.0	5.0	26	
	市内平均	3.3	9.1	31	770	39	1.5	5.8	5.2	28	
自排局	西淀川区 出来島小学校	4.3	10	46	1000	68	2.3	7.0	6.4	37	

(注) 1. $1\text{ }\mu\text{g}=0.001\text{mg}$ $1\text{ ng}=0.001\text{ }\mu\text{g}$

2. 市内平均は一般環境測定局各地点の年平均値の平均である。

資料1-7 ハイボリュームエアサンプラーによる浮遊粉じん(総粉じん)濃度及び重金属成分

(平成13年度)

測定局		濃度	浮遊粉じん ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	Ni (ng/ m^3)	Mn (ng/ m^3)	Fe (ng/ m^3)	Pb (ng/ m^3)	Cd (ng/ m^3)	Cr (ng/ m^3)	V (ng/ m^3)	Cu (ng/ m^3)
一般環境測定局	大正区 平尾小学校	6.9	14	110	2,900	50	1.3	7.0	13	120	
	西淀川区 淀中学校	4.9	—	—	1,400	62	1.3	—	8.7	170	
	城東区 聖賢小学校	4.1	7.8	42	1,000	31	1.0	3.9	5.9	290	
	平野区 摂陽中学校	5.3	16	56	1,400	46	1.4	3.8	8.9	110	
	市内平均	5.3	13	69	1,700	47	1.3	4.9	9.1	170	
自排局	西淀川区 出来島小学校	7.2	—	—	2,100	88	1.8	—	9.8	380	

(注) 1. $1\text{ }\mu\text{g}=0.001\text{mg}$ $1\text{ ng}=0.001\text{ }\mu\text{g}$

2. 市内平均は一般環境測定局測定地点の年平均値の平均である。

資料1-8 光化学オキシダント（O_x）測定結果及び環境基準対比

測定局	昼間の年平均値 (単位: ppm)					1時間値が0.06ppmを超えた 日数と時間数※(平成13年度)	
	平成9	10	11	12	13	日数	時間数(超過率 %)
此花区此花区役所	0.025	0.028	0.028	*0.026	* 0.028	94	*403 (7. 41)
西淀川区淀中学校	0.026	0.029	0.031	0.029	0.030	73	268 (4. 96)
淀川区淀川区役所	0.026	0.028	0.026	0.027	0.027	61	223 (4. 13)
生野区勝山中学校	0.028	0.028	0.029	0.031	0.031	92	333 (6. 17)
旭区大宮中学校	0.029	0.031	0.031	0.033	* 0.032	132	*610 (11. 23)
城東区聖賢小学校	0.026	0.029	*0.028	*0.029	* 0.030	101	*459 (8. 81)
住之江区清江小学校	0.025	0.028	0.027	0.027	0.026	61	211 (3. 90)
平野区摂陽中学校	0.028	0.030	0.031	*0.028	* 0.030	114	*548 (10. 09)
西成区今宮中学校	0.024	0.025	0.025	0.025	0.027	68	228 (4. 22)
西区堀江小学校	0.024	*0.025	*0.025	*0.026	* 0.027	82	*297 (5. 87)
鶴見区茨田北小学校	0.027	0.030	0.031	0.030	0.032	106	458 (8. 54)
浪速区難波中学校	0.024	0.026	*0.027	*0.026	* 0.027	92	*351 (6. 46)
住之江区南港ボトタウン	—	—	0.024	0.024	0.025	47	143 (2. 65)
市内平均	0.026	0.028	0.028	0.028	0.029	—	—

- (注) 1. 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。したがって、自動測定機による1時間値は6時から20時まで得られることになる。
 2. ※環境基準は昼間の1時間値において0.06ppmを超える時間数が0であること。
 3. *印は紫外線吸収法、その他は従来の方法
 4. 生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施。
 5. 平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更。

資料1-9 非メタン炭化水素測定結果及び環境保全目標対比

(平成13年度)

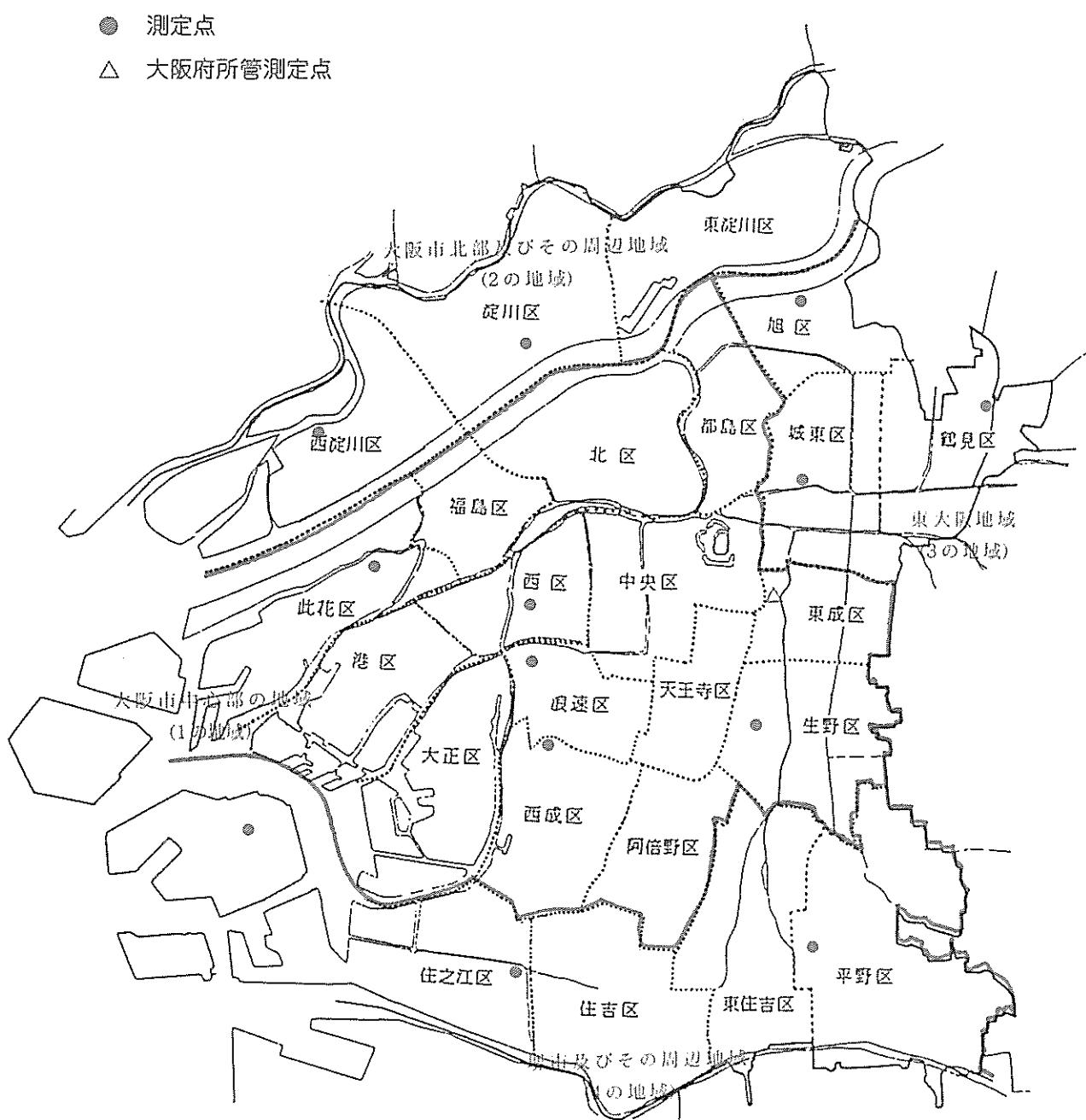
測定局	6～9時における年平均値	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		
		最高値	最低値	日	%	日	%	
		ppmC	ppmC	ppmC	日	%	%	
一般環境局	此花区此花区役所	0.35	2.33	0.05	240	67.6	152	42.8
	淀川区淀川区役所	0.29	1.04	0.04	209	65.1	109	34.0
	平野区摂陽中学校	0.42	2.83	0.05	250	80.1	184	59.0
自動車排出ガス局	西淀川区出来島小学校	0.51	2.38	0.04	292	93.6	251	80.4
	住之江区北粉浜小学校	0.43	1.31	0.07	280	90.9	221	71.8

- (注) 環境保全目標は6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超える日数が0であること。

資料 1-10 光化学オキシダント（スモッグ）緊急時発令基準と発令時の周知事項

発令区分	光化学スモッグ情報の発令基準	発令時の住民・児童・生徒への周知事項
予報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.08ppm以上である大気の汚染の状態になった場合でかつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認められるとき、当該地域に発令する。	1. 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。 2. 屋外での特に過激な運動はさけること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健センターに連絡すること。
注意報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.12ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	1. 屋外になるべく出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動をさけ、屋内に入ること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健センターに連絡すること。
警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.24ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	1. 屋外になるべく出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健センターに連絡すること。
重大緊急警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.40ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	1. 屋外に出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健センターに連絡すること。

資料1-11 光化学オキシダント（スモッグ）緊急時発令地域（大阪市関係）及び測定点



地域区分	測定点名（市内のみ）	地域区分	測定点名（市内のみ）
(1) 大阪市中心部の地域	東成区 西生野区 西成花区 此浪区 府堀勝今此難 セ江山宮花波 ン小中中中中中 タ学校学校学校学校 一校校校校校	(3) 東大阪地域	旭城鶴 区 東見 大型茨 宮賢田 中小北 学学校
(2) 大阪市北部及びその周辺地域	西淀川区 淀川区 淀川区 淀川区 中学校 役所	(4) 堺市及びその周辺地域	住之江区 平野区 住之江区 清撮南 江陽港 小学校 中学校 音トタウン

資料1-12 年度別・地域別光化学スモッグ予報等発令状況

(単位：回数)

地 域	地 域 名	4年度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度	
		予報	警報	予報	警報	予報	警報	予報	警報												
1	大阪市中心部	0	0	3	2	6	5	3	1	1	0	0	0	10	4	2	1	10	5	5	2
2	大阪市北部とその周辺	4	2	3	3	12	10	7	6	3	1	1	0	9	4	3	1	5	3	3	2
3	東 大 阪	10	4	5	5	16	9	8	6	11	7	6	3	21	17	5	3	16	10	18	9
4	堺とその周辺	8	4	13	9	14	12	6	5	6	4	3	1	23	17	10	6	21	18	24	11
5	北 大 阪	11	5	1	1	11	4	6	4	3	1	0	0	12	10	5	4	15	5	7	4
6	南 河 内	12	6	12	8	17	11	5	3	7	3	3	1	13	8	7	4	19	10	24	14
7	泉 南	0	0	3	3	3	2	2	1	1	1	0	0	9	5	6	4	9	8	5	2
市内発令回数		14	6	13	9	18	14	9	8	14	9	7	3	26	22	12	8	23	20	26	15
府下発令回数		19	11	14	11	19	15	9	8	15	10	7	3	29	25	13	11	30	23	26	20

(注) 1. 警報の発令回数は0

2. 市内発令回数とは市内を含む1～4の地域に発令された回数をいう。

資料1-13 年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況

地 域	地 域 名	4年度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度	
		訴 え 件 数	訴 え 人 数																		
1	大阪市中心部	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大阪市北部とその周辺	0	0	0	0	0	0	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	東 大 阪	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	26	0	0
4	堺とその周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	161	2	29	0	0
5	北 大 阪	0	0	0	4	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	南 河 内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
7	泉 南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市内合計		0	0	0	0	0	0	2	23	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
府下合計		0	0	1	1	0	0	7	45	0	0	0	0	2	2	3	161	3	55	1	2

(注) 2～4の地域の訴え件数及び訴え人数には、大阪市以外の被害分を含む。

資料1-14 二酸化硫黄(SO₂)濃度経年変化

(単位: ppm)

年度		平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
測定局											
般 環 境 測 定 局	北 区 済 美 小 学 校	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.004	* 0.005	* 0.006
	此 花 区	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.006	0.005	0.005	* 0.007	* 0.007
	此 花 区 役 所										
	大 正 区	0.008	0.009	0.008	0.009	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008	* 0.008
	平 尾 小 学 校										
	西 淀 川 区	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	* 0.006	* 0.006
	淀 中 学 校										
	淀 川 区	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.004	0.004	* 0.005	* 0.006
	淀 川 区 役 所										
	生 野 区	0.007	0.007	0.006	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	* 0.006
	勝 山 中 学 校										
	旭 区	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	* 0.005
	大 宮 中 学 校										
	城 東 区	0.007	0.006	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	* 0.006	* 0.006
	聖 賢 小 学 校										
自動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	住 之 江 区	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.008	0.008
	清 江 小 学 校										
	平 野 区	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005	* 0.006
	摂 陽 中 学 校										
	西 成 区	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	* 0.006
	今 宮 中 学 校										
	西 区	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004	* 0.005	0.006
	堀 江 小 学 校										
	鶴 見 区	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	* 0.005	* 0.006
	茨 田 北 小 学 校										
	住 之 江 区	—	—	—	—	—	—	—	0.007	0.008	* 0.009
	南 港 ホ ト タ ウン										
	市 内 平 均	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.007
自動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	西 淀 川 区	0.014	0.011	0.010	0.010	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008	* 0.007
	出来 島 小 学 校										
	住 之 江 区	0.011	0.010	0.009	0.010	0.010	0.007	0.006	—	—	—
	北 粉 浜 小 学 校										
	福 島 区	0.009	0.011	0.011	0.012	0.011	0.010	0.008	0.008	0.009	0.009
	海 老 江 西 小 学 校										
	鶴 見 区	0.008	0.007	0.008	0.008	0.007	0.006	0.005	—	—	—
	茨 田 中 学 校										
	市 内 平 均	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008	0.006	0.007	0.009	0.008

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

2. *印は環境基準値(短期的評価)を超えた局。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転。

生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施。

平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更。

資料1-15 二酸化硫黄(SO₂)環境基準対比

(平成13年度)

測定局		年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合			日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	
			ppm	時間	%						
一般環境測定局	北区 済美小学校	0.006	2	0.0	0	0.0	0.113	0.017	○	0	
	此花区 此花区役所	0.007	1	0.0	0	0.0	0.101	0.020	○	0	
	大正区 平尾小学校	0.008	0	0.0	1	0.3	0.098	0.021	○	0	
	西淀川区 淀中学校	0.006	2	0.0	0	0.0	0.115	0.019	○	0	
	淀川区 淀川区役所	0.006	1	0.0	0	0.0	0.102	0.017	○	0	
	生野区 勝山中学校	0.006	2	0.0	0	0.0	0.110	0.017	○	0	
	旭区 大宮中学校	0.005	2	0.0	0	0.0	0.124	0.016	○	0	
	城東区 聖賢小学校	0.006	2	0.0	0	0.0	0.119	0.017	○	0	
	住之江区 清江小学校	0.008	0	0.0	0	0.0	0.098	0.017	○	0	
	平野区 摂陽中学校	0.005	2	0.0	0	0.0	0.111	0.015	○	0	
	西成区 今宮中学校	0.006	1	0.0	0	0.0	0.102	0.018	○	0	
	西区 堀江小学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.086	0.016	○	0	
	鶴見区 茨田北小学校	0.006	1	0.0	0	0.0	0.142	0.017	○	0	
	住之江区 南港ポートタウン	0.009	0	0.0	1	0.3	0.099	0.021	○	0	
	自測動車排定出力ス局	西淀川区 出来島小学校	0.007	1	0.0	0	0.0	0.109	0.016	○	0
	福島区 海老江西小学校	0.009	0	0.0	0	0.0	0.100	0.019	○	0	

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合を環境基準達成とする。

資料1-16 一酸化炭素(CO)濃度経年変化

－自動車排出ガス測定局－

(単位: ppm)

年度 測定局	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
北 区 梅 田 新 道	1. 3	1. 4	1. 4	1. 3	1. 5	1. 6	1. 4	1. 3	1. 2	1. 1
西 淀 川 区 出来島小学校	1. 5	1. 4	1. 2	1. 3	1. 1	1. 0	1. 0	1. 0	1. 0	1. 0
住 之 江 区 北粉浜小学校	1. 7	1. 6	1. 5	1. 5	1. 6	1. 5	1. 5	1. 4	1. 2	1. 2
東 住 吉 区 杭全町交差点	2. 8	1. 9	1. 6	1. 4	1. 5	1. 3	1. 4	—	—	—
旭 区 新森小路小学校	2. 3	1. 7	1. 7	1. 9	1. 8	1. 9	1. 8	1. 7	1. 6	1. 5
福 島 区 海老江西小学校	1. 5	2. 0	1. 9	1. 6	1. 4	1. 3	1. 3	—	—	—
東 成 区 今里交差点	2. 2	2. 1	2. 0	2. 0	1. 9	1. 9	1. 7	1. 6	1. 5	1. 4
市 内 平 均	1. 8	1. 7	1. 6	1. 6	1. 5	1. 5	1. 4	1. 4	1. 3	1. 2

(注) 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

資料1-17 一酸化炭素(CO)環境基準対比

－自動車排出ガス測定局－

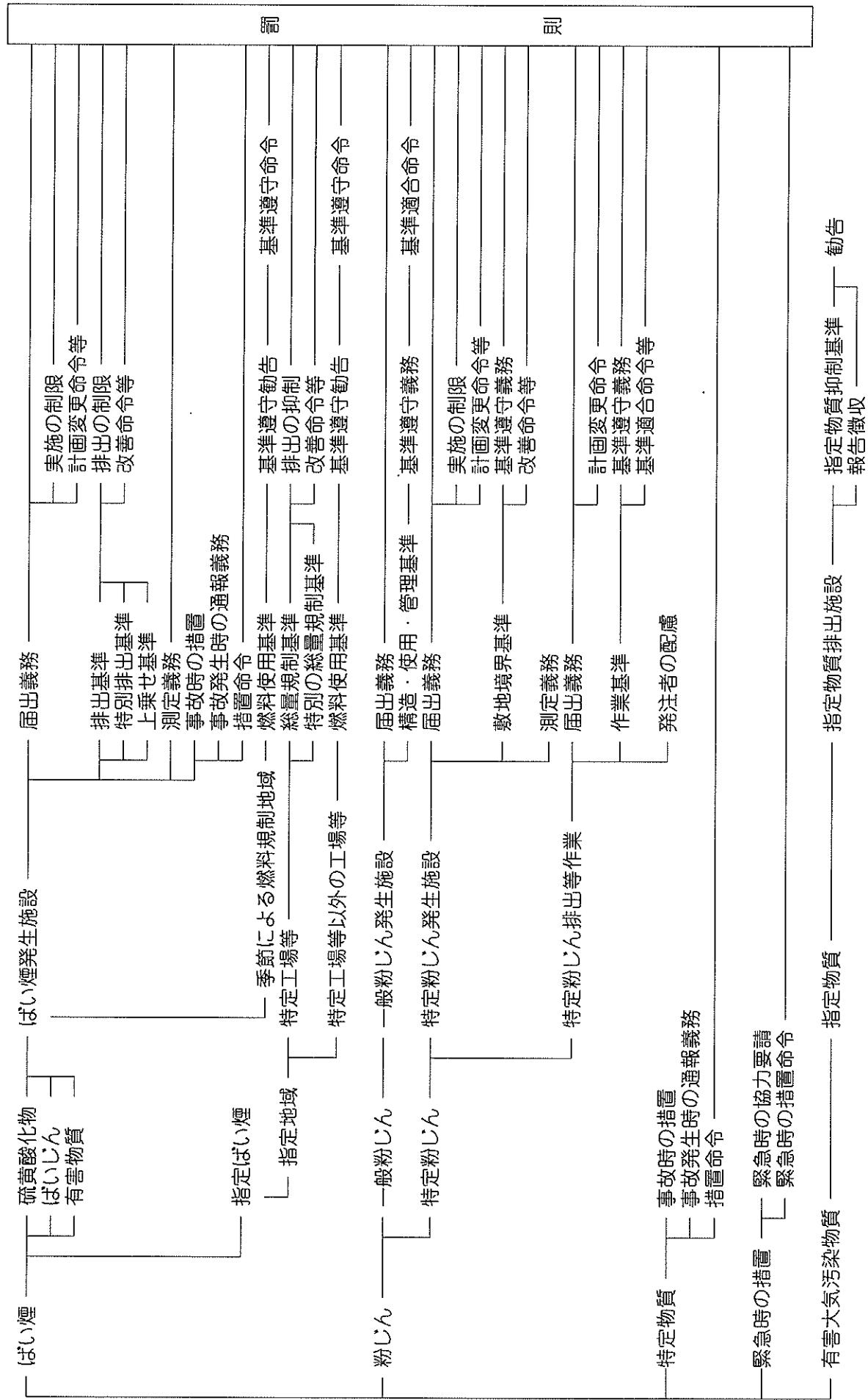
(平成13年度)

測 定 局	年 平 均 値	8時間値が 20 ppm を 超えた 回 数と その割合		日平均値が 10 ppm を 超えた 日 数と その割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 2 % 除外値	日 平 均 値 が 10 ppm を超えた 日が 2 日以上 連続したこと の 有 無	環 境 基 準 の 長 期 的 評 価 に よ る 日 平 均 値 10 ppm を超 えた 延日数
		ppm	回	%	日	%			
北 区 梅 田 新 道	1. 1	0	0.0	0	0.0	4. 8	1. 8	○	0
西 淀 川 区 出来島小学校	1. 0	0	0.0	0	0.0	5. 8	1. 7	○	0
住 之 江 区 北粉浜小学校	1. 2	0	0.0	0	0.0	5. 0	1. 8	○	0
旭 区 新森小路小学校	1. 5	0	0.0	0	0.0	6. 1	2. 5	○	0
東 成 区 今里交差点	1. 4	0	0.0	0	0.0	5. 6	2. 3	○	0

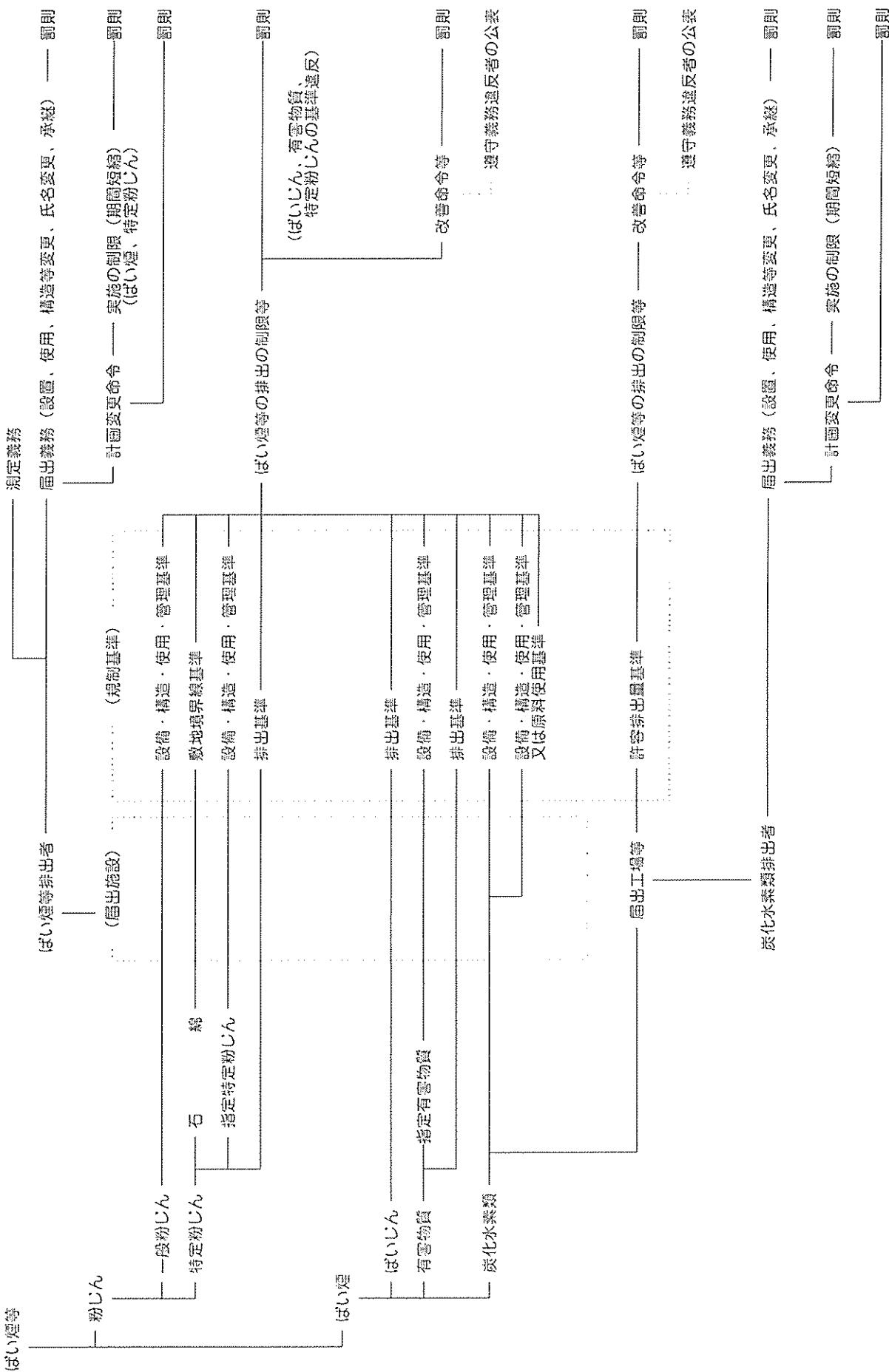
(注) 1. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が10 ppm を超えず、かつ年間を通じて日平均値が10 ppm を超える日が2日以上連続しない場合を環境基準達成とする。

2. 8時間値とは、0～8時、8～16時、16～24時の1日3回の時間帯に区分した各平均値をいう。

資料 1-18 大気汚染防止法による規制の仕組み



資料1-19 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制の仕組み（大気関係）



資料1-20 区別届出対象工場・事業場数（大気汚染防止法）

(平成14年3月末)

項目 区名	ばい煙		粉じん		計
	工場	事業場	一般	特定	
北	16	301			317
都島	11	34			45
福島	16	28			44
此花	16	47	11		74
中央	6	432			438
西	2	123	1		126
港	8	32	8		48
大正	17	19	3		39
天王寺	2	51			53
浪速	3	50			53
西淀川	71	27	19	1	118
淀川	47	99	1		147
東淀川	28	42	4		74
東成	15	26			41
生野	22	14	1		37
旭	8	19			27
城東	23	49	1		73
鶴見	24	27			51
阿倍野	2	30			32
住之江	23	61	4		88
住吉	3	21			24
東住吉	5	17		1	23
平野	27	25	2	1	55
西成	23	26	2		51
総計	418	1,600	57	3	2,078
	2,018		60		

(注) 1. 電気・ガス事業法関係施設を含む。
 2. 計は「ばい煙」「粉じん」の延べ数

資料 1-21 ばい煙発生施設設置状況（大気汚染防止法）

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	施	工	夢	其	場	計
北	43(43)																																					
石島	53(44)																																					
福島	73(54)																																					
此花	125(95)																																					
中央	622(633)																																					
西	103(109)																																					
港	53(35)																																					
大正	41(27)	3	1	2	2	2	2	2	1	9	4	9	4	9	4	9	4	9	4	9	4	9	4	9	4	9	4	9	4	9	4	9	4	9	4	9	4	
天王寺	50(63)																																					
浪速	60(58)																																					
西宮川	103(34)	3																																				
淀川	238(152)																																					
東淀川	141(73)																																					
東成	43(34)	2																																				
生野	44(12)																																					
守	40(20)																																					
姫路	73(55)																																					
鶴見	68(21)																																					
岡村	68(64)																																					
住吉	140(115)																																					
住吉	34(31)																																					
英住吉	37(27)																																					
平野	51(22)																																					
西成	56(25)																																					
計	2,922(236)	2	6	1	2	2	1	65	37	11	41	23	94	20	71(66)	1	17	2	34(30)	239(236)	8(5)	58(54)	157(133(3))	4,977(3,735)	418	1,630	2,018											

(注) 1. 母式・ガス製造装置を含む。
2. () 内は事業者数。

資料1-22 粉じん発生施設数（大気汚染防止法）

(平成14年3月末)

項目 区名	一般 粉じん						特定粉じん 施設数
	コークス炉	堆積場	ベルト・ バスケット コンベア	破碎機 摩碎機	ふるい	施設数合計	
北							
都島							
福島							
此花		23	125	6	8	162	
中央							
西			2			2	
港		7	22	5		34	
大正	2	10	152	21	26	211	
天王寺							
浪速							
西淀川		12	44	16	2	74	1
淀川			2			2	
東淀川		3	12			15	
東成							
生野			3			3	
旭							
城東			1			1	
鶴見							
阿倍野							
住之江		5	7	6	1	19	
住吉							
東住吉							1
平野			14	3	1	18	5
西成		4	19		1	24	
計	2	64	403	57	39	565	7

(注) 電気・ガス事業法関係施設を含む。

資料1-23 届出工場・事業場数（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

(平成14年3月末)

項目 区名	工場・ 事業場	ばいじん	有害物質	炭化水素類	一般粉じん	特定粉じん ()内は石綿の内数
北	40	3	16	24	7	2
都島	17	3	4	8	8	3
福島	23	1	2	17	6	2(2)
此花	46	6	6	25	13	
中央	23		6	22		
西	28	3	2	21	8	
港	38	7	1	13	19	
大正	65	11	27	20	29	15
天王寺	24		9	15	1	2
浪速	28	6	9	14	6	1(1)
西淀川	114	19	37	37	47	3(1)
淀川	126	22	41	61	55	7
東淀川	59	3	13	35	25	
東成	98	5	68	32	46	20
生野	73	4	50	28	32	15
旭	21	1	4	12	5	
城東	58	20	12	40	15	2
鶴見	41	3	7	27	10	1
阿倍野	15		2	11	2	1(1)
住之江	84	10	41	33	50	11(2)
住吉	11		1	11		1
東住吉	40	2	21	24	15	5(1)
平野	101	14	48	49	43	13(1)
西成	77	21	40	23	28	12
計	1,250	164	467	602	470	116(9)

(注) 工場・事業場数は、旧条例（大阪府公害防止条例）に係る届出書から読み替えしたものを含んでおり、今後、工場立入等により精査する。

資料1-24 大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（大気）に基づく届出件数

(平成13年度)

種類 区分	設置届	使用届	構造 変更届	廃止届	氏名等 変更届	承継届	法第27条 第3項 通知関係	合計
大気汚染防止法	55	0	11	116	187	24	205	598
大阪府生活環境 の保全等に 関する条例	33	0	9	16	9	1		68
合計	88	0	20	132	196	25	205	666

(注) 平成11年度までは1施設につき、1件の設置届であったが、平成12年度からは複数の施設であっても1件の設置届とした。

資料1-25 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出件数

(平成13年度)

種類 区分	選任届	解任届	死亡届	合計
公害防止統括者及び代理者	56	73	0	129
公害防止管理者及び代理者	48	65	0	113
公害防止主任管理者及び代理者	0	0	0	0
合計	104	138	0	242

資料1-26 塩素酸化物特定工場等

(平成14年3月末)

種別 区名	製造業												電気・ガス 熱供給業			事業場	合計	
	食料品 製造業	繊維 工業	木材 ・木製品 加工業	パルプ・紙 加工業	化学 学	石油 石炭 加工業	ゴム ・皮 革業	黒 染・土 石 製造業	鉄 鋼	非 鐵 金屬 製品	金属 製品	機械 器具 製造業	その 他 製造業	電 気 業	力 ス 業	熱 供 給 業		
北																1	8	9
都島															1		1	2
福島				1				1										2
此花					1				2	1				1			2	7
中央																	5	5
西																1		1
港	1															1	2	4
大正								3						1			1	5
天王寺																		
浪速																		
西淀川				1	2				4							1	8	
淀川					1	4											5	
東淀川					1													1
東成																		
生野																		
旭																		
城東	1																2	3
鶴見																	2	2
阿倍野																	1	1
住之江									2					2		1	4	9
住吉																		
東住吉																		
平野																	4	4
西成								1									1	2
計	2			4	7			2	11	1				5		4	34	70

(注) 電気・ガス事業法対象を含む。

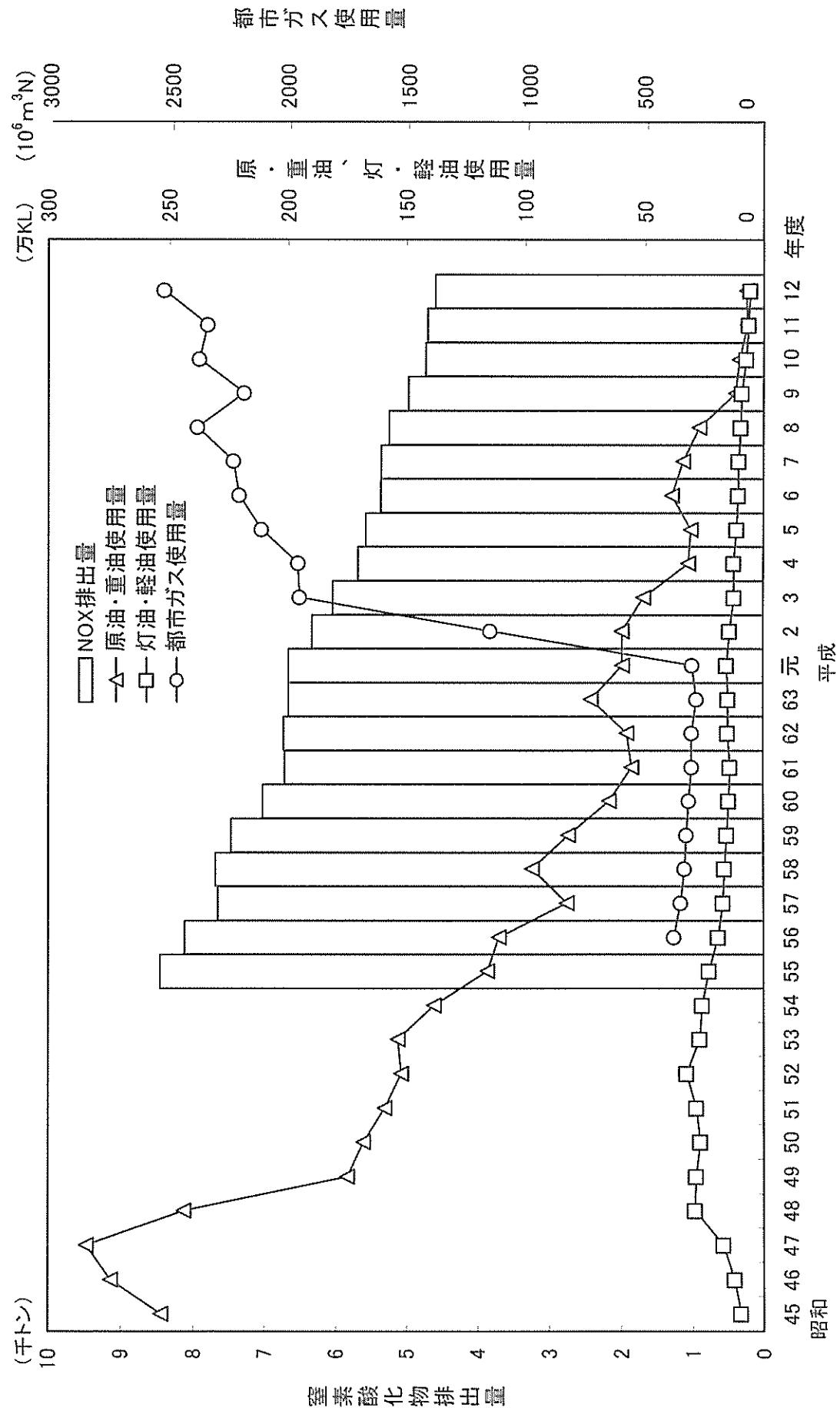
資料1-27 硫黄酸化物特定工場等

(平成14年3月末)

種別 区名	製造業												電気・ガス 熱供給業			事業場	合計
	食料品製造業	織維工業	木材・木製品工業	パルプ・紙加工業	化学校	石油石炭製造業	ゴム・皮革製造業	窯業・土石製造業	鉄鋼	非鐵金属	金属製品製造業	機械器具製造業	その他製造業	電気業	力業	熱供給業	
北																2	21 23
都島		1												1		1	3
福島				1				1								3	5
此花					1				2	1				1	1	3	9
中央																15	15
西																1	1 2
港	1															1	2 4
大正					1				1	3				1		1	7
天王寺																4	4
浪速																1	1
西淀川				1	2			1	3	1	1					2	11
淀川				1	5											1	7
東淀川		4		1	2												7
東成																1	1
生野																	
旭																	
城東	1				2											2	5
鶴見					2											2	4
阿倍野																4	4
住之江									2					2	1	8	13
住吉																1	1
東住吉																	
平野																4	4
西成	1			1				1								2	5
計	3	5		5	15			4	10	2	1			5	6	79	135

(注) 電気・ガス事業法対象を含む。

資料 1-28 燃料使用量等の推移



資料1-29 燃料使用量(区別)

(平成12年度)

項目 区名	重油 (kL)	灯・軽油 (kL)	石炭 (トン)	コークス (トン)	都市ガス (10 ³ m ³ N)
北	5,236	5,465			72,399
都島	945	786			46,413
福島	3,054	632			24,239
此花	17,484	2,270			81,502
中央	2,987	4,143			43,854
西	1,504	1,537			13,476
港	721	815		14	15,453
大正	724	7,348		720,869	84,384
天王寺	1,008	2,862			6,735
浪速	1,612	271		20	2,418
西淀川	9,274	5,818		2,265	75,681
淀川	3,581	4,445			45,820
東淀川	1,976	2,062			47,731
東成	904	222			2,480
生野	1,621	394			680
旭	1,173	653			2,483
城東	1,982	4,213			13,439
鶴見	2,487	1,021			4,949
阿倍野	577	1,205			9,071
住之江	10,437	4,721		9,869	1,814,210
住吉	1,093	223			2,847
東住吉	834	240			1,883
平野	2,861	4,943			106,223
西成	1,279	2,513	12,517	40	4,281
合計	75,354	58,802	12,517	733,077	2,522,651

(注) 都市ガスとは、13A、LNGの合計である。

資料 1-30 ばい煙処理施設の設置状況

(平成14年3月末)

ばい煙発生施設の種類		遠心力集じん装置	遠心力集じん装置	マルチサイクロン	洗浄式集じん装置	洗浄式集じん装置	洗ベスチラ装り	洗ス充てん装上塔	電気集じん装置	過濾バグフィルタ	排煙脱硫装置	排煙脱硝装置	その他	合計
1	ボイラー	10	20			1	7	7	2	15	14	6	82	
2	ガス発生炉・加熱炉													
3	焰焼炉					1	2	7		5		2	17	
	焼結炉	1					1	1		1			4	
	煅焼炉													
4	ペレット焼成炉													
	溶鉱炉	1				2			1	2			6	
	転炉					4			4	2			10	
5	平炉													
	金属溶解炉	5				3	4	4	62	1		10	89	
	金属加熱炉		1	4	2	1			1		2	1	12	
6	石油加熱炉													
7	触媒再生炉													
8	焼成炉・溶融炉					1	2	3	1	7	2		16	
9	反応炉・直火炉											4	4	
10	乾燥炉	8				1	6	1	13	2	1	41	73	
11	電気炉								24		1	14	39	
12	廃棄物焼却炉	12	5	1	8	27	30	29	16	16	19	163		
13	銅・鉛溶解炉													
14	乾燥施設													
15	塩素冷却施設													
16	塩化鉄溶解槽													
17	活性炭反応炉													
18	塩素反応・吸収施設						1						1	
19	アルミ电解炉													
20	磷酸肥料焼成炉													
21	弐酸用凝縮施設													
22	トリポリ磷酸乾燥炉													
23	鉛精錬用溶解炉					1	2		16			9	28	
24	鉛蓄電池溶解炉													
25	鉛顔料溶解炉													
26	硝酸吸収施設													
27	コークス炉								2				2	
28	ガスタービン	常用									11		11	
		非常用												
29	ディーゼル機関	常用												
		非常用												
30	ガスエンジン	常用									66	1	67	
		非常用												
31	ガソリンエンジン	常用												
		非常用												
32	合計	37	26	5	24	53	58	154	47	113	107	624		

(注) 集計にあたっては、例えば2基のばい煙発生施設の排煙を1基の処理装置で処理している場合、本表では処理装置2基として計算している。

資料1-31 立入指導等の状況（大気）（平成13年度）

種別	立入指導件数			測定検査件数
	保健所	24保健センター	市民の声等 合同立入	
法 律	623	55	(2)	6
条 例	253	156	(11)	13
そ の 他	221	408	(8)	9
計	1,097	619	(21)	28

(注) () 内は保健所及び保健センター立入指導件数の内数

資料1-32 環境月間に係る立入調査結果（平成13年度）

立入工場・ 事 業 場 数	NOx総量 規制対象	その他の工場 ・ 事 業 場	調査施設数	規 制 基 準	
				適	否
89	63	26	534	534	0

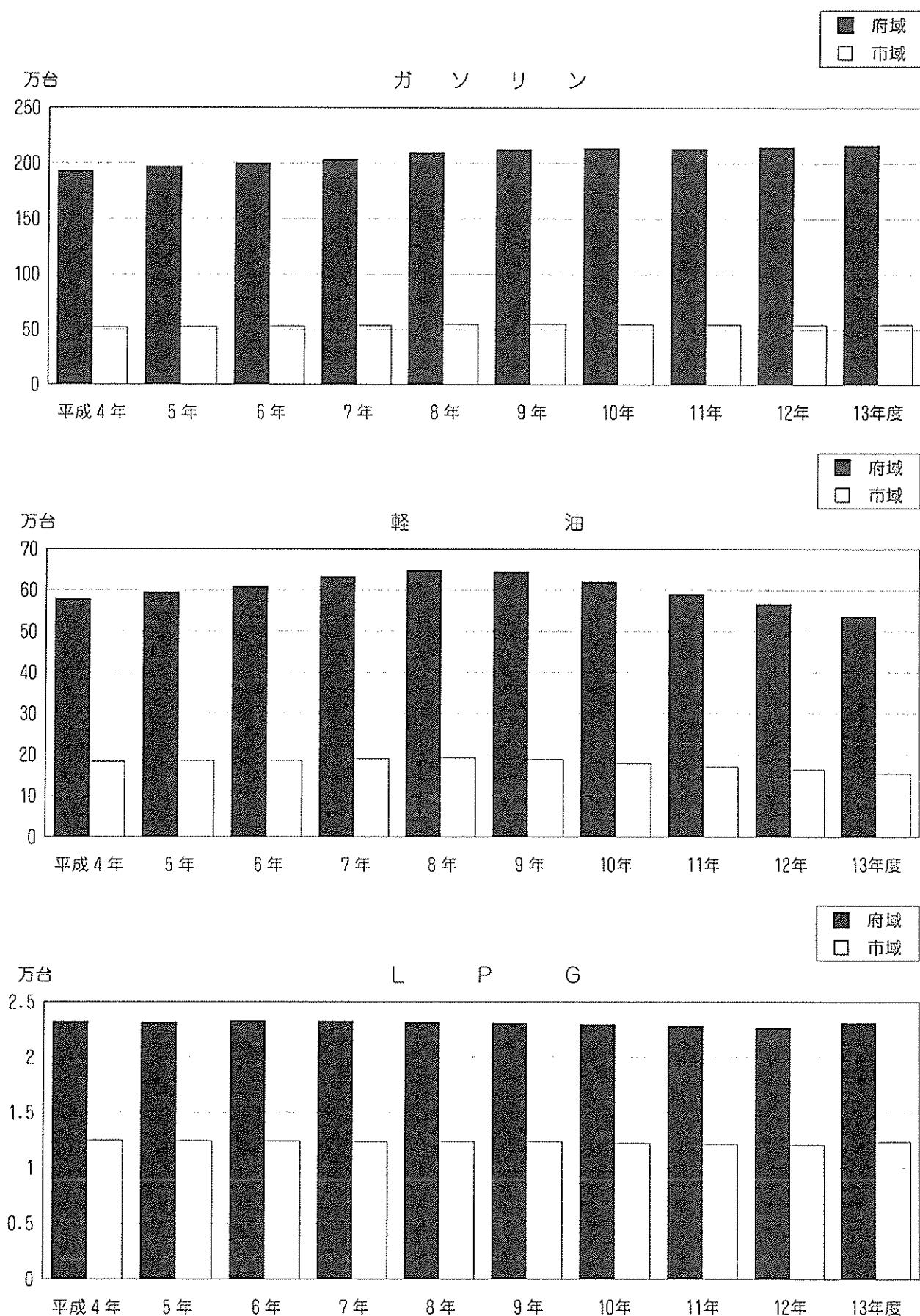
資料1-33 季節大気汚染防止対策に係る立入調査結果（平成13年度）

立入工場・ 事 業 場 数	NOx総量 規制対象	その他の工場 ・ 事 業 場	調査施設数	規 制 基 準	
				適	否
139	63	76	745	745	0

資料1-34 悪臭に係る検査件数（平成13年度）

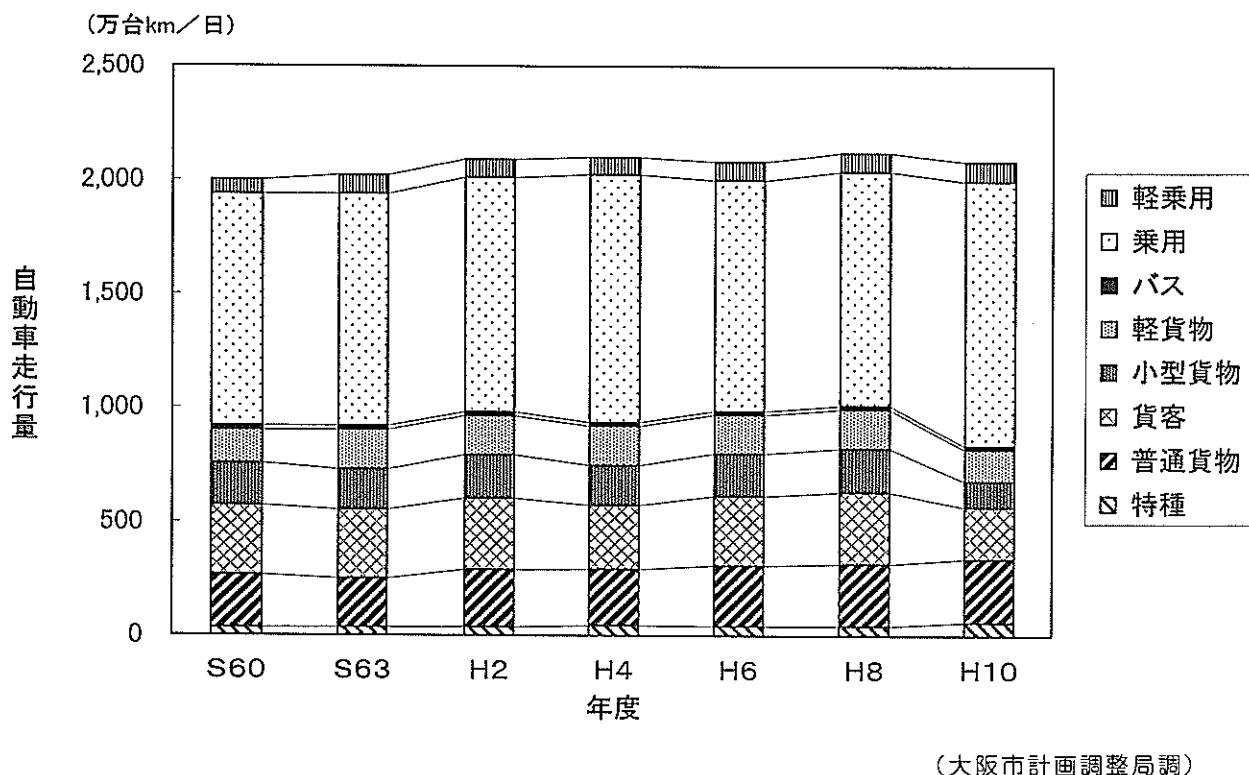
検査件数				
機器分析		官能試験		合 計
発 生 源	環 境	発 生 源	環 境	
41	45	56	161	303

資料2－1 大阪市域内・大阪府域における燃料別自動車保有台数の推移

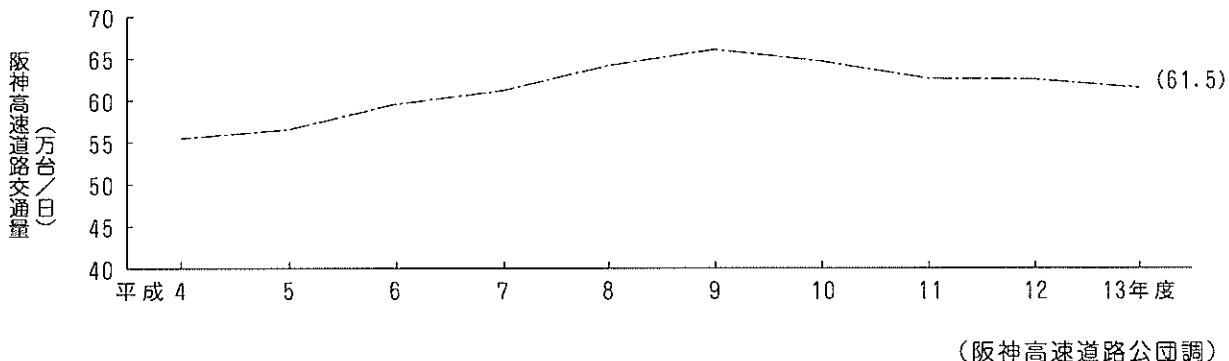


資料2－2 自動車走行量及び渋滞時間等の推移

① 大阪市内の車種別自動車走行量の推移



② 阪神高速道路交通量（大阪府域の年度末データ）



③ 大阪市内における1日平均渋滞時間（市内115か所合計）

	単位	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	過去5年間平均
1日平均渋滞時間 (1箇所あたり平均)	時間分	128 (67)	121 (63)	118 (62)	100 (52)	87 (45)	93 (49)	111 (58)

(大阪府警察本部調)

(注) 1 下段()内数字は市内115か所の平均時間。

2 交通渋滞とは 500m以上の列車が30分以上継続した場合で、かつ5分間の時間占有率が概ね30%以上、走行速度が概ね20km/h以下である場合。

資料2-3 幹線道路沿道における平成11年度二酸化窒素濃度調査結果

(単位: ppm)

No	測定地点	測定期間	二酸化窒素 期間平均値	No	測定地点	測定期間	二酸化窒素 期間平均値
1	恵美須城東線 (天王寺区)	1/6~30	0.037	21	国道1号 (北区)	7/13~8/8	0.029
2	国道43号 阪高西大阪線 (港区)	11/3~29	0.054	22	国道25号 (淀川区)	8/10~9/6	0.033
3	大阪和泉泉南線 (天王寺区)	2/1~24	0.051	23	淀川北岸線 (西淀川区)	2/2~27	0.036
4	大阪伊丹線 (茨田区)	12/1~27	0.042	24	大阪伊丹線 (茨田区)	8/7~29	0.027
5	大阪池田線 (西淀川区)	1/7~2/1	0.047	25	新大阪 センイシティ (淀川区)	9/25~ 10/21	0.043
6	大阪生駒線 (難波区)	2/5~28	0.039	26	大阪内環状線 (東淀川区)	9/8~10/4	0.027
7	国道423号 (淀川区)	11/23~ 12/19	0.045	27	国道479号 (生駒区)	1/12~2/6	0.043
8	築港深江線 阪高大阪東大阪線 (中央区)	10/23~ 11/18	0.058	28	阪高大阪守口線 (旭区)	7/8~8/3	0.023
9	阪高松原線 (難波区)	11/25~ 12/23	0.036	29	中津太子橋線 (旭区)	9/7~10/3	0.027
10	大阪中央環状線 近畿自動車道 (難波区)	11/30~ 12/26	0.052	30	大阪環状線 (城東区)	10/6~ ~11/1	0.043
11	大阪高槻京都線 (北区)	7/8~8/3	0.030	31	国道176号 (淀川区)	1/8~2/3	0.044
12	大阪伊丹線 (北区)	8/28~ 9/23	0.032	32	大阪高石線 (阿倍野区)	8/6~26	0.029
13	赤川天王寺線 (難波区)	11/20~ 12/19	0.041	33	ポートタウン 北外周 (住之江区)	8/31~ 9/26	0.024
14	福島桜島線 (難波区)	2/3~27	0.046	34	阪高大阪湾岸線 国道479号 (住之江区)	8/31~ 9/26	0.040
15	阪高大阪西宮線 (難波区)	8/6~9/5	0.021	35	住吉大阪線 (住之江区)	2/8~3/2	0.040
16	福島桜島線 (此花区)	7/24~ 8/22	0.025	36	大阪和泉泉南線 (住之江区)	10/26~ 11/21	0.045
17	国道308号 (天王寺区)	1/6~31	0.041	37	国道479号 (難波区)	10/28~ 11/23	0.054
18	大阪臨海線 (西区)	7/10~8/4	0.029	38	加美旭町久宝寺線(平野区)	11/2~28	0.043
19	阪高大阪湾岸線 築港深江線 (北区)	9/29~ 10/26	0.042	39	国道26号 (西区)	9/28~ 10/24	0.037
20	大阪八尾線 (大正区)	10/5~31	0.047	40	大阪臨海線 (西区)	7/10~8/5	0.036

(40地点平均値は0.038ppmである)

資料 2-4 道路交通騒音測定地点図



資料2—5 道路交通騒音の環境基準の達成状況

<平成13年度>

地点番号	対象道路	車線数	環境基準の達成状況(面的評価) [注1]						測定結果 [注2]		
			評価区間(km)	対象戸数(百戸)	昼夜とも基準値以下	昼夜のみ基準値以下	達成率(%)	評価区間内の測定地点	用途地	昼間(デイタイム)	夜間(ナイトタイム)
1	国道1号	6	北区東天津橋1～桜田1	1.6	7	87	0	8	5	堀川小学校	商業
2	市道大阪環状線	4	北区天津橋6～堺東区関門1	3.3	30	85	7	0	8	都島保健センター	商業
3	国道2号	4	福島区福島4～西淀川区姫島1	2.5	12	83	0	2	15	海老江西小学校	商業
4	市道福島橋島線	6	此花区福島1～桜島1	4.5	8	56	24	0	20	此花橋便局	商業
5	市道天津橋天王寺線	3	此花区天津橋1～天王寺松屋町	2.1	18	68	22	0	10	近畿郵便局	商業
6	市道大阪八尾線	6	園区千代崎1～中央区南船場4	1.7	8	91	0	0	9	西側防護	商業
7	国道172号	6	港区田中3～西区川口1	4.4	46	70	1	5	24	港島便局	商業
8	国道43号	4	西成区北津守2～市園1	2.4	13	81	10	0	9	大正勤労青年ホーム	商業
9	市道東比奈坂東線	4	天王寺区堺越前～中央区森ノ宮中央1	4.5	39	75	15	0	10	環境科学研究所	居住
10	市道大阪芦原線	6	西淀川区堺2丁目～西区新町1	3.5	21	65	0	17	18	堺草小学校	居住
11	国道43号	6	西淀川区太野2～佃7	1.3	2	65	0	23	12	出菜島小学校	居住
12	国道176号	4	淀川区新富3～十三本町3	1.5	10	98	1	0	1	N.T.淀川支店	居住
13	市道大阪守丹線	4	淀川区十三本町1～加島2	2.5	15	69	11	0	20	淀川消防署加島出張所	1棟住居
14	市道大阪高槻京都線	6	東淀川区堺島1～東淡路5	2.1	14	40	0	19	41	堺島中学校	1棟住居
15	市道大阪豊原線	2	東淀川区豊新5～北江口4	2.2	20	41	16	0	43	大阪経済大学	1棟住居
16	国道308号	2	中央区安堂寺町通1～東成区大今里西1	2.3	19	92	3	0	5	水道局今里営業所	商業
17	市道4天王寺線	4	天王寺区膳山4～生野区中川6	1.4	8	83	8	0	9	生野区民センター	商業
18	市道中津太子橋線	4	旭区赤川2～太子橋1	2.0	19	53	23	0	24	大阪市立生江障害者会館	近隣商業
19	国道1号	4	旭区堺殿7～堺東区蒲生4	1.7	25	34	25	0	41	城東消防署	1棟住居
20	市道大阪岸生野線	4	鶴見区鶴見4～安田4	3.0	22	73	0	5	43	平田中学校	1棟住居
21	国道419号	4	旭区瀬戸水5～鶴見区鶴見4	2.6	22	53	20	0	27	大阪産業大学附属高校	居住
22	市道大阪和泉南線	4	阿倍野区阿倍野1～鶴橋町1	2.8	20	65	13	0	22	関西電力天下茶屋電所	商業
23	国道26号	4	西淀川区花園北1～堺市鉄炮町	6.1	58	87	1	2	10	生之江保健センター	居住
24	国道479号	4	寛住百区長尾公園～住之江区浜口西2	2.5	30	30	18	0	52	住吉勤労青年ホーム	居住
25	市道中津太子橋山線	4	寛住百区東田辺2～長田7	2.9	11	63	7	0	5	中津でんん駅街営業所	商業
26	国道479号	4	平野区平野東1～西鷲3	1.3	6	96	3	1	0	平野小学校	居住
27	市道生吉八尾線	6	平野区平野2～長吉出入口8	2.2	21	41	29	0	30	区画整理事務所	居住
28	市道大阪臨海線	4	浪速区浪速西3～住之江区北加賀屋2	4.2	14	37	14	0	49	塩守小学校	工業系
29	市道大阪高槻京都線	4	北区天津橋2～浪花町	1.5	12	55	13	0	32	鶴大坂下セシネクアット	居住
30	市道中津太子橋山線	4	北区本庄3～堺区赤川2	2.3	16	49	11	0	40	鶴見でんん駅街営業所	近隣商業
31	市道本町左車道線	4	中央区本町4～大阪城	2.6	11	64	20	0	16	莫那保育園	居住
32	国道172号	4	西区西宮1～中央区本町4	1.7	13	83	12	0	5	市立科学振興館	居住
33	市道大阪港八尾線	4	港区築港1～海岸通4	1.5	1	56	4	12	28	淀川区文書送付所	居住
34	市道大阪港八尾線	4	大正区鶴町2～草加島3	1.2	5	80	2	4	14	住友大阪セントラル中央母院	居住
35	国道25号	4	寛住百区桑津4～天王寺区大道1	2.6	21	98	0	0	2	天王寺小学校	居住
36	国道25号	6	浪速区天王寺1～難波中1	1.1	8	95	1	0	4	N.T.大阪ビル	商業
37	国道2号	4	西淀川区姫島1～千舟1	0.8	3	83	1	6	10	野里交番	居住
38	市道大阪高槻京都線	4	淀川区十三本町1～東淀川区堺島1	3.1	25	83	10	0	7	十三市民会館	居住
39	国道479号	4	東淀川区上新庄3～旭区太子橋2	3.2	33	66	9	0	25	淀川区東淀川測量事務所	居住
40	国道308号	4	寛住百区深江南1～深江北2	1.2	9	63	8	0	29	東淀川消防署江戸川出張所	居住
41	国道1号	4	守口市京阪本通1～旭区高殿7	1.9	24	94	3	1	2	守口市京阪營業所	居住

注1：面的評価は、複数評価による値。

注2：面的評価を行う区間ににおいて、代表地点として騒音レベルを実際に測定した地点と測定結果

<平成13年度>

地点番号	対象道路	車線数	評価区間			環境基準の達成状況(面的評価)〔注1〕			測定結果〔注2〕		
			評価距離(km)	対象戸数(百戸)	昼夜とも基準値以下	昼夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値以下	昼夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値以下	昼夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値以下
42	府道大阪生駒線	4	城東区今福西3～鶴見区鶴見4	1.3	12	43	23	0	34	71	69
43	市道鶴見区第9001号	6	鶴見区浜2～鶴見6	2.2	9	87	4	1	8	66	62
44	市道大阪港八尾線	4	住之江区粉浜1～阿倍野区路和町5	2.4	24	61	9	0	30	72	68
45	府道住吉八尾線	4	住之江区平林北1～阿倍野区木1	1.3	3	35	12	0	53	72	69
46	国道479号	4	平野区豊蓮西6～東生吉区長居公園	3.0	21	69	8	0	23	71	67
47	府道大阪羽曳野線	2	平野区平野南4～長吉川辺4	4.1	17	93	2	0	5	67	62
48	府道大阪港八尾線	2	平野区加美西1～加美東6	1.5	4	59	27	0	14	68	65
49	国道43号	8	西成区出城1～北津守2	1.3	5	83	2	0	15	71	68
50	府道大阪伊丹線	4	福島区福島島5～北区中津6	1.7	9	67	17	0	16	71	68
51	府道大阪高槻線	4	東淀川区萱原3～豊新5	1.9	25	51	22	0	27	71	68
52	市道東住吉区第1125号	4	東淀川区湯里6～中野4	1.3	16	35	36	0	29	71	69

<平成12年度>

対象道路	車線数	評価区間			環境基準の達成状況(面的評価)〔注1〕			測定結果〔注2〕			
		評価距離(km)	対象戸数(百戸)	昼夜とも基準値以下	昼夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値以下	昼夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値以下	昼夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値以下	昼夜とも基準値以下
市道天満筋筋筋	4	北区瀬之内口町～天満橋1	1.4	21	54	33	0	13	68	66	66
市道赤川天王寺線	4	旭区赤川2～都島区中野町1	3.4	37	73	0	7	20	70	64	64
市道赤金堀田線	4	福島区野田6～北区笠田1	4.1	29	90	3	0	7	69	64	64
市道江戸堀線	6	中央区北浜4～西区土佐堀3	1.8	11	50	1	0	49	70	65	65
府道大阪八尾線	6	大正区南恩加島3～三軒家東6	2.5	17	49	4	0	47	72	68	68
府道大阪放園幸良線	4	天王寺区上本町6～東成区大今里西2	2.2	22	75	15	0	10	68	65	65
市道赤川天王寺線	4	都島区中野町1～天王寺区大道2	5.7	33	74	2	1	23	69	64	64
市道赤川阪地田線	4	西淀川区御幣島2～淀川区加島2	2.1	5	51	17	0	32	73	70	60
市道淀川区御幣島1～大正区北村3	4	浪速区元町1～大正区北村3	4.6	28	89	2	1	8	65	65	60
市道淀川区御幣島1～淀川区塚本3	4	西淀川区御幣島1～淀川区塚本3	1.9	21	62	23	0	15	71	68	68
国道423号	4	淀川区西中島1～東三国3	3.2	30	35	15	0	50	70	67	67
市道高島松原江線	6	福島区福島4～此花区四宮鳥1	1.9	17	66	12	0	22	69	66	66
市道深澤江線	6	中央区墨屋1～此花区深訪4	3.4	27	47	22	0	31	73	71	71
国道479号	4	東成区深江南2～平野元町	4.4	28	87	0	4	9	67	63	63
市道上新庄生野線	4	東淀川区豐新2～都島区内代町1	4.3	26	92	1	0	7	66	60	60
国道163号	4	旭区高殿7～新森6	2.0	18	98	0	1	1	70	66	66
府道石切大阪線	2	大阪市鶴見区今津北5丁目	2.9	7	98	0	1	1	66	60	60
市道阿倍野木津川線	4	東住吉区抗金2～西成区旭3	5.0	39	91	3	2	4	73	63	63
市道兵口南岸線	4	住之江区浜口西2～南港東4	5.4	25	91	12	29	0	59	72	68
府道住吉八尾線	4	阿倍野区福島町1～住吉区矢田7	3.4	29	73	7	0	20	65	60	60
市道大阪環状水線	2	住吉区我孫子東2～墨住吉区矢田5	1.7	18	95	0	1	4	71	68	68
市道大阪中央環状線	4	東住吉区抗金6～中野4	3.6	17	61	12	0	21	74	72	72
府道大阪中央羽曳野線	6	平野区長宮川辺3～長吉出戸7	2.4	10	48	0	7	45	72	65	65
府道大阪羽曳野線	4	平野区平野本町2～平野南3	1.2	11	80	0	11	9	72	65	65

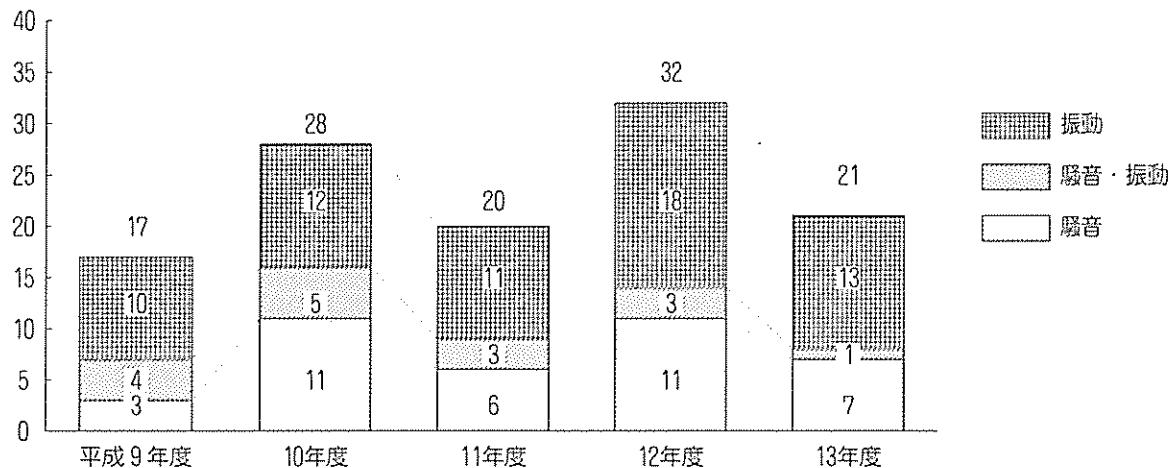
注1：面的評価結果は、推計計算による値。

注2：面的評価を行う区間ににおいて、代表地点として騒音レベルを実際に測定した地点と測定結果

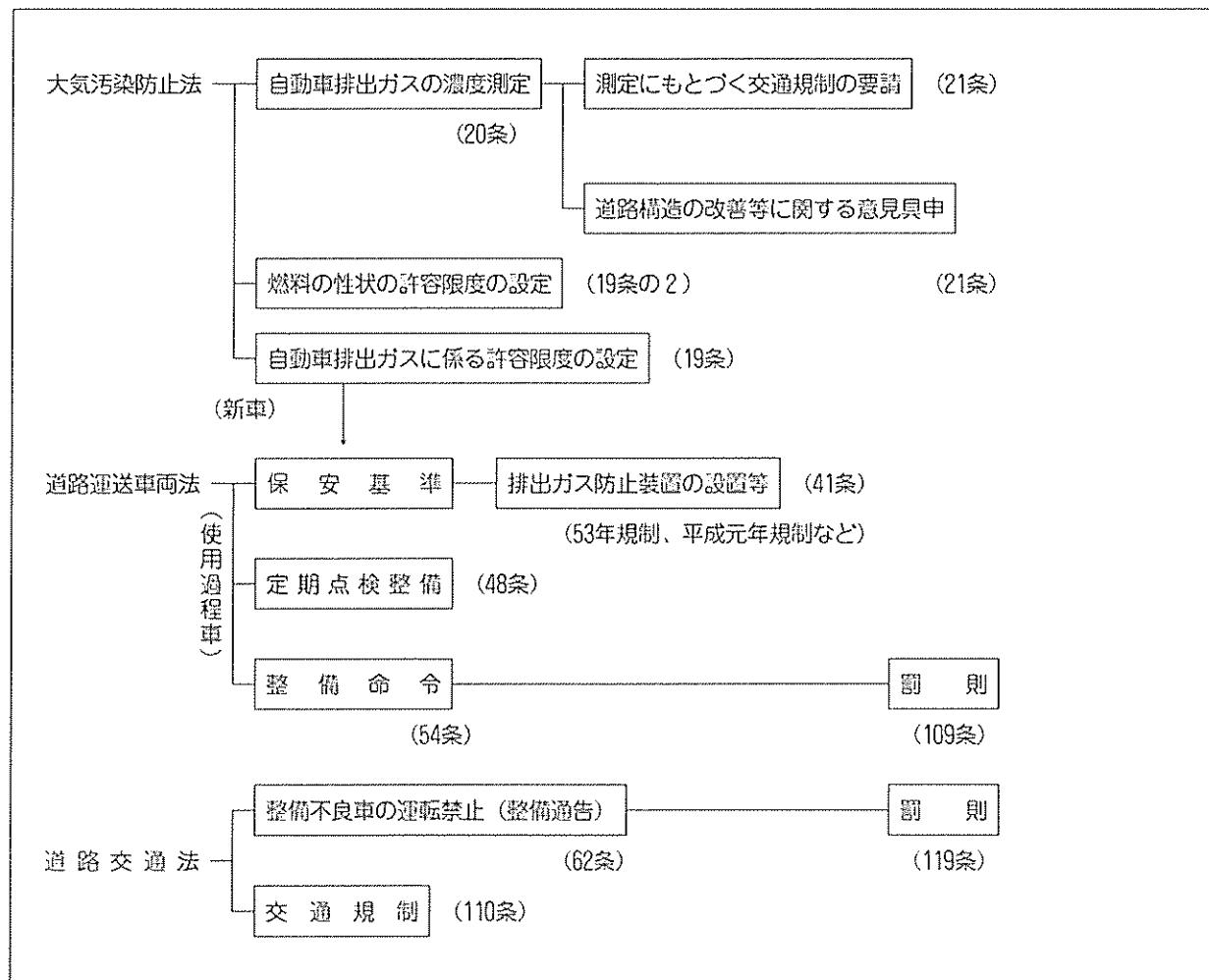
資料2-6 過去5年の騒音・振動苦情発生件数の経年変化

(道路交通騒音・振動関係 平成9~13年度)

件数

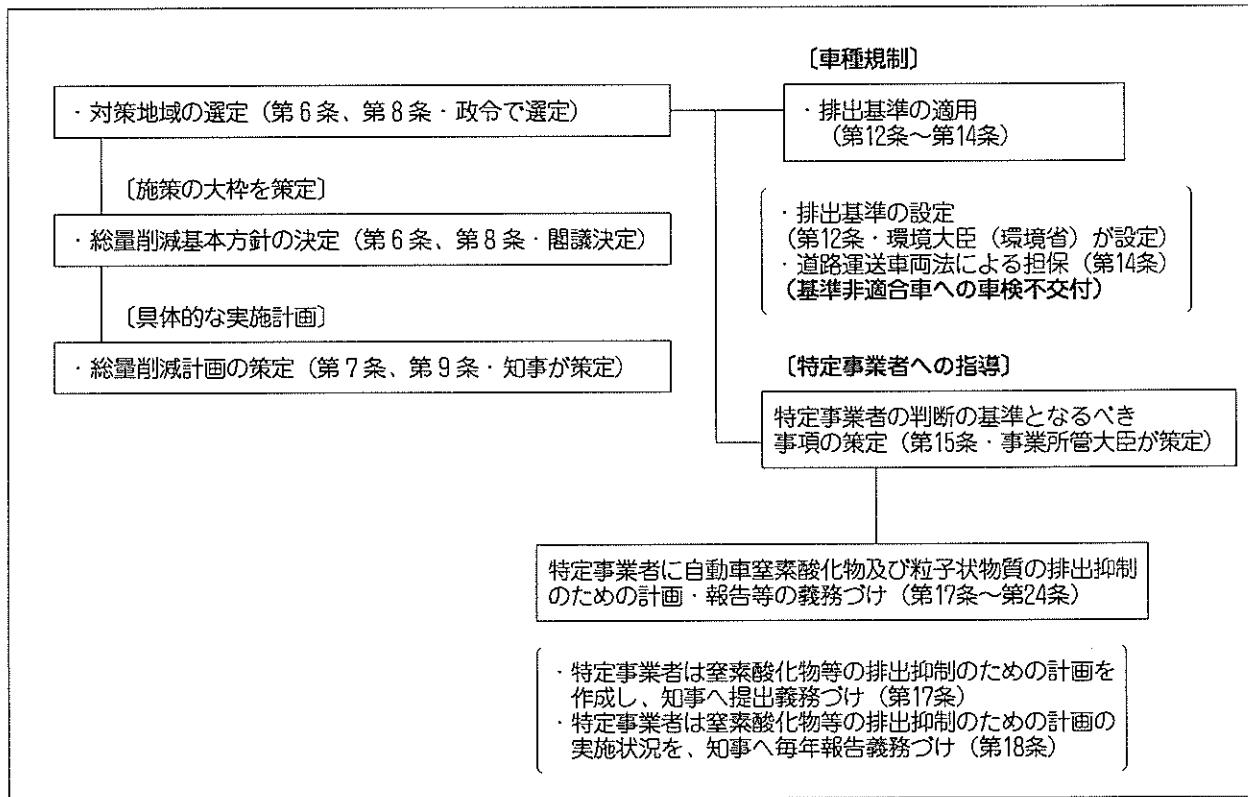


資料2-7 自動車排出ガス規制の法体系



資料2－8 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）

① 法体系



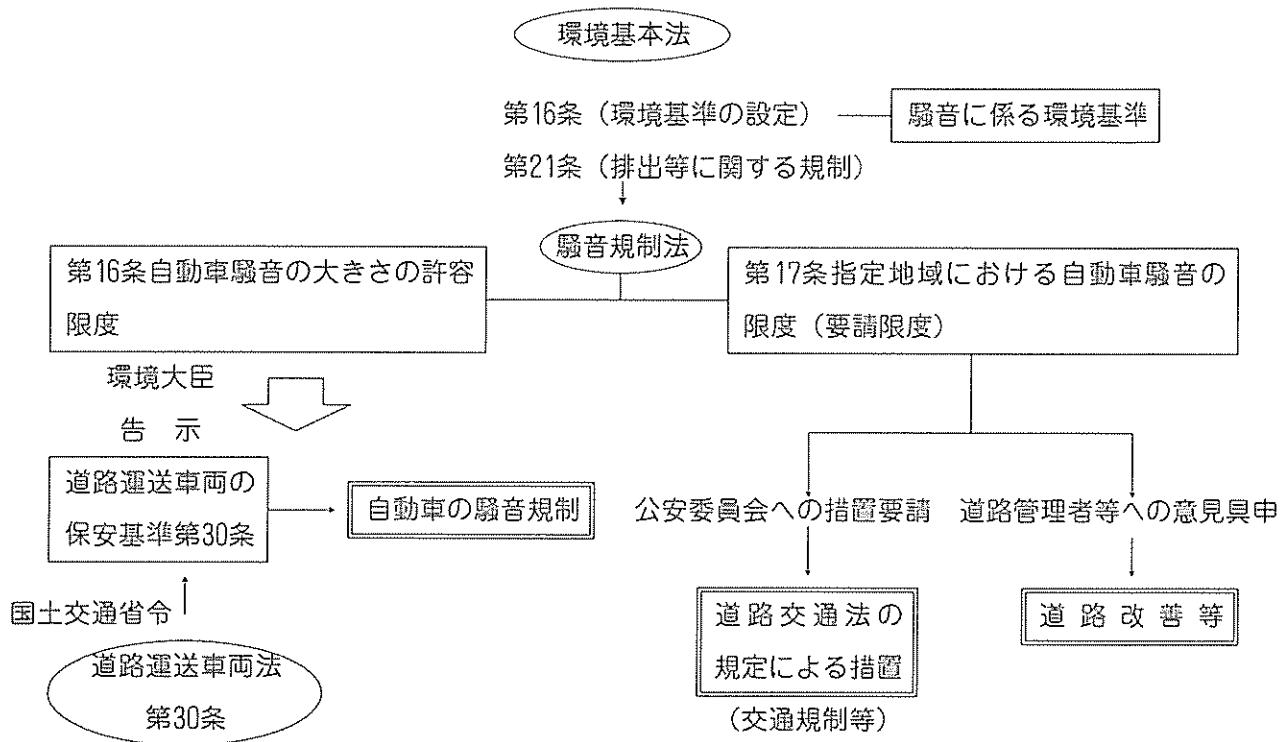
② 窒素酸化物及び粒子状物質排出基準

貨物自動車・バス・特種自動車等（ディーゼル車、ガソリン車、LPG車）		
車両総重量	1.7t以下	窒素酸化物：0.48g/km（昭和63年規制ガソリン車並） 粒子状物質：0.055g/km（注1）
	1.7t超2.5t以下	窒素酸化物：0.63g/km（平成6年規制ガソリン車並） 粒子状物質：0.06g/km（注1）
	2.5t超3.5t以下	窒素酸化物：5.9g/kWh（平成7年規制ガソリン車並） 粒子状物質：0.175g/kWh（注1）
	3.5t超	窒素酸化物：5.9g/kWh（平成10年・11年規制ディーゼル車並） 粒子状物質：0.49g/kWh（平成10年・11年規制ディーゼル車並）
	ディーゼル乗用車（注2）	窒素酸化物：0.48g/km（昭和53年規制ガソリン車並） 粒子状物質：0.055g/km（注1）

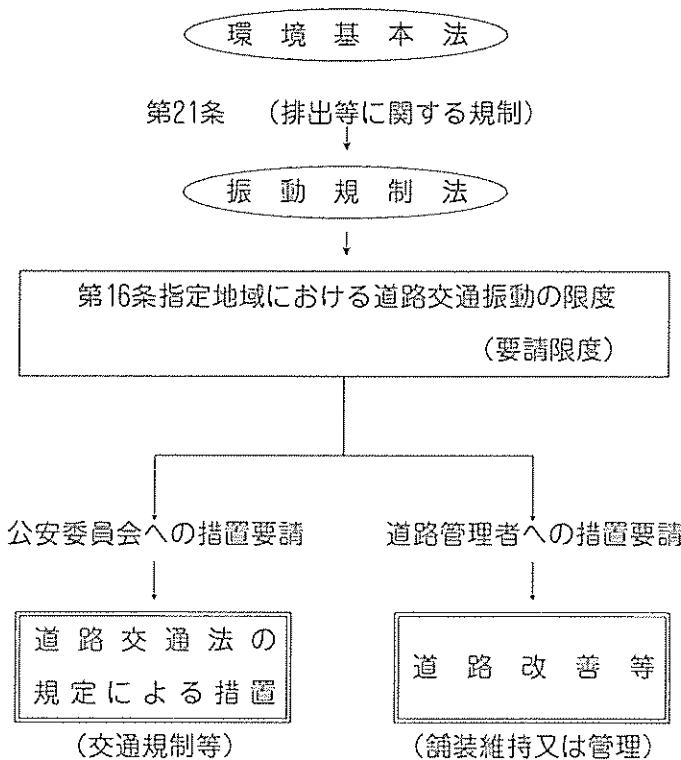
(注1) 粒子状物質排出基準値は、新短期規制（平成14年から実施）の2分の1の値としている。これは、中央環境審議会の「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第4次答申平成12年11月）を踏まえたもので、この答申において、新長期規制（平成17年から実施予定）については、新短期規制の2分の1程度より更に低減した規制値とすることが適当であるとされている。

(注2) 特種自動車でディーゼル乗用車ベースのものを含む。

資料 2-9 道路交通騒音に関する法体系



資料 2-10 道路交通振動に関する法体系



資料2-11 自動車排出ガス規制の推移(新車)

1) 10・15モード、ディーゼル13モード等

① NO_x

排出ガスの種類	自動車の種類			単位	従来車の排出量	48年度規制	50年度規制	53年度規制	56年規制	61年規制	63年規制	2年規制
	乗用車	〔乗車定員10人以下〕	ガソリン(4サイクル) LPG			3.07 3.13	3.00(2.18) [29]	1.60(1.20) [61]	0.48(0.25) [92]			
空素酸化物	ガソリン車・LPG車	貨物車	〔軽貨物車の〕 〔貨物車〕	ガソリン(4サイクル) LPG	g/km	3.07 3.13	3.00(2.18) [29]	2.30(1.80) [41]	1.60(1.20) [61]	1.26(0.90) [71]		0.74(0.50) [84]
			ガソリン(2サイクル)			0.33	0.50(0.30) [9]	0.50(0.30) [9]		【E】		【V】
	LPG車・バス	軽量車	〔車両総重量1.7t以下〕	ガソリン(4サイクル) LPG	g/km	3.07 3.17	3.00(2.18) [29]	2.30(1.80) [41]	1.40(1.00) [67]	0.84(0.60) [81]		0.48(0.25) [92]
			ガソリン(2サイクル)			0.33	0.50(0.30) [9]			【L】		【R】
	中量車	ガソリン・LPG	〔車両総重量1.7t超3.5t以下〕	g/km	3.07 3.17	3.00(2.18) [29]	2.30(1.80) [41]	1.60(1.20) [61]	1.26(0.90) [71]		0.98(0.70) [77]	
			ガソリン(2サイクル)						【L】		【T】	
NOx	デイゼル車	乗用車	〔車両重量1.265t以下〕	g/km	2626	2200(ppm) [30]	1850(ppm) [41]	1390(ppm) [58]	990(ppm) [71]	【M】	850(ppm) [75] 【T】	
			〔車両重量1.265t超〕									
		貨物車	中量車 (車両総重量1.7t超2.5t以下)	g/km	562.5	590(ppm) [20]	500(ppm) [32]	450(ppm) [40]	380(ppm) [48]	0.98(0.70) [71] 【Q】	0.72(0.50) [79] 【X】	
			重量車1 (車両総重量2.5t超3.5t以下)						【N, P】	1.26(0.90) [63] 【Q】		
	ルール車	直接噴射式	重量車2 (車両総重量3.5t超12t以下)	g/kWh	862.5	1000(ppm) [20]	850(ppm) [32]	700(ppm) [44]	610(ppm) [51]		500(ppm) [60] 【S】	
			重量車3 (車両総重量12t超)						【P】		520(ppm) [58] 【S】	
			軽量車 (車両総重量1.7t以下)								(大型トラック グレードを除く) 520(ppm) [68] 【U】	(大型トラック グレード車のみ) 520(ppm) [58] 【W】
		副室式	中量車 (車両総重量1.7t超2.5t以下)	g/km	562.5	590(ppm) [20]	500(ppm) [32]	450(ppm) [40]	390(ppm) [48]		1.26(0.90) [64] 【S】	
			重量車1 (車両総重量2.5t超3.5t以下)						【N】		350(ppm) [53] 【S】	
			重量車2 (車両総重量3.5t超12t以下)								(大型トラック グレードを除く) 350(ppm) [53]	(大型トラック グレード車のみ) 350(ppm) [53] 【W】
			重量車3 (車両総重量12t超)									

(注) 1 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。

2 規制値の()内の数値は、平均値である。

3 規制値の〔 〕内の数値は、従来車の排出量からの削減率である。

(ガソリン・LPG車については、ガソリン従来車からの削減率である。)

4年規制	5年規制	6年規制	7年規制	9年規制	10年規制	11年規制	12年規制	13年規制	14年規制	15年規制	16年規制
					アイドル規制 【GF】		0.17(0.08) [97] 【GH】				
					アイドル規制 0.48(0.25) [92] 【GD】				0.25(0.13) [96] 【GM】		
					アイドル規制 【GG】		0.17(0.08) [97] 【GJ】				
		0.63(0.40) [87] 【GA】			アイドル規制 【GC】			0.25(0.13) [96] 【GK】			
7.2(5.5) [8.0] 【Z】			5.9(4.50) [8.3] 【GB】		アイドル規制 【GE】			2.03(1.40) [95] 【GL】			
				0.55(0.40) [8.4] 【KE】					0.43(0.28) [8.9] 【KM】		
0.84(0.60) [7.4] 【Y】					0.55(0.40) [8.4] 【KH】				0.45(0.30) [8.8] 【KN】		
	1.82(1.30) [7.4] 【KB】			0.97(0.70) [HT][8.6] 【KF】	0.97(0.70) [AT][8.6] 【KJ】					0.68(0.40) [9.0] 【KQ】	
				5.80(4.50) [7.4] 【KG】						4.22(3.38) [8.0] 【KR】	
					5.80(4.50) [7.4] 【KK】					4.22(3.38) [8.0] 【KR】	
						5.80(4.50) [7.4] 【KL】					4.22(3.38) [8.0] 【KS】
0.84(0.60) [7.6] 【KA】				0.55(0.40) [8.4] 【KE】				0.43(0.28) [8.9] 【KP】			
1.82(1.30) [5.3] 【KB】				0.97(0.70) [HT][7.5] 【KF】	0.97(0.70) [AT][7.5] 【KJ】				0.68(0.40) [8.3] 【KQ】		
				5.80(4.50) [5.9] 【KG】						4.22(3.38) [6.9] 【KR】	
					5.80(4.50) [5.9] 【KK】					4.22(3.38) [6.9] 【KR】	
						5.80(4.50) [5.9] 【KL】					4.22(3.38) [6.9] 【KS】

4 * : 51年度規制は、ガソリン乗用車について等価慣性重量1t以下で0.84g/km(0.60g/km)、
1t超で1.20g/km(0.85g/km)である。

5 平成13年規制以前は、ガソリン・LPG車の車両総重量区分は、中量車については1.7t超2.5t以下、
重量車については2.5t超であった。

6 【】は排ガス規制の識別記号を示す。

② CO、HC

排出ガスの種類	自動車の種類			単位	従来車 排出量 (平均値)	48年度規制	50年度規制	81年規制	86年規制	10年規制
一酸化炭素(CO)	ガソリン車・LPG車	乗用車	□乗車定員10人以下	ガソリン(4サイクル) LPG	20.5	26.0(18.4) [1.0]	2.7(2.1) [9.0]			
					11.6	18.0(10.4) [1.0]	2.7(2.1) [8.2]			
					20.4	26.0(18.3) [1.0]	2.7(2.1) [9.0]			
	ガソリン車・LPG車	貨物車・バス	□軽貨物車 □軽自動車・貨物車	ガソリン LPG ガソリン(2サイクル)	20.5	26.0(18.4) [1.0]	17.0(13.0) [3.7]			8.42(6.50) [6.8]
					11.6	18.0(10.4) [1.0]	17.0(13.0) [1.2]			8.42(6.50) [4.4]
					20.4	26.0(18.3) [1.0]	17.0(13.0) [3.6]			
	ガソリン車・LPG車	乗用車	□軽量車 □車両総重量1.7t以下	ガソリン(4サイクル) LPG ガソリン(2サイクル)	20.5	26.0(18.4) [1.0]	17.0(13.0) [3.7]	1.7(2.1) [9.0]		
					11.6	18.0(10.4) [1.0]	17.0(13.0) [1.2]	2.7(2.1) [8.2]		
					20.4	26.0(18.3) [1.0]	17.0(13.0) [3.6]	3.7(2.1) [9.0]		
	ガソリン車・LPG車	乗用車	□中量車 □車両総重量3.5t以下	ガソリン LPG	20.5	26.0(18.4) [1.0]	17.0(13.0) [3.7]			8.42(6.50) [6.8]
					11.6	18.0(10.4) [1.0]	17.0(13.0) [1.2]			8.42(6.50) [4.4]
二酸化硫黄(SO ₂)	ガソリン車・LPG車	乗用車	□重車・車両総重量3.5t超	ガソリン LPG	1.34	1.6(1.2) [1.0]				
					0.93	1.1(0.8) [1.0]				
	ディーゼル車	□乗用車・バス	□貨物車・バス	ppm	832	980(780) [5]				
	ガソリン車・LPG車	乗用車	□乗車定員10人以下	ガソリン(4サイクル) LPG ガソリン(2サイクル)	3.74	3.8(2.94) [2.1]	0.39(0.25) [9.3]			
					2.94	3.2(2.3) [2.0]	0.39(0.25) [9.1]			
					18.9	22.5(16.6) [1.2]	0.39(0.25) [9.9]			
	ガソリン車・LPG車	貨物車	□軽貨物車 □軽自動車・貨物車	ガソリン LPG ガソリン	3.74	3.8(2.94) [2.1]	2.7(2.1) [4.4]			0.39(0.25) [9.3]
					2.94	3.2(2.3) [2.0]	2.7(2.1) [2.8]			0.39(0.25) [9.1]
					18.9	22.5(16.6) [1.2]	15.0(12.0) [3.7]			
(HC)	ガソリン車・LPG車	乗用車	□軽量車 □車両総重量1.7t以下	ガソリン(4サイクル) LPG ガソリン(2サイクル)	3.74	3.8(2.94) [2.1]	2.7(2.1) [4.4]	0.39(0.25) [9.3]		0.39(0.25) [9.3]
					2.94	3.2(2.3) [2.0]	2.7(2.1) [2.8]	0.39(0.25) [9.1]		0.39(0.25) [9.1]
					18.9	22.5(16.6) [1.2]	15.0(12.0) [3.7]			
	ガソリン車・LPG車	乗用車	□中量車 □車両総重量3.5t以下	ガソリン LPG ガソリン	3.74	3.8(2.94) [2.1]	2.7(2.1) [4.4]			0.39(0.25) [9.3]
					2.94	3.2(2.3) [2.0]	2.7(2.1) [2.8]			0.39(0.25) [9.1]
					18.9	22.5(16.6) [1.2]	15.0(12.0) [3.7]			
	ガソリン車・LPG車	乗用車	□重量車 □車両総重量3.5t超	ガソリン LPG	514	520(410) [1.9]				7.9(6.2) [1.80]
					485	440(352) [2.7]				6.8(5.4) [2.29]
	ディーゼル車	□貨物車・バス	□乗用車・バス	ppm	567	670(510) [2.7]				

(注) 平成13年規制以前は、ガソリン・LPG車の車両総重量区分は、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超であった。

③ PM

排出ガスの種類	自動車の種類			単位	従来車 排出量 (平均値)	47年度規制	5年規制	6年規制	9年規制	10年規制
(PM)	粒子状物質	乗用車	□車両重量1.265t以下	g/km					0.14(0.08)	
										0.14(0.08)
		ディーゼル車	□車両重量1.265t超	g/km					0.34(0.2)	
										0.34(0.2)
		重量車1	□車両重量1.7t以下	g/kWh					0.43(0.25)	
										(MT) 0.18(0.09)
										(AT) 0.18(0.09)
		重量車2	□車両重量1.7t超2.5t以下	g/kWh					0.49(0.25)	
										0.49(0.25)
		重量車3	□車両重量2.5t超	g/kWh					0.96(0.7)	

12年規制	13年規制	14年規制	15年規制	16年規制
1.27(0.67) [97]				
1.27(0.67) [94]				
1.27(0.67) [97]				
		5.11(3.30) [84] 5.11(3.30) [72] 5.11(3.30) [84]		
1.27(0.67) [97]				
1.27(0.67) [94]				
1.27(0.67) [97]				
	3.36(2.10) [90] 3.36(2.10) [82]			
	26.0(kWh) 26.0(16.0)			
	1.7t以下 0.98(0.63)	中量車g/kWh 0.48(0.63) 重量車g/kWh 1.21(0.63) 3.46(2.22)	重量車 12t以上 g/kWh 3.46(2.22)	
0.17(0.08) [98]				
0.17(0.08) [97]				
0.17(0.08) [100]				
	0.25(0.13) [97] 0.25(0.13) [96] 0.25(0.13) [99]			
0.17(0.08) [98]				
0.17(0.08) [97]				
0.17(0.08) [100]				
	0.17(0.08) [98] 0.17(0.08) [97]			
	0.99(kWh) 0.99(0.58)			
	1.7t以下 0.24(0.12)	中量車g/kWh 0.24(0.12) 重量車g/kWh 1.21(0.12) 1.47(0.87)	重量車 12t以上 g/kWh 1.47(0.87)	

11年規制	14年規制	15年規制	16年規制	17年規制
	0.11 (0.052)			(0.013)
	0.11 (0.056)			(0.014)
	0.11 (0.052)			(0.013)
		0.12(0.06)		(0.015g/km)
		0.35(0.18)		
		0.35(0.18)		
0.49(0.25)			0.35(0.18)	(0.027)

2) 11モード

排出ガスの種類	自動車の種類	単位	50年度規制	51年度規制	53年規制	56年規制	63年規制	平成元年規制	2年規制	10年規制	12年規制	13年規制	14年規制
一酸化炭素CO	乗用車 [乗車定員10人以下]	g/test	85(60)								(31.1)		
	軽貨物車		130(100)						104(76)			58.9 (38.0)	
	軽量車 [車両総重量1.7t以下]		130(100)				85(60)				(31.1)		
	中量車 [車両総重量1.7t超2.5t以下]		130(100)						104(76)			38.5 (24.0)	
炭化水素HC	乗用車 [乗車定員10人以下]	g/test	9.5(7.0)								4.42 (2.20)		
	軽貨物車 ガソリン(4サイクル) LPG		17.0(13.0)						9.5(7.0)			3.40 (3.50)	
	ガソリン(2サイクル)		70(50)										
	軽量車 ガソリン(4サイクル) LPG		17.0(13.0)				9.5(7.0)				4.42 (2.20)		
	ガソリン(2サイクル)		70(50)										
	中量車 ガソリン(4サイクル) LPG		17.0(13.0)						9.5(7.0)			4.42 (2.20)	
	ガソリン(2サイクル)		70(50)										
空素酸化物NOx	乗用車 [乗車定員10人以下]	g/test	11.0(8.0) ※1.0t以下 ※1.0t超 9.0(7.0)		6.0(4.4)						2.50 (1.40)		
	ガソリン(2サイクル)		*4.0(2.5)										
	軽貨物車 ガソリン(4サイクル) LPG		20(15)		11(9.0)	9.5(7.5)			7.5(5.5)	8.0(4.4)			3.88 (2.80)
	ガソリン(2サイクル)		4.0(2.5)										
	軽量車 ガソリン(4サイクル) LPG		20(15)		10(8.0)	8.0(6.0)	6.0(4.4)				2.50 (1.40)		
	ガソリン(2サイクル)		4.0(2.5)										
	中量車 ガソリン(4サイクル) LPG		20(15)		11(9.0)	9.5(7.5)		8.5(6.5)				2.78 (1.60)	
	ガソリン(2サイクル)		4.0(2.5)										

(注) 1 *の規制値は、51年12月12日から52年9月30日まで 6.0g/testを適用

2 軽量車、中量車は、乗車定員10人以下の乗用車を除く車両である。

3 ※は、等価慣性重量である。

4 平成13年規制以前は、ガソリン・LPG車の車両総重量区分は、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超であった。

3) 全負荷時検査

排出ガスの種類	自動車の種類		単位	従来の車両排出量(平均値)	47年度規制	5年規制	6年規制	9年規制	10年規制	11年規制
ディーゼル黒煙	乗用車	車両重量 1.265t以下	% 50%		40%	25%				
	乗用車	車両重量 1.265t超				25%				
	軽量車	車両総重量 1.7t以下			40%	25%				
	中量車	車両総重量 1.7t超2.5t以下			40%		(AT) 25%	(AT) 25%		
	重量車1	車両総重量 2.5t超3.5t以下		40%	25%					
	重量車2	車両総重量 3.5t超12t以下				25%				
	重量車3	車両総重量 12t超							25%	

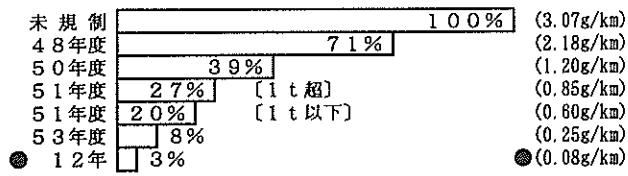
資料 2-12 使用過程車規制

排出ガスの種類	自動車の種類	認定方法	実施時期											
			45年8月1日	47年10月1日	48年5月1日	48年10月1日	50年1月1日	50年6月1日	平成5年10月1日	6年10月1日	9年10月1日	10年10月1日	11年10月1日	15年10月1日
一酸化炭素(CO)	ガリソン・LPG車	アイドリング時	(軽自動車除く) 5.5%	4.5%	(軽自動車・排出ガス減少装置又は点火時期調整の義務付け) 4.5%							(4サイクルのみ) 軽自動車 2.0%		
炭化水素(HC)	ガリソン・LPG車 4サイクル 特殊エンジン 2サイクル						(乗用車のみ) 1,200ppm 3,300ppm 7,800ppm	(乗用車以外) 1,200ppm 3,300ppm 7,800ppm				(4サイクルのみ) 軽自動車 500ppm その他 300ppm		
ディーゼル黒煙	ターボ車	無負荷急加速時				50%		軽・中量車 40%	乗用車・重量車 40%	車両総重量3.5t以下の貨物車・バス及び車両重量1.265t以下の乗用車 25%	車両総重量3.5t超12t以下の貨物車・バス及び車両重量1.265t超の乗用車 25%	車両総重量12t超の貨物車・バス 25%	車両総重量12t超の貨物車・バス 25%	軽油を燃料とする特殊自動車

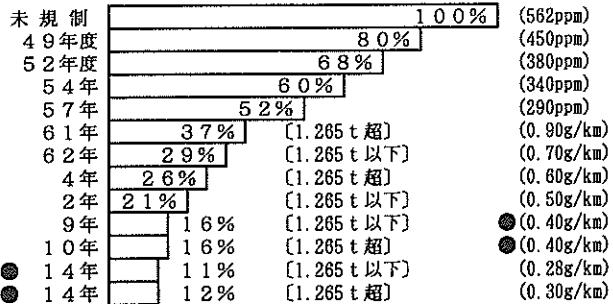
資料2-13 自動車排出ガス規制強化の推移（1台当たりの窒素酸化物排出量平均値）

①乗用車

(ア) ガソリン・LPG車

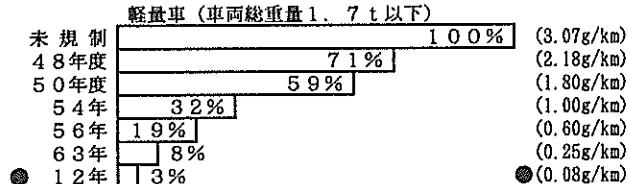


(イ) ディーゼル車

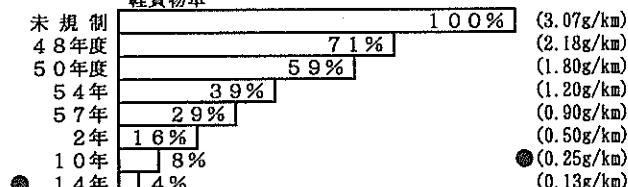


②貨物車・バス

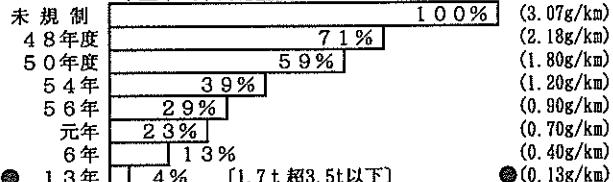
(ア) ガソリン・LPG車



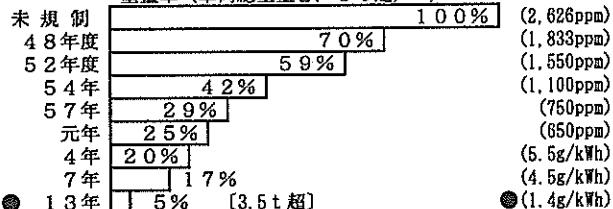
軽貨物車



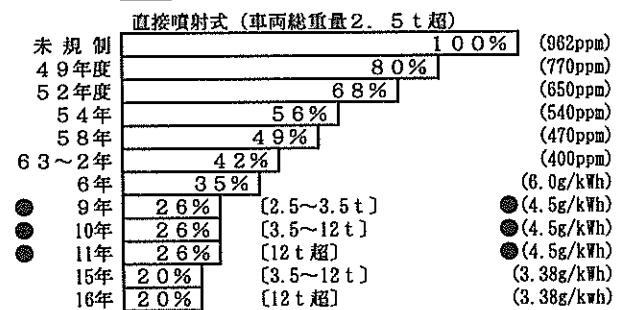
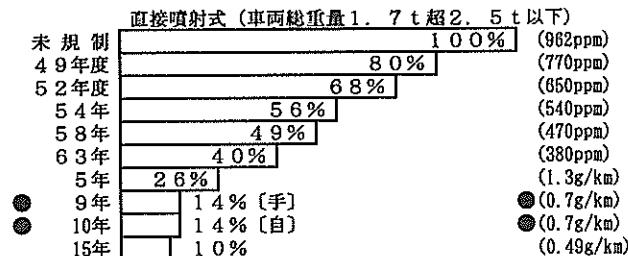
中量車（車両総重量1.7t超2.5t以下）



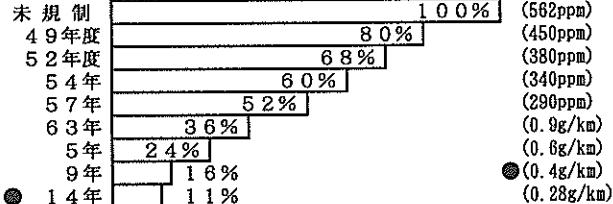
重量車（車両総重量2.5t超）



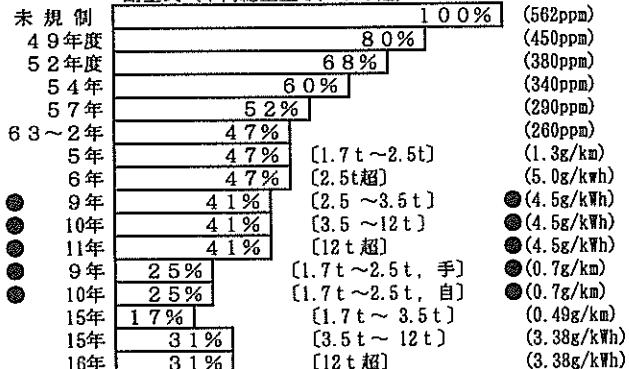
(イ) ディーゼル車



剝室式（車両総重量1.7t以下）



剝室式（車両総重量1.7t超）



(注) 1 ●印は、現時点での最新規制を示す。

2 () 内は、規制値を示す。

3 「手」は手動変速機付車両、「自」は自動変速機付車両を示す。

4 ②貨物車・バスの車両総重量の区分は、平成13年規制以降、中量車については1.7t超3.5t以下、重量車については3.5t超。

資料2-14 二輪車の自動車排出ガス規制

(単位:g/km)

車種	燃料	新車			使用過程車		
		試験モード	一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)	窒素酸化物(NOx)	試験モード	一酸化炭素(CO)
4サイクルエンジン車	ガソリン	二輪車	20.0	2.93	0.51	アイドリング時	2,000ppm
2サイクルエンジン車		モード	14.4	5.26	0.14		7,800ppm

車種	適用時期
軽二輪 原付一種	平成10年
小型二輪 原付二種	平成11年

資料2-15 ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制

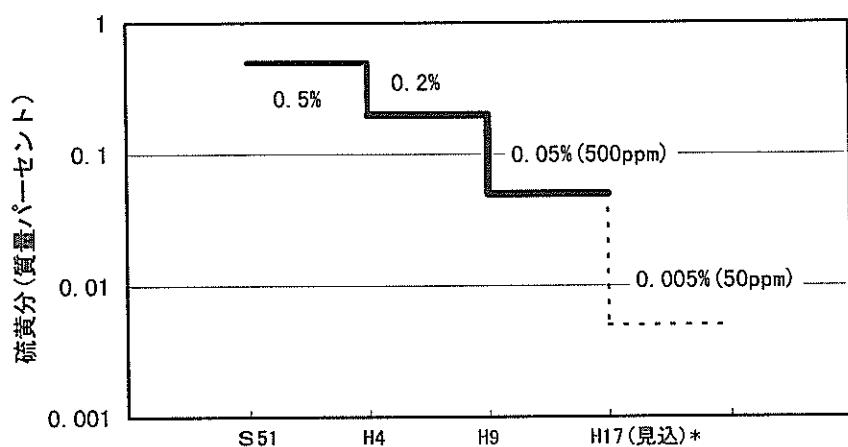
自動車の種類 定格出力		単位	排出ガスの種類				
			窒素酸化物	一酸化炭素	炭化水素	粒子状物質	黒煙
特 殊 自 動 車	19kW以上37kW未満	g/kWh	10.40(8.0)	6.50(5.0)	1.95(1.5)	1.04(0.8)	40%(40%)
	37kW以上75kW未満		9.10(7.0)	6.50(5.0)	1.69(1.3)	0.52(0.4)	40%(40%)
	75kW以上130kW未満		7.80(6.0)	6.50(5.0)	1.30(1.0)	0.39(0.3)	40%(40%)
	130kW以上560kW未満		7.80(6.0)	4.55(3.5)	1.30(1.0)	0.26(0.2)	40%(40%)

※ 規制値の()の数値は平均値

資料2-16 自動車の燃料に関する許容限度

自動車燃料の種類	燃料の性状または 燃料に含まれる物質	許容限度
ガソリン	鉛	検出されないこと
	硫黄	0.01質量%以下
	ベンゼン	1体積%以下
	MTBE (メチルターシャリーブチルエーテル)	7体積%以下
軽油	硫黄	0.05質量%以下
	セタン指数	45以上
	90%留出温度	摂氏360度以下

資料2-17 軽油中に含まれる硫黄分の許容限度の推移



※中央環境審議会第4次答申において軽油中に含まれる硫黄分の許容限度はH16末までに
50ppmに低減することが適当とされている

資料2-18 測定に基づく要請及び緊急時の措置（要請基準）

要請の種類	物質名	要請基準	手続き	関係法
測定に基づく要請	一酸化炭素	一時間値の月平均値 10ppm	都道府県知事（政令市長）は自動車排出ガスによる大気汚染を測定し、公安委員会に対し交通規制を要請	大気汚染防止法 第21条第1項 総理府令第2条
一般的協力要請 緊急時の措置	一酸化炭素	1時間値30ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	都道府県知事は気象条件等により大気の汚染が著しくなり人の健康等に被害を生ずる恐れのある事態が発生したとき一般に周知させるとともにドライバー等に対し自動車運行自粛について協力を求める	大気汚染防止法 第23条第1項
	二酸化窒素	1時間値0.5ppm以上である大気の汚染の状態になった場合		大気汚染防止法 施行令第11条
	浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が $2.0\text{mg}/\text{m}^3$ 以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合		
	オキシダント	1時間値0.12ppm以上である大気の汚染の状態になった場合		
公安委員会への要請	一酸化炭素	1時間値50ppm以上である大気の汚染の状態になった場合	都道府県知事は大気汚染が急激に悪化し、人の健康等に重大な被害を生ずる事態が発生したときは、それが自動車排出ガスに起因する場合は公安委員会に対し交通規制の措置をとることを要請	大気汚染防止法 第23条第2項
	二酸化窒素	1時間値1ppm以上である大気の汚染の状態になった場合		大気汚染防止法 施行令第11条
	浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が $3.0\text{mg}/\text{m}^3$ 以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合		
	オキシダント	1時間値0.4ppm以上である大気の汚染の状態になった場合		

資料2-19 自動車単体験音規制の推移

(単位:デシベル)

自動車の種別		規制内容		定常走行験音		排気験音		近接排気験音		46年規制		46年規制		加速度走行験音			
	規制年	昭和26年	46年規制	昭和40年～63年規制	46年規制	昭和26年	46年規制	昭和60年～63年規制	46年規制	昭和60年～63年規制	46年規制	昭和60年～63年規制	規制年	規制年	規制年		
大型車	全輪駆動車、トラクタ及びクレーン車		83 (13年)			80 (13年)		107 (63年)	99 (13年)	92 (10年)	89 (10年)	86 (59年)	83 (61年)	82 (60年)	54年規制	57年～62年規制	
	トラック バス	80 (13年)	82 (10年)										83 (59年)	81 (59年)	81 (10年)	82年規制	13年規制
中型車	全輪駆動車		80 (13年)			78 (82)		105 (63年)	98 (13年)	89 (12年)	87 (12年)	86 (58年)	83 (58年)	80 (58年)	81 (13年)	80年規制	13年規制
	全輪駆動車以外 バス	78 (13年)	79 (12年)										80 (13年)	80 (13年)	80 (12年)	80年規制	13年規制
小型車	全輪駆動車 車両総重量が3.5トン以下の中のもの		74 (12年)			74 (11年)		103 (63年)	97 (11年)	85 (11年)	97 (11年)	83 (60年)	81 (60年)	76 (60年)	76 (12年)	76 (59年)	76 (11年)
	軽自動車以外 車両総重量が1.7トン以下のもの	74 (11年)	74 (11年)			74 (11年)			97 (11年)	85 (11年)	97 (11年)	83 (60年)	81 (60年)	76 (60年)	76 (12年)	76 (59年)	76 (11年)
乗用車	ポンネット型のもの キャブオーバー型 (ボンネット部外)のもの		74 (12年)													76 (11年)	76 (10年)
	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	72 (11年)	72 (10年)			72 (11年)		103 (63年)	96 (10年)	84 (10年)	96 (10年)	82 (10年)	81 (10年)	78 (57年)	78 (57年)	76 (10年)	76 (11年)
二輪自動車	小型二輪車 自転車 超えるもの		72 (78.1)			72 (74)		99 (60年)	94 (60年)	94 (10年)	94 (10年)	83 (60年)	83 (60年)	75 (60年)	75 (62年)	75 (62年)	73 (62年)
	軽二輪車 自転車 超えるもの	71 (75.1)	71 (75.1)													73 (60年)	73 (60年)
原動機付自転車	第二種原動機付自転車 第一種原動機付自転車		68 (71.1)			68 (70)		95 (60年)	90 (60年)	82 (13年)	84 (10年)	79 (10年)	75 (10年)	72 (61年)	71 (61年)	71 (61年)	71 (61年)
	第三種原動機付自転車	65 (69.6)	65 (69.6)													72 (59年)	71 (59年)
使用過程車	全車	85	85	85	85	85	85	新車	新車	同	同	同	同	—	—	—	—

(注) 1. 目標値は、許容限度設定目標(10年以内に達成すべき数値)を示す。
 2. 定常走行験音の現行の欄中()内の数値は、測定速度及び測定期位置の変更による現行規制値の換算値を示す。
 3. 近接排気験音の欄中()内の数値は、リアエンジン車の許容限度を示す。

4. 規制年については、道路運送車両法に基づく「道路運送車両の保安基準」において定められる。

資料2-20 LEV-6 排出ガス指定基準

車種等	適用時期	走行モード	排出ガス値											
			窒素酸化物 (NOx)				炭化水素 (HC)				粒子状物質 (PM)			
			次期規制	TLEV	LEV	ULEV	次期規制	TLEV	LEV	ULEV	次期規制	TLEV	LEV	ULEV
乗用車 軽量車 (1.7t以下)	H11.10.1	10・15	0.08	0.06	0.04	0.02	0.08	0.06	0.04	0.02	—			
		11	1.40	1.05	0.70	0.35	2.20	1.65	1.10	0.55				
軽貨物車	H13.10.1	10・15	*0.12	0.10	0.07	0.03	0.13	0.10	0.07	0.03	—			
		11	2.20	1.65	1.10	0.55	3.50	2.63	1.75	0.88				
中量車 (1.7t超) (3.5t以下)	H12.10.1	10・15	0.13	0.10	0.07	0.03	0.08	0.06	0.04	0.02	—			
		11	1.60	1.20	0.80	0.40	2.20	1.65	1.10	0.55				
重量車 (3.5t超)	H14.10.1 (H15.10.1)	13	3.38	2.54	1.69	0.85	0.87	0.65	0.44	0.22	0.18	0.14	0.09	0.05

* 次期規制レベルのうち軽貨物車の窒素酸化物については、現行基準とする。 (0.12g/km : 10・15モード)

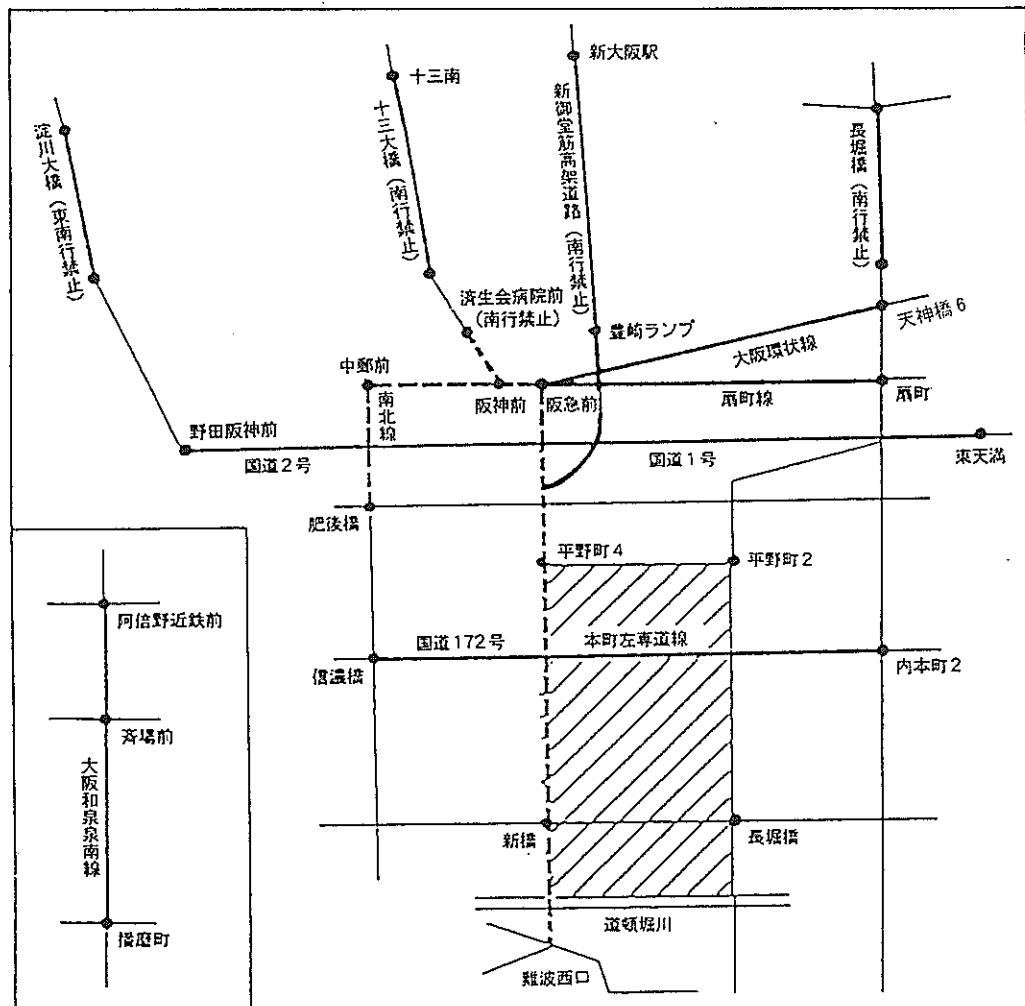
- (注) 1 単位10・15モード : g/km、11モード : g/test、13モード : g/kWh
 2 耐久走行距離 乗用車、軽量車及び中量車は8万km、軽乗用車及び軽貨物車は6万km、重量車は25万km
 3 燃費基準については、今後別途定める。
 4 車両総重量3.5t超の重量車については、平成15年 新短期規制に適合するものをLEV-6とみなす
 この措置については、平成15年 新短期規制の適用開始時期から11か月間とし、11か月に達した時点で指定を解除する。ただし、平成15年 新短期規制に適合し、かつ粒子状物質が0.05g/kWh以下であるもの（以下「低PM車」という。）は、新長期規制適用開始時期をめどに指定を解除するもの

	車両総重量3.5t~12t	車両総重量12t~
LEV-6 指定基準	3.38g/kWh	
適用期間	H14.10.1~H16.8.31	H15.10.1~H17.8.31
指定解除	H16.9.1	H17.9.1
低PM車	平成17年 新長期規制適用開始時期をめどに指定解除	

- 5 改正前の指定基準による指定については、下記のとおり適用する。

車種等	軽貨物	重量車	
		(3.5t~12t)	(12t~)
LEV-6 指定基準	0.12g/km	3.6g/kWh	
適用期限	~H13.9.30	~H14.9.30	~H15.9.30
指定解除	H14.10.1	H15.10.1	H16.10.1

資料2-21 都心部幹線道路等における大型車両等の通行禁止（日曜、休日を除く）



	大型自動車及び大型特殊自動車の通行禁止（本町左専道線、南久宝寺町通、三休橋筋、築港深江線高架部分、国道308号、周防町通を除く） 9時～19時
	大型貨物自動車及び大型特殊自動車の通行禁止 9時～19時
	大型自動車及び大型特殊自動車の通行禁止 国道1・2号、国道172号、本町左専道線、扇町線、大阪環状線、長柄橋、新御堂筋、十三大橋、淀川大橋 9時～19時 大阪和泉泉南線（斎場前～播磨町） 8時～10時 16時～18時 大阪和泉泉南線（阿倍野近鉄前～斎場前） 8時～20時

資料2-22 クリーンドライビングキャンペーン・アイドリングストップ運動実施内容

啓発媒体	内容
ラジオ	朝夕の通勤時間帯に、不要なアイドリングの停止を訴えかけるスポット放送を行った。（1回20秒、在阪5局延べ25回、12月3日（月）～21日（金）までの土・日を除く15日間）
街頭キャンペーン	活力自治体フェア会場及び集客施設周辺においてアンケート及びリーフレットを配付した。（平成13年11月30日（金）～12月3日（月）〔大阪モーターショー〕）
リーフレット	交通安全協会の協力を得て、クリーンドライビングに理解と協力を求めるリーフレットを運転免許証更新時に配布した。他に、大阪商工会議所と共同で市内の事業所に配布した。また、保健センター（24カ所）、区役所（24カ所）に設置した。
ポスター	地下鉄車内吊り（12月16日（土）～18日（月）、他6回）、市関係庁舎（12月～3月）、地下鉄駅構内掲示板（1月中旬、2月下旬、3月下旬）、市バス側面広告（12月1日～1月31日）、市内広報板（12月・3月上旬）、市立小学校（12月～3月）
コンピュートサイイン	マルビル屋上のコンピュートサインにおいて、クリーンドライビングを呼びかける広告を放映した。（12月上旬、1日2回） 屋外放映媒体（梅田・難波・天王寺）で同様に放映（12月～3月）
啓発ビデオの放映	地下鉄モールボード及び市内地下街（4カ所）の大型ビジョンで放映（通年）
啓発ステッカー	市バス（路線バス）全車両にアイドリング停止を呼びかけるステッカーを添付した。（通年）
啓発グッズの配布	各種イベント等において、ポケットティッシュ等のグッズを配付した。

（注）ラジオスポット放送（朝日、毎日、大阪、FM802, fm OSAKA）

資料3－1 神崎川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No	調査地点	河川・海域名	類型	H. 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
1	小松橋	神崎川	B	1.2	3.8	3.2	3.3	1.9	3.6	1.5	2.7	3.4	2.8
2	吹田橋	〃	B	5.6	6.5	6.7	6.2	5.1	5.4	5.2	5.4	5.4	*5.3
3	新三國橋	〃	B	2.6	2.8	3.7	4.1	3.4	3.0	2.4	3.4	3.1	*3.8
4	神崎橋	〃	B	2.0	2.4	4.1	3.6	2.6	3.7	1.8	2.0	2.9	*3.5
5	千船橋	〃	B	1.9	1.7	3.2	2.6	2.3	2.4	1.7	2.0	2.4	2.0
6	辰巳橋 (左門殿川)	〃	B	2.0	2.2	3.2	2.6	2.2	2.3	1.4	2.0	2.3	2.6
7	新京阪橋	安威川	C	6.6	5.7	6.6	6.7	4.3	3.6	4.0	4.2	3.9	4.2

(注) 1. 数値は年平均値である。

2. *印は環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。
3. 神崎川は平成13年3月30日にE類型よりB類型に変更。
4. 安威川は平成14年6月18日にE類型よりC類型に変更。

資料3－2 淀川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No	調査地点	河川・海域名	類型	H. 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
8	JR 赤川鉄橋	淀川	B	1.8	2.0	2.5	2.1	1.9	1.4	1.9	1.5	1.6	1.7
9	伝法大橋	〃	D	3.1	3.1	5.4	2.7	2.8	3.0	2.8	3.1	3.5	2.7

(注) 数値は年平均値である。

資料3-3 寝屋川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No	調査地点	河川・海域名	類型	H.4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
10	今津橋	寝屋川	E	* 11	* 9.7	* 11	* 12	9.3	6.3	7.3	7.3	9.4	* 9.8
11	新喜多大橋	夕	E	* 11	* 14	* 12	9.6	* 11	* 9.7	7.2	6.4	7.9	* 9.1
12	京橋	夕	E	4.4	4.7	5.8	6.8	5.3	4.6	3.4	5.4	5.2	4.2
13	徳栄橋	古川	E	* 11	* 13	* 14	* 12	9.3	* 8.7	* 9.4	8.0	7.8	* 8.5
14	阪東小橋	第二寝屋川	E	* 13	* 15	* 13	* 13	* 13	* 10	6.9	* 8.3	* 9.1	* 8.5
15	下城見橋	夕	E	7.2	12	* 10	* 12	* 14	* 10	* 9.2	7.4	7.2	6.0
16	中竹渕橋	平野川	E	* 23	* 23	* 29	* 29	* 28	* 23	* 17	* 18	* 18	* 19
17	安泰橋	夕	E	* 29	* 31	* 31	* 28	* 27	* 22	* 14	* 16	* 14	* 16
18	睦橋	夕	E	* 18	* 19	* 27	* 14	* 19	* 12	* 11	* 9.1	9.1	8.5
19	南弁天橋	夕	E	* 15	* 14	* 22	* 16	* 18	* 14	6.9	8.4	8.2	7.7
20	城見橋	夕	E	8.1	* 12	* 11	* 12	* 14	* 11	8.9	7.3	7.2	6.1
21	片一橋	平野川分水路	E	11	* 10	8.0	9.0	* 10	7.8	5.8	6.9	6.6	4.7
22	天王田大橋	夕	E	5.3	9.2	6.9	9.1	8.8	7.1	5.5	6.0	5.7	4.6
23	赤川橋	城北川	C	2.8	3.1	3.0	2.0	1.6	1.7	1.9	2.4	1.7	1.4

(注) 1. 数値は年平均値である。

2. *印は、環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。

3. 古川、平野川分水路は平成4年2月、新たに類型指定されたものである。

資料3-4 大阪市内河川水域におけるBODの経年変化

(単位:mg/L)

No	調査地点	河川・海域名	類型	H.4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
24	毛馬橋	大川	C	2.0	2.0	2.8	1.9	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8	1.3
25	桜宮橋	△	C	1.9	1.8	2.5	2.1	2.1	1.9	1.6	1.8	1.7	1.3
26	天神橋(右)	堂島川	C	2.9	4.0	4.2	*4.4	3.6	4.0	3.2	3.1	2.3	1.9
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	*5.6	*5.2	*5.4	*5.3	*6.6	*5.1	4.0	*3.8	3.7	3.1
28	天保山渡	安治川	C	1.7	2.0	2.1	1.8	1.7	1.7	1.5	1.5	1.6	1.2
29	北港大橋下流700m	正蓮寺川	C	2.2	2.8	3.3	3.2	3.4	2.7	2.5	2.7	3.3	3.0
30	春日出橋	六軒家川	C	2.2	3.1	*4.0	3.1	2.6	2.6	1.9	2.7	2.2	1.7
31	本町橋	東横堀川	-	3.8	4.1	5.2	4.3	4.4	3.6	3.6	3.5	3.8	3.3
32	大黒橋	道頓堀川	C	3.0	2.4	3.1	2.7	2.4	2.3	2.5	2.6	3.3	2.3
33	甚兵衛渡	尻無川	C	2.5	3.1	3.5	2.5	2.8	2.5	2.3	1.9	2.2	1.8
34	千本松渡	木津川	C	2.7	3.1	2.7	2.5	2.7	2.4	2.4	2.1	2.2	1.8
35	船町渡	木津川運河	C	2.2	2.1	2.5	2.3	2.3	2.1	1.8	2.1	1.9	1.8
36	住之江大橋下流1100m	住吉川	C	*5.0	5.9	*6.5	*4.3	*6.9	*5.6	*7.3	*6.1	3.9	2.8

(注) 1. 数値は年平均値である。

2. *印は、環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。
3. 類型は平成4年度以降のものである。

資料3-5 大和川水域におけるBODの経年変化

(単位:mg/L)

No	調査地点	河川・海域名	類型	H.4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
37	浅香新取水口	大和川	C	*12	*13	*17	*10	*10	*10	*9.4	*8.7	*6.2	*5.7
38	遠里小野橋	△	D	*9.5	*11	*20	*13	*10	*8.6	4.1	5.0	4.5	5.4

(注) 1. 数値は年平均値である。

2. *印は、環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。

資料3-6 大阪港湾水域におけるC O Dの経年変化

(単位:mg/L)

No	調査地點	類型	H.4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
39	神崎川河口	C	4.7	4.8	5.3	5.2	5.1	4.9	5.4	5.4	6.2	7.3
40	中島川河口	C	5.0	5.4	6.4	5.1	6.0	5.6	5.7	5.5	5.7	6.4
41	淀川河口	C	4.0	4.1	4.9	5.2	4.7	5.1	5.7	5.1	5.2	5.8
42	正蓮寺川河口	C	4.7	4.7	6.1	5.0	6.9	4.9	5.1	4.6	5.3	5.4
43	木津川河口	C	4.8	5.2	4.8	5.0	4.8	4.8	5.5	5.3	5.6	5.7
44	No5ブイ跡	C	3.5	3.9	4.2	4.3	4.1	4.0	4.5	4.7	4.6	4.5
45	第一号岸壁	C	4.1	4.5	4.6	4.1	4.3	4.2	4.2	3.8	3.9	3.8
46	No25ドルフィン	C	4.1	4.5	5.6	4.2	5.0	4.5	4.4	4.2	4.1	4.1
47	北港沖1,000m	C	3.3	3.4	3.6	3.7	3.6	4.6	4.2	4.6	3.5	3.8
48	閥門外1,200m	C	3.3	3.5	3.4	3.8	3.2	3.7	3.8	4.7	4.9	5.7
49	南港	C	3.6	3.6	3.9	4.5	3.6	4.0	5.0	4.4	4.9	5.1
50	大阪湾C-3	C	3.3	3.4	3.9	3.0	3.4	3.4	3.6	3.5	3.4	3.0

(注) 数値は年平均値である。

資料3－7 大阪市内公共用水域における水質調査結果（平成13年度）

① 河川（38地点）

No	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
1	小松橋	神崎川	B	6.8~7.6	9.4	2.8 (2.9)	5.2	8
2	吹田橋	〃	B	7.2~7.5	7.7	5.3 (6.0)	6.7	10
3	新三国橋	〃	B	6.9~7.8	7.1	3.8 (4.8)	6.4	7
4	神崎橋	〃	B	7.2~7.7	7.4	3.5 (4.4)	7.3	7
5	千船橋	〃	B	7.2~7.9	7.2	2.0 (2.5)	7.2	9
6	辰巳橋	〃(左門殿川)	B	7.1~8.0	7.1	2.6 (3.0)	5.8	5
7	新京阪橋	安威川	C	7.0~8.3	7.5	4.2 (5.8)	6.6	9
8	JR赤川鉄橋	淀川	B	7.3~8.7	9.3	1.7 (2.1)	4.0	7
9	伝法大橋	〃	D	7.4~8.9	9.0	2.7 (3.4)	4.9	9
10	今津橋	寝屋川	E	6.9~8.0	2.4	9.8 (14)	12	10
11	新喜多大橋	〃	E	7.0~7.4	3.5	9.1 (11)	11	11
12	京橋	〃	E	6.9~7.7	7.5	4.2 (5.1)	7.7	9
13	徳栄橋	古川	E	6.8~7.1	2.2	8.5 (12)	11	11
14	阪東小橋	第二寝屋川	E	6.9~7.6	4.9	8.5 (11)	10	7
15	下城見橋	〃	E	6.8~7.2	4.0	6.0 (7.9)	12	7
16	中竹渕橋	平野川	E	7.0~7.3	2.6	19 (24)	26	20
17	安泰橋	〃	E	7.0~7.6	3.5	16 (18)	24	16
18	睦橋	〃	E	6.7~7.4	5.7	8.5 (10)	17	10
19	南弁天橋	〃	E	6.7~7.2	2.1	7.7 (7.4)	15	8

No	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
20	城見橋	平野川	E	6.8~7.2	3.9	6.1 (8.3)	12	8
21	片一橋	平野川分水路	E	6.7~7.2	4.7	4.7 (5.1)	13	6
22	天王田大橋	△	E	6.8~7.2	4.4	4.6 (5.7)	14	5
23	赤川橋	城北川	C	7.4~8.4	8.7	1.4 (1.7)	5.0	23
24	毛馬橋	大川	C	7.4~7.8	9.3	1.3 (1.4)	4.0	6
25	桜宮橋	△	C	7.1~7.7	9.8	1.3 (1.5)	4.1	8
26	天神橋 (右)	堂島川	C	6.9~7.6	8.7	1.9 (2.3)	5.5	8
27	天神橋 (左)	土佐堀川	C	6.9~7.5	7.7	3.1 (3.0)	6.4	8
28	天保山渡	安治川	C	7.3~8.0	7.3	1.2 (1.2)	4.4	9
29	北港大橋 下流700m	正蓮寺川	C	7.3~7.9	6.9	3.0 (2.6)	6.7	11
30	春日出橋	六軒家川	C	7.2~8.1	7.8	1.7 (2.2)	6.2	9
31	本町橋	東横堀川	-	6.9~7.4	6.8	3.3 (4.3)	6.5	7
32	大黒橋	道頓堀川	C	6.8~7.3	6.6	2.3 (2.3)	6.5	6
33	甚兵衛渡	尻無川	C	7.2~7.6	6.8	1.8 (1.9)	6.0	7
34	千本松渡	木津川	C	7.3~7.7	6.3	1.8 (1.9)	6.5	7
35	船町渡	木津川運河	C	7.3~8.4	8.3	1.8 (2.1)	6.3	10
36	住之江大橋 下流1100m	住吉川	C	7.1~7.5	6.5	2.8 (3.6)	11	8
37	浅香新取水口	大和川	C	7.5~7.9	8.5	5.7 (7.1)	8.9	19
38	遠里小野橋	△	D	7.5~8.0	8.4	5.4 (7.2)	8.6	18

(注) 数値は年平均値である。ただし()の数値は日間平均値の75%値を示す。

② 海 域 (12地点)

No	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	BOD (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全 磷 (mg/L)	油 分 (mg/L)
39	神崎川河口	C	7.5~8.3	6.8	7.3 (7.6)	3.7	3.5	0.26	—
40	中島川河口	C	7.3~8.3	6.1	6.4 (7.1)	3.0	—	—	—
41	淀川河口	C	7.7~8.8	8.7	5.8 (6.4)	3.5	2.2	0.23	—
42	正蓮寺川 河 口	C	7.6~8.5	8.1	5.4 (6.2)	3.5	—	—	—
43	木津川河口	C	7.4~7.9	6.3	5.7 (5.9)	1.5	4.0	0.22	—
44	No.5ブイ跡	C	7.7~8.1	7.6	4.5 (5.1)	1.5	1.8	0.13	—
45	第一号岸壁	C	7.6~8.1	6.7	3.8 (4.0)	1.6	—	—	—
46	No.25 ドロイン	C	7.8~8.4	8.4	4.1 (5.1)	2.9	1.5	0.13	—
47	北港沖 1,000m	C	7.8~8.5	8.2	3.8 (4.2)	2.7	1.4	0.10	—
48	関門外 1,200m	C	7.9~8.4	7.7	5.7 (6.3)	1.7	1.3	0.095	—
49	南 港	C	7.7~8.2	6.9	5.1 (5.3)	1.8	2.0	0.13	—
50	大 阪 湾 C-3	C	8.0~8.4	7.6	3.0 (3.7)	—	1.1	0.094	ND

- (注) 1. 数値は年平均値である。ただし()の数値は日間平均値の75%値を示す。
 2. 河口中央の調査地点は昭和55年度から海域として評価している。
 3. 大阪湾C-3は、表層での調査結果である。

資料3-8 河川観測局における水質経年変化(年平均値)

(単位: COD、溶存酸素、濁度、塩素イオン、アンモニア: mg/L,
水温: °C、電気伝導度: $\mu\text{S}/\text{cm}$ 、酸化還元電位: mV)

水域	観測局	年度 項目	平成 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
神崎川	下新庄(神崎川)	C O D	5.8	5.9	7.3	6.8	6.0	5.8	5.7	5.9	6.2	5.4
		溶存酸素	6.7	7.2	5.7	6.3	6.6	6.7	6.6	6.5	6.5	7.0
		水温	18	17	19	18	18	18	19	19	18	19
		p H	7.2	7.2	7.3	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
		濁度	26	25	23	25	21	23	21	21	21	18
		電気伝導度	340	343	503	446	387	352	363	409	403	390
		アンモニア	1.9	2.3	5.4	3.8	2.4	2.0	2.2	2.0	1.8	1.3
	出来島(神崎川)	C O D	5.2	5.2	5.8	6.6	4.9	5.2	5.3	4.7	5.2	5.2
		溶存酸素	3.8	4.4	3.7	4.5	4.4	4.7	4.2	4.4	4.5	4.7
		水温	19	18	20	18	18	18	19	19	18	19
		p H	7.4	7.3	7.5	7.6	7.5	7.4	7.5	7.4	7.4	7.5
寝屋川	今津橋(寝屋川)	濁度	14	17	14	18	16	17	14	12	12	11
		アンモニア	—	—	(2.1)	2.6	2.7	2.3	2.3	—	—	—
		C O D	14	12	15	14	13	12	11	11	12	11
		溶存酸素	0.5	0.7	0.6	1.2	1.1	1.7	1.2	1.5	1.4	1.4
		水温	19	21	21	19	20	19	20	20	20	21
		p H	7.0	6.9	7.0	7.0	7.1	7.1	7.0	7.0	7.0	6.9
	京橋(寝屋川)	濁度	35	30	25	26	29	26	26	23	21	18
		電気伝導度	519	446	618	529	528	483	475	480	495	490
		塩素イオン	99	68	138	102	106	—	—	—	—	—
		アンモニア	—	—	—	—	—	11	11	9.1	7.9	5.1
衛門橋(平野川)	C O D	9.4	9.2	10	10	9.8	8.6	7.4	7.8	8.5	8.1	
		溶存酸素	3.8	3.8	3.8	4.1	4.2	4.3	4.4	4.3	4.6	5.3
		水温	19	19	20	18	18	19	19	20	20	19
		p H	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.1
		濁度	27	28	30	32	30	30	26	26	24	21
		電気伝導度	426	412	561	494	425	399	396	400	396	383
	酸化還元電位	+ 11	+ 9	+ 68	+ 77	+ 56	+ 97	—	—	—	—	—
		アンモニア	—	—	5.5	6.4	5.4	4.4	5.4	4.9	4.4	3.9
	C O D	15	14	15	15	14	13	12	13	12	13	
		溶存酸素	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9	1.2	1.3	1.2	1.2	1.4
		水温	19	19	21	19	20	20	20	20	20	21
		p H	6.9	6.9	7.0	7.0	6.9	6.9	7.0	6.9	6.9	6.9
	濁度	18	16	14	14	15	14	12	17	17	17	15
		電気伝導度	528	539	640	591	582	527	520	548	565	568
	アンモニア	9.2	8.4	10	12	10	7.7	8.9	8.4	8.4	7.7	

水 域	観測局	年度 項目	平成 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
大 阪 市 内 河 川	大黒橋 (道頓堀川)	C O D	5.7	5.2	5.5	5.3	4.5	5.2	5.3	4.5	5.2	4.6
		溶存酸素	4.2	4.2	3.8	3.8	3.6	3.3	3.2	4.3	4.8	4.2
		水温	18	17	19	18	18	18	19	18	18	18
		pH	7.0	7.0	7.1	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0
		濁度	14	17	13	12	12	9	7	5	7	6
		電気伝導度	*3,332	*3,250	*4,142	*3,510	*4,060	*3,735	*4,091	*4,091	*2,948	*1,966
		酸化還元電位	+ 17	+ 19	+ 20	+ 51	—	—	—	—	—	—
	安治川(安治川)	アンモニア	—	—	—	—	3.8	3.5	3.1	5.5	2.2	1.9
		C O D	4.8	4.5	5.2	5.2	(4.7)	4.6	3.1	3.9	5.0	4.4
		溶存酸素	6.5	6.7	5.9	6.6	(8.1)	5.1	4.9	5.6	5.7	5.9
		水温	18	17	19	18	(10)	18	18	18	19	18
		pH	7.2	7.2	7.3	7.2	(7.6)	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4
		濁度	18	20	14	18	(15)	16	15	13	13	12
		アンモニア	1.8	1.9	2.6	2.7	(1.7)	1.2	1.3	—	—	—
	千本松木津川	C O D	4.3	4.3	4.7	4.8	4.7	4.7	(4.4)	3.5	3.7	3.7
		溶存酸素	3.8	3.8	3.8	3.9	4.0	3.8	(4.9)	4.2	4.1	4.4
		水温	18	18	19	18	18	19	(14)	19	19	19
		pH	7.4	7.3	7.5	7.4	7.4	7.4	(7.6)	7.5	7.5	7.5
		濁度	11	10	8	9	9	9	(12)	9	4	3
		アンモニア	2.3	2.7	2.6	2.9	2.9	2.4	—	—	—	—
	尻無川(尻無川)	C O D	4.7	4.3	4.6	4.8	5.3	5.4	5.2	4.1	4.6	3.8
		溶存酸素	3.2	3.6	3.3	3.7	3.8	4.1	3.8	4.2	4.6	4.9
		水温	19	17	19	17	18	18	19	19	19	18
		pH	7.1	7.3	7.4	7.4	7.3	7.2	7.2	7.3	7.2	7.3
		濁度	15	16	14	17	18	18	14	6	6	6
		アンモニア	(2.3)	2.4	2.1	2.0	2.2	1.8	2.1	—	—	—
	大川 (大川)	C O D	4.2	4.0	4.2	4.0	3.8	3.8	2.8	3.5	3.6	3.5
		溶存酸素	8.6	8.8	8.5	9.0	8.9	8.8	8.8	8.8	8.8	9.0
		水温	17	16	18	16	17	18	18	18	17	18
		pH	7.2	7.3	7.3	7.4	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4
		濁度	23	26	16	19	18	17	18	17	15	14
		電気伝導度	171	168	213	188	185	173	163	175	179	179
		塩素イオン	23	20	26	21	21	18	—	—	—	—
		アンモニア	—	—	—	—	—	—	0.2	0.1	0.2	0.1

(注) ①ーは非測定 ②() は有効測定日数 (1日あたり12時間以上測定の日) が年間1/2未満

③*は海水混入により他の測定局との単純な比較が不適当

資料3-9 底質P C B 調査結果（平成13年度）

(単位: mg/kg - 乾重)

調査区分	調査地点	試料採取日	P C B 濃度
河 川	千 船 橋	平成13年8月22日	3.2
	寝屋川橋（京橋）*	平成13年8月23日	0.77
	桜 宮 橋	平成13年8月24日	0.091
	北港大橋下流700m	平成13年8月20日	3.0
	毛 馬 橋	平成13年9月19日	0.10
	千 本 松 渡	平成13年8月27日	7.4
	甚 兵 衛 渡	平成13年8月27日	2.5
	天 保 山 渡	平成13年8月27日	0.28
海 域	中 島 川 河 口	平成13年9月19日	1.7
	神 々 崎 川 河 口	平成13年8月20日	1.0
	閑 門 外 1200m	平成13年8月20日	0.10
	No.5 ブ イ 跡	平成13年8月20日	0.12

(注) *印は()内の調査予定地点で底質が採取できなかつたため、予定地点の周辺で実際に底質を採取した地点を表示している。

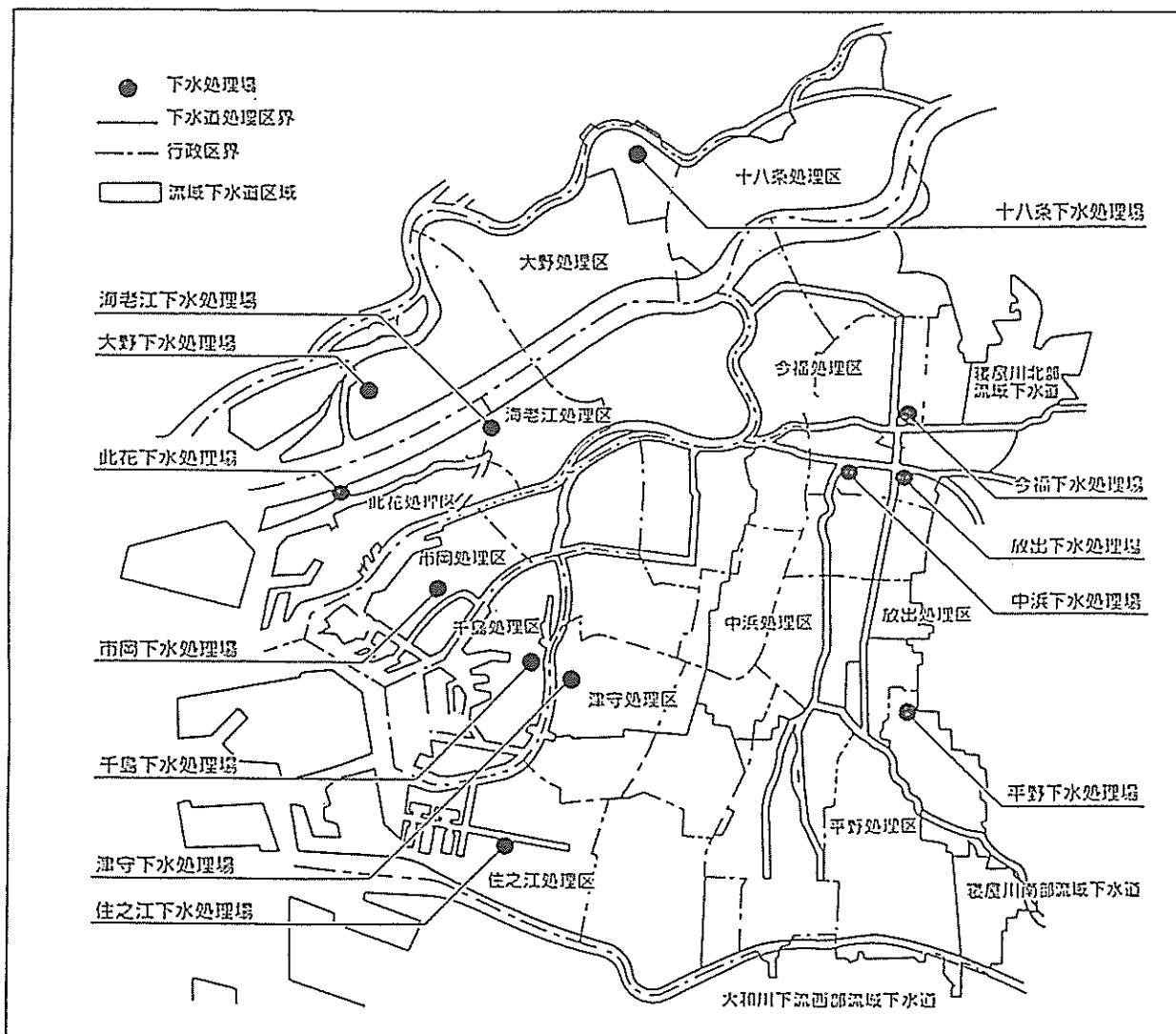
資料3－10 大阪港湾区区域内底質調査結果（平成13年度）

項目 地點名	含水率 (%)	pH	COD _{sed} (mg/kg)	強熱減量 (%)	硫化物 (mg/kg)	カドミウム又はその 化合物 (mg/kg)	アン化合物 (mg/kg)	鉛又はその 化合物 (mg/kg)	六価鉻 化合物 (mg/kg)	ひ素又はその 化合物 (mg/kg)	水銀又はその 化合物 (mg/kg)	アリミン 化合物 (mg/kg)	P C B (mg/kg)	(ドライ値)
No. 1	66. 0	7. 8	87700	16. 9	15500	6. 68	<1	252	<2	21. 5	8. 34	<0. 01	—	—
No. 2	54. 0	8. 0	57100	16. 2	11700	5. 95	<1	238	<2	28. 0	9. 38	<0. 01	—	—
No. 3	50. 9	8. 0	22600	9. 2	2220	1. 53	<1	81	<2	14. 5	1. 16	<0. 01	—	—
No. 4	56. 1	7. 5	59400	14. 9	7360	2. 52	1	106	<2	9. 4	0. 99	<0. 01	0. 71	—
No. 5	57. 3	8. 0	45200	12. 7	7800	3. 33	<1	120	<2	11. 2	1. 33	<0. 01	—	—
No. 6	59. 2	8. 0	37100	10. 5	5330	2. 57	<1	112	<2	13. 7	1. 22	<0. 01	0. 39	—
No. 7	46. 7	7. 6	39200	10. 6	6960	7. 56	4	189	<2	23. 8	2. 31	<0. 01	1. 38	—
No. 8	55. 9	8. 1	50600	13. 4	9030	5. 59	1	189	<2	17. 6	1. 43	<0. 01	—	—
No. 9	53. 3	8. 0	28600	10. 0	6050	4. 39	<1	195	<2	16. 7	1. 63	<0. 01	1. 58	—
No. 10	58. 8	7. 8	30800	8. 9	4660	3. 56	<1	121	<2	15. 6	1. 60	<0. 01	—	—
No. 11	45. 6	7. 6	31400	9. 0	5470	4. 31	<1	185	<2	23. 9	1. 45	<0. 01	—	—
No. 12	57. 7	8. 2	67800	15. 3	13400	16. 1	2	639	<2	31. 8	6. 38	<0. 01	—	—
No. 13	58. 6	7. 3	84100	18. 1	11600	6. 74	2	269	<2	13. 7	1. 83	<0. 01	2. 54	—
No. 14	54. 2	8. 0	39000	9. 8	5160	3. 07	<1	133	<2	14. 5	1. 41	<0. 01	0. 85	—
No. 15	54. 6	7. 5	51000	12. 1	6470	2. 83	<1	109	<2	12. 5	0. 96	<0. 01	—	—
No. 16	48. 3	7. 7	46300	10. 2	3250	1. 46	<1	65	<2	9. 3	0. 58	<0. 01	—	—
No. 17	45. 4	7. 8	29800	8. 9	2570	0. 82	<1	47	<2	9. 7	0. 42	<0. 01	—	—
No. 18	56. 0	7. 9	22600	9. 5	2620	0. 71	<1	76	<2	11. 4	0. 55	<0. 01	—	—
No. 19	56. 2	7. 9	20500	9. 4	900	0. 68	<1	60	<2	11. 2	0. 82	<0. 01	—	—
No. 20	51. 3	7. 8	36100	10. 0	6420	3. 01	<1	264	<2	16. 9	1. 28	<0. 01	—	—
No. 21	49. 2	8. 0	22000	8. 8	2430	0. 83	<1	57	<2	7. 7	0. 69	<0. 01	0. 15	—
No. 22	57. 0	7. 8	23700	9. 7	1470	0. 77	<1	62	<2	12. 8	0. 68	<0. 01	0. 11	—
No. 23	55. 4	7. 8	24200	9. 6	2200	2. 09	<1	101	<2	16. 1	1. 21	<0. 01	—	—
No. 24	52. 4	7. 8	21400	9. 8	3670	1. 24	<1	75	<2	14. 1	0. 68	<0. 01	—	—
No. 25	49. 5	7. 8	16000	8. 6	360	1. 33	<1	84	<2	18. 5	1. 13	<0. 01	0. 23	—
No. 26	50. 0	7. 9	20200	8. 4	1100	0. 77	<1	69	<2	12. 6	0. 68	<0. 01	—	—
No. 27	53. 7	7. 7	17400	9. 4	700	0. 73	<1	65	<2	13. 4	0. 83	<0. 01	—	—

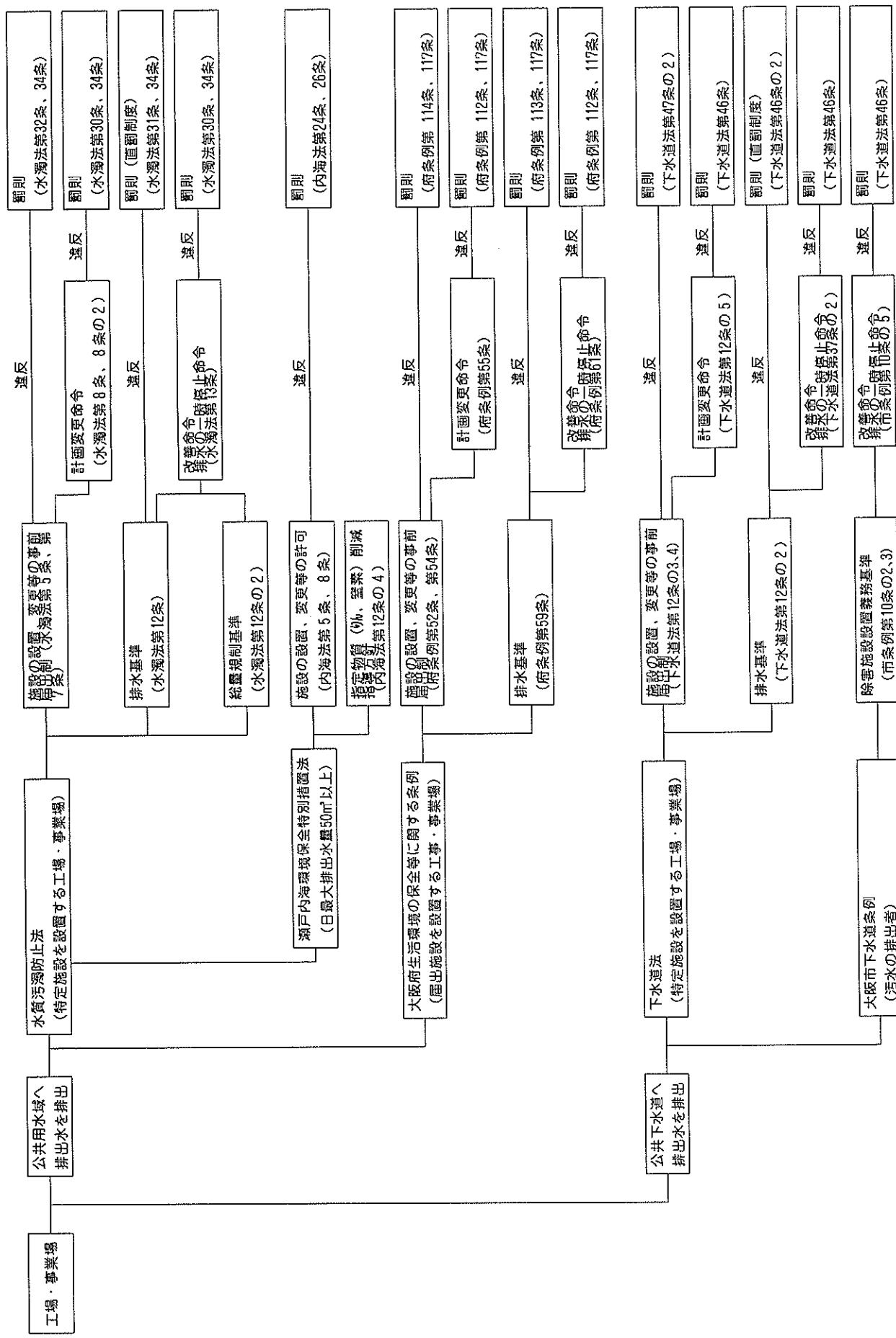
注) 調査地点は図3－1－7(F73)を参照

資料 3-11 下水処理区と下水処理場

市内は、12の処理区と3つの流域下水道の区域に分けられている。



資料3-12 水質関係法律・条例による規制の仕組み



資料3-13 水域別・行政区別・法律条例適用事業場数

行政区	瀬戸内海環境保全特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の保全等に関する条例	計
神崎川	西淀川	2	19	21
	淀川	1	1	2
大阪市内河川	西淀川		1	1
	北		2	2
	福島		2	2
	此花	1	21	22
	西		1	1
	港		1	1
	大正	5	8	13
	東淀川	1		1
	中央		1	1
	住之江	1	1	2
	西成	1	1	1
寝屋川	旭	1		1
	城東	2	4	6
	鶴見	1		1
	平野	1	2	3
大和川	平野		8	8
計	17	73	3	93

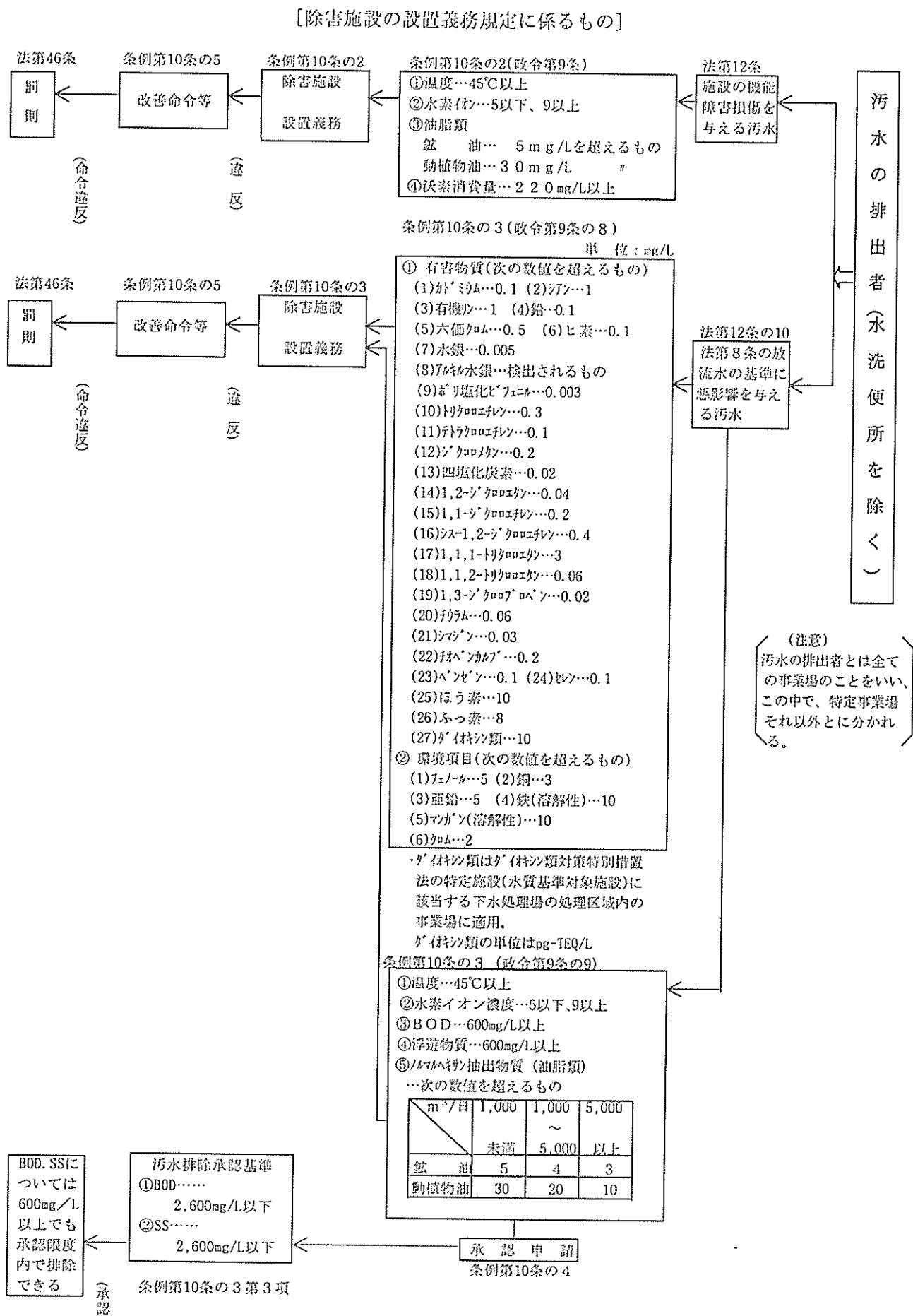
(注) 1. 水域区分は、水質汚濁防止法第3条の3第3項の規定による排水基準を定める条例に基づく。

2. 大阪市内12下水処理場を含む。

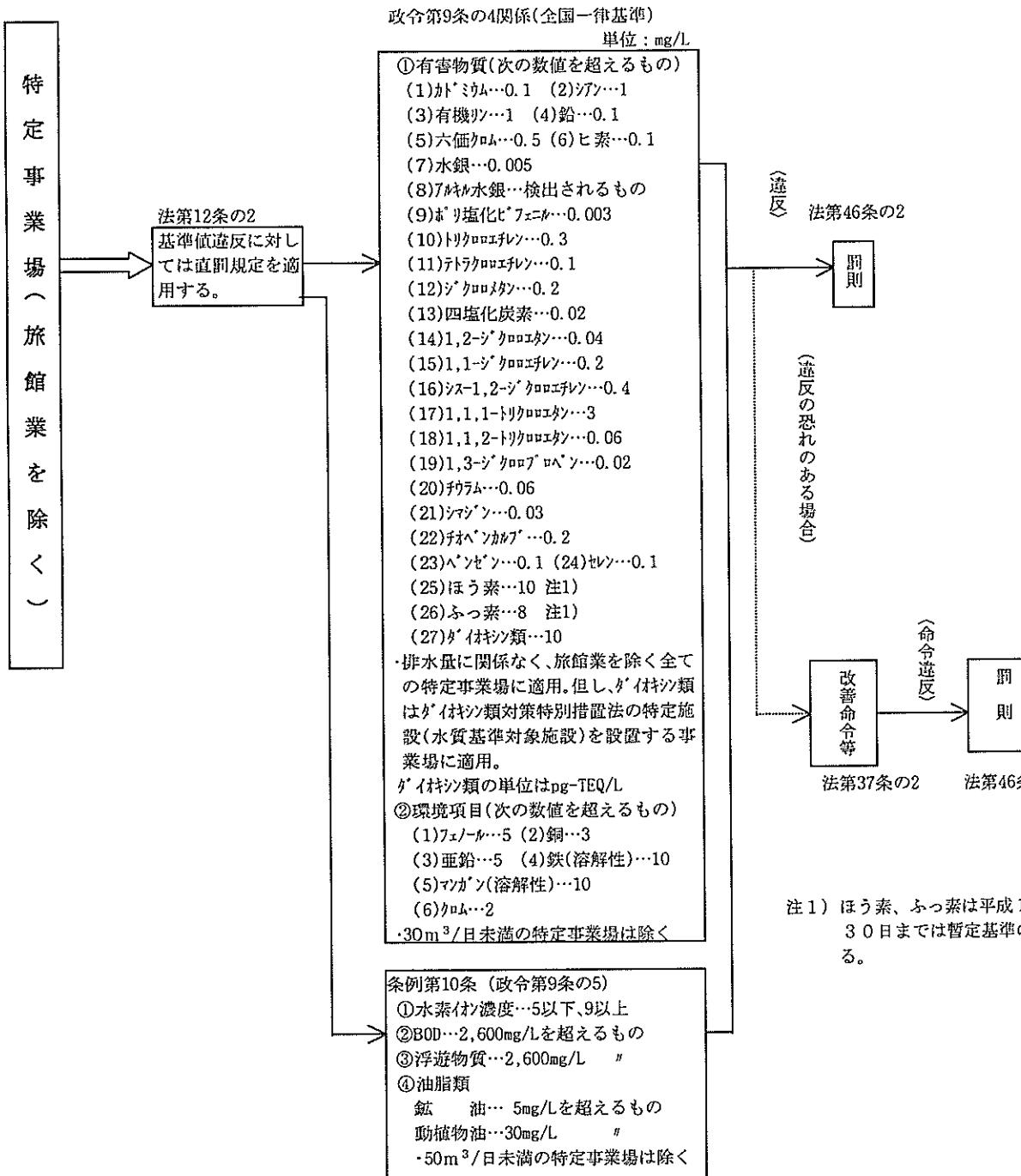
資料3-14 水質関係 法律・条例届出受理件数

行政区 法律・条例	瀬戸内海環境保全 特 別 措 置 法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北		4	
福島		1	
此花	1	24	2
中央		2	
西		1	
大正	5	9	
西淀川	2	4	
淀川	1		
東淀川	1		
旭	1		
城東	1		
鶴見	1		
住之江	2		2
平野	1	5	
西成			1
計	16	50	5

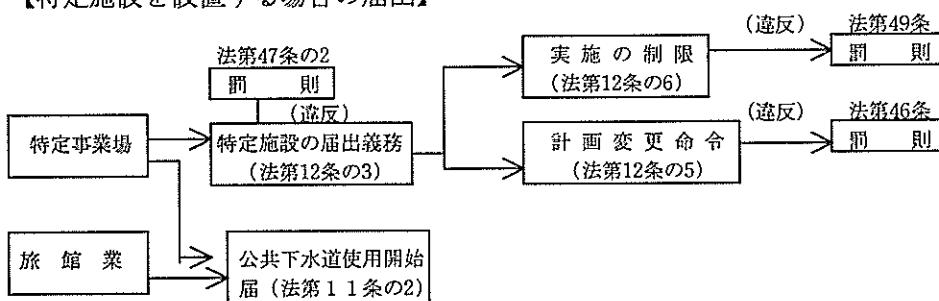
資料3-15 下水道法等の排水規制（平成13年7月1日現在）



[特定事業場に対する直罰規定に係るもの]



【特定施設を設置する場合の届出】



資料 3-16 特定事業場・除害施設必要事業場数

行政区	特定事業場数	除害施設必要事業場数 (非特定事業場を含む)
北	354	270
東淀川	229	132
淀川	403	249
福島	148	103
西淀川	234	231
此花	138	113
旭	153	74
都島	158	94
城東	302	155
鶴見	167	122
東成	302	200
生野	471	193
中央	303	256
天王寺	142	103
浪速	137	76
西	172	116
大正	167	97
港	149	88
住吉	185	90
住之江	242	196
西成	308	124
阿倍野	211	61
東住吉	308	121
平野	358	236
合計	5,741	3,500

資料 3-17 木津川底質対策

1. 経過について

昭和50年2月	P C B定点調査により、木津川千本松渡でP C B検出(14ppm)
昭和50年10月	環境庁がP C Bを含む底質の暫定除去基準を10ppmに設定
昭和54年3月	昭和51年～53年度調査により、汚染範囲がほぼ確定
昭和57～62年度	汚染原因者調査の実施（原因者特定できず）
昭和63年3月	大阪地域公害防止計画の中で浚渫等所要の対策を講ずることを明記
平成2年1月	公共事業として除去工事を行い、夢洲の一部に埋立処分することを決定
平成2年7月	P C Bを含む浚渫土砂を夢洲4区に埋立てるよう埋立免許変更
平成4年3月	P C B処分地護岸工事着工
平成8年3月	浚渫土量の精密調査（土砂量約45万m ³ 確定）
平成9年3月	P C B処分地の護岸完成
平成10年2月	浚渫・除去工事開始
平成13年6月	浚渫・埋立処分等終了（約47万m ³ を浚渫・埋立処分、約4千m ³ を固化処分）

2. 工事概要

- ・規 模：浚渫土量；約47万m³（浚渫面積約11ha）
処分地；約4.4ha
- ・護岸構造：二重鋼矢板構造（鋼矢板の間隔15m）とし、鋼矢板間に山砂を入れている。
内側の鋼矢板は、不透水層である粘土層まで打ち込まれていることと鋼矢板の間の山砂により、P C Bを含む土粒子の浸出を防止している。
- ・工 期：平成3年度～平成13年度

3. 工事に関する環境への配慮

昭和49年5月30日付け環境庁水質保全局長通知「底質の処理・処分等に関する暫定指針」に則り、施工及び環境監視を実施している。

- ・上記の護岸構造により土粒子の浸出を防止する。
- ・浚渫工事では、密閉グラブ式浚渫船、汚濁防止膜の設置を行うとともに、浚渫土砂の運搬にあたっては、船体構造が密閉式の土運船を使用した。
- ・処分地への浚渫土砂の搬入については、処分地外の海域に落下しないよう、鋼製の中空構造となっている配送管を用いて圧送船により処分地に圧送した。
- ・余水処理の方法としては、処理後の放流水の水質を濁度60度（カオリン）以下となるよう、凝集沈澱に急速ろ過を加えた方式を採用している。
- ・環境監視として、浚渫・埋立工事期間中には浚渫区域周辺及び処分地周辺において水質監視を行い、クロスチェックを実施した。また、余水吐からの流出水についても水質を監視し、二次汚染の防止に万全を期した。

浚渫工事終了後の監視として、木津川の浚渫、固化処分した区域の底質調査を実施するとともに、水質、魚介類を調査している。

・工事地点周辺の河川水及び処分地前面の海水からPCBはこれまでのところ検出されていない。

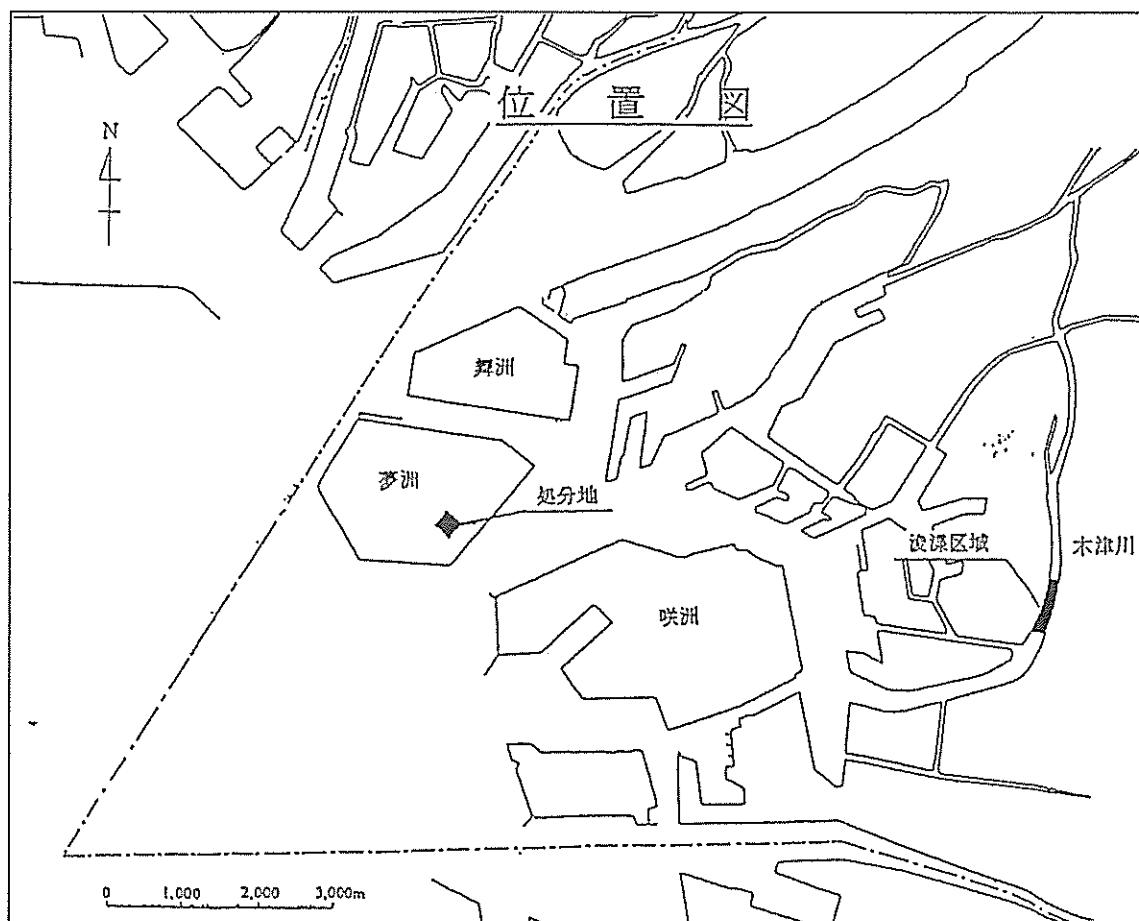
なお、大阪港湾区域及び木津川河口周辺における魚介類PCB濃度調査を昭和51年度より実施しており、その結果を別表に示す。

4. 処分地管理計画

・工事完了後の環境監視：処分地周辺及び余水からの流出水について水質を監視している。また、処分地の二重鋼矢板間に観測井を設けて、地下水の水質監視を行っている。

・処分地の土地利用計画：十分な厚さの覆土を行い、完全に封じ込める。

跡地はコンテナヤードなど物流関連施設として利用する計画であり将来にわたり公共で管理していく。



〈別表〉

魚介類 P C B 濃度調査結果

暫定的規制値；3 p p m

年度	P C B 濃度；最小～最大（平均値）	検体数	試 料 魚 種
S51	<0.01～0.03 (0.02)	4	ボラ、サバ、イワシ、アジ
S52	0.07～0.62 (0.28)	8	ボラ、サバ、スズキ、ハゼ
S53	0.03～0.7 (0.30)	17	ボラ、スズキ、イワシ、コノシロ
S54	0.001～0.41 (0.16)	10	ボラ、スズキ、セイゴ、コノシロ
S55	<0.001～0.4 (0.17)	11	ボラ、スズキ、イワシ、コノシロ、アジ
S56	0.054～0.4 (0.13)	11	セイゴ、ハゼ、サヨリ、アブラメ、コノシロ
S57	0.2～1.4 (0.8)	5	サバ、イワシ、セイゴ
S58	0.14～0.51 (0.36)	10	ボラ、サバ、セイゴ
S59	0.20～0.89 (0.57)	15	ボラ、サバ、セイゴ、サヨリ
S60	0.19～0.85 (0.63)	15	ボラ、セイゴ、イワシ、コノシロ
S61	0.12～0.86 (0.38)	15	サバ、セイゴ、サヨリ、メナダ、カタクチイワシ
S62	0.11～0.43 (0.24)	15	セイゴ、サヨリ、メナダ
S63	0.14～0.89 (0.43)	15	フナ、メナダ、セイゴ、サバ、マイワシ
H元	0.16～0.87 (0.45)	15	ボラ、メナダ、サバ、マアジ、カタクチイワシ、タチウオ、セイゴ、サヨリ
H2	0.18～1.13 (0.56)	15	スズキ、サバ、ボラ、マアジ、マルアジ、コノシロ、カタクチイワシ
H3	0.18～0.73 (0.35)	15	セイゴ、コノシロ、サバ、マアジ、メナダ、ボラ、サヨリ
H4	0.12～0.50 (0.25)	15	セイゴ、コノシロ、サバ、ボラ、メナダ、マアジ
H5	0.09～0.53 (0.26)	15	セイゴ、コノシロ、サバ、イワシ、メナダ、マアジ
H6	0.14～0.97 (0.46)	15	メナダ、コノシロ、ボラ、スズキ、アジ
H7	0.03～0.95 (0.42)	15	メナダ、スズキ、ハネ、ニベ、ハマチ、シロギチ、ウオゼ
H8	0.09～0.87 (0.24)	15	スズキ、ハネ、セイゴ
H9	0.09～0.40 (0.18)	15	スズキ、ボラ
H10	0.08～0.63 (0.22)	15	スズキ
H11	0.16～0.65 (0.34)	15	スズキ、クロダイ
H12	0.04～0.46 (0.17)	15	スズキ、クロダイ
H13	0.04～0.82 (0.23)	15	スズキ

(注) 1. 大阪港湾区域及び木津川河口周辺で採取した魚類を調査対象とした。

2. 試料は可食部のみで作成し、P C B 濃度の単位は p p m 【m g／湿試料-kg】である。

資料 4-1 特定(届出)工場・事業場数(騒音関係)

(平成14年3月末現在)

事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北	562	490	東淀川	169	201
都島	150	201	東成	281	311
福島	173	287	生野	309	297
此花	117	186	旭	79	310
中央	788	750	城東	323	274
西	350	356	鶴見	165	130
港	145	223	阿倍野	112	235
大正	56	218	住之江	113	294
天王寺	210	221	住吉	53	120
浪速	203	270	東住吉	131	126
西淀川	305	325	平野	357	243
淀川	397	377	西成	200	231

合計 特定工場・事業場数(法) : 5,748
届出工場・事業場数(条例) : 6,676

資料 4-2 騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例(騒音)に基づく
特定(届出)施設の年度別届出件数

年度 法令 種別 区分	平成9		10		11		12		13	
	法律	条例								
設置届	54	76	38	69	53	69	89	57	72	90
使用届	3	2	1	0	0	0	4	1	0	2
数の変更届	3	6	3	4	7	6	26	12	19	8
騒音防止の方法変更届	3	0	0	0	0	0	1	0	0	3
氏名等変更届	98	34	81	18	66	59	331	103	158	65
全廃届	15	24	8	28	16	16	12	13	36	11
承継届	2	0	9	4	34	16	9	7	9	5
計	178	142	140	123	176	166	472	193	294	184

資料4-3 工場・事業場騒音苦情件数内訳（業種別、発生施設別、従業員数別）

(平成13年度)

	業種別		発生施設別		従業員数別	
	届出施設	金属加工機械	圧縮機・送風機 クーリングタワー 合成樹脂成形加工機械等	カラオケ装置	作業音	その他
工場・事業場騒音苦情件数 260件	金属製品製造	45	64	15	1~5人	130
	食品製造	11			6~20人	56
	機械器具製造	12			20~50人	19
	出版印刷	5		55	51~300人	10
	プラスチック製品製造業	7		75		
	その他の製造業	27				
	商・飲食店	101				
サービス業・事務職	旅館、遊戯、スポーツ施設	8				
	クリーニング所、理美容所、浴場	6				
	その他	35				
	その他	3		51	不明	45

資料4-4 特定建設作業届出件数(騒音)

特定建設作業の種類	年 度				
	平成9	10	11	12	13
1. くい打機等を使用する作業(アスオーガー併用を除く)	154	170	108	110	121
2. びょう打機を使用する作業	0	1	0	1	7
3. さく岩機を使用する作業	1,923	1,839	1,587	1,777	1,703
4. 空気圧縮機を使用する作業	65	84	179	207	79
5. コンクリートラント・アスファルトラントを設けて行う作業	3	6	0	5	17
6. パックホウを使用する作業		980	831	756	545
7. トラクターショベルを使用する作業		11	19	8	23
8. ブルドーザーを使用する作業		71	45	34	28
9. 6.7.8.以外のブルドーザー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業		2,285	2,158	2,595	2,295
10. コンクリートカッターを使用する作業	201	252	159	223	213
11. 鋼球を使用する破壊作業	1	0	0	0	0
計	5,733	5,699	5,086	5,716	5,031

(注) 平成12年度までは、作業の期間が3か月ごとの届出であったが平成13年度からは作業の期間に関わらず作業の開始から終了まで一括して届け出ることができるとした。

資料 4-5 新幹線鉄道の騒音・振動レベルの測定結果（平成13年度：本市調査分）

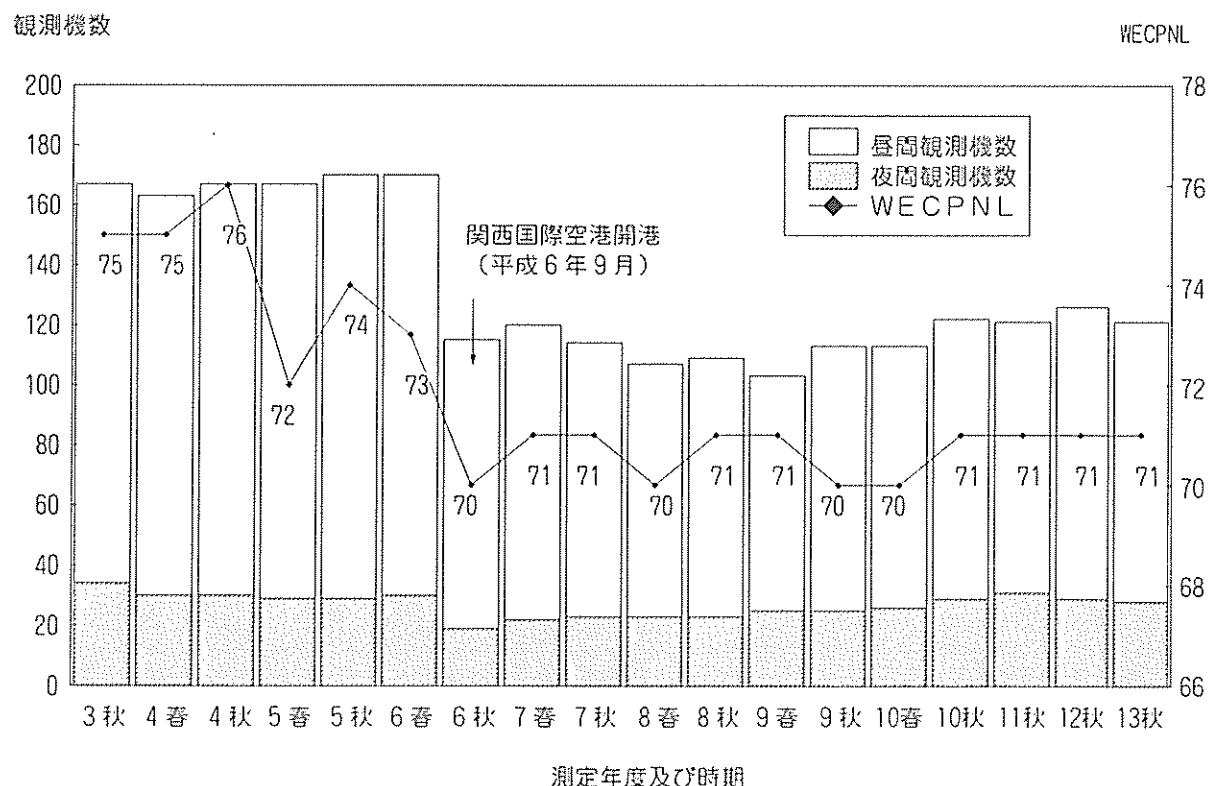
○東淀川区（東海道新幹線）

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果		
				騒音	振動	車両速度
瑞光2丁目	10/15(月)	晴れ	上り線側	69デシベル	60デシベル	150km/h
南江口2丁目	10/11(木)	晴れ	上り線側	66デシベル	59デシベル	162km/h
北江口4丁目	10/11(木)	晴れ	上り線側	71デシベル	57デシベル	155km/h

○淀川区（山陽新幹線）

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果		
				騒音	振動	車両速度
加島4丁目	10/9(火)	晴れ	上り線側	67デシベル	52デシベル	142km/h
加島1丁目	10/12(金)	晴れ	下り線側	75デシベル	49デシベル	111km/h

資料 4-6 大阪国際空港の航空機騒音レベルの経年変化（毛馬出張所）



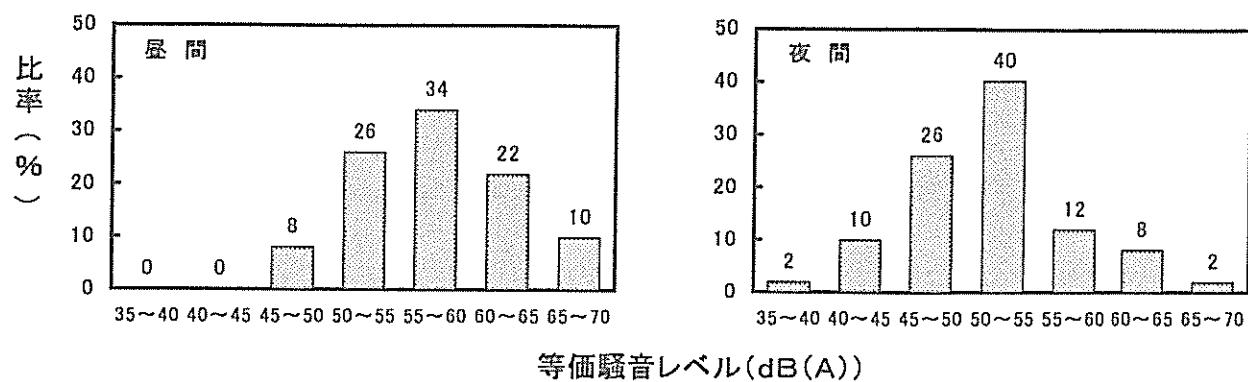
資料 4-7 関西国際空港の大津ルートを飛行する航空機の騒音レベルの測定結果（此花下水処理場）

	平成10年12月3日	平成10年12月8日	平成11年9月29日	平成12年9月29日	平成13年12月6日
測定機数	9機	10機	10機	11機	12機
WECPNL (うるささ指数)	39	36	41	38	39
騒音の最大値	62デシベル	63デシベル	64デシベル	64デシベル	63デシベル

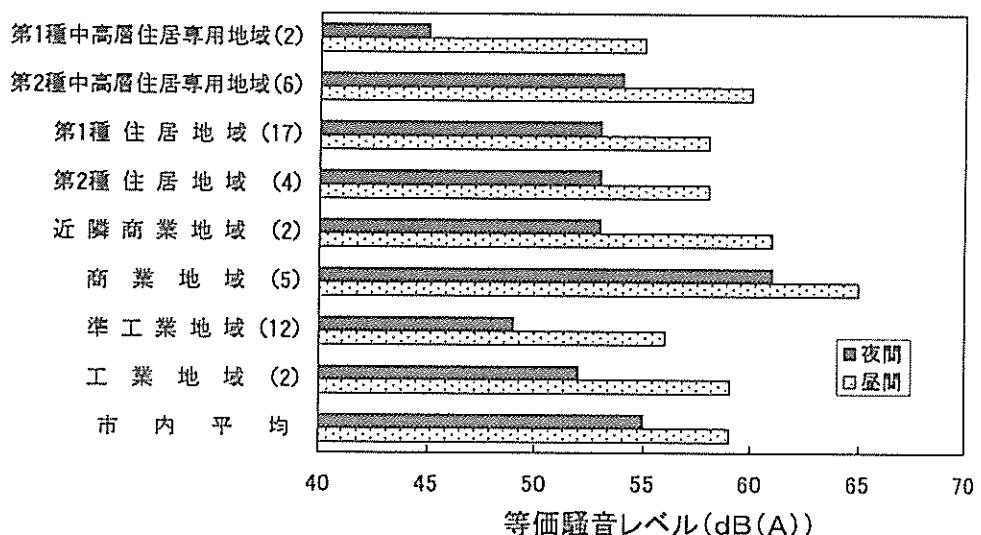
資料 4-8 近隣騒音の苦情件数

項目	年度	平成9	10	11	12	13
生活騒音	電気機器	6	3	6	4	7
	楽器・音響機器	14	3	9	11	10
	人声・足音・給排水管	15	15	10	4	9
	ペット	7	8	11	2	2
	アドリソウ・空ふかし音	5	3	10	2	6
	その他	3	14	11	9	8
	計	50	46	57	32	42
拡声機騒音	商業宣伝目的					
	航空機	0	0	0	0	1
	自動車	1	2	2	2	0
	商店等	7	6	3	3	6
	その他の目的	4	7	6	8	4
	計	12	15	11	13	11

資料4-9 一般環境騒音の騒音レベル別頻度（平成13年度）

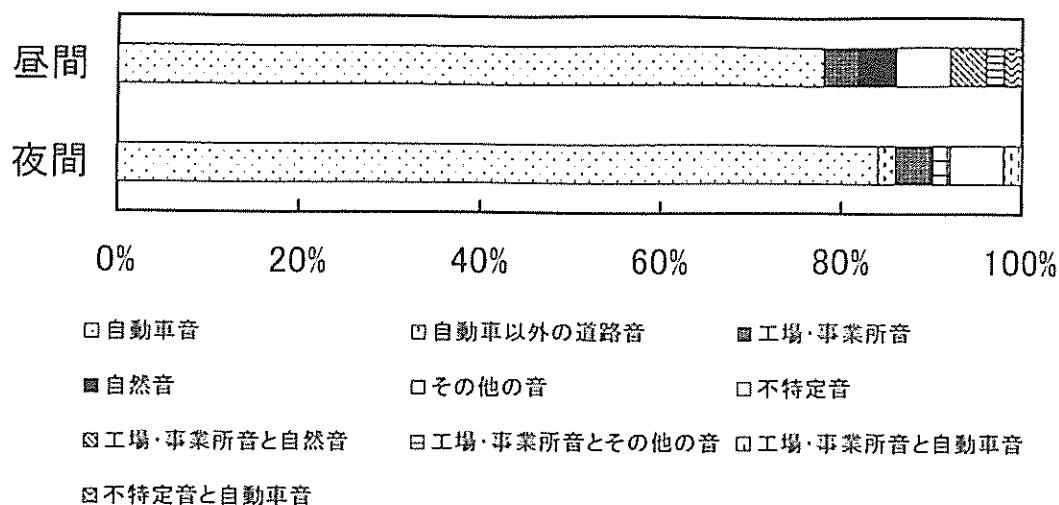


資料4-10 用途地域別の騒音レベル平均値（平成13年度）



() 内は、測定地点数

資料4-11 主たる騒音源の比率（平成13年度）



資料4-12 地域騒音の環境基準適合状況（平成13年度）

地域 類型	用 途 地 域	測定 地点数	環境基準適合地点数			適合率 (%)
			昼間	夜間	昼夜とも	
A	第1種中高層住居専用地域	2	1	2	1	50
	第2種中高層住居専用地域	6	4	2	2	33
B	第1種住居地域	17	7	5	5	29
	第2種住居地域	4	3	1	1	25
C	近隣商業地域	2	2	2	2	100
	商業地域	5	4	4	3	60
	準工業地域	12	12	12	12	100
	工業地域	2	2	2	2	100
	市内全体	50	35	30	28	56

資料4-13 特定（届出）工場・事業場数（振動関係）

(平成14年3月末現在)

事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北	297	45	東淀川	121	22
都島	112	31	東成	300	42
福島	145	29	生野	359	27
此花	105	44	旭	99	24
中央	223	20	城東	285	30
西	228	26	鶴見	141	28
港	133	82	阿倍野	82	52
大正	61	122	住之江	73	145
天王寺	139	27	住吉	33	8
浪速	127	35	東住吉	106	8
西淀川	282	87	平野	313	57
淀川	291	73	西成	183	46

合計 特定工場・事業場数（法）：4,238

届出工場・事業場数（条例）：1,110

資料4-14 振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例(振動)に基づく特定(届出)施設の年度別届出件数

年度 法令 種別 区分	平成9		10		11		12		13	
	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設置届	14	2	12	6	55	7	48	8	51	9
使用届	0	1	0	0	0	0	3	1	0	0
数の変更届	0	0	2	1	8	6	16	8	22	11
振動防止の方法変更届	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1
氏名等変更届	22	0	20	4	136	11	54	17	86	18
全廃届	0	2	5	4	11	3	4	3	27	1
承継届	1	0	3	1	54	2	1	4	5	4
計	37	7	42	16	264	29	127	41	191	44

資料4-15 特定建設作業届出件数(振動)

特定建設作業の種類	年 度	平成9	10	11	12	13
		平成9	10	11	12	13
1. くい打機等を使用する作業(アースオーナー併用を除く)	154	170	108	110	121	
2. 鋼球を使用する破壊作業	0	0	0	0	0	0
3. 鋼装版破碎機を使用する作業	7	2	1	0	22	
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業	483	390	175	150	605	
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機を使用する作業	3,386	3,265	3,053	3,385	2,891	
計	4,030	3,827	3,337	3,645	3,639	

(注) 平成12年度までは作業の期間が3か月ごとの届出であったが、平成13年度からは作業の期間に問わらず作業の開始から終了まで一括して届け出しができることとした。

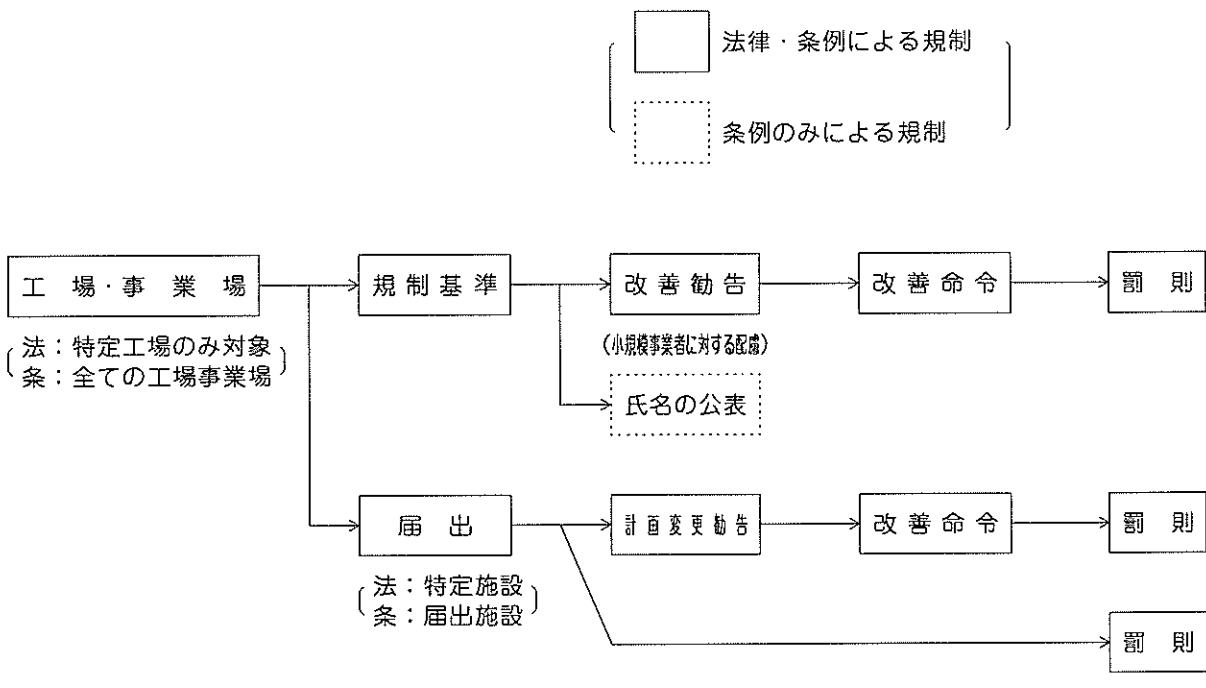
資料4-16 振動関係苦情件数の内訳(平成13年度)

	工場・事業場			建設作業	交通		その他
	金属加工機械	作業	その他		自動車	鉄道	
苦情数 106件	14(13)	4(4)	7(7)	63(59)	12(11)	0(0)	6(6)

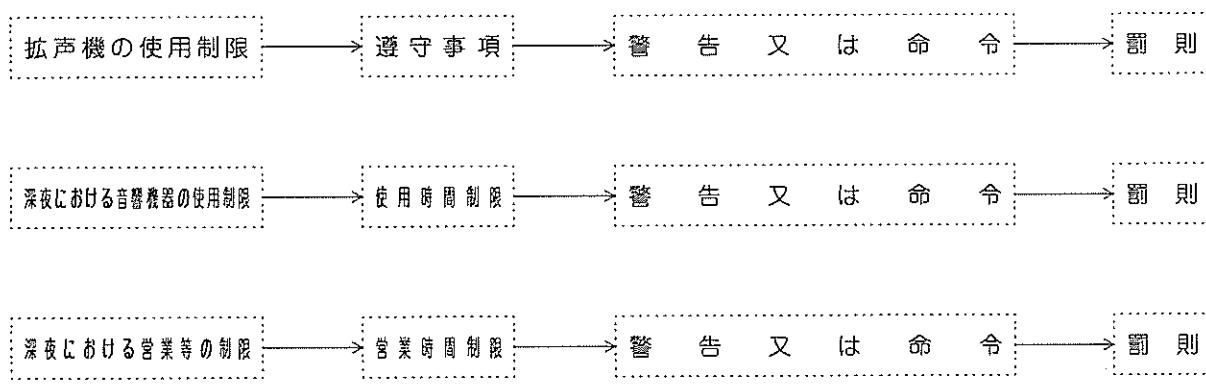
(注) ()内は%

資料 4-17 騒音規制法・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による工場等の規制の仕組み

【騒音・振動】



【騒音】



資料4-18 立入指導等の状況（騒音）

(平成13年度)

内 容 種 別	立入指導件数			測定件数
	保 健 所	24保健センター	市民の声等 合 同 立 入	
法 律	289	254	(4)	357
条 例	239	576	(11)	630
そ の 他	17	537	(9)	284
計	545	1,367	(24)	1,271

(注) ・建設作業を含む

・()内は保健所及び保健センター立入指導件数の内数

資料4-19 立入指導等の状況（振動）

(平成13年度)

内 容 種 別	立入指導件数			測定件数
	保 健 所	24保健センター	市民の声等 合 同 立 入	
法 律	229	76	(1)	137
条 例	63	94	(1)	97
そ の 他	2	142	(2)	66
計	294	312	(4)	300

(注) ・建設作業を含む

・()内は保健所及び保健センター立入指導件数の内数

資料4-20 新幹線鉄道騒音・振動対策内容（民家防音・防振工事）

種 別	根拠 法 令 等	対象地域	実施件数（内分）	実施件数累計（内分）
新幹線鉄道 騒音・振動	「新幹線鉄道対策要綱」 昭和51年 関議了解	76デシベル以上 上位半数 パワーパー平均	0戸 (平成13年度)	2,503戸 (昭和54年度 ～平成13年度)
東海道・山陽 新幹線	「環境保全上緊急を要する 新幹線鉄道振動について (勧告)」 昭和51年 環境庁長官勧告 (現環境大臣)	71デシベル以上 上位半数 (算術平均)	0戸 (平成13年度)	75戸 (昭和55年度 ～平成13年度)

(JR東海・西日本調べ)

資料 4-21 新幹線鉄道騒音・振動対策内容（本市分の延べ施工延長）

対策内容	対策延長
防音壁	18,453m
パラストマットの敷設	12,562m
レールの削正（＊）	17,025m
有道床弹性マクラギ	200m

（＊）レールの削正については、平成13年度の市内分の延べ施工延長。

（JR東海・西日本調べ）

資料 4-22 航空機騒音の障害防止対策（大阪国際空港）

○根拠法令 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」
(昭和47年 法律第110号)

○対象地域 75WECPNL以上を基準として運輸省（現国土交通省）告示により指定された区域

工事種別	平成13年度実施件数 (市内分)	実施件数累計 (市内分)
住宅防音工事及び 告示日後住宅防音工事	326件	20,333件 (昭和49～平成13年度)
機能回復工事	64件	12,770件 (平成元～平成13年度)
再更新工事	376件	408件 (平成11～平成13年度)

（空港周辺整備機構調べ）

資料5-1 大阪市各区の主要地点年間変動量

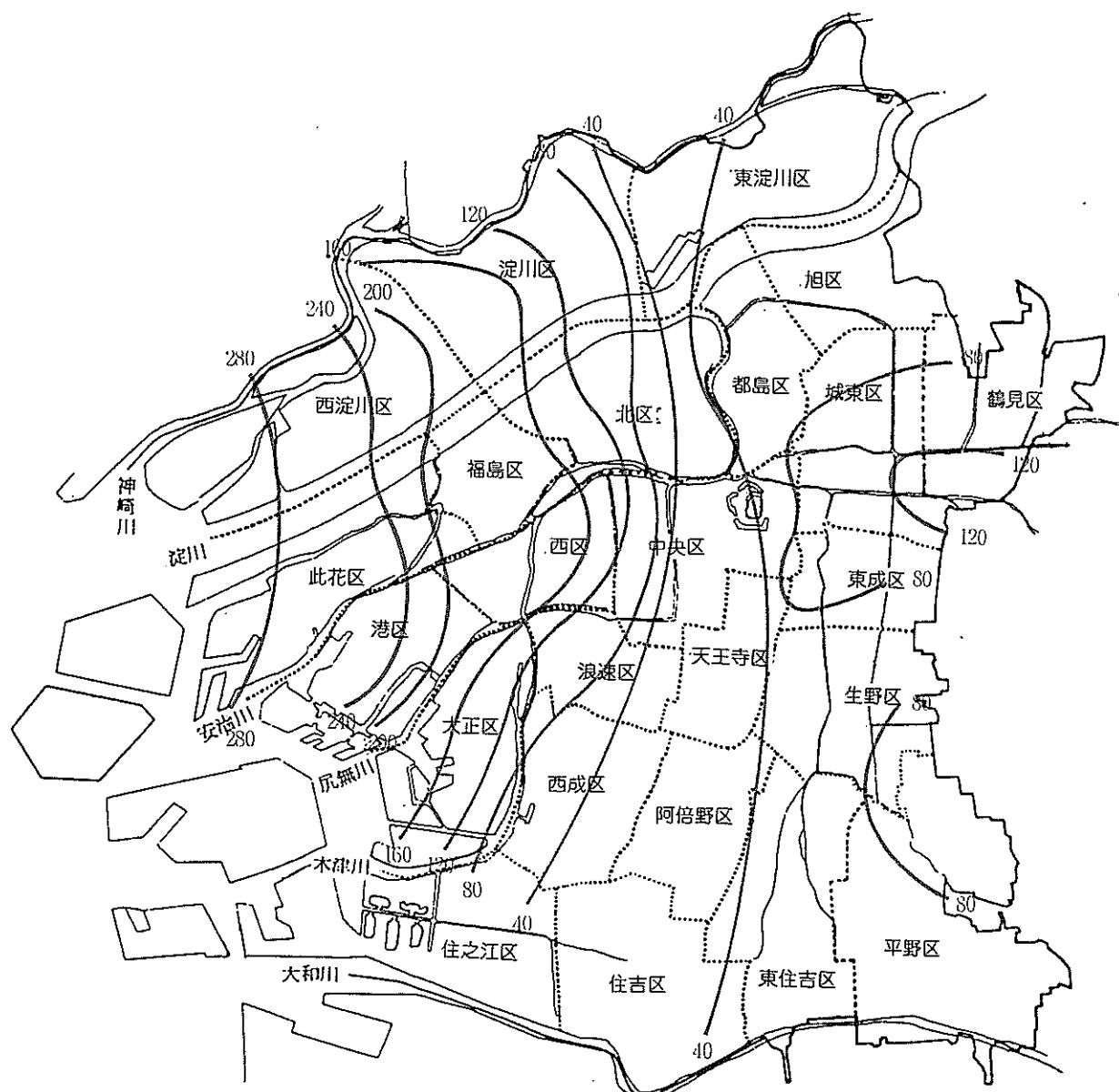
(単位:cm)

地 域	区 分	所 在 地 (水準点番号)	年 間 変 動 量						変動量累計 昭和10年～ 平成13年
			36年	8年	9年	10年	11年	13年	
川 北	淀川	西中島7-8 (北-13)	-7.22	+0.60	+0.42	-0.21	-0.52	+0.36	-106.86
	東淀川	上新庄2-20 (北-3)	—	-0.02	+0.19	-0.30	-0.19	+0.67	-53.20
	西淀川	百島1-3 (北-26)	-13.31	+0.56	+0.98	-0.47	-0.53	+0.19	-243.99
中	北	茶屋町1-40 (中-7)	-25.03	(+0.90)	—	+0.49	—	-0.28	-158.10
	中央	大阪城3 (中-28)	-0.51	+0.40	-0.04	-0.03	-0.48	+0.32	-15.90
	西	九条2-19 (西-45)	-9.95	+1.41	+1.13	-0.67	-0.38	+0.15	-139.06
心	天王寺	生玉町13 (国-234(Ⅲ))	—	+0.06	+0.01	-0.04	-0.62	+0.51	-3.96
	浪速	恵美須西1-2 (国-235)	—	+0.25	+0.17	-0.11	-0.54	+0.68	-20.79
北	此花	酉島1-2 (西-4)	-14.83	+0.37	+1.08	-0.36	-0.74	+0.06	-290.17
西	福島	玉川4-1 (中-16)	-9.48	(+0.92)	—	+1.21	—	-0.02	-144.24
北	旭	大宮3-1 (東-2)	—	+0.18	-0.22	-0.09	-0.01	-0.46	-30.19
	都島	東野田町4-15 (東-8)	-4.24	+0.75	+0.37	-0.25	-0.38	+0.43	-58.99
	城東	関目4-5 (東-6)	—	+0.80	-0.32	+0.30	-0.11	+0.74	-21.58
東	鶴見	鶴見3-11 (東-7)	-10.98	+0.51	-0.08	+0.50	+0.14	+0.35	-86.55
	東成	中道4-8 (東-13)	—	+0.64	+0.06	+0.05	+0.16	+0.48	-76.91
南	生野	勝山北1-19 (東-17)	—	+0.41	+0.21	+0.10	-0.10	+0.44	-11.00
	阿倍野	王子町4-1 (南-18(Ⅱ))	—	(+0.54)	—	-0.08	—	+0.43	-16.91
	東住吉	湯里1-15 (南-15)	—	+0.51	-0.43	0	-0.11	+0.53	-25.21
	平野	加美南1-9-17 (南-39)	—	-0.05	+0.22	-0.08	-0.07	+0.33	-46.44
西	港	海岸通4-2 (西-19(Ⅱ))	-13.49	-0.41	+1.58	-0.38	-0.21	-0.05	-79.00
	大正	泉尾1-39 (西-30)	-11.82	(-0.61)	—	+0.85	—	-0.03	-107.63
	西成	天下茶屋2-2 (国-243)	—	+0.37	+0.21	-0.15	-0.29	+0.62	-11.81
	住之江	安立2-11 (国-245)	—	+0.06	-0.16	+0.04	-0.16	+0.51	-12.63
	住吉	東粉浜1-5 (国-244)	-1.30	+0.36	+0.04	+0.06	-0.07	+0.68	-15.23

- (注) 1. 測量不動点は、昭和10～38年：毛馬原標、昭和39～51年：基21号、昭和52～57年：基21号、上町原標、国分原標、262号、昭和58年以降：262号に替え泉南原標。
2. 変動量累計のうち、〔西-45〕は昭和13年から、〔西-19(Ⅱ)〕は昭和34年から、〔南-39〕、〔南-18(Ⅱ)〕は昭和38年から、〔国-234(Ⅲ)〕は昭和41年から平成13年までの変動量の累計である。
3. 主要地点は長期にわたって固定している水準点のうちから任意に選定した。
4. 表中の「—」は欠測。
5. () 内は、2年間の変動量である。
6. 平成13年度の変動量は、平成13年度までの2年間の変動量である。

資料 5－2 大阪市内の累積沈下等量線推定図

(昭和10年～平成13年度累計、単位：cm)



資料4 5—3 地下水位観測結果

観測井名	年	平成4年		平成5年		平成6年		平成7年		平成8年		平成9年		平成10年		平成11年		平成12年		平成13年	
		平均水位 (m)	平均水位 O. P (m)																		
天保山 B	管頭下 (m)	5.96	6.73	6.94	※	6.15	5.79	4.41	3.70	3.55	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.56
鶴町 B	管頭下 (m)	3.37	4.11	3.98	※	-2.58	-2.22	-0.83	-0.13	0.02	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	0.01
此花	管頭下 (m)	(4.71)	4.75	4.23	※	-1.14	-1.63	0.03	3.67	3.02	2.88	2.57	2.57	2.57	2.57	2.57	2.57	2.57	2.57	2.57	2.43
姫島	管頭下 (m)	5.01	8.76	8.57	※	-3.22	-3.17	-0.26	-0.20	-0.20	-0.52	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	0.62
十三	管頭下 (m)	8.23	9.20	9.91	※	-4.60	-3.64	-1.96	-1.33	-1.33	-1.21	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	0.13
中之島 A	管頭下 (m)	9.47	10.33	12.10	※	-5.90	-3.90	-1.74	-1.15	-1.15	-1.02	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	-0.97
中之島 B	管頭下 (m)	8.11	8.65	9.88	※	-5.06	-3.88	-2.53	-1.95	-1.95	-1.85	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	-0.82
蒲生	管頭下 (m)	12.56	12.84	15.32	※	-11.38	-8.78	-7.92	-7.43	-7.43	-6.89	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	-1.66
港(II) A	管頭下 (m)	5.40	6.20	6.59	※	-3.24	-2.78	-1.10	-0.36	-0.36	-0.21	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	-5.86
港(II) B	管頭下 (m)	14.21	14.33	14.33	※	-11.71	-11.14	-10.67	-10.67	-10.67	-10.41	-10.41	-10.41	-10.41	-10.41	-10.41	-10.41	-10.41	-10.41	-10.41	-10.08
港(II) C	管頭下 (m)	5.99	6.54	7.29	※	-4.32	-3.78	-2.82	-2.13	-2.13	-2.02	-2.02	-2.02	-2.02	-2.02	-2.02	-2.02	-2.02	-2.02	-2.02	-2.22
生野 A	管頭下 (m)	7.11	6.46	6.56	※	-0.24	0.10	0.67	0.81	0.81	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.40
生野 B	管頭下 (m)	15.94	14.67	14.62	※	-8.02	-7.91	-7.52	-7.31	-7.31	-6.71	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	-6.60
柴島	管頭下 (m)	8.77	9.52	9.49	※	-4.03	-3.63	-3.63	-3.46	-3.46	-3.38	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	-2.15
馬場町(II)	管頭下 (m)	34.22	34.43	34.51	※	-9.12	-9.20	-8.39	(33. 36)	(33. 36)	(33. 36)	(33. 36)	(33. 36)	(33. 36)	(33. 36)	(33. 36)	(33. 36)	(33. 36)	(33. 36)	32.13	

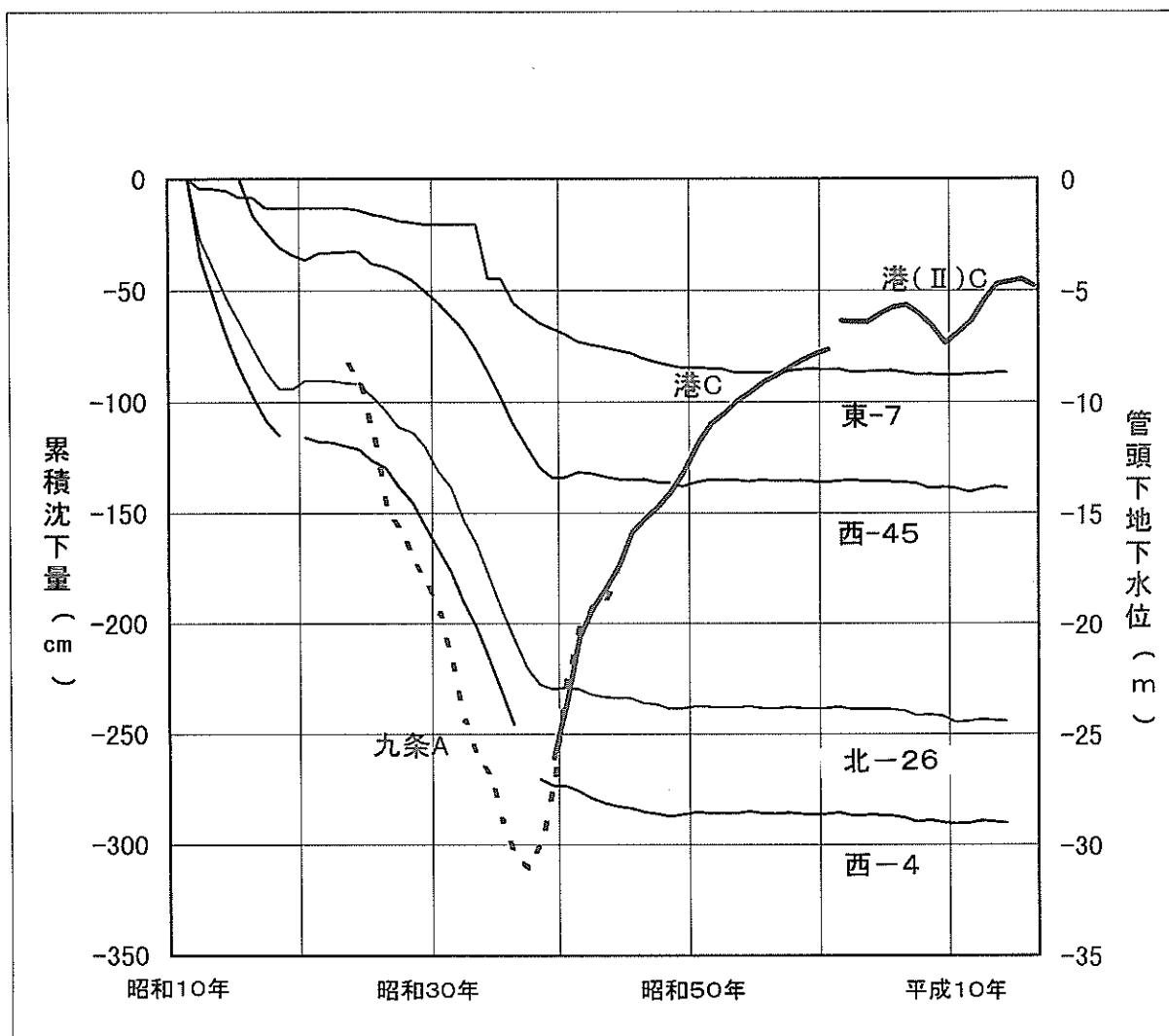
(注) 1. 表中の()は、欠測日を含む。

2. 馬場町(II)観測井の平成8年までの測定値は、馬場町観測井の測定値である。なお、馬場町観測井は平成9年8月で廃止した。

3. ※印は、兵庫県南部地震による影響のため、測量を中止した。

4. 12年の☆印は、水準測量が隔年実施となつたため、測定値なし。

資料5-4 大阪市内における累積沈下量及び地下水位の経年変化図



(注)

九条A観測井は昭和45年で、
港C観測井は昭和60年で観測
中止

昭和43年12月市内指定地域工業用地下水許可期間終了
昭和40年10月第五期工業用水道給水開始
昭和39年10月第四期工業用水道給水開始
昭和37年8月ビル用水法・工業用水法(改正)施行
昭和36年9月第三期工業用水道給水開始
昭和34年5月第一期工業用水道給水開始
昭和34年4月大阪市地盤沈下防止条例施行
昭和29年6月第一期工業用水道給水開始
昭和31年6月工業用水法施行

資料5—5 地下水概況調査結果（平成13年度）

測定項目	環境基準値 (mg/L)	東淀川区 真淡路	港区 築港	港区 磯路	浪速区 元町	浪速区 元町	天王寺区 下寺町	大正区 鶴町	西成区 千本北	住吉区 浅香
採水日	—	1月29日	1月30日	1月31日	1月31日	1月28日	1月31日	1月31日	1月31日	1月28日
色相	—	黃白色	褐色	無色	淡黃色	無色	茶褐色	無色	無色	淡黃白色
臭氣	—	無臭	無臭	無臭	無臭	微下水臭	無臭	機械油臭	無臭	無臭
pH	—	7.0	8.5	6.8	6.8	6.7	7.1	8.8	7.0	7.1
カドミウム	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.055	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	0.034	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペニ	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チカラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマシン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
テオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
トランスクロロエチレン	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ふつ素	0.8	0.12	0.25	0.21	0.16	0.11	0.16	0.16	0.14	0.21
ほう素	1	0.03	0.18	0.44	0.09	0.03	0.08	0.18	0.02	0.04
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	0.22	<0.08	0.65	<0.08	<0.08	0.12	0.45	0.54	0.59

資料5－6 地下水汚染井戸周辺地区調査結果（平成13年度）

測定項目	環境基準値 (mg/L)	此花区		岡崎野区		生野区		住吉区		都島区		都島区		鶴見区	
		島屋	松崎町	林寺	清水丘	中野町	放出東								
採水日	—	2月5日	2月5日	2月5日	1月30日	2月4日	1月29日								
色相	—	淡黄色	無色	淡黄色	黃白色	無色	無臭	無臭	無色						
臭氣	—	無臭	下水臭	無臭	硫化水素臭	硫化水素臭	無色								
pH	—	9.0	7.0	7.2	8.3	6.8	6.9	6.9	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	6.7
カドミウム	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全ジアン	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛	0.01	—	—	—	<0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.005
六価クロム	0.05	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
砒素	0.01	—	—	—	<0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006
総水銀	0.0005	—	—	—	<0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0005
PCB	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	—	検出せず
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	0.005	0.091	<0.004	0.01	0.013	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	0.007	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	0.0013	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チカラム	0.006	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
シマジン	0.003	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ	0.02	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランヌー1,2-ジクロロエチレン	—	<0.004	0.028	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ふつ素	0.8	0.78	0.09	0.20	0.11	0.15	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.21
ほう素	1	1.5	0.07	0.10	0.06	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.18
硝酸性窒素及び 亞硝酸性窒素	10	—	—	<0.08	0.53	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料 5-7 地下水定期モニタリング調査結果（平成13年度）

測定項目	環境基準値 (mg/L)	北区 池田町	東成区 深江北	天王寺区 玉造本町	中央区 上本町	旭区 新森	東住吉区 森津	阿倍野区 天王寺町北	西淀川区 姫里	東淀川区 大桐	西区 北堀江	此花区 伝法
採水日	—	2月6日	2月7日	1月24日	1月28日	2月4日	2月5日	2月5日	1月22日	1月29日	1月28日	1月30日
色相	—	淡黃白色	淡黃色	無色	淡黃色	無色	無色	無色	淡黃色	無色	無色	黃白色
臭氣	—	硫化水素臭	硫化水素臭	無臭	無臭	硫化水素臭	無臭	無臭	微硫酸臭	無臭	無臭	金氣臭
pH	—	7.6	7.2	6.5	7.4	6.8	7.0	6.7	6.6	6.9	6.9	6.6
カドミウム	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001
全ジアン	検出せず	—	—	—	—	—	—	—	—	検出せず	検出せず	検出せず
鉛	0.01	—	—	—	—	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005	0.005
六価クロム	0.05	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.04	<0.04	<0.04
砒素	0.01	—	—	—	—	0.127	—	—	0.098	<0.005	<0.005	0.011
総水銀	0.0005	—	—	—	—	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	検出せず	—	—	—	—	検出せず	—	—	—	検出せず	検出せず	検出せず
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シスター-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	0.004	<0.004	<0.004	0.049	0.023	0.312	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	0.0007	0.0025	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	0.02	0.111	<0.002	0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	0.0006	<0.0005	0.0027	0.0433	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0006	—	<0.0006
シマジン	0.003	—	—	—	—	—	—	—	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	—	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002
トランスク-1,2-ジクロロエチレン	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ふつ素	0.8	0.12	0.25	<0.08	<0.08	1.7	0.13	0.16	0.12	0.26	0.09	0.16
ほう素	1	<0.02	0.21	0.05	0.08	0.37	0.23	0.10	0.10	0.17	0.03	0.02
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	—	—	—	—	—	—	—	—	18	1.3	<0.08

資料 6-1 ダイオキシン類環境調査結果（平成13年度）

1 大気環境調査結果

(単位 : pg-TEQ/m³)

地 点	結 果	春	夏	秋	冬	13年度 年平均値	12年度 年平均値
菅北小学校局(北区)	0.20	0.093	0.11	0.066		0.12	0.41
平尾小学校局(大正区)	0.19	0.093	0.45	0.061		0.20	0.48
淀中学校局(西淀川区)	0.18	0.56	0.31	0.15		0.30	0.54
茨田北小学校局(鶴見区)	0.33	0.12	0.13	0.066		0.16	0.30
摂陽中学校局(平野区)	0.27	3.7	0.38	0.096		1.1	0.38
住吉区民ホール局(住吉区)	0.20	6.4	0.33	0.022		1.7	0.64
東淀川区役所局(東淀川区)	0.10	0.10	0.14	0.044		0.096	0.44
此花区役所局(此花区)	0.13	0.072	0.17	0.073		0.11	0.27
堀江小学校局(西区)	0.18	0.083	0.15	0.060		0.12	0.23
南港ポートタウン局(住之江区)	0.15	0.042	1.0	0.033		0.32	0.26
勝山中学校局(生野区)	0.32	0.31	0.23	0.015		0.22	—
聖賢小学校局(城東区)	0.31	0.18	0.28	0.026		0.20	—
平 均 値	0.21	0.98	0.31	0.059		0.39	0.40

(注) ・環境基準値 : 0.6pg-TEQ/m³以下

・試料採取: 春: 平成13年 5月23日～24日、夏: 平成13年 7月31日～8月 1日

秋: 平成13年10月30日～31日、冬: 平成14年 1月29日～30日

2 水質環境調査結果

(1) 河川・海域

(単位 : pg-TEQ/L)

調査地點	調査結果	調査地點	調査結果
小松橋(神崎川)	0.22	河	天王田大橋(平野川分水路)
千船橋(神崎川)	0.76		下城見橋(第2寝屋川)
桜宮大橋(大川)	0.32		京橋(寝屋川)
天神橋(右)(堂島川)	0.48		城見橋(平野川)
天神橋(左)(土佐堀川)	0.53		南弁天橋(平野川)
春日出橋(六軒家川)	0.48		淀川大堰(淀川)
北港大橋下流700m(正蓮寺川)	0.13		伝法大橋(淀川)
天保山渡(安治川)	0.10		遠里小野橋(大和川)
本町橋(東横堀川)	1.3		神崎川河口中央
大黒橋(道頓堀川)	0.86		淀川河口中央
甚兵衛渡(尻無川)	0.41	海 域	木津川河口中央
千本松渡(木津川)	0.24		大和川河口部
船町渡(木津川運河)	0.22		南港
住之江大橋下流1100m(住吉川)	0.20		No.5 フィ跡
徳栄橋(古川)	1.8		大阪港閘門外1200m
今津橋(寝屋川)	1.6		

(注) ・環境基準値 : 1 pg-TEQ/L以下

・淀川、大和川については近畿地方整備局が測定、他は大阪市が測定。

・試料採取(大阪市実施分) : 平成13年 7月及び11月12月

(単位 : pg-TEQ/L)

(2) 地下水

(単位 : pg-TEQ/L)

調査地区	調査結果
平野区喜連西4丁目	0.029
淀川区野中南1丁目	0.022
天王寺区上本町5丁目	0.019

(注) ・環境基準値 : 1 pg-TEQ/L以下

・試料採取 : 平成14年 1月

3 底質環境調査結果

(単位 : pg-TEQ/g. 乾重)

調査地点	調査結果	調査地点	調査結果	
江口橋(柳橋)* (梅崎川)	46	河川	左専道大橋(天王寺大橋)* (平野川分水築)	66
千船橋(神崎川)	320		下城見橋(第2寝屋川)	38
桜宮大橋(大川)	18		寝屋川橋(京橋)* (寝屋川)	69
天神橋(右) 下流300m(豊川)	49		城見橋(平野川)	140
天神橋(左) 下流300m(土岐川)	24		南弁天橋(平野川)	71
春日出橋(六軒家川)	240		淀川大堰(淀川)	6.5
北港大橋下流700m(正蓮寺川)	170		伝法大橋(淀川)	3.2
天保山渡(安治川)	45		遠里小野橋(大和川)	0.26
平野橋(木崎橋)* (東横堀川)	71		神崎川河口中央	190
大黒橋(道頓堀川)	210		淀川河口中央	36
甚兵衛渡(尻無川)	140		木津川河口中央	110
千本松渡(木津川)	320		大和川河口部	3.2
船町渡(木津川運河)	150		南港	32
住之江大橋下流1100m(住吉川)	200		No 5ブイ跡	21
徳栄橋(古川)	11		大阪港閘門外1200m	21
今津橋(寝屋川)	31			

(注) ・淀川、大和川については近畿地方整備局が測定、他は大阪市が測定。

・試料採取(大阪市実施分) : 平成13年 8月

・*は()内の調査予定地点で底質が採取できなかったため、予定地点の周辺で実際に底質を採取した地点を示している。

4 土壤環境調査結果

(単位: pg-TEQ/g. 乾重)

調査地點	調査結果	調査地點	調査結果	調査地點	調査結果
豊仁小学校(北区)	0.78	佃小学校(醍醐区)	2.3	金塚小学校(阿倍野区)	0.16
済美小学校(北区)	0.19	竹島西公園(西淀川区)	5.5	長池小学校(阿倍野区)	0.62
堀川小学校(北区)	0.091	宮原中学校(淀川区)	0.61	御崎南公園(住之江区)	2.7
内代小学校(鶴見区)	0.58	三津屋公園(淀川区)	3.6	新北島西公園(住之江区)	13
上福島小学校(鶴見区)	0.13	塚本小学校(淀川区)	0.39	加賀屋小学校(住之江区)	1.1
野田中学校(鶴見区)	0.21	東淡路小学校(東淀川区)	1.4	住吉小学校(住吉区)	0.26
伝法東公園(此花区)	7.2	淡路小学校(東淀川区)	3.5	刈田小学校(住吉区)	1.0
梅香中学校(此花区)	2.1	新庄小学校(東淀川区)	1.3	南住吉小学校(住吉区)	0.98
中大江小学校(中央区)	1.3	玉津中学校(東成区)	0.066	墨江小学校(住吉区)	1.7
九条南公園(西区)	18	阪陽公園(東成区)	12	今林公園学校(東住吉区)	5.3
明治小学校(西区)	0.79	東小路小学校(生駒区)	0.63	矢田北小学校(東住吉区)	0.59
築港中学校(港区)	1.4	田島中学校(生駒区)	0.28	今川小学校(難波区)	1.6
三先小学校(港区)	1.1	生江南公園(相区)	2.2	加美北小学校(難波区)	1.3
大正西中学校(大正区)	0.50	清水小学校(相区)	1.7	瓜破小学校(難波区)	2.7
泉尾東公園(大正区)	0.17	董中学校(難波区)	3.2	摂陽中学校(難波区)	2.6
鶴町北公園(大正区)	16	鳴野小学校(難波区)	2.4	岸里小学校(西成区)	1.3
五条小学校(天王寺区)	0.83	榎本小学校(鶴見区)	0.83	天下茶屋中学校(西成区)	1.2
難波小学校(難波区)	3.9	茨田西小学校(鶴見区)	1.8		
出来島小学校(醍醐区)	2.1	今津南公園(鶴見区)	3.2		

(注) · 環境基準値: 1,000pg-TEQ/g以下

· 試料採取: 平成13年12月

5 貝類(ムラサキイガイ)調査結果

(単位: pg-TEQ/g. 乾重)

調査地點		13年度調査結果	12年度調査結果
海 域	大阪港内(安治川河口)	6.9	4.4
	大阪港関門外	5.4	3.4

(注) · 水生生物の基準値は定められていない。

· 試料採取: 平成14年1月

資料 6-2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数

(平成13年度)

種類 区分	設置届	使用届	構造 変更届	廃止届	氏名等 変更届	承継届	合計
大気基準適用施設	3	0	3	1	20	1	28
水質基準対象施設	3	0	1	1	14	0	19
合計	4 (2)	0 (1)	3 (1)	1 (1)	26 (8)	1	35 (12)

(注) () 内の数字は、大気基準適用施設と水質基準対象施設が重複しており、
1件の届として提出された件数である。

資料 6-3 特定粉じん（アスベスト）排出等作業に係る届出件数

(平成13年度)

作業の種類	1の項：解体作業	2の項：事前除去・回収の解体作業	3の項：改修・補修
届出件数	24	0	20

資料6－4 「大阪府化学物質適正管理指針」に定める管理物質の使用量、製造量

平成12年度

番号	管理物質名	使用量(トン)	製造量(トン)
001	亜鉛及びその化合物	17,638	13,560
002	アクリルアミド	3,443	0
003	アクリル酸	383	0
004	アクリル酸エステル類	1,003	0
005	アクリロニトリル	130	0
006	アセトアルデヒド	27	0
007	アセトン	1,582	1,445
008	2,2'-アズビスイソブチロニトリル	1	0
009	アニリン	116	0
010	3-アミノ-1,2,4-トリアゾール	0	0
011	アミノピリジン	0	0
012	アリルアルコール	0	0
013	アントラセン	0	0
014	アンモニア	1,827	370
015	エタノールアミン	537	0
016	エチレングリコール	576	0
017	エチレングリコールモノエチルエーテル	88	0
018	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	59	1
019	エチレングリコールモノブチルエーテル	953	30
020	エチレングリコールモノメチルエーテル	26	0
021	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	7	0
022	エチレンジアミン	59	0
023	塩化アリル	0	0
024	塩化アンモニウム	236	9
025	塩化水素	13,984	0
026	塩化パラフィン	128	0
027	塩化ベンジル	48	0
028	塩化メチル	25	0
029	塩化メチレン	4,001	375
030	2-オクタノール	26	0
031	カルバミン酸エチル	0	0
032	キシレン	15,325	227
033	蟻酸	3,558	4,222
034	クレゾール	670	0
035	クロトンアルデヒド	1	0
036	クロム及びクロム化合物(六価クロム化合物を除く)	436	61
037	クロロアニリン	34	0
038	1-クロロ-2、3-エボキシプロパン	669	0
039	2-クロロ-1、3-ブタジエン	0	0
040	クロロホルム	22	8
041	五塩化リン	108	0
042	酢酸	2,074	0
043	酢酸エステル類	4,623	200
044	酢酸ビニル	876	0
045	三塩化リン	13	0
046	酸化エチレン	4,293	0
047	酸化プロピレン	1,303	0
048	シアノ化水素及びシアノ化物	352	281
049	四塩化炭素	0	0
050	シクロヘキサン	1,021	1

平成12年度

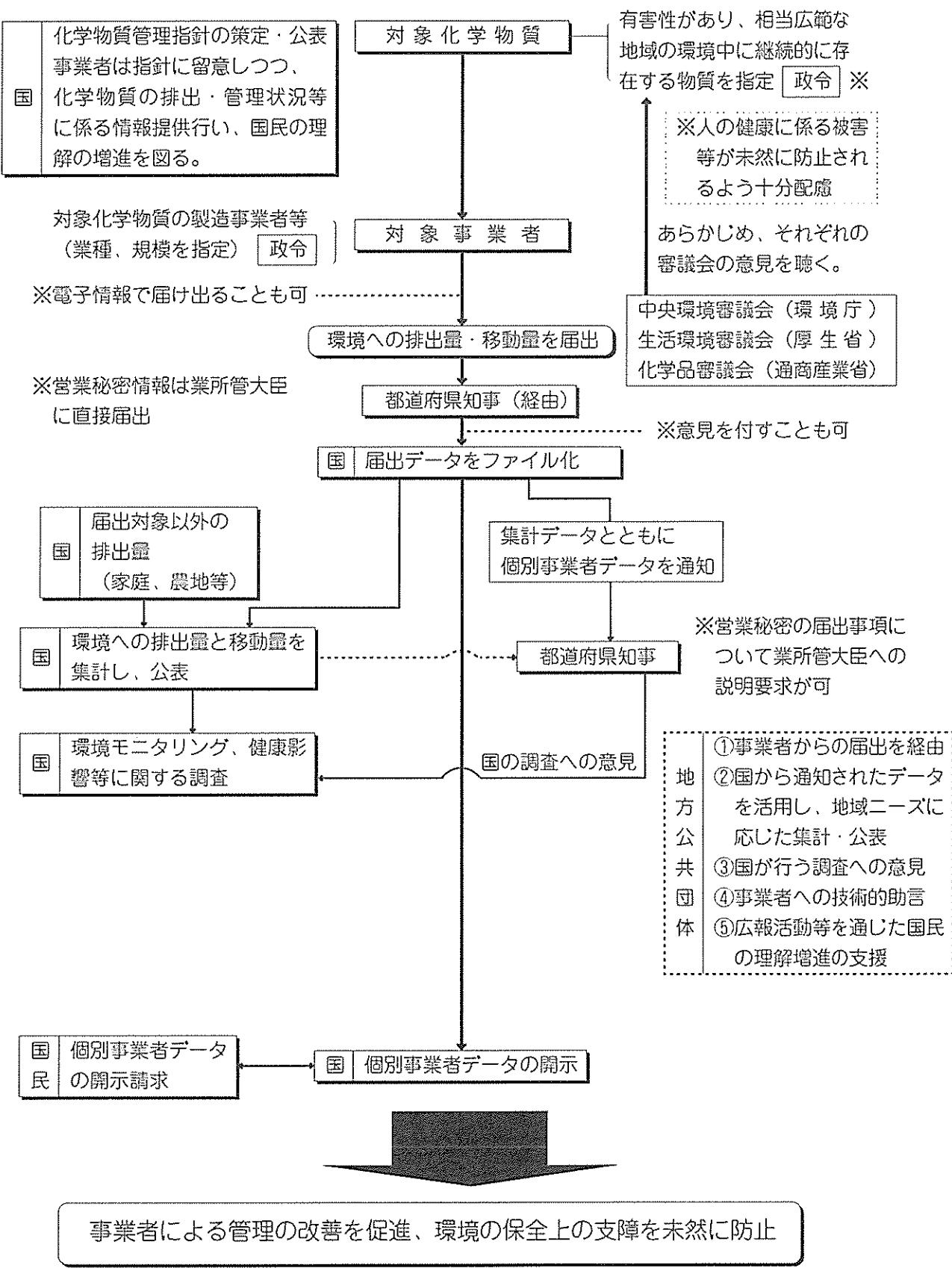
番号	管理物質名	使用量(トン)	製造量(トン)
051	シクロヘキサン	239	0
052	0-ジアニシン	0	0
053	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	0	0
054	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	1	0
055	ジアミノトルエン	2	0
056	ジエチレントリアミン	1,084	0
057	1,4-ジオキサン	195	0
058	1,2-ジクロロエタン	12	0
059	1,1-ジクロロエチレン	0	0
060	1,2-ジクロロプロパン	142	0
061	1,3-ジクロロプロベン	0	0
062	3,3'-ジクロロベンジン	0	0
063	ジクロロベンゼン	65	0
064	ジニトロトルエン	0	0
065	ジニトロナフタレン	0	0
066	2,4-ジニトロフェノール	0	0
067	ジフェニルアミン	2	0
068	2,4-ジメチルアニリン	0	0
069	N,N'-ジメチルアニリン	0	0
070	N,N-ジメチルホルムアミド	649	0
071	スチレン	3,524	0
072	セレン及びその化合物	3	0
073	チオセミカルバジド	7	0
074	塩素酸化物(硝酸を含む)	1,505	32
075	テトラクロロエチレン	107	0
076	2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン	264	0
077	トリエタノールアミン	560	0
078	1,1,1-トリクロロエタン	4	0
079	トリクロロエチレン	88	9
080	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-オン	99	0
081	トリレンジイソシアネート	4	0
082	トルイジン	14	0
083	トルエン	13,041	183
084	ナフタレン	0	0
085	α-ナフチルアミン	0	0
086	ニッケル	549	68
087	ニトロアニリン	1	0
088	N-ニトロソジフェニルアミン	0	0
089	ニトロトルエン	0	0
090	ニトロベンゼン	0	0
091	二硫化炭素	1	0
092	2-ヒドロキシナフタレン	11	0
093	ビリジン	21	0
094	フェニレンジアミン	21	0
095	フェノール	1,729	0
096	フタル酸エステル類	419	423
097	フッ化水素	5,461	0
098	フッ素	6	0
099	フルフリルアルコール	2,685	0
100	1,3-ブタジエン	0	0

平成12年度

番号	管理物質名	使用量(トン)	製造量(トン)
101	1-ブタノール	2,832	20
102	2-ブタノン	1,155	0
103	2-プロパノール	3,525	432
104	ヘキサン	815	5
105	ベンゾトリクロライド	2	0
106	ほう素及びその化合物	590	5
107	メタクリル酸	135	0
108	メタクリル酸エステル	1,342	0
109	メチルアルコール	16,466	662
110	メチルクロロメチルエーテル	0	0
111	メチルヒドラジン	0	0
112	4-メチル-2-ペンタノン	1,637	1
113	4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)	0	0
114	モノクロロ酢酸	1	0
115	モノクロロベンゼン	145	0
116	硫化水素	41	0
117	硫酸	93,576	73,994
118	硫酸ジエチル	124	0
119	硫酸ジメチル	80	0
120	リン酸、リン酸化物及び水素化物	22,979	13,939
121	リン酸ジブチル	0	0
122	リン酸トリクレジル	13	0
123	リン酸トリブチル	0	0

(届出件数: 160事業所)

資料 6－5 化学物質の排出量の把握等の措置（P R T R¹⁾）の実施の手順



¹⁾ Pollutant Release and Transfer Register

資料8－1 公害苦情の種類別の経年変化

年 度	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	そ の 他	合 計
平成4年度	589	96	201	250	7	25	1,168
5	528	65	178	214	9	13	1,007
6	545	56	191	251	23	102	1,168
7	527	128	192	291	17	102	1,257
8	565	78	175	295	27	108	1,248
9	573	69	272	336	10	123	1,383
10	525	67	386	370	4	105	1,457
11	538	91	310	340	8	126	1,413
12	637	100	289	379	8	111	1,524
13	591	106	282	377	10	117	1,483

(注) 平成6年度から典型7公害以外についても調査対象としている。

資料8-2 行政区別苦情件数集計表

(平成13年度)

区名	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他	合計
北	26	3	12	16	0	2	59
都島	15	7	4	12	0	3	41
福島	21	4	10	6	0	1	42
此花	19	6	1	8	1	2	37
中央	43	2	3	22	0	1	71
西	27	4	6	12	0	9	58
港	10	0	3	10	3	2	28
大正	14	3	12	6	1	0	36
天王寺	20	0	5	13	0	6	44
浪速	21	2	5	4	0	2	34
西淀川	28	4	24	14	0	3	73
淀川	38	3	11	17	0	9	78
東淀川	26	3	10	19	0	10	68
東成	19	6	9	10	0	3	47
生野	40	11	16	30	1	4	102
旭	14	1	12	13	2	15	57
城東	34	12	27	17	0	0	90
鶴見	18	18	12	16	1	2	67
阿倍野	18	1	7	6	0	1	33
住之江	19	1	23	28	0	21	92
住吉	29	0	17	20	0	7	73
東住吉	19	3	6	19	0	4	51
平野	43	9	33	43	0	6	134
西成	30	3	14	16	1	4	68
合計	591	106	282	377	10	117	1,483

資料10-1 行政区別認定数

(平成14年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治ゆ等	死 亡	他都市 転 出				治ゆ等	死 亡	他都市 転 出	
北	570	236	149	19	166	東淀川	1,014	455	250	38	271
都 島	797	310	213	20	254	東 成	651	188	261	21	181
福 島	882	263	375	15	229	生 野	2,526	844	1,002	87	593
此 花	3,302	1,541	942	47	772	旭	941	360	287	37	257
中 央	423	133	138	9	143	城 東	3,328	1,291	911	84	1,042
西	753	421	155	12	165	鶴 見	1,210	458	250	34	468
港	1,837	819	566	24	428	阿倍野	620	185	206	23	206
大 正	2,205	1,029	556	45	575	住之江	1,570	623	449	40	458
天王寺	345	151	94	16	84	住 吉	1,175	453	372	33	317
浪 速	818	286	317	22	193	東住吉	1,239	456	431	28	324
西淀川	7,019	3,386	2,101	114	1,418	平 野	1,558	628	418	45	467
淀 川	1,810	780	511	50	469	西 成	2,923	756	1,301	57	809
						総 計	39,516	16,052	12,255	920	10,289

資料10-2 認定疾病別内訳

(平成14年3月末現在)

病名 年齢	慢 性	気 管 支	ぜん息性	肺気しゆ	計
	気管支炎	ぜん 息	気管支炎		
15歳以上	2,357	7,679	2	242	10,280
15歳未満	0	8	1	0	9
計	2,357	7,687	3	242	10,289

資料10-3 障害等級別内訳

(平成14年3月末現在)

等級 種類区分	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	その他	計
15歳以上	0	16	927	6,347	2,861	129	10,280
15歳未満	0	0	0	2	7	0	9
計	0	16	927	6,349	2,868	129	10,289

(注)

- 特 級 労働不能、常時介護を要する状態
 1 級 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
 2 級 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
 3 級 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
 級 外 3級に該当しない状態
 　　(15歳未満の児童については、労働能力は適用外)
 その他 等級未決定者

資料10－4 補償給付

種類	給付内容
療養の給付	被認定者が指定疾患について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,400円（通院日数4日以上14日以内）～36,400円（入院日数15日以上）
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男子　　122,100円～369,800円 女子　　118,200円～212,400円 障害等級 特級　　基礎月額十介護加算（48,100円） 1級　　〃 2級　　〃の50% 3級　　〃の30%
児童補償手当	15歳に達しない児童が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて養育者に対して定期的に支給 障害等級 特級　　月額　　116,700円（介護加算48,100円を含む。） 1級　　〃　　68,600円 2級　　〃　　34,300円 3級　　〃　　20,600円
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額（100%起因する場合） 男子　　83,500円～323,600円 女子　　83,500円～185,900円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がいない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額（100%起因する場合） 基礎月額×36月
葬祭料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額　337,500円～675,000円

(注) 表中の支給金額は、平成14年4月1日現在

資料10-5 大阪市小児ぜん息等医療費助成制度

① 行政区別患者数

(平成14年3月末現在)

事項 区名	決定数	取 消 数			現 在 患者数	事項 区名	決定数	取 消 数			現 在 患者数
		治ゆ等	転 出	その他				治ゆ等	転 出	その他	
北	1,234	788	44	1	401	東淀川	3,774	2,744	180	25	825
都 島	1,937	1,390	46	5	496	東 成	2,909	1,981	91	3	834
福 島	1,120	726	29	0	365	生 野	4,008	2,784	77	0	1,147
此 花	2,794	1,763	68	8	955	旭	1,849	1,161	51	2	635
中 央	1,174	822	37	1	314	城 東	3,894	2,629	110	6	1,149
西	1,433	918	46	3	466	鶴 見	2,852	1,751	119	6	976
港	2,019	1,305	42	4	668	阿倍野	1,620	1,012	51	0	557
大 正	2,804	1,983	92	8	721	住之江	4,357	2,911	162	3	1,281
天王寺	1,174	735	42	0	397	住 吉	3,703	2,399	103	22	1,179
浪 速	805	580	26	2	197	東住吉	2,855	1,823	84	6	942
西淀川	2,708	1,769	107	3	829	平 野	4,759	2,981	95	13	1,670
淀 川	4,571	2,905	162	13	1,491	西 成	1,624	1,108	20	1	495
						総 計	61,977	40,968	1,884	135	18,990

② 疾病別内訳

項目	病名	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	慢 性 気管支炎	肺気しゅ	計
	項目	病名	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	慢 性 気管支炎	
患者数	14,126	4,858	6	0	18,990	

(注) 小児の気管支ぜん息等については、早期の適切な医療により、一層の疾病的治ゆ、軽快が期待されるので、当分の間、医療費の本人負担分を助成する制度を昭和63年4月1日から実施している。

資料10-6 環境改善事業実施状況

(単位：円)

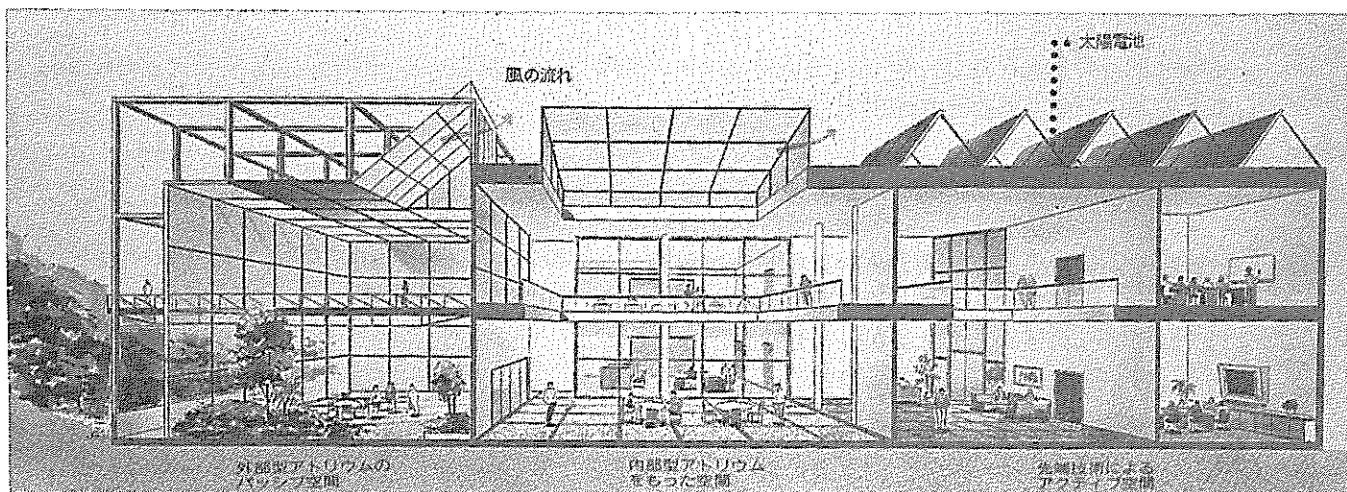
事業名	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
計画作成事業	2,574,000			5,250,000		
施設等整備事業	内 容	電気自動車 7台	電気自動車 5台 天然ガス車 2台	電気自動車 1台	天然ガス車 1台	天然ガス車 6台
最新規制適合車代替促進事業	助成額	8,652,000	10,014,000	1,260,000	832,000	4,992,000
大気浄化植樹事業	内 容	82台	65台	176台	106台	61台
事	助成額	10,101,000	7,857,000	19,646,000	14,433,000	3,786,000
施設等整備事業助成	低公害車普及事業	150m ²	745m ²	160m ²	74m ²	77m ²
最新規制適合車代替促進事業	助成額	1,560,000	7,748,000	1,598,000	769,000	800,800
大気浄化植樹事業助成	内 容	電気自動車 2台 天然ガス車 15台	電気自動車 2台 天然ガス車 21台	電気自動車 1台 天然ガス車 25台	電動バス-9- 天然ガス車 15台	電動バス-9- 天然ガス車 35台
施設等整備事業助成	低公害車普及事業	4,471,000	6,671,000	6,575,000	7,563,000	16,912,000
最新規制適合車代替促進事業	内 容	2台	1台	2台	2台	6台
大気浄化植樹事業助成	助成額	293,000	132,000	75,000	49,000	295,000
	内 容	120,66m ²	0m ²	400m ²	1,069m ²	100m ²
	助成額	627,000	0	2,080,000	5,558,000	520,000
						2,761,000

資料15－1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」体系図

目的：地球温暖化対策に関して、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。



資料17-1 国連環境計画（ＵＮＥＰ）国際環境技術センター建物コンセプト



建設建物（ＵＮＥＰ国際環境技術センター）

UNE Pセンターと効地球環境センターの活動拠点
コンセプト：環境にやさしい建物
アメニティの高い建物

外部型アトリウムのパッシブ空間
みどり豊かな外部に開放し、パッシブな手法（自然、建築的仕掛け）により自然で快適な空間をつくる
外部型アトリウム
(デザイン)
・開放的な感じ
・自然の材料を使用（木材・みどり、水）

内部型アトリウムを持った空間
内部型アトリウムを設け、オフィス空間のアメニティを高める。
**UNE Pセンター事務室
効地球環境センター事務室
図書室**
(デザイン)
・半自然的な材料を使用（タイル）
・迎賓館との調和

先端技術によるアクティブ空間
建築外壁の断熱性能を高め、人工的な手法（建築設備）による室内環境空間をつくる。
**特別会議室
研修室**
(デザイン)
・ハイテクな感覚
・人工的な材料を使用（アルミ）

省資源・省エネルギーをめざした建築設備

- エネルギーシステム
 - ・ごみ発電の電力利用
 - ・太陽光発電システムの採用
 - ・燃料電池コージェネレーションシステムの採用
 - 電気設備
 - ・照明の制御
 - ・タスク／アンピエント照明方式
 - ・省電力型機器の採用
 - 空調設備
 - ・空調ゾーニング
 - 空調ゾーン
 - 事務室、研修室、図書室
 - エンタランスルーム
 - 内部型アトリウム、廊下
 - 自然環境ゾーン
 - 外部型アトリウム
 - ・第1中間ゾーン
第2中間ゾーン
 - 热 源
 - ・電気方式（ヒートポンプチラー）
 - ・燃料電池（排熱利用）
 - ・ガス方式（ガス吸収式）
 - 給排水衛生設備
 - ・節水型衛生器具の採用
 - ・雨水の利用
 - ・散水等への利用
- 200kW
20kW
50kW
- NEDOプロジェクト
(フィールドテスト事業)
- タイムスケジュール制御、窓際照明の自動消灯、誘導灯の消灯
アンピエントライト（低照度の環境照明）、タスクライト（適正照度の作業照明）
- 低公害、高効率をめざした複合方式

資料17-2 JICA研修国別・年度別受入れ実績（研修員数）

国名 (地域名)	コース名	大気汚染 対策コース			都市排水 コース			環境管理 セミナー			都市廃棄物 処理コース		
		H元 11	12 年度	13 年度	H3 11	12 年度	13 年度	H7 11	12 年度	13 年度	H4 11	12 年度	13 年度
バングラデシュ			1	1	2	1		2	1	1			
カンボジア											1		
中国	8				2	1	1	2	1	1	5	1	1
インド					1			1				1	
インドネシア	10	1	1	10				3	1		5		
イラン	2					1		1					
ヨルダン											2		
クウェート	2												
ラオス						1		2			1		
マレーシア	8				4			1	1		2		
モルディブ								1			2		
ミャンマー		1			1					2			
ネパール								1			1		
パキスタン	1		1		2			2	1				
フィリピン	7	1	1		6	1	1		1		5	1	1
サウジアラビア	1												
シンガポール	2												
スリランカ			1		5	1	1		1				
シリア											1		
タイ	13	1			6	1		2	1		3		1
トルコ	6	1	1										
ベトナム					2			1			1		
イエメン					1						1		
アルジェリア					1								
中央アフリカ								1					
コートジボアール								1					
エジプト	8	1	1					1			2		1
ガーナ								1				2	
ケニア					6		1	1			1		
モロッコ					1					1			
ウガンダ								1					

国名 (地域名)	大気汚染 対策コース			都市排水 コース			環境セミ 管ナ理一			都市廃棄物 処理コース		
	H元 11	12 年度	13 年度	H 3 11	12 年度	13 年度	H 7 11	12 年度	13 年度	H 4 11	12 年度	13 年度
タンザニア							1			1		
ザンビア							1					
アゼルバイジャン							1					
カザフスタン										1		
コスタリカ							1					
エルサルバドル							2					
ジャマイカ	1			1								
メキシコ	10						1					
ニカラグア										1		
パナマ				1			1					
アルゼンチン	1						1					
ボリビア										2		
ブラジル	9			4			2			8		2
チリ	5	1					3			2		
コロンビア	6			2								
エクアドル							1					
パラグアイ							2					
ペルー	3						1			1		
スリナム							2					
ウルグアイ							1					
ヴェネズエラ							1					
パレスチナ		1										
ボスニア					1							
セイシェル									1			
南アフリカ									1			
ミクロネシア									1			
パプアニューギニア									1			
キューバ									2			
計	103	9	7	58	7	5	47	8	11	49	5	6
	119			70			66			60		

資料18-1 廃棄物の種類と定義

種類		定義
廃棄物		ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）
一般廃棄物		産業廃棄物以外の廃棄物
特別管理		一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 1. P C B を使用する部品 2. ごみ処理施設（処理能力 5t／日以上（焼却施設は 200kg／h 以上又は火格子面積 2 m ² 以上））から生じたばいじん 3. 廃棄物焼却炉である特定施設から排出された環境省令で定める基準（ダイオキシン類の含有量が試料 1 グラムにつきダイオキシン類 3 ナノグラム）を超えるばいじん又は燃え殻 4. 排ガス洗浄施設を有する廃棄物焼却炉である特定施設から排出された環境省令で定める基準（3 に同じ）を超える汚泥 5. 感染性一般廃棄物
一般廃棄物		事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次のもの 1. 燃え殻 2. 汚泥 3. 廃油 4. 廃酸 5. 廃アルカリ 6. 廃プラスチック類 7. 紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びに P C B が塗布され、又は染み込んだものに限る。） 8. 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びに P C B が染み込んだものに限る。） 9. 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及び P C B が染み込んだものに限る。） 10. 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 10-2. と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 2 条第 2 項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第 1 項に規定する飲畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）第 2 条第 6 号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第 1 号に規定する食鳥に係る固形状の不要物 11. ゴムくず 12. 金属くず 13. ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 14. 鉛さい 15. 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 16. 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。） 17. 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。） 18. 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、P C B が塗布され又は染み込んだ紙くず、P C B が染み込んだ木くず及び繊維くず若しくは P C B が付着し又は封入された金属くずの焼却施設から発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの 19. 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
輸入廃棄物		（1～19 の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。）
特別管理		産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 1. 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類） 2. 廃酸（PH 2.0 以下） 3. 廃アルカリ（PH 12.5 以上） 4. 感染性産業廃棄物 5. 特定有害産業廃棄物
産業廃棄物		

資料18-2 産業廃棄物処理業許可状況

① 産業廃棄物処理業許可状況

(平成14年3月末現在)

業務の種類	許可業者数	廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	3,971	取扱産業廃棄物別許可件数	1. 燃え殻 146
収集運搬(積替え・保管を含む)	51		2. 汚泥 1,021
中間処理	22		3. 廃油 637
埋立処分	0		4. 廃酸 333
収集運搬(積替えを含まない)・中間処理	48		5. 廃アルカリ 352
収集運搬(積替えを含む)・中間処理	16		6. 廃プラスチック類 3,398
収集運搬・埋立処分	0		7. 紙くず 1,889
収集運搬・中間処理・埋立処分	1		8. 木くず 2,518
中間処理・埋立処分	0		9. 繊維くず 1,731
海洋投入処分	0		10. 動植物性残渣 455
収集運搬・海洋投入処分	0		11. ゴムくず 2,576
収集運搬・中間処理・海洋投入処分	1		12. 金属くず 3,208
			13. ガラスくず 3,223
			14. 鉛さい 142
			15. がれき類 3,188
			16. 動物のふん尿 1
			17. 動物の死体 2
			18. ばいじん 88
			19. 処分するため処理したもの 372
許可業者数合計		合計	25,280

(注) 平成13年度の許可件数 453件 (新規許可)

② 特別管理産業廃棄物処理業許可状況

(平成14年3月末現在)

業務の種類	許可業者数	廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	417	取扱特別管理産業廃棄物別許可件数	1. 廃油 230
収集運搬(積替え・保管を含む)	8		2. 廃酸 211
中間処理	8		3. 廃アルカリ 190
埋立処分	0		4. 感染性産業廃棄物 109
収集運搬(積替えを含まない)・中間処理	9		5. 廃PCB等 0
収集運搬(積替えを含む)・中間処理	6		6. PCB汚染物 0
収集運搬・埋立処分	0		7. 指定下水道汚泥 0
収集運搬・中間処理・埋立処分	0		8. 鉛さい 9
中間処理・埋立処分	0		9. 廃石綿等 22
			10. ばいじん 25
			11. 燃え殻 12
			12. 汚泥 123
			13. 処分するため処理したもの 0
許可業者数合計		合計	931

(注) 平成13年度の許可件数 32件 (新規許可)

資料19-1 「大阪市地域新エネルギービジョン」〔概要版抜粋〕

I. 新エネルギービジョンとは……

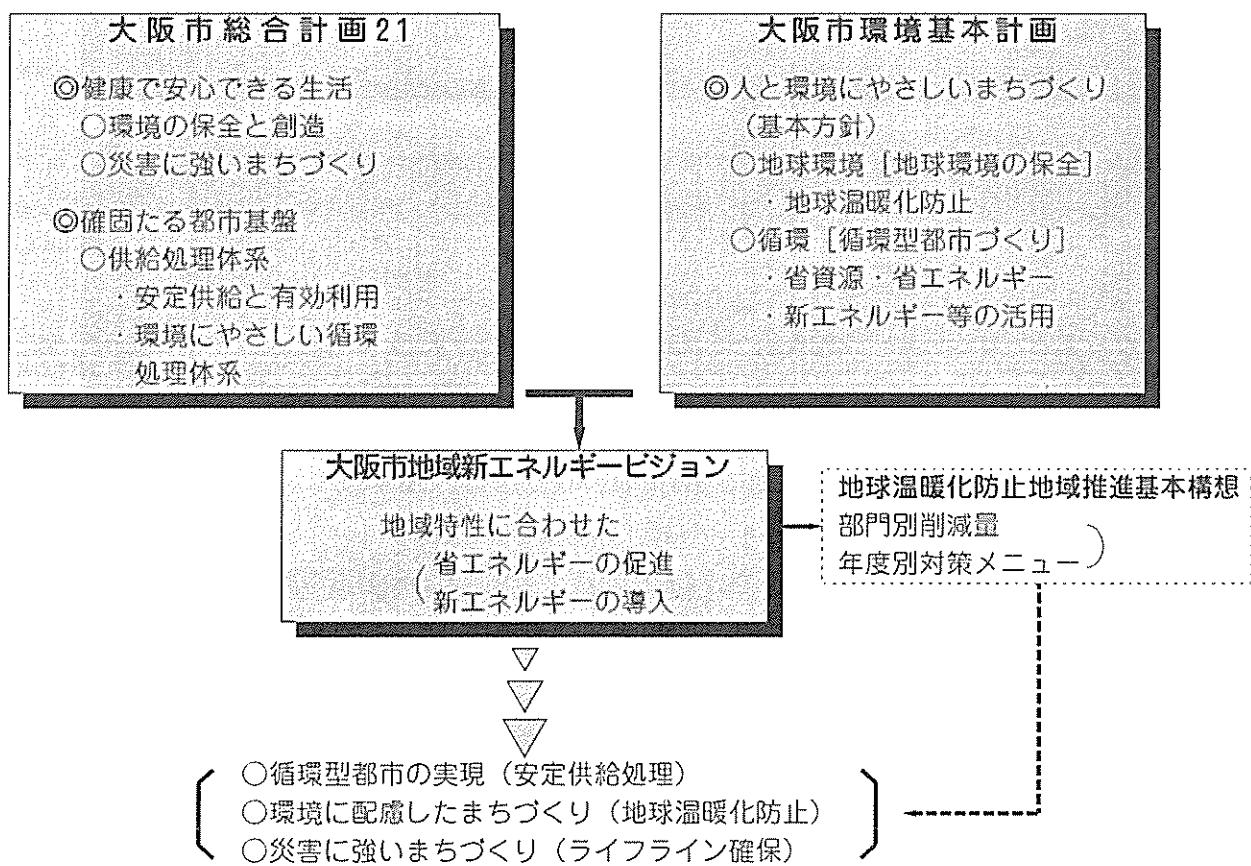
1. 目的と位置づけ

○本ビジョンは、行政をはじめ市民や事業者が行うさまざまな取り組みにおいて、省エネルギーの促進とともに、新エネルギーを適切に導入推進していくための指針であり、大阪市域における省エネルギー促進および新エネルギー導入に関する基本方針や推進施策を明らかにし、地域にあった具体的な取り組みや主要プロジェクトでの導入の方向性などについて検討したものです。

○なお、上位計画である「大阪市総合計画21」と「大阪市環境基本計画」では、快適な都市生活と都市活動を支えるためのエネルギーの安定供給の確立や都市環境問題、地球環境問題への対応方策として、エネルギー使用の合理化や「新エネルギー」の適切な導入促進が位置づけられており、本ビジョンはその方針に基づく基本的な行動計画といえます。

○また、本ビジョンは、今後策定が予定される「地球温暖化防止地域推進基本構想」とも関連していくものです。

■地域新エネルギービジョンの位置づけ



2. 対象

- 対象地域は、大阪市全域とする。
- 「エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」における分類に沿って、①再生可能エネルギーおよび②リサイクル型エネルギー、そして③従来型エネルギーの新利用形態を対象とします。

■対象とする新エネルギー

① 再生可能エネルギー

太陽エネルギー・風力エネルギー・温度差エネルギーなどの自然界に存在するエネルギーを、再生可能エネルギーと呼びます。再生可能エネルギーは化石燃料と比較して、無尽蔵で枯渇する心配がないのが特徴です。

② リサイクル型エネルギー

日常生活や生産活動に伴って発生する廃棄物や廃熱も、エネルギー資源として活用が可能です。これらのエネルギーはリサイクル型エネルギーと呼ばれ、廃棄物の焼却廃熱や下水熱、地下鉄駅舎からの廃熱などがあります。

③ 従来型エネルギーの新利用形態

エネルギー利用の高効率化を図るコージェネレーションシステム並びに燃料電池、クリーンエネルギー自動車は、従来型エネルギーの新しい利用形態として、今後の活用が期待されています。

- なお、化石エネルギーの消費削減や地球環境問題への適切な対応を図っていくためには、新エネルギーの導入とともに、適切に省エネルギーを講じていく必要があります。
- また、新エネルギーを効果的に活用していくためには、エネルギー需要量の削減や平準化といった省エネルギーを含めた総合的な検討が不可欠となります。
- こうした観点から、本ビジョンにおいては、新エネルギーの導入とともに、一体的に講すべき省エネルギーについても、必要に応じて総合的に取り扱うものとします。

3. 期間

- 1999～2010年度（平成11～22年度）を対象期間とします。

II. エネルギー需給動向

○石油や石炭、天然ガス等のエネルギー資源は一次エネルギーと呼ばれます。一次エネルギーは発電所やガスプラント、精油所などのエネルギー転換部門を経て、電力や都市ガス、石油製品などの二次エネルギーに加工されて、最終的に生産活動や日常生活で消費されています。

1. エネルギー供給状況

○電 力

市内には3ヶ所の火力発電所が立地しており、1996年度の発電電力量は97億[KWh]でした。これに対して、市域での電力消費量は224億[KWh]で、電力の多くは市域外から供給されています。

○都市ガス

都市ガス製造工場は市内に1ヶ所立地していますが、この工場ではナフサ・LPGを主原料としており、天然ガスを主な原料とする都市ガスは全て市域外から供給されています。

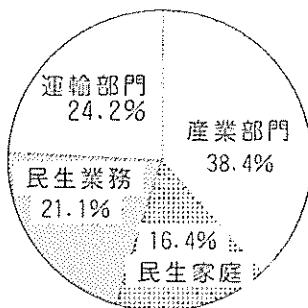
○石油・石炭製品

石油・石炭製品については、市内の関連事業所が少ないとから、市域外からの供給割合が大きいと考えられます。

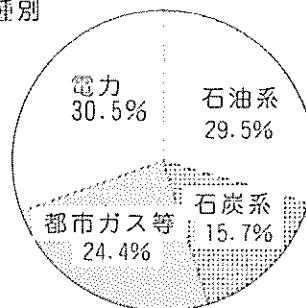
2. エネルギー需要の現状

■大阪市におけるエネルギー需要量（1996年度）

部門別

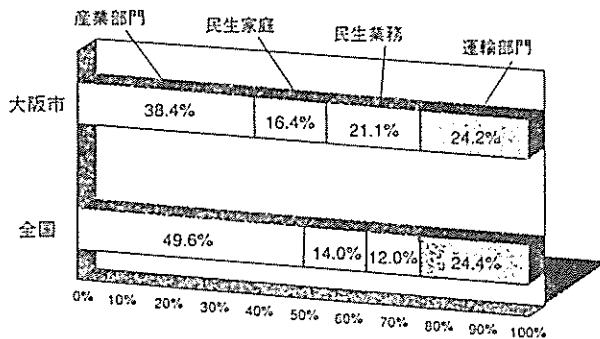


エネルギー種別



エネルギー需要量 = 63,248[Tcal/年]

■本市と全国のエネルギー需要量内訳の比較



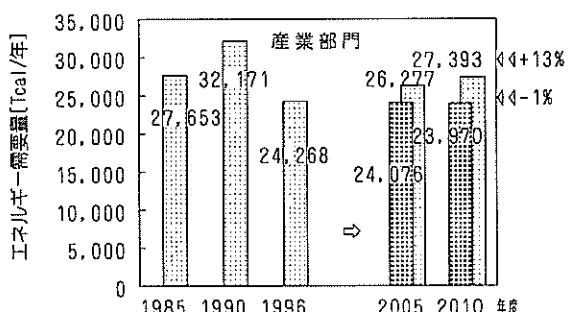
本市は全国平均より産業部門のエネルギー需要量の割合が小さく、民生部門、とりわけ民生業務部門での需要量の割合が大きくなっています。

※全国のエネルギー需要内訳は
総合エネルギー統計から算出

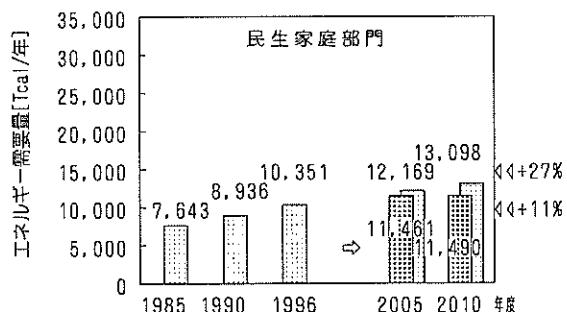
3. エネルギー需要の将来予測

○1996年度の実績値をベースとして、過去（1985年度、1990年度）のトレンドから、部門別に2010年度までのエネルギー需要量の予測を行いました。予測にあたっては、過去からのトレンドで推移するケースと、省エネルギーが普及するケースの2通りを設定しています。その結果、次のように推移していくと予想されます。

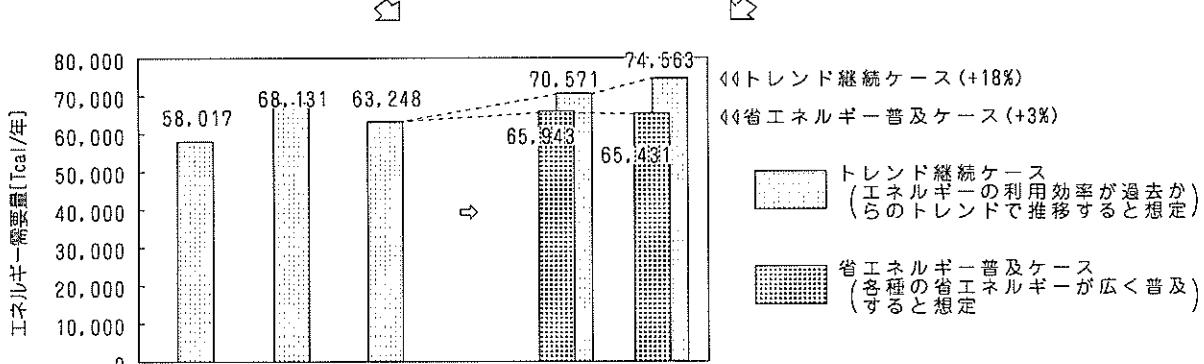
■エネルギー需要量の将来予測



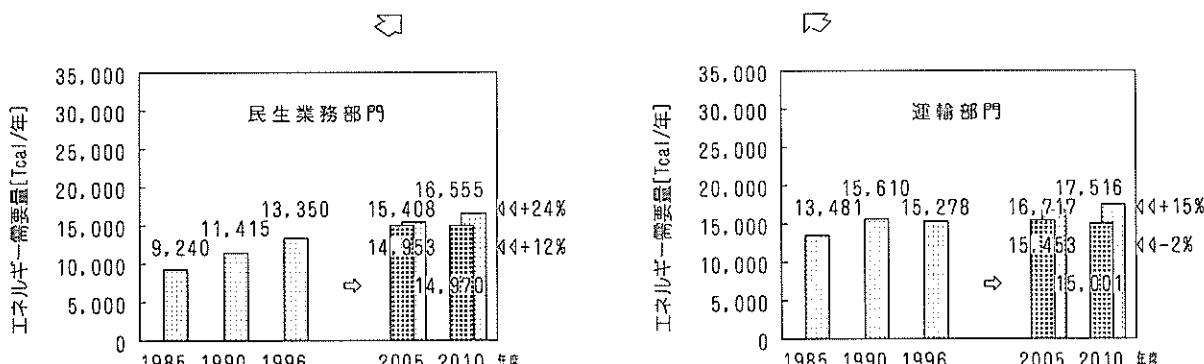
産業部門では引き続き省エネルギー化が促進されますが、生産規模の拡大により、需要量はほぼ横這いで推移すると予想されます。



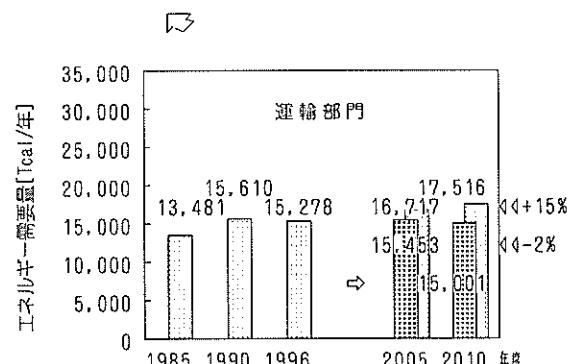
民生家庭部門では需要量は増加を続けています。主な省エネルギー対策である住宅の断熱化や家電機器の省エネルギー化が普及した場合でも、約10%の伸びが予想されます。



本市のエネルギー需要量は、1990年度から1996年度にかけては減少していますが、今後は増加に転ずるものと予想されます。2010年度までの伸び率は最大で18%となり、各種の省エネルギーが普及した場合でも3%の伸びが予想されます。



民生業務部門の需要量は、床面積の増加やOA機器の普及を背景に増加を続けています。建物設備やOA機器の省エネルギー化が普及した場合でも、需要量の伸びは10%を超えると予想されます。

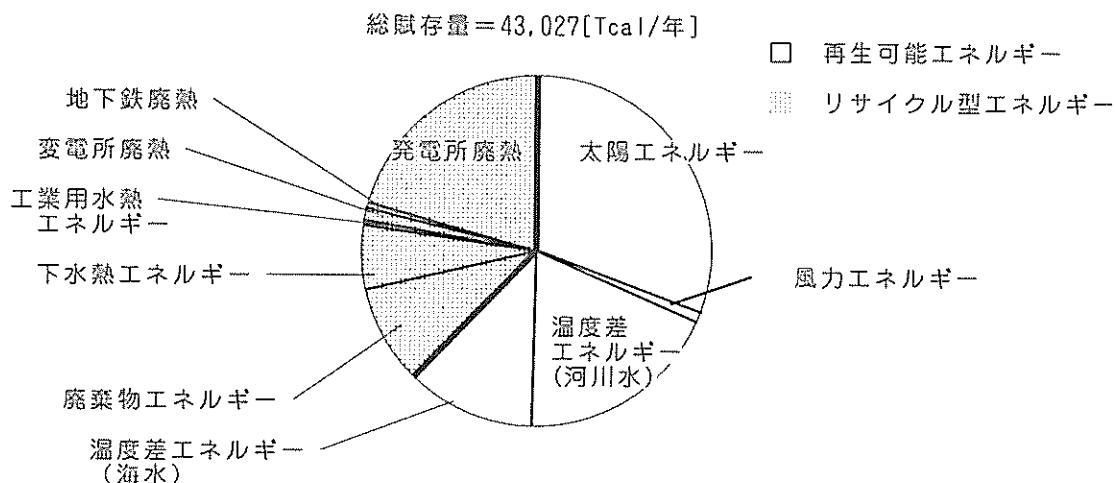


運輸部門では自動車保有台数が増えていることから、現状では需要量は増加すると考えられます。燃費が更に向上了した場合には、2%の減少に転ずる可能性もあります。

III. 新エネルギーの賦存状況

- 市域には太陽エネルギーや温度差エネルギーといった再生可能エネルギー、ごみ焼却工場から発生する焼却熱や地下鉄駅舎からの廃熱といったリサイクル型エネルギーなど、現時点では利用されていない様々なエネルギーが存在しています。
- これらの新エネルギーの潜在的な活用可能量（賦存量）※は、年間当たり43,027[Tcal]となっています。
- この他に、活用が期待される新エネルギーとして、コーチェネレーションシステムや燃料電池、クリーンエネルギー自動車が挙げられます。
- ※実際の活用に際しては、立地特性や経済性などの諸条件を考慮する必要があります。

■新エネルギーの潜在的な活用可能量（賦存量）



■市域の新エネルギー賦存特性と活用の方向性

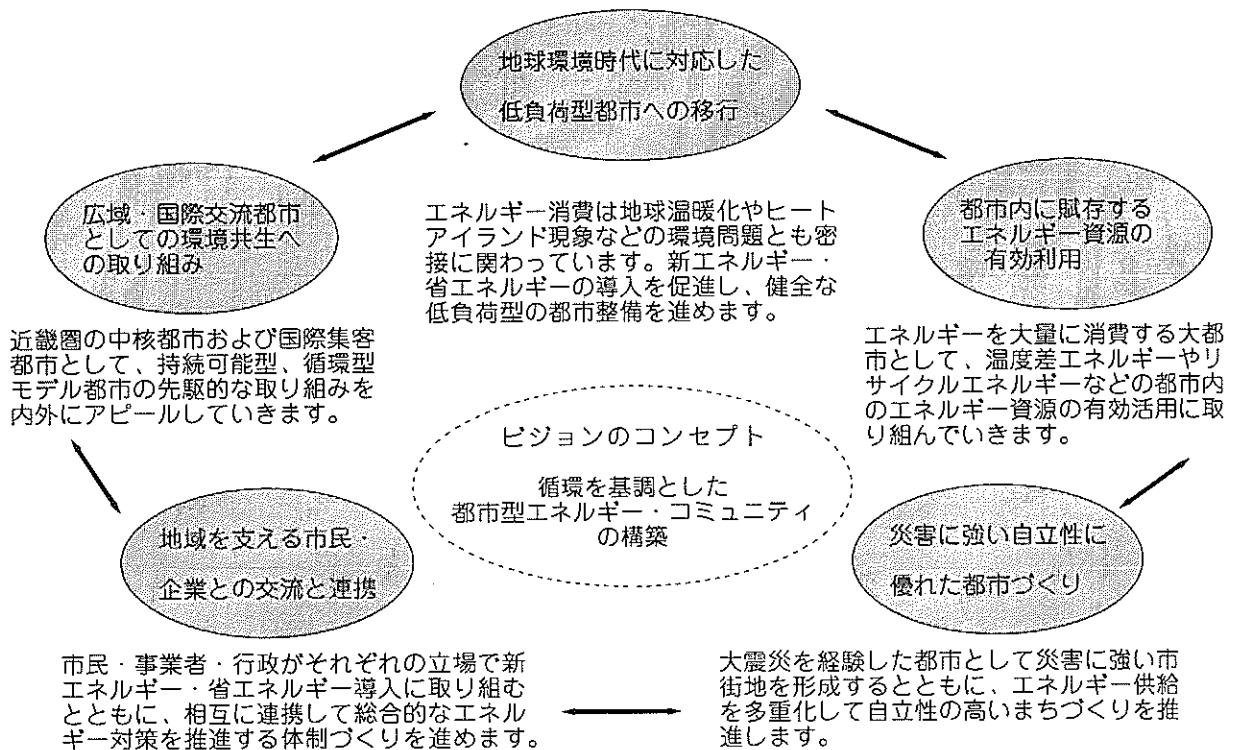
- ① エネルギー密度は低いが大量に賦存する太陽エネルギー
比較的日照条件に恵まれた本市には、エネルギー密度は低いものの膨大な太陽エネルギーがあることから、全市域での活用が期待できます。
- ② 広範囲にわたって豊富に賦存する温度差エネルギー
市内を縦貫する河川や大阪湾の存在により、広い範囲での温度差エネルギーの利用の可能性があります。
- ③ 高温度レベルの廃棄物エネルギーがまとまって賦存
ごみ焼却工場からは温度レベルの高いエネルギーが発生しており、廃棄物発電や地域冷暖房などへの活用が期待されます。
- ④ 全市域に賦存する多様なリサイクル型エネルギー源
下水処理場やポンプ所、変電所などの各種の都市施設が、市街地や臨海域を中心に数多く分布しており、様々な活用が期待されます。
- ⑤ 潜在需要の大きい従来型エネルギーの新利用形態
本市では業務系建築物の着工規模が大きいことから、コーチェネレーションシステムの導入が期待されます。また、自動車保有台数も伸びを示していることから、クリーンエネルギー自動車の潜在的な導入可能性も高いと考えられます。

IV. 基本計画

○大阪市はエネルギー供給の多くを市域外に依存しています。また、「水の都」と称されるように水資源に恵まれ、市域には様々な都市施設が集積していることから、再生可能エネルギー・リサイクル型エネルギーの活用が期待されます。

○これらの特性を踏まえた、大阪市の新エネルギービジョンのコンセプト並びにコンセプトを踏まえた各部門別の新エネルギー導入の基本的方向性は次のとおりです。

■ ビジョンのコンセプト

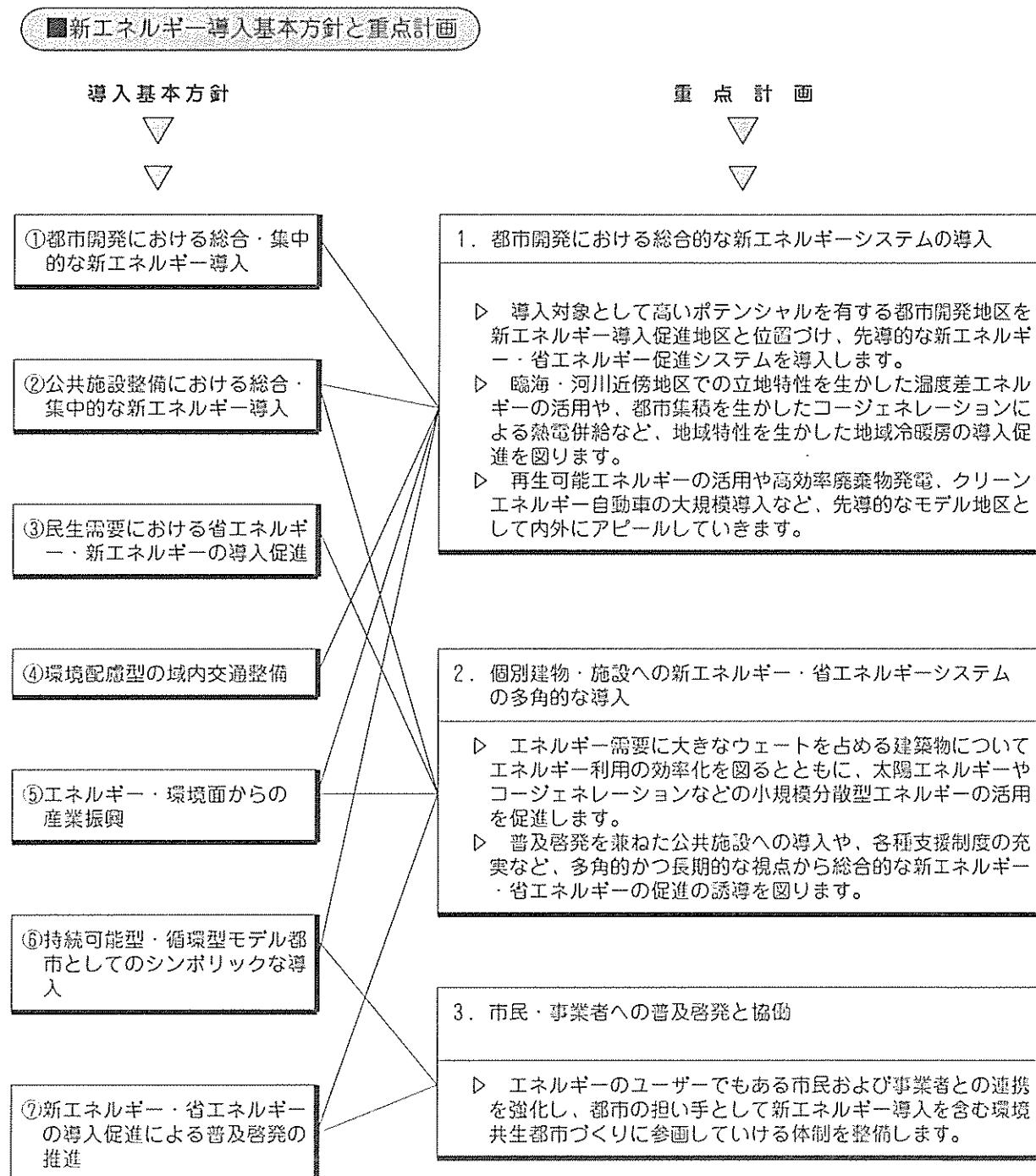


■ 部門別的基本的方向性

〈産業部門〉	〈民生業務部門〉
①新エネルギーの自家利用の促進 ②新エネルギー・省エネルギー技術の研究開発	①既設建物のエネルギー管理の強化・省エネルギー改修 ②新エネルギー・省エネルギー機器の普及促進 ③経済面からの支援制度の活用
〈民生家庭部門〉	
①住宅の断熱化の推進 ②新エネルギー・省エネルギー機器の普及促進 ③太陽エネルギーの積極的な利用	
〈公共部門〉	〈運輸部門〉
①公共施設や公用車への率先的な新エネルギー導入 ②都市開発での総合的・一体的な導入 ③市民・事業者への普及啓発や導入への取り組みの支援	①クリーンエネルギー自動車の集中的な導入 ②エコステーション等の充填施設の整備拡充 ③TDM (交通需要マネジメント) と一体となった導入促進

V. 重点計画

- 新エネルギー導入基本計画を具体化して、実現可能なものへ近づけるためには、普及促進を図る上で、先導的な役割を担う施策の展開が重要となります。
- ビジョンに基づく新エネルギー・省エネルギー導入を実現可能とするための施策・プロジェクトを重点計画と位置づけ、その推進を図っていきます。



VII. 導入見通し

○ここでは重点計画の推進による新エネルギー導入効果の把握のため、2010年度における新エネルギー導入見通しについて試算を行いました。

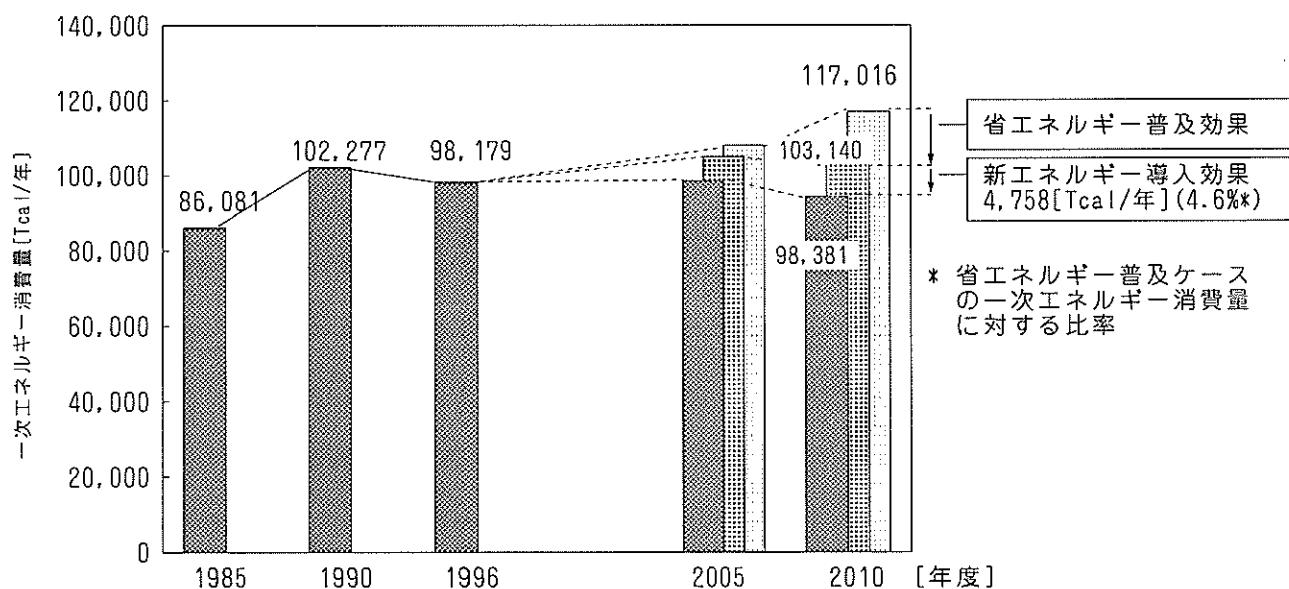
[2010年度における一次エネルギー消費量]

- トレンド継続ケース : 117,016 [Tcal/年]
- 省エネルギー普及ケース : 103,140 [Tcal/年]
- 新エネルギー導入ケース : 98,381 [Tcal/年]

○新エネルギー導入見通しの試算にあたっては、近年の新エネルギー関連技術の開発動向および導入状況、国における新エネルギー導入の将来見通しや、本市における都市開発計画や建築物の着工状況、並びに導入推進上の課題の解決などを総合的に考慮したうえで仮定を行っています。

また、導入見通しについては、現状の原油価格や為替レートなどの経済情勢を前提としています。

■新エネルギー導入見通し



新エネルギーの導入により、2010年度には4.6%の一次エネルギーの削減が期待できます。

資料20-1 大阪市府内環境保全行動計画（エコオフィス21）の概要

<p>1 計画の趣旨</p> <p>(1) 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本条例」(平成7年3月制定)の基本理念 ・「環境基本計画」(平成8年8月策定)の基本方針(協働) ・「地球環境を守る身近な行動指針(ローカルジョン'21おおさか)」(平成7年5月策定) <p>(2) 目的</p> <p>大阪市の事務事業を環境に配慮したものとし、「エコオフィス」の実現をめざす。</p> <p>(3) 計画期間</p> <p>平成9年度から平成17年度</p>	
<p>2 計画の内容</p> <p>市民・企業に率先して府内における環境保全行動を推進させるための行動指針及び行動目標を定めたもの (29の行動目標)</p> <p>◇ 主な行動指針と目標</p>	
<p>○温室効果ガスの排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出抑制 <p>⇒照明用電気使用量を平成17年度において8%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロン等の排出に伴う温室効果ガスの排出抑制 <p>⇒ハイドロフルオロカーボンの排出抑制</p> <p>○資源の節約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用紙類の使用量の抑制 <p>⇒コピー用紙使用量を平成17年度において平成11年度実績から5%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品等の長期使用・水利用の合理化推進 <p>⇒上水使用量を平成17年度において平成10年度の実績から増加させない。</p> <p>○廃棄物の減量・再使用・リサイクルの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量 <p>⇒府舎から排出される廃棄物量を平成17年度において平成10年度の排出実績に比べ9%以上減量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別リサイクルの推進 <p>⇒府舎から排出される再生可能な紙ごみのリサイクル率を平成17年度において50%以上確保</p>	<p>○環境配慮商品の利用と購入促進(グリーン購入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生紙の使用促進 <p>⇒コピー用紙は、平成17年度までにすべての職場において、古紙配合率100%、白色度70%以下の再生紙を使用</p> <p>⇒印刷物の発注は、古紙配合率の高い、白色度の低い再生紙を使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務用品等のグリーン購入の促進 <p>⇒事務用品の購入は、「環境配慮製品リスト」等を参考にして購入するほか、エコマーク、グリーンマーク等環境ラベル事業の対象製品を積極的に選択</p> <p>○自動車の適正利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車への低公害車等の計画的導入 ・公用車等の利用の適正化 <p>○環境保全意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する研修及び情報の提供 <p>⇒職員の環境全意識の向上を図るために、平成17年度までに全職員を対象とした環境保全に関する研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効ある環境保全行動の推進
<p>3 計画の推進</p> <p>① 各所属において所属環境保全実行委員会の設置</p> <p>② 各所属における環境に配慮した職場の取り組みをまとめた職場単位の実行計画(オフィス環境作戦)の作成及びその実践並びに点検、評価</p> <p>③ 大阪市環境保全推進本部において点検、評価、公表</p>	
<p>公表(環境白書等)</p> <pre> graph TD A[公表(環境白書等)] --> B[大阪市環境保全推進本部] B -- 取組指示 --> C[各所属] C --> D[都市環境局の計画進行管理] D -- 定期報告 --> E[各所属] E -- 取組み状況報告 --> F[各所属環境保全実行委員会] F --> G[各職場へ取組指示] G --> H[各職場環境保全実行委員会] H --> I[オフィス環境作戦の作成と行動の実践] I --> J[所属環境保全実行委員会へ報告] J -- 情報提供 --> D </pre>	<p>P D C A サイクル</p> <pre> graph TD PLAN[PLAN 計画] --> DO[DO 行動] DO --> ACTION[ACTION 見直し] ACTION --> CHECK[CHECK 点検] CHECK --> PLAN </pre> <p>(各所属)</p> <p>所属環境保全実行委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフィス環境作戦作成の指標づくり ・職場における取り組みの集約・評価 ・大阪市環境保全推進本部への報告 <p>各職場へ取組指示</p> <p>取組み状況報告</p> <p>各職場環境保全実行委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフィス環境作戦の作成と行動の実践 ・所属環境保全実行委員会へ報告

資料21-1 環境月間行事実施内容（平成13年度）

行 事 名	概 要	参加人数	期 間
ECO縁日2001ー遊ぶ、創る、楽しむー	かつて暮らしの中に自然とともに生きてきた、知恵や工夫、伝承遊び等の多彩な催しを“縁日”として再現し、人と自然、生活と環境の関わりを考え、環境保全への取り組みを広げていくことを目的に開催した。	6,385人	6/23 6/24
水辺の教室	小学生を対象に、水辺の生き物の観察会と環境教室を実施した。	65人	6/12 6/13
自然体験観察園行事	自然体験観察園を利用した農事体験行事として、「小麦刈りと小麦の脱穀ファミリーアクティビティ」と「お米づくり田植え体験」を実施した。	268人	6/3 6/9 6/10
環境講座	「地球環境大学講座」「環境学習リーダー養成講座（専門コース）」を市民向けに開催した。	435人	6/2～ 6/24
ホタルのタペ	環境を守る下水道の役割をより深く理解していただくために、平野せせらぎの里にあるホタル舎で飼育しているホテルの鑑賞会を実施した。	4,844人	6/9 6/10
花と緑の講座	花と緑の学習を通じて自然に親しみ、理解を深めるため、いくつかの植物の興味深い様々な側面、現象を紹介する講座を開講した。	113	6/2 6/16 6/30
大阪自動車公害対策推進会議	官民一体となった自動車公害対策への積極的な取り組みを推進するための会議を開催し、ディーゼル自動車対策に重点を置いた本年度の推進事項を決定した。	構成 31団体	6/26
自動車排出ガス街頭検査	走行中の自動車、特にディーゼル車に重点をおいて排出ガス中のディーゼル黒煙の検査を行い、整備不良車には車両整備通告、告知をすることで、自動車排ガス規制の遵守を徹底した。また、検査をうけたドライバーにアイドリングストップ等に関するリーフレット等を配付し、啓発を行った。	延べ 75台	6/1 6/11
低公害車フェア in おおさか	市民、市内の事業者に低公害車やその普及について、より一層の理解を得ることを目的に、天然ガス自動車や電気自動車などの低公害車やLEV-6（京阪神6府県市指定低排出ガス車）等の展示をはじめ、低公害車試乗会等を実施した。	約 18,500人	6/22～ 6/24
公害総点検	工場・事業場等に対して立入調査を強化するとともに企業による公害自主点検運動を呼びかけた。	延べ 2,889件	6/1～ 6/30
常時監視システムを利用した環境教室の開催	市内の大気汚染・水質汚濁等の環境問題について、市民の关心と理解を深めるために、常時監視システムを利用した環境教室を開催した。	延べ 4回 89人	6/27
工場・事業場の環境関連研修会	企業の環境保全行動の推進を図るために、大気汚染状況及び対策等について、研修会を開催した。	50人	6/27
ポスター、立看板等による啓発	市関係庁舎、市広報板、地下鉄駅構内等に環境月間周知用のポスター等を掲出した。	—	5/30～ 6/30

資料21-2 ポスター等による啓発内容

啓発媒体	内 容	掲出場所等
ポスター	はじめましょう、私たちから…… ～12月は大気汚染防止推進月間です。～ (大阪市制作)	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
	もうかなワン!! 排ガス・騒音やめてんCAR (府と協同)	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
	きれいな運転していますか? ～いっしょに考えよう。きれいな空気を守ること～ (大阪市制作)	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
	暖房温度目安は20℃ (大阪市制作)	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
リーフレット	はじめましょう、私たちから…… ～12月は大気汚染防止推進月間です。～ (大阪市制作)	市関係窓口等で市民に配付
	もうかなワン!! 排ガス・騒音やめてんCAR (府と協同)	市関係窓口等で市民に配付
	きれいな運転していますか? ～いっしょに考えよう。きれいな空気を守ること～ (大阪市制作)	市関係窓口等で市民に配付

〈各種啓発用ポスター等〉



資料22-1 大阪市環境影響評価条例・大阪府環境影響評価条例・環境影響評価法の対象事業等一覧表

事業の種類	内 容	大阪市環境影響評価条例対象事業	大阪府環境影響評価条例対象事業	環境影響評価法第一種事業	同 第二種事業
道 路	高速道路の新設・改築(車線増) 一般道路の新設・改築(車線増)	全 事 業 (阪神高速・自動車専用道路を含む) 4車線以上かつ3km以上 区間の長さ3km以上	同 左 同 林道：幅員6.5m以上かつ10km以上	標準(総敷地面積が5ha未満) 7.5m以上 20km以上	標準(総敷地面積が5ha未満) 7.5m以上 10km未満
鐵道又は軌 道	鐵道等の建設・改良	全 事 業	同 左	国道 大規模林道：25ha以上 新幹線(鉄道複数) 鉄道(管轄路線)：10km以上	金事業 10km以上
飛 行 場	飛行場などの設置・変更	全 事 業	同 左	滑走路長 2500m以上	7.5km以上 10km未満
発 焰 電 所	電気工作物の設置・増設	水力 火力 火力 (燃焼) (燃調)	15,000kWh以上 20,000kWh以上 7,500kWh以上	水力 火力 (燃調) 原子力 10,000kWh以上 10,000kWh以上	30,000kWh以上 30,000kWh以上 30,000kWh以上 30,000kWh以上 30,000kWh以上 30,000kWh以上 30,000kWh以上 7,500kWh以上 10,000kWh以上
廢棄物処理施設	一般廃棄物又は産業廃棄物の處理施設の設置・増設	ごみ処理施設 し尿処理施設 産業廃棄物堆却施設 (汚泥、廃酸、廃アルカリを焼却する産業労務物焼却施設) 最終処分場	100t／日以上 100t／日以上 100t／日以上 10t/a以上	ごみ焼却施設(焼却) ごみ処理施設(焼却) 産業廃棄物焼却施設 最終処分場	100t／日以上 200t／日以上 同 左 最終処分場 30ha以上
下水道終末処理場	終末処理場の新設・増設	計画処理人口 延べ面積10万人以上	5万人以上	計画処理人口 10万人以上	25ha以上 30ha以上
工 場 又 は 事 業 場	工場又は事業場の新設・増設	大気汚染防止法に規定する燃料・特定施設から排出されるる平均排水量 10,000m ³ /日以上	同 左	(開発行為の項に該当)	-----
大 規 模 建 築 物	建築物の新築	延べ面積10万坪以上かつ高さ150m以上	同 左	-----	-----
駐 車 場 な ど	駐車場、自動車ターミナルの新設・増設	同時駐車能力 1,000台以上	-----	-----	-----
レクリエーション施設	ゴルフ場、遊園地等の新設・増設	施行区域面積 30ha以上	-----	-----	-----
地 下 利 用 施 設	地下利用に係る施設の新設・増設	地表下20m以深の部分の容積50万m ³ 以上	-----	-----	-----
公有水面の埋立て及び干拓	施工区域面積 15ha以上	施工区域面積 25ha以上	施工区域面積 50ha超	40ha以上 50ha以下	-----
土地区画整理事業	土地区画整理事業	施行区域面積 50ha以上	同 左	施行区域面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
流通業務団地造成事業	流通業務団地造成事業	施行区域面積 10ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
開発行為	前各号以外の開発行為	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 50ha以上 /総面積等 (新規開発行為)	施行区域面積 100ha以上 /新規開発行為 (既存開発行為)	75ha以上 100ha未満 (新規開発行為)
土石、砂利の採取	岩石、土又は砂利の採取	採掘面積 20ha以上	同 左	-----	-----
工業団地造成事業	工業団地造成事業	施行区域面積 10ha以上	施工区域面積 50ha以上	施工区域面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
港 計 画	港湾計画の決定・変更	埋立・掘込面積 100ha以上	施工区域面積 50ha以上	埋立・掘込面積 300ha以上	75ha以上 100ha未満
ダ ム ・ 堤	ダム・堤の新築・改築	-----	-----	堤水面積 50ha以上 改築:改築面積60ha以上 50ha以上	75ha以上 100ha未満
沿 流 水 調 整 設 施 · 放 水 路 の 新 築	沿流水調整設施・放水路の新築	-----	改变面積 50ha以上	改变面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
発生土の処分事業	発生土の処分・浚渫土による土地造成	-----	施工区域面積 10ha以上	施工区域面積 -----	-----

資料22-2 大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した事業等一覧表

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
昭59	南港発電所建設事業	発電所 (火力:出力 180万kW)	59. 4. 18	59. 9. 7	府要綱 (市長意見 59. 10. 6)
	住之江ごみ焼却場建設事業	廃棄物処理施設 (ごみ焼却:燃焼 600トン/日)	59. 9. 7	60. 1. 23	都市計画 (市決定)
60	大阪湾圏域広域処理場整備事業 (大阪基地)	公有水面の埋立て・廃棄物処理 貯蔵施設 (面積 203ha) (大阪基地可燃廃棄物 12,000トン/日)	60. 5. 29	60. 9. 20	府要綱 (市長意見 60. 9. 30)
	淀川左岸線建設事業(Ⅰ期)	道路 (区間の長さ 5.7km)	60. 12. 27	61. 5. 13	都市計画 (知事決定)
61	大阪市高速電気軌道第7号線 京橋～鶴見緑地間建設事業	軌道 (区間の長さ 5.6km)	61. 2. 24	61. 5. 13	都市計画 (知事決定)
	大阪港南港(北地区)埋立事業	公有水面の埋立て (面積 67.1ha)	62. 2. 23	62. 6. 23	府・国要綱(運・建) (市長意見 62. 6. 30)
63	南港・港区連絡線建設事業	軌道 (区間の長さ 3.6km)	63. 8. 17	63. 11. 1	都市計画 (知事決定)
	都市高速鉄道片福連絡線建設事業	鉄道 (区間の長さ 11.1km)	63. 8. 17	63. 11. 1	都市計画 (知事決定)
平2	大阪市環境事業局 西淀工場建替事業	廃棄物処理施設 (ごみ焼却:燃焼 600トン/日)	2. 4. 23	2. 11. 6	府要綱 (市長意見 2. 11. 6)
	大阪都市計画都市高速鉄道 第7号線心斎橋～京橋間建設事業	軌道 (区間の長さ 5.6km)	2. 11. 6	3. 3. 7	都市計画 (知事決定)
4	舞洲スポーツアイランド計画	レクリエーション施設 (面積 130ha)	4. 6. 11	4. 11. 27	府要綱 (市長意見 4. 12. 15)
	淀川左岸線建設事業(Ⅱ期)	道路 (区間の長さ 4.3km)	4. 10. 26	6. 7. 21	都市計画 (知事決定)
6	此花西部臨海地区 土地区画整理事業	土地区画整理事業 (面積 156ha)	6. 6. 13	6. 10. 4	都市計画 (知事決定)

年度	事 業 名	規 模 等	諮 問	答 申	備 考
平7	大阪都市計画ごみ焼却場 舞洲工場建設計画	廃棄物処理施設 (ごみ焼却: 始動 1,200トン/日)	8. 3.27	8. 8. 6	都市計画 (市決定)
	大阪都市計画下水道 舞洲スラッジセンター建設計画	工 場 (最大处理量 55,000m³/h)	8. 3.27	8. 8. 6	都市計画 (市決定)
8	舞洲ヘリポート(仮称) 建設事業	飛 行 場 (陸上ヘリポート)	8. 4.24	8. 8. 6	市要綱
9	中山共同発電株式会社 発電施設計画(仮称)	発 電 所 (火力:出力 14.9万kW)	9. 4.23	9. 7.15	市要綱
10	大阪外環状線(都島~久宝寺) 鉄道建設事業	鉄 道 (区間の長さ 14.9km)	10. 4.30	10. 7.16	市要綱 一部都市計画(瓣淀)
	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン (U.S.J.)建設事業	レクリエーション施設・駐車場 面積 54ha (同時駐車能力 約4,000台)	10. 4.30	10. 7.16	市要綱
	大阪都市計画ごみ焼却場 平野ごみ焼却場	廃棄物処理施設 (ごみ焼却: 始動 900トン/日)	10. 4.30	10. 7.16	都市計画 (市決定)
	関西国際空港2期事業	飛 行 場 (滑走路1本 4.000m)	10. 4.30	10. 8.27	府要綱 (市長意見 10. 9. 9)
	西島エネルギーセンター 電力卸供給事業	発 電 所 (火力:出力 14.99万kW)	10. 7.16	10. 10.13	市要綱
	大阪都市計画都市高速鉄道 第8号線(井高野~今里)	軌 道 (区間の長さ 12km)	11. 1.18	11. 2.19	都市計画 (知事決定)
	(仮称)難波再開発A-1地区 建設事業	駐 車 場 (同時駐車能力 1,350台)	11. 1.18	11. 4.23	市要綱
	大阪港新島地区埋立事業及び 大阪沖埋立処分場建設事業	公有水面の埋立て・廃棄物処理施設 埋立面積 205ha (うち廃棄物処分場 95ha)	11. 1.18	11. 5.28	市要綱
	南港東地区(木材整理場) 埋 立 事 業	公有水面の埋立て (埋立面積 25ha)	11. 1.18	11. 5.28	市要綱
	中之島3丁目共同開発(仮称)	大規模建築物 (高さ 約 195m) (延べ面積 約 256,000m²)	11. 2.19	11. 7. 2	市要綱・市条例

年度	事業名	規模等	諮詢	答申	備考
平11	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン（U.S.J）建設事業（残土搬出関連）	アリーナ施設・駐車場 面積 54ha （同時駐車能力 約4,000台）	11.11.1	11.12.28	市条例 〔環境影響評価準備書〕
	(仮称) NHK大阪新放送会館屋上ヘリポート設置事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	11.11.1	11.12.28	市条例 〔環境影響評価方法書〕
	北港テクノポート線建設事業	鉄道 (区間の長さ 7.3km)	11.12.28	12.3.3	市条例 〔環境影響評価方法書〕
	大阪都市計画下水道 夢洲下水処理場	下水道終末処理場 (計画処理人口約84,000人)	12.3.3	12.4.7	市条例 (都市計画：市決定) 〔環境影響評価方法書〕
12	(仮称) NHK大阪新放送会館屋上ヘリポート設置事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	12.8.10	12.10.2	市条例 〔環境影響評価準備書〕
	大阪都市計画都市高速鉄道 北港テクノポート線	鉄道 (区間の長さ 7.3km)	12.8.10	12.10.27	市条例 (都市計画：市決定) 〔環境影響評価準備書〕
	大阪外環状線（新大阪～都島） 鉄道建設事業	鉄道 (区間の長さ 約5.4km)	13.1.19	13.2.22	府条例 (市長意見 13.3.5) 〔環境影響評価方法書〕
13	大阪都市計画下水道 夢洲下水処理場	下水道終末処理場 (計画処理人口約84,000人)	13.8.22	13.11.9	市条例 (都市計画：市決定) 〔環境影響評価準備書〕
	(仮称) 廃プラスチック 再商品化事業	廃棄物処理施設 (處理量：最大 148.8トン/日)	14.1.21	14.2.28	市条例 〔環境影響評価方法書〕
	大阪都市計画都市高速鉄道 西大阪延伸線	鉄道 (区間の長さ 3.4km)	14.1.21	14.2.28	市条例 (都市計画：市決定) 〔環境影響評価方法書〕
	大阪外環状線（新大阪～都島） 鉄道建設事業	鉄道 (区間の長さ 約5.4km)	14.1.21	14.6.3	府条例 (市長意見 14.6.14) 〔環境影響評価準備書〕

付 錄

(付録)

1. 大阪市環境基本条例	402
2. 大阪市自動車公害防止計画	407
3. 大阪市水環境計画の概要	413
4. 大阪市緑の基本計画の概要	419
5. 大阪市景観形成基本計画の概要	421
6. 大阪市一般廃棄物処理基本計画の概要	423
7. 環境基準及び規制基準等	426
1. 大気汚染に係る環境基準	426
2. 残留農薬・窒素酸化物・硫黄酸化物総量規制基準	429
3. 公用用水域の水質汚濁に係る環境基準	430
(1) 人の健康の保護に関する環境基準	430
(2) 生活環境の保全に関する環境基準	431
(3) 底質の暫定除去基準	436
(4) 法令による排水規制基準	437
4. 地下水の水質汚濁に係る環境基準	438
5. 騒音に係る環境基準	439
6. 自動車騒音の限度（要請限度）	441
7. 航空機騒音に係る環境基準	442
8. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	443
9. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について	444
10. 道路交通振動の限度（要請限度）	446
11. 騒音・振動に係る規制基準等	446
12. 悪臭に係る規制基準	449
13. 土壤の汚染に係る環境基準	451
14. 土壤汚染対策法の概要	452
15. ダイオキシン類対策特別措置法の概要（環境基準・排出基準等）	453
16. 大規模建築物の建設設計画の事前協議に関する取扱要領（抄）	455
17. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準（抄）	455
8. 大阪市環境審議会	458
9. 大阪市環境保全推進本部	464
10. 大阪市環境関係課・所	466
11. 環境関係協議会等一覧表	471
12. 年 表	481

1. 大阪市環境基本条例

平成7年3月16日

大阪市条例第24号

目 次

前 文

第1章 総 則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条—第24条）

第4章 地球環境保全の推進のための施策（第25条—第26条）

附 則

大阪市は、豊かな自然の恵みをうけ、また、この地で生活し、活動する人々の努力により、発展を続けてきた。

しかし、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みが、資源やエネルギーを大量に消費し、この都市の環境に多大の影響を与え、さらに私たちの生活そのものを脅かす要因を生み出している。

今日の環境問題が、地域の環境にとどまらず、地球規模の広がりをみせ、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への十分な配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない都市の環境を未来の市民に引き継いでいくために行動する責務を有している。

大阪市は、この都市に集う人々の協働により、良好な都市の環境をまもり、つくりだし、地球環境の保全に貢献していくために、市民の総意として、ここに、この条例を制定するものである。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物

の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2. 環境の保全及び創造は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

3. 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進により、持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として行われなければならない。

4. 地球環境保全は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に關し、本市の区域の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 公害の防止
- (2) 電波、光等による環境の保全上の支障の防止
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保

- (4) 本市の区域の自然的・社会的条件に応じた緑地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全
 - (5) 地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的・文化的遺産の保存及び活用による快適な都市空間の創造
 - (6) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用が徹底される都市の構築をめざした情報の収集及び提供、技術の蓄積及び活用
 - (7) 地球環境保全に資する施策の推進
2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的な調整を行い、これを推進するための必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本計画の策定)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2. 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向、配慮の指針その他の重要事項について定めるものとする。
 - 3. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 4. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市環境審議会の意見を聞くものとする。
 - 5. 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
 - 6. 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第9条 市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを市会に提出するとともに、市民に公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての措置)

- 第10条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の積極的な低減を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(自主環境管理)

- 第11条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、環境の保全及び創造に資するよう自ら環境への負荷の低減の目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

- 第12条 本市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、事業に係る環境の保全及び創造について適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2. 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導

又は助言を行うものとする。

(規制の措置)

第13条 本市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第14条 本市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を誘導するため必要があると認めるときは、経済的な助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の適正管理及び循環的利用)

第15条 本市は、事業者及び市民による資源の適正な管理及び循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第16条 本市は、環境の保全及び創造に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(監視、測定及び検査の実施等)

第17条 本市は、環境の状況を把握するため必要な監視、測定及び検査を実施するものとする。

2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定、実施に必要な調査研究を行うとともに、環境の保全及び創造に資するため、研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の振興等)

第18条 本市は、市民等が自ら環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるよう、施設の整備及び充実を図るとともに、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な活動を促進するための措置)

第19条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第21条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(公害等に係る苦情の処理)

第22条 本市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情について、他の行政機関と協力して、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(公害健康被害の救済)

第23条 本市は、公害に係る健康被害の救済を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第24条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第25条 本市は、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定を行い、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第26条 本市は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と協力し、環境の保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の蓄積及び活用により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2. 大阪市自動車公害防止計画

(1) 経過

大阪市においては、平成7年に改定した「大阪市自動車公害防止計画」(以下「前計画」という。)に基づき、様々な自動車公害対策を進めてきた。自動車排出ガス対策については、平成12年度末までに自動車からの窒素酸化物排出量を5,000トン/年に削減し、幹線道路沿道において二酸化窒素に係る環境基準を概ね達成することを目標に、低公害車の普及促進をはじめとした諸施策に取り組んできた。

しかし、自動車からの窒素酸化物排出量は減少してきたものの、平成12年度中に5,000トン/年まで削減させることは困難な状況となった。また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況も、依然として厳しい状況が続いている。

前計画の目標が達成できなかった大きな要因としては、NO_x排出量が多くそのほとんどがディーゼル車である普通貨物車に関して、走行量が増加していること、車齢の高齢化や車両の大型化が進み排出ガス規制の効果が減殺されていること、また、低公害車については、価格・需要・エコステーション整備に関する三すくみの現状があり、普及が進んでいないことなどがある。

一方、自動車騒音については、前計画において早期の環境基準の達成が困難であることから、要請限度を下回ることを当面の目標として、自動車単体規制などの発生源対策の充実・強化を国に強く要望するとともに、遮音壁の設置や低騒音舗装の敷設などの道路構造対策等を推進してきた。しかし、未だ要請限度を超過している地点があり、依然として厳しい状況にある。

騒音に係る環境基準については、平成11年に改正された新たな評価方法(面的評価)に基づき達成状況の把握等を行うこととなっているが、本市においても平成13年度に構築した「騒音評価システム」を有効に活用することにより、基準超過の要因を精査・分析し、今後より一層、実効性のある自動車騒音対策を講じていく必要がある。

また、振動については、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度であることを目標としており、本市が実施した測定結果では要請限度を超える事例はないが、大型車の走行に対する苦情が発生している実態があり、問題の解決を図っていく必要がある。

このような状況の中、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、実効性のある自動車排出ガス対策を早急に推進し、大気環境の改善を図ることが緊急の課題であることから、平成12年10月、大阪市環境審議会に「今後の自動車排出ガス対策のあり方について」の諮問を行い、平成13年8月に答申を受けた。また、騒音振動に係る問題解決のためにも、今後の自動車公害対策の総合的な指針として、平成14年1月に新たに「大阪市自動車公害防止計画」を策定した。

(2) 計画の目標

・自動車が主たる原因となっている二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染や騒音・振動について、以下のとおり目標を定める。

○大気質

二酸化窒素については、平成17年度までのできる限り早期に、自動車からの窒素酸化物排出量を、前計画の目標であった5,000トン/年まで削減するとともに、平成22年度末には、幹線道路沿道での二酸化窒素に係る環境保全目標の達成を図ることとする。

浮遊粒子状物質については、当面、前計画の目標を踏まえて、平成17年度末までに、自動車から

の粒子状物質排出量を580トン/年まで削減することとする。

なお、平成15年度初めに、浮遊粒子状物質対策に係る総合計画の策定を予定しており、目標を見直す必要が生じた場合には、改めて目標を設定する。

大阪市環境保全目標(大気質)

項目	環境保全目標
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値0.06ppmを達成し、さらに、0.04ppmに向けて努力することとする。ただし、健康影響に関する研究の進展に対応し、大阪市環境審議会に諮るものとする。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。

○騒音・振動

- ・騒音については、平成22年度までに幹線道路沿道での環境保全目標の達成をめざす。また、平成17年度までに幹線道路沿道において要請限度を下回ることを目標とする。
- ・振動については、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度とする。

(3) 自動車排ガス対策

① 基本方針

前計画においては、平成12年度末までに自動車からのNOx排出量を5,000トン/年に削減することを目標としていたが、その達成は困難な状況となった。その主な要因として、既に述べたとおり、普通貨物車の走行量が増加してきたこと、車齢の高齢化や車両の大型化により普通貨物車からのNOx排出量削減が進まなかったことや、低公害車の普及が低い水準に止まったことが挙げられる。

これを踏まえ、今後、本市では、次に掲げる重点施策を強力に推進するとともに、市民・事業者と協働して自動車排出ガス問題の解決に取り組む。

- (1) 低公害車・低排出ガス車の大量普及
- (2) 大型ディーゼル車対策
- (3) 人流対策・物流対策・交通流対策
- (4) 交通需要マネジメント(TDM)の推進

また、計画目標の達成に向け、当面、平成17年度までのできる限り早期に・自動車からのNOx排出量を年間5,000トンにまで削減するため・対策別の数値目標を以下に設定する。

(単位：トン/年)

平成10年度排出量		6,960
対 策	内 容	削 減 量
単体規制・車種規制	長期規制・新短期規制の実施 自動車NO _x ・PM法に基づく規制の実施	1,130
低公害車・低排出ガス車の大量普及	低公害車 25,000台 低排出ガス車 125,000台	260
その他	事業者への指導 交通流の円滑化 等	570
削減量合計		1,960
目標排出量		5,000

(注) ディーゼルトラック・バス等に係る長期規制・新短期規制については、実走行時における効果を30%と見込み、削減量を算出している。

平成22年度に向けての数値目標については、今後、毎年していく本計画の進行管理の中で、単体規制の効果を見極めるとともに、各種施策の進捗状況を踏まえて、改めて検討を行う。

② 重点対策

● 低公害車・低排出ガス車の大量普及

低公害車等の普及促進は、市民・事業者の環境改善に対する意識の高まりにもつながることから、中心的施策として推進する。

- ・従来の助成制度を見直し、国等の補助制度を最大限活用して、より利用しやすい助成制度を創設・実施するとともに、低公害車等の利用コスト軽減に向けた働きかけを進める。
- ・事業者に対し、低公害車等の導入計画の策定・報告等を指導することにより、計画的な普及を図る。
- ・エコステーションの建設支援を行うとともに、広域的な整備が進むよう努める。
- ・低公害車等を用いて物品等の配送を行うグリーン配送を推進する。また、中小事業者に対する支援措置として、低公害車等の共同利用や、従来車価格で利用できるリース制度などを創設し、その取り組みを促す。
- ・公用車について、原則、全車を低公害車とすることを目標とし、率先導人に努める。

● 大型ディーゼル車対策

- ・普通貨物車等の大型ディーゼル車について重点的に対策を推進することは、大気環境の改善を図る上で大きな効果が得られ、また、近年ではディーゼル排気微粒子の健康影響が懸念されていることから、早急に対策を進める。
- ・助成・融資の集中的な実施等により、低公害車等への代替を促進するとともに、低公害車等が開発されていない車種については、最新規制適合車への早期代替を図る。
- ・後処理装置については、汎用性が高くNO_xとPMを同時に削減できる装置の開発を国やメーカーに働きかけ、実用化された場合はその普及を推進する。

- ・自動車NO_x・PM法に係る特定地域外からの流入車について、京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会において広域的な対策を検討するとともに、低硫黄軽油の普及や固定発生源を含めた総合的な粒子状物質対策の推進を図る。
- 人流対策・物流対策・交通流対策
 - 自動車利用の効率化により交通量を抑制するため、従来からの対策をより一層推進する。
 - ・人流対策としては、自動車から公共交通機関への更なる転換を図るため、乗り継ぎの利便性向上などによるネットワークの有機的な増強や、ITSを活用した運行状況等の情報発信などを行うとともに、通勤交通対策や徒歩・自転車利用への転換を推進する。
 - ・物流対策については、事業者への指導に関し指導対象を拡大するほか、本市独自の新たな指導の展開を図る。また、物流の効率化を図るために、情報技術を活用し貨物自動車の効率的な運行が確保されるよう努めるとともに、運送事業者や荷主企業への要請活動を行う。
 - ・交通流対策については、ETCを活用した弾力的な料金体系のより一層の検討、具体化に向けて取り組むとともに、交通管制システムの更なる高度化、ITSを活用した渋滞情報の発信などにより、良好な交通流が確保されるよう努める。また、路上駐車対策が強力に推進されるよう努めるとともに、局地汚染対策として、高濃度となる要因の把握とハード・ソフト両面からの総合的な対策を推進する。

● 交通需要マネジメント（TDM）の推進

今後、道路等のインフラ整備を進めつつ、あわせて自動車交通の需要を調整する交通需要マネジメントの推進等を積極的に図ることにより、総合的な自動車交通施策を推進する。

(4) 自動車騒音・振動対策

① 基本方針

前計画では、要請限度を下回ることを当面の目標として諸対策を実施してきたが平成12年度末において未だ要請限度を超える地域があり、依然厳しい状況にある。騒音対策の課題としては、特に騒音のレベルが高いディーゼル車の単体規制が遅れていること、道路構造対策としての低減効果が大きい低騒音舗装の敷設を講じていくことなどがあげられる。

環境省では騒音に係る環境基準を達成するために、平成12年4月に「道路交通騒音対策検討会」を設置し、平成12年8月に「道路交通騒音対策の充実強化について」の中間取りまとめを行っている。

この中で、道路交通騒音の状況としては「経年的に達成率は同水準で推移しており、改善の傾向は見られない」とし、単体規制、道路構造対策を強化したうえで、道路交通騒音対策の充実の方向を検討する視点として、①地域レベルにおける総合的かつ計画的な対策の実施、②沿道対策の充実強化をあげている。

本市としては、本計画において、発生源対策のより一層の強化を国に求めるとともに、道路構造対策を充実強化していくこととしているが、これらの対策によっても困難な場合は、沿道対策をも視野に入れた諸対策を総合的に実施していくことにより、騒音公害の未然防止を図り、早期に要請限度を下回ることはもちろん、幹線道路沿道における環境基準の達成をめざす。

② 重点施策

● 発生源対策

国の単体規制の強化により騒音が低い最新規制適合車への代替を促進する。また、低公害車はディーゼル車に比べ騒音レベルが低いことから低公害車の普及促進を図っていく。

● 道路構造対策

低騒音舗装は、敷設当初は3デシベル前後の低減効果があることから、今後とも計画的な敷設を行うとともに、高架道路では、より低減効果のある高機能な防音壁等の設置を図る。また、これらについては、他の道路管理者に対しても要望していく。

● 道路沿道対策

発生源対策や道路構造対策等では、騒音の低減が困難な地域では、沿道土地利用の適正化・バッファビルの誘導や沿道住宅の防音化等、沿道対策を含めた総合的な対策を検討していく。

● 道路交通振動対策

道路交通振動について、振動が日常生活に支障がないよう、本市の関係所管局において、道路面の良好な維持管理や振動に配慮した運転に努めるとともに、他の道路管理者や貨物自動車等の運行管理者に対し、協力を求めていく。

③ 騒音評価システム

騒音に係る環境基準の達成状況を把握する評価システムを活用し、道路交通騒音対策の進行管理、優先的に対策を講ずるべき道路区間の抽出、市民・事業者への情報提供を図っていく。

(5) 市民・事業者との協働

自動車公害対策を推進していくためには、行政だけでなく、市民・事業者と協働して取り組んでいくことが重要である。

自動車による通勤や外出、身近な場所で必要な物品の入手を求めるなど、利便性優先の現在の自動車に過剰に依存したライフスタイルを見つめ直し、環境に配慮した活動の実践がなされるよう、行政からの情報発信などの取り組みを通じて、市民・事業者との協働を実現していく。

① 行政、市民、事業者の役割

自動車公害問題は都市における市民・事業者の活動が密接に関わっており、市民・事業者も自動車を利用する立場からそれぞれの役割を明確にする必要がある。

② 情報の発信

市民・事業者の環境に対する意識の高まりを喚起するため、低公害車等の性能や購入時の助成制度、自動車排出ガスの影響、大気環境や騒音・振動の状況などに関する情報について積極的に発信する。

③ 社会的なコンセンサスの形成と具体的な取り組み

社会全体として、自動車利用のあり方等についてコンセンサスを得ていくため、市民・事業者や各種団体と行政から構成される協議会等を設立して議論を重ねるとともに、市民・事業者の取り組みを促し、社会実験等を含めた具体的な対策を進める。

(6) 計画の推進

① 対策の推進体制

本市として、全庁的な対策の推進を構築するとともに、大阪府や他の様々な行政機関による総合的な施策を実施するため、それぞれの役割と責任を明らかにし、より連携を深めて対策の効果的な推進を図っていく。

② 計画の進行管理

様々な施策を推進していくとともに、設定した施策別の数値目標の達成に向け、毎年、各施策の進捗状況の管理とその効果の評価を行い、施策の見直し、強化や新たな施策の検討を行う。

③ 新たな施策の推進

計画の進行管理の結果、施策の実効が上がらないと予測される場合には、市域の地域特性に応じた経済的な措置や自動車の流入抑制方策等について、施策の新たな推進手法の検討を進める。

④ 広域的な取り組み

京阪神6府県市による低排出ガス車指定制度の運用やディーゼル車対策など、広域的な連携を一層密にし、対策に取り組む。

⑤ 調査・研究の推進

既存の技術や手法の活用に止まらず、新たな技術や手法を開発し効果的に活用していく。

また、今後必要になると考えられる施策や現在実施している施策の修正のため、情報の収集に努め、調査・研究を進める。

3. 「大阪市水環境計画」（平成11年5月策定）の概要

I 計画の構成とその概要

第1章 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

- ・この計画は、水環境の保全と創造に資する各種の計画と連携し、大阪市環境基本計画の理念に基づき、快適な水辺の保全と創造、水質の保全、水資源の活用を進めていくための施策をまとめたものである。
- ・環境基本計画の水分野の実施計画である。

(2) 目的

大阪市内全域と地先海域を対象とし、大阪湾の水質環境基準の達成に寄与する。

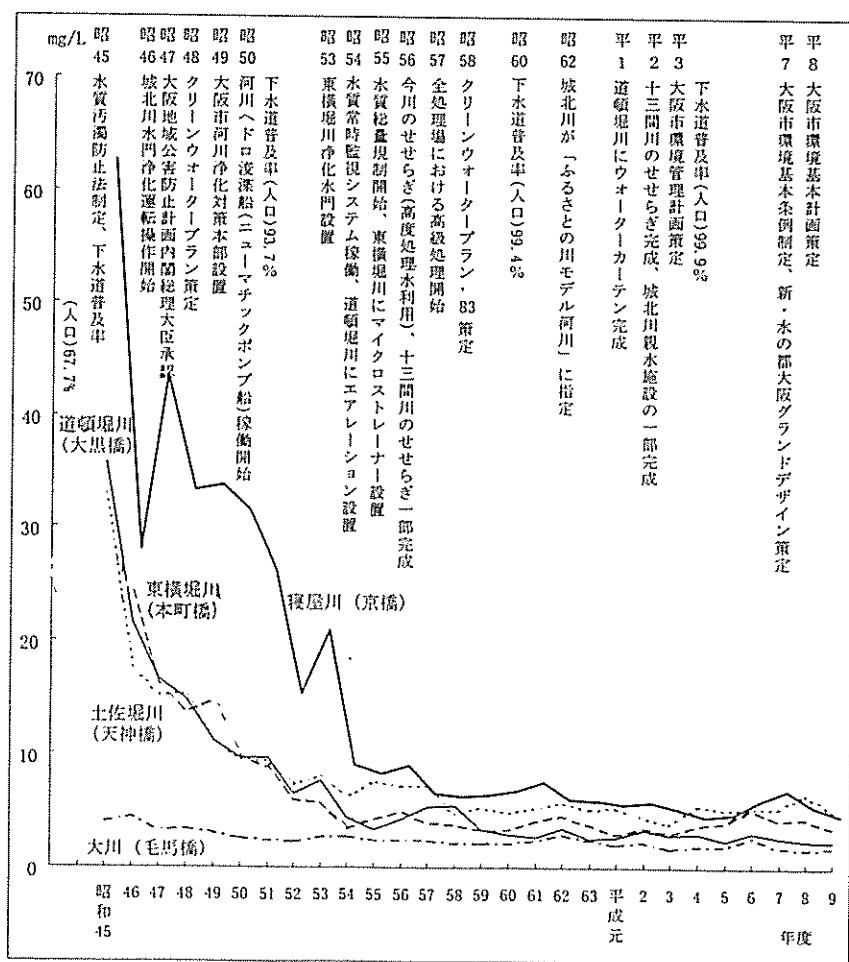
(3) 計画の期間は2010年度までとする。

第2章 水環境の現状と課題

1 水環境の現状

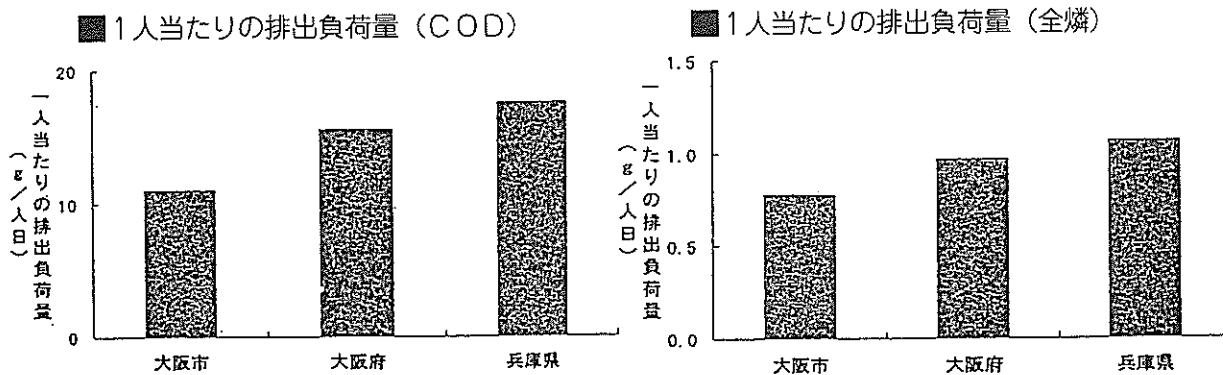
- (1) 昭和45年頃までの水質汚濁は著しい状況にあったが、下水道整備をはじめとする水質汚濁対策により大幅に改善してきている。

■市内河川のBODの経年変化



資料：大阪市資料

- (2) 下水道整備は昭和45年度には67.7% であったが、平成10年度には99.9% に達している。
- (3) 法条例に基づいて規制を強化し、水質常時監視システムにより工場等からの化学的酸素要求量（C O D）の排出量を把握している。
- (4) このような対策の結果、大阪市の市民一人当たりのC O D排出負荷量は、大阪府や兵庫県に比べて相当軽減されている。（大阪府の約7割、兵庫県の約6割）



注) 上図は大阪市資料、大阪府環境白書平成10年版、兵庫県環境白書平成10年版より作成。

- (5) 水質汚濁の状況
- ・河川は寝屋川水域を除いて、環境基準の達成率は高いものの、市内全域の環境基準達成率（地点比率）は7割（平成9年度）には達していない。
 - ・大阪港のC O D環境基準（8 mg/L）は達成しているが、大阪湾中央部（C O D環境基準：2～3 mg/L）は達成出来ていない。
 - ・赤潮の要因となる燐、窒素の環境基準は達成できていない。
- (6) 水辺の生き物
- ・淀川には多くの魚類が生息しており、市内中心部においても、コイ、フナ、ボラ等が見られる。
 - ・淀川や南港野鳥園には多くの鳥類が飛来している。
- (7) 水辺の空間
- ・中之島、淀川、道頓堀川をはじめ市内の中小河川でもせせらぎの復活などにより、快適な水辺の整備が行われている。
 - ・市民が海に親しめる親水型の堤防や人工磯等が整備されつつある。

2 水環境の課題

- (1) 上流域の下水道整備などにより、河川上流からの流入負荷の削減が必要である。
- (2) 市民が楽しめる水辺や、水生生物の生育が可能な水辺の整備が望まれる。
- (3) 下水高度処理水や雨水の有効利用、河川水や海水の熱源水・冷却水としての利用の推進が望まれる。

第3章 水環境の目標像

1 快適な水辺の保全と創造

人と川・海、生物が様々に触れ合える水辺空間を創造するとともに、海域では、多様な生物が生息しやすい構造の護岸等を創造する。

2 水質の保全

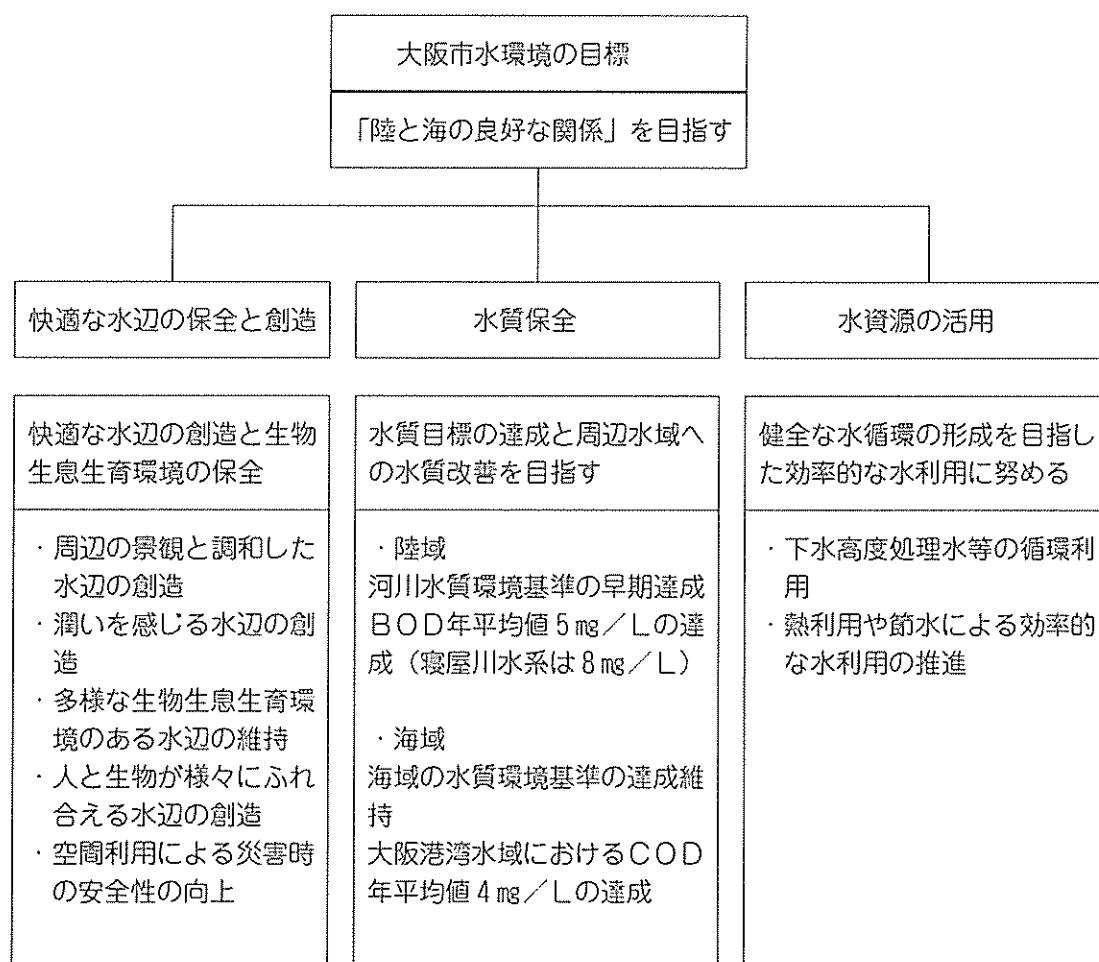
(1) 大阪市内の河川や港湾域における水質保全目標（大阪市環境基本計画）の達成

(2) 大阪湾の水質目標（環境基準）の達成

3 水資源の活用

健全な水循環の形成を目指した効率的な水利用に努める。

□計画の目標



第4章 目標達成のための施策展開

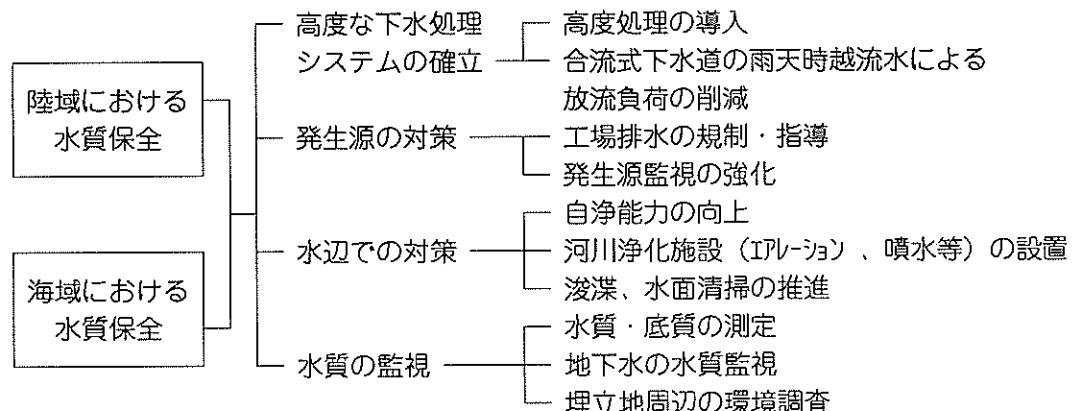
1 施策体系

水環境の目標達成のため、次の5分野について総合的に施策を推進する。

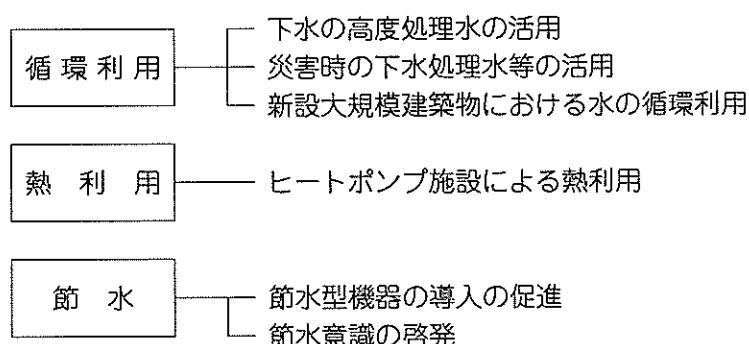
(1) 快適な水辺空間の保全と創造



(2) 水質の保全



(3) 水資源の活用



- (4) 水環境の保全と創造への連携・参画
市民への啓発、上流域などとの広域的な取組の推進
- (5) 水質保全に関する調査・研究

2 重点的な取り組みとして次の2事業を推進。

(1) 下水道中期計画

- 平成22年度（2010年）を目標とする下水道計画による汚濁負荷量の削減
 - ・富栄養化の原因となる窒素、磷の削減
平成7年度に比べて窒素30%、磷40%の排出負荷の削減を図る。
 - ・その他の項目
平成7年度に比べて生物化学的酸素要求量（BOD）15%、浮遊物質（SS）15%の排出負荷の削減を図る。
 - ・これらの目標を達成するため、「急速ろ過施設」の拡充、「嫌気好気活性汚泥法」の拡充「生物学的窒素除去法」「担体利用窒素除去法」の導入を推進する。
 - ・この他、合流式下水道の雨天時の水質改善措置として、「雨水貯留能力の増強」、「雨水時活性汚泥処理」等の対策を導入する。

■下水道の高度処理計画

平成7年度実績 排 出 负 荷 量	平成22年度		将来計画	
	削減目標	目標水質	削減目標	目標水質
生物化学的酸素要求量（BOD） 19t/日	⇒15%	7mg/L		5mg/L
化学的酸素要求量（COD） 29t/日			⇒10%*	11mg/L
浮遊物質量（SS） 13t/日	⇒15%	5mg/L		3mg/L
全窒素 34t/日	⇒30%	10mg/L		6.7mg/L
全磷 1.9t/日	⇒40%	0.5mg/L		0.49mg/L

(注) * CODについては将来計画値

(2) エコポート事業

- ・大阪港における自然環境の保全や生態系との調和、快適空間の創出など、環境と共生する港湾の形成を目指して、平成9年6月に運輸省の「エコポートモデル港」の指定を受ける。
- ・大阪港の西側水際線ゾーンに位置する夢洲の西側水際線を「エコポート事業」として、豊かな自然環境を創造するために海浜や干潟等の整備を進める。

第5章 地域別の目標と計画

地域区分ごとに、施策の内容及び水環境マップ等で構成

- ・中心ブロック（北区、福島区、中央区、西区、天王寺区、浪速区）
- ・北部ブロック（東淀川区、淀川区、西淀川区）
- ・西部ブロック（此花区、港区、大正区、住之江区）
- ・東部ブロック（旭区、都島区、鶴見区、城東区、東成区、生野区）
- ・南部ブロック（平野区、東住吉区、阿倍野区、西成区、住吉区）

(1) 水環境マップ

各ブロックごとに、水辺などを楽しめる施設や環境学習ができる施設の位置（計画を含む）を明示するとともに、市民の皆さんのが、気軽に快適な水辺を楽しむことが出来るよう、最寄りの地下鉄の駅やバス停留所などを示している。

(2) 水辺に対する市民意識

各ブロックごとの市民の河川等に対するイメージでは、中心ブロック及び、北部ブロックでは水辺の快適性が高いと評価されているが、他のブロックでは水辺の美化や快適性の向上を求める意識が強い傾向がある。

(3) 各ブロックの主な地点の水質予測。

西部ブロックでは大阪湾の水質について図示している。

- ・COD: 8 mg/L<C類型>、窒素: 1.0 mg/L<IV類型>、燐: 0.09mg/L<IV類型>の環境基準について、CODは既に達成しているが、環境基準を超えていた窒素、燐を含めた将来水質を予測している。

第6章 計画の推進に向けて

原則として環境基本計画を踏襲し、瀬戸内海環境審議会答申（平成11年1月）で示された広域的な連携を視野に入れて計画を推進する。

- (1) 大阪湾の水質保全のために上流域の下水道整備と高度処理化を強力に要請するとともに、周辺自治体との連携を通じて、対策の推進を図る。
- (2) 水環境の保全と創造に関して、必要な調査研究を推進する。

4. 大阪市緑の基本計画の概要

◎ 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地保全法に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、公園・道路などの公共空間の緑や民有地の緑のほか、緑と一体となった水辺やオープンスペースを対象とし、市民の緑化活動への支援などソフト施策も含めた都市の緑に関する長期的・総合的な計画である。

◎ 「大阪市緑の基本計画」の概要

(1) 基本方針

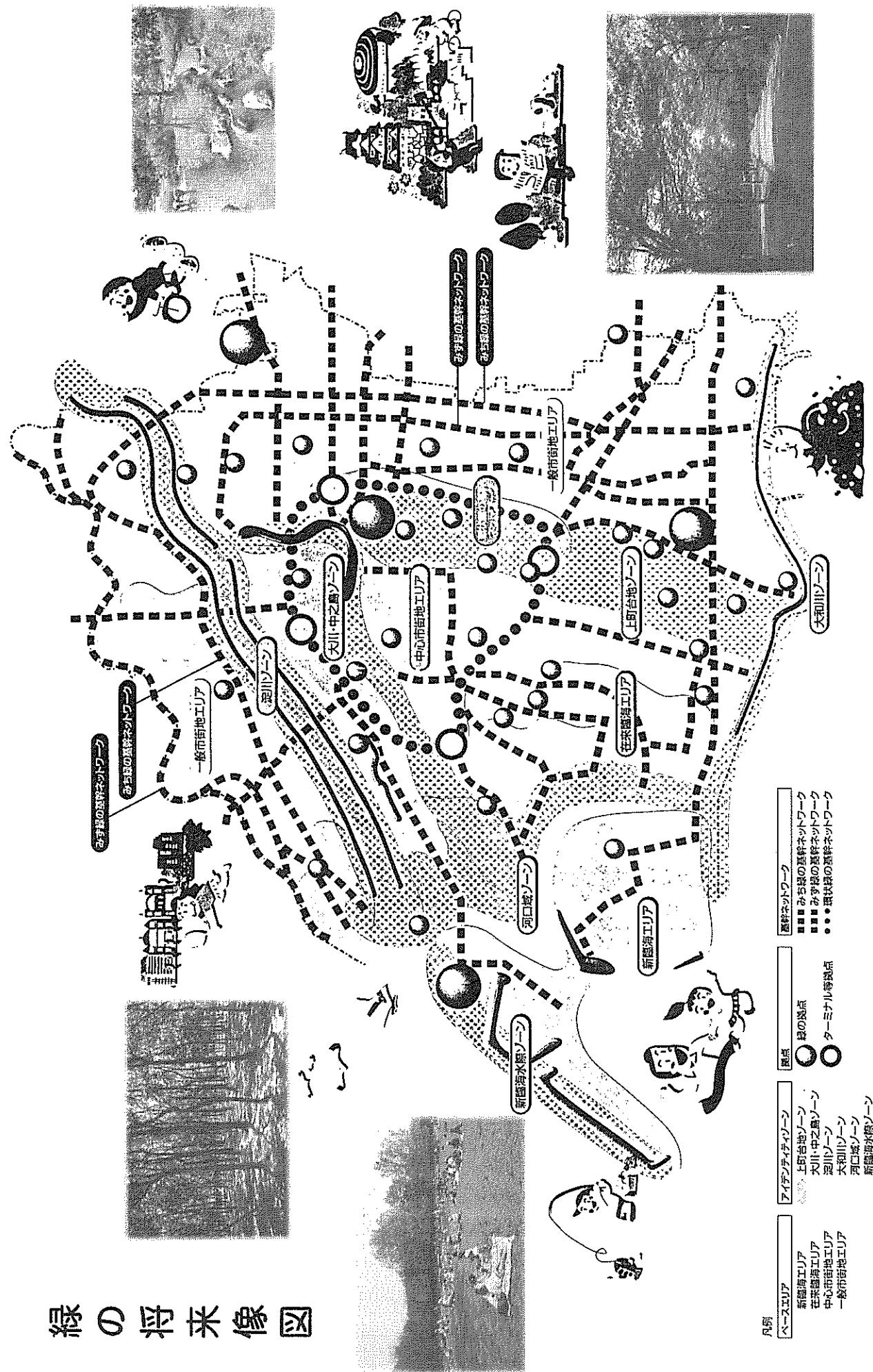
緑のまちをつくる

1. 安全・快適な都市生活をささえる緑の基盤をつくる（緑のベースエリアの整備）
日常生活の中で身近に緑に接し、楽しむことができる豊かな生活環境の創造をめざす。
2. 大阪らしさを創出する緑の風景をつくる（緑のアイデンティティゾーンの整備）
大阪らしい緑の風景・都市文化の醸成をめざす。
3. 活気あふれるまちを創出する緑の拠点をつくる（緑の拠点の整備）
大阪らしいいきいきとしたにぎわいのある緑の拠点を創出し、活気あふれるまちの創造へとつなげる。
4. 人と自然にやさしい緑のネットワークをつくる（緑の基幹ネットワークの整備）
緑による大阪のまちの骨格を形成し、多様な生物の生息・移動空間を創出することで、わかりやすく、人にやさしい快適な都市環境の形成をはかる。

緑のまちをはぐくむ

1. 市民の都市緑化への参加気運をはぐくむ
緑に関するさまざまな情報の発信や緑とふれあう機会の提供、また、緑化知識や技術の普及に努め、市民の都市緑化への参加気運をはぐくむ。
 2. 市民・企業・行政が協働しながら緑のまちをはぐくむ
市民・企業・行政が、それぞれの役割を認識し、協力しあってより豊かな緑のまちをはぐくむ。
- (2) 緑の将来目標（計画目標年次…21世紀中葉）
- ◆ 都市公園等の整備目標
 - ① 都市公園等の市民1人あたり面積…7.0m²
 - ◆ 都市緑化の目標
 - ① 樹木・樹林率…約15%
(市域に占める樹木・樹林などの枝葉で覆われた面積の割合)
 - ② 自然面率…約30%
(市域に占める樹木・樹林地、水面、草地などの面積の割合)

緑の将来像図



5. 「大阪市景観形成基本計画」（平成11年12月策定）の概要

◎ 基本計画の位置づけ—大阪市都市景観条例より抜粋

第2章 景観形成基本計画

(景観形成基本計画の策定)

第5条 市長は、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、都市景観の形成の基本的な目標を明らかにするとともに、市民等と本市が協力してその目標を実現するための指針となる都市景観の形成に関する基本的な計画（以下「景観形成基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、景観形成基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市都市景観委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞くものとする。

3 市長は、景観形成基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、景観形成基本計画の変更について準用する。

◎ 基本計画の構成

景観形成の基本的な目標

景観形成の方向
景観形成の基本的な目標



実現するための指針

市域の景観の向上

まちなみ
公共施設

地域の特性を

生かした都市景観の形成
景観整備ゾーン
景観軸
景観拠点



計画の推進に向けて

協定による都市景観の形成
大規模な面的整備又は建築物等の都市景観への配慮
景観形成地域の指定など
指定景観形成物の活用
関連諸制度の活用

◎ 基本計画の概要

1 景観形成の基本的な目標

1－1 景観形成の方向

- 大阪がまちづくりの過程で築いた景観上の特性を引き出し、発展させ、また、新しい景観上の資産を創ることにより、その美しさや魅力を一層高めていく。

1－2 景観形成の基本的な目標

- まちづくりの長期的な目標などを踏まえて、景観形成の基本的な目標を、「アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観をつくる」とする。

2 実現するための指針

2－1 市域の景観の向上

- 市域の景観向上のため、単体の建築物や建築群（「まちなみ」）及び、道路、公園など（「公共施設」）のデザインの水準を高め、また他の施設、地域との関係に配慮し、市民が親しみや愛着のもてる景観を形成するよう努める。
- 建築物は、調和のとれた魅力あるまちなみを形成するよう努める。また、公共施設は、地域の景観向上を先導するよう努める。

2－2 地域の特性を生かした都市景観の形成

- 景観整備ゾーンとして、業務や商業、娯楽の中心の「都心」、水の都・大阪を代表する「大川・中之島」、歴史や文化を伝える「上町台地」、新しいまちづくりの進む「みなと」などにおいて、地域の特性を生かした景観形成に努める。
- 景観軸として、大阪の特徴である発達した河川・海岸線（みず）、道路・鉄道（みち）の整備とともに、それらの緑化（みどり）に努める。
- 景観拠点として、文化財・歴史的まちなみ（歴史）、ターミナル・繁華街（にぎわい）、公園・緑地（みどり）を、地域の個性や特徴ある景観づくりの核となるよう整備に努める。

3 計画の推進に向けて

- 景観形成を、日常の活動や建築物、公共施設の整備の機会をとらえて、市民、事業者と行政が連携、協力して進める。このため、条例に定める「協定による都市景観の形成」、「大規模な面的整備又は建築物等の都市景観への配慮」、「景観形成地域の指定など」、「指定景観形成物の活用」等の施策の推進及び景観形成に資する関連諸制度の活用に努める。

6. 「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（平成12年4月策定）の概要

～循環型都市へのステップ～

ごみ編

I 現状

ごみ量の推移、組成、施策等を記載

II 基本方針

1 目標～持続可能な発展を目指した「循環型都市の構築」

2 本市のごみ行政を推進するにあたっての考え方

(1) 環境への配慮

(2) 市民の多様性、社会の変化に合致したごみ行政

(3) 事業の評価と情報の提供

(4) ごみを管理・処理する際の基本的考え方

ごみを管理し処理していくにあたり、発生抑制>再使用>再生利用>適正処分、の順に優先される、とする考え方を念頭におきつつ、個々の施策について、環境への負荷、経済性、実現可能性などを総合的に判断してその都度望ましい手法を選択する。

III 基本計画

1 本計画の前提

(1) 目標年次 平成21年度

(平成12年度からの10年間)

(2) 対象地域 大阪市全域

(3) 対象廃棄物 一般廃棄物（ごみ）

2 減量目標

(1) ごみ量の将来予測

(単位：万トン)

	平成10年度	平成21年度
	実績量	目標年次予測量
排出量(A)	187	194
減量化量合計(B)	3	35
家庭系ごみ	3	13
事業系ごみ	—	22
環境系ごみ	—	—
焼却等処理量(C)	184	159

※ 平成10年度の減量化量は本市による資源化量（サーマル・リサイクルは含まない）。

平成21年度における減量化量は、本市による資源化予測量と平成10年度以降の排出抑制予測量。

$$(C) = (A) - (B)$$

(2) 減量目標値

平成21年度の焼却等処理量を、平成10年度焼却等処理実績量から25万トン減量することを目標とする。

平成21年度の埋立処分量については、平成10年度埋立処分実績量から21万トン減量することを目標とする。

3 排出抑制の促進

(1) 基本方針

- ① 市民と事業者の自主的取り組みの促進
- ② ごみ減量化のための社会的なシステムづくりの推進

(2) 主な施策

- ① 市役所自らのごみ減量化の取り組み
紙ごみ等の資源化や再生紙の使用推進 等
- ② ごみ減量化を進めるための社会的なシステムづくりに向けた施策
不用品交換の推進、市民や事業者のネットワークづくりの推進
建築物への資源保管場所の設置指導 等
- ③ 市民のごみ減量化の取り組みの促進
リサイクルプラザでの啓発、ごみ減量・環境教育の推進、市民への啓発・情報提供、地域特性に合ったごみ減量化の働きかけ、市民活動団体のごみ減量化の取り組みへのサポート 等
- ④ 事業者によるごみ減量化の取り組みの促進
排出事業者のごみ減量化の取り組みの促進、製造販売事業者のごみ減量化の取り組みの促進、等

4 本市によるリサイクル・処理

(1) 収集・運搬

粗大ごみの申告制収集の全市実施、分別収集の充実（容器包装プラスチックの分別収集の検討）、家電リサイクル法への対応、有害ごみへの対応 等

(2) 中間処理

容器包装プラスチックをリサイクル事業者に引き渡すための関係施設の整備
老朽化した焼却工場の建替、ダイオキシン類対策の推進
新たな中間処理技術の導入の検討 等

(3) 最終処分

大阪湾広域臨海環境整備センター処分場の活用 等

(4) 調査研究

生活排水編

I 基本方針

平成10年度末の水洗化率は99.98%となっているが、今後も引き続き公共下水道の整備・充実に努め、生活排水の100%下水道処理を目指す。

II 目標年次

目標年次は平成21年度とする。

III 排出状況（平成10年度末）

公共下水道	1,225,473戸
合併処理浄化槽	54戸
単独処理浄化槽	452戸（生活雑排水は公共水域放流）
し尿くみ取り	241戸（生活雑排水は公共水域又は下水道放流）
合 計	1,226,220戸

IV 処理主体

目標年次における生活排水は、公共下水道で処理することを目標とする。

V 目標年次に向けての処理計画

基本方針に掲げた目標を達成するため、

- 下水道処理区域外の下水道整備
 - 下水道処理区域内に残存する一部未水洗家屋に対する水洗化の働きかけ
 - 河川敷等一部公共下水道整備計画のない区域については、当該地域整備にかかる公共事業による未水洗家屋の移転
- を促進する。

7. 環境基準及び規制基準等

1. 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日	環境庁告示第25号
昭和48年5月16日	環境庁告示第35号
昭和53年7月11日	環境庁告示第38号
昭和56年6月17日	環境庁告示第47号
平成8年10月25日	環境庁告示第73号

環境基本法第16条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することがのぞましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。なお、平成9年2月に定められたベンゼン等3物質の環境基準は別紙のとおりである。

(1) 環境基準

- ア. 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。
- イ. アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- ウ. アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達成期間

- ア. 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
- イ. 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
- ウ. 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては原則としてこのゾーンにおいて、現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

(3) 評価について

ア. 昭和48年6月12日付環大企第143号通達の要約

環境基準に照らして二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。

短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。

長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基準の

1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わずに評価することとされている。

イ. 昭和53年7月17日付環大企第262号の通達の要約

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

別 表

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

(備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子径が10ミクロン以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

(注) 昭和53年7月改定までの二酸化窒素に係る環境基準は「1時間値の1日平均が0.02ppm以下であること」となっている。

平成9年2月4日
環境庁告示第4号
平成13年4月20日
環境省告示第30号

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定によるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン（以下「ベンゼン等」という。）による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
2. 1の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
3. 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期間

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

別 表

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg／m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg／m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg／m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg／m ³ 以下であること。

2. 窒素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準

(1) 窒素酸化物

特定工場等：窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり2.0kL以上の工場・事業場

① 総量規制基準

$$Q = 0.6 \{ \sum (C \cdot V) \}^{0.95}$$

Q：排出が許容される窒素酸化物の量 ($m^3 N/h$)

C：窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V：特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量

($10^4 m^3 N/h$ 、乾き、O₂：0%換算値)

② 特別の総量規制基準

$$Q = 0.6 \{ \sum (C \cdot V) + \sum (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$$

C_i：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V_i：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 ($10^4/m^3 N/h$ 、乾き、O₂：0%換算値)

(2) 硫黄酸化物

特定工場等：硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり0.8kL以上の工場・事業場

総量規制基準

$$Q = 2.0 \times W^{0.85} \quad \text{ただし、昭和52年10月1日以降に新增設がある場合は、}$$

$$Q = 2.0 \times W^{0.85} + 0.3 \times 2.0 \times \{ (W + W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$$

Q：排出が許容される硫黄酸化物の量 ($m^3 N/h$)

W：原料及び燃料使用量 (kL/h)

W_i：新增設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量 (kL/h)

3. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月28日 環告第59号
最近改正 平成11年 環告第14号

(1) 人の健康の保護に関する環境基準 (26項目)

項目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シスー1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふつ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下

- (注) 1. 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定されて以来、数回の改正を経て、平成11年2月22日付環告第14号をもって、健康項目は、26項目となった。
2. 対象水域は全公共用水域、達成期間については、「直ちに達成し、維持するよう努める」ものとする。
3. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
4. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。以下、生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。
5. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND(定量限界未満)が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lである時、またNDが含まれる場合には、測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満であるとき、環境基準適合とする。(平成5年3月8日、環水管第21号環境庁水質保全局長通達)
6. ふつ素、ほう素の環境基準は海域には適用されない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河 川

項目	AA 利用目的 の適応性	A	B	C	D	E 環境保全
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
浮遊物質量 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
大腸菌群数	50MPN /100mL以下	1,000MPN /100mL以下	5,000MPN /100mL以下	—	—	—
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-1のとおりとする。					

- (注) 1. 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる)
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
4. 水道1級：濾過等による簡易な浄水操作を行うもの。
 水道2級：沈殿濾過等による通常の浄水操作を行うもの。
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
5. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。
- 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。
- 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。
6. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
- 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
- 工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの。
7. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度。

イ. 海 域

① pH、COD、DO、大腸菌、油分

項目 利用目的 の適応性 類型	A	B	C	対象水域等
	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級 工業用 水及びCの欄に掲げるもの	環境保全	
水素イオン濃度 (pH)	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図一2のとおりとする。
化学的酸素要求量 (COD)	2mg/L以下	3mg/L以下	8mg/L以下	
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上	
大腸菌群数	1,000MPN/100mL以下	—	—	
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	検出されないこと		

(注) 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
3. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用。
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

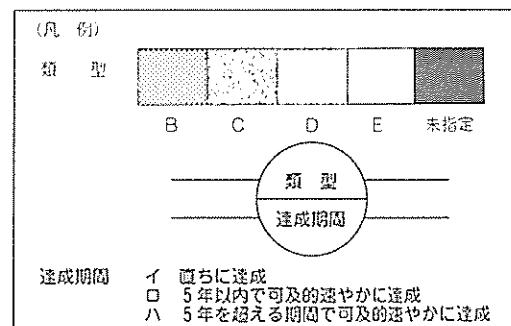
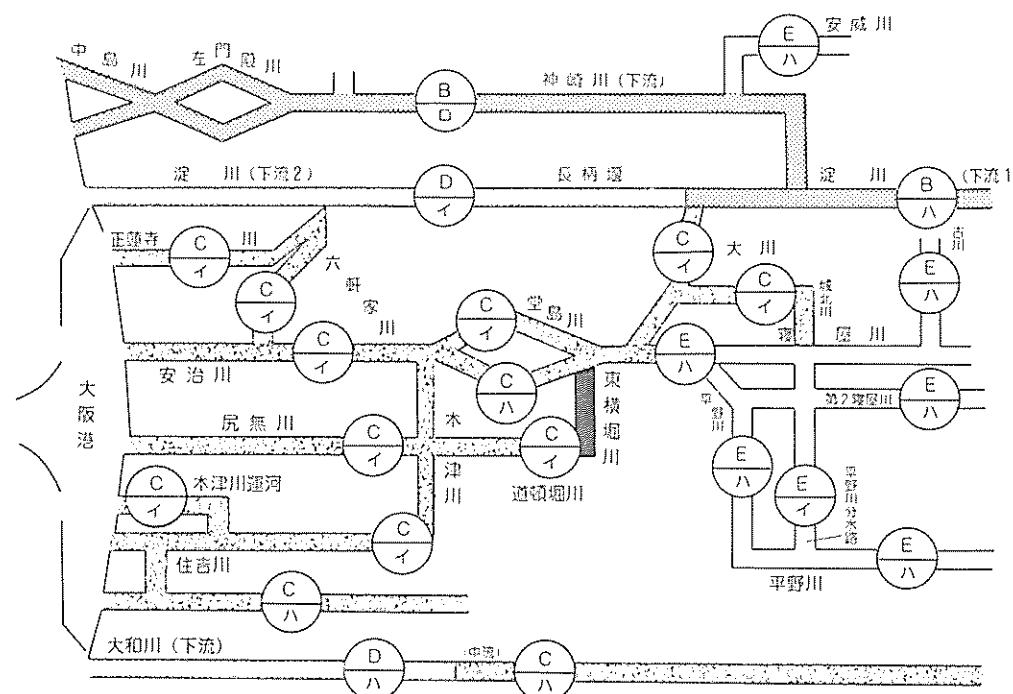
② 全窒素、全磷

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準値		対象水域等
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	図一3のとおり
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅳ	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1.0mg/L以下	0.09mg/L以下	

(備考) 1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
2. 水産1種：底生魚貝類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
水産2種：一部の底生魚貝類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。

図-1 大阪市河川水質環境基準類型図



水質環境基準の類型指定または見直し状況

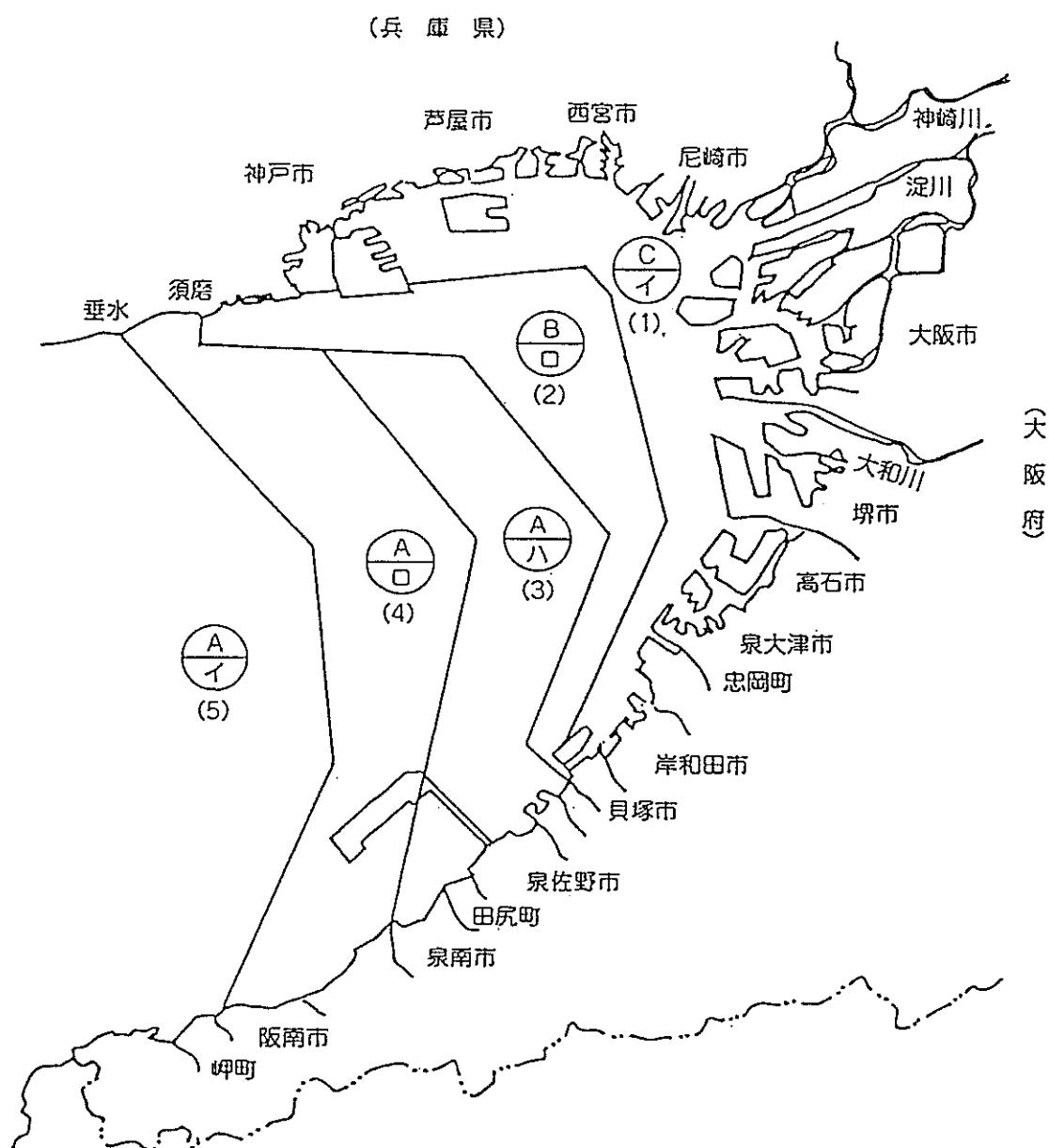
(類型指定)

- 淀川、大和川、寝屋川：昭和45年9月1日付け（環境庁指定）
- 平野川、第2寝屋川：昭和50年10月8日付け大阪府告示第1427号
- 平野川分水路、古川：平成4年2月26日付け大阪府告示第209号

(類型見直し)

- その他の市内河川：平成4年2月26日付け大阪府告示209号によりC類型に見直し。
- 神崎川は昭和45年9月1日付け（環境庁指定）でE類型に指定されたが、平成13年3月30日付け環境省告示第17号によりB類型、達成期間（ム）に改訂された。
- 安威川（新京阪橋）は昭和45年9月1日付け（環境庁指定）でE類型に指定されたが、平成14年6月18日付けでC類型、達成期間（イ）に改訂された。

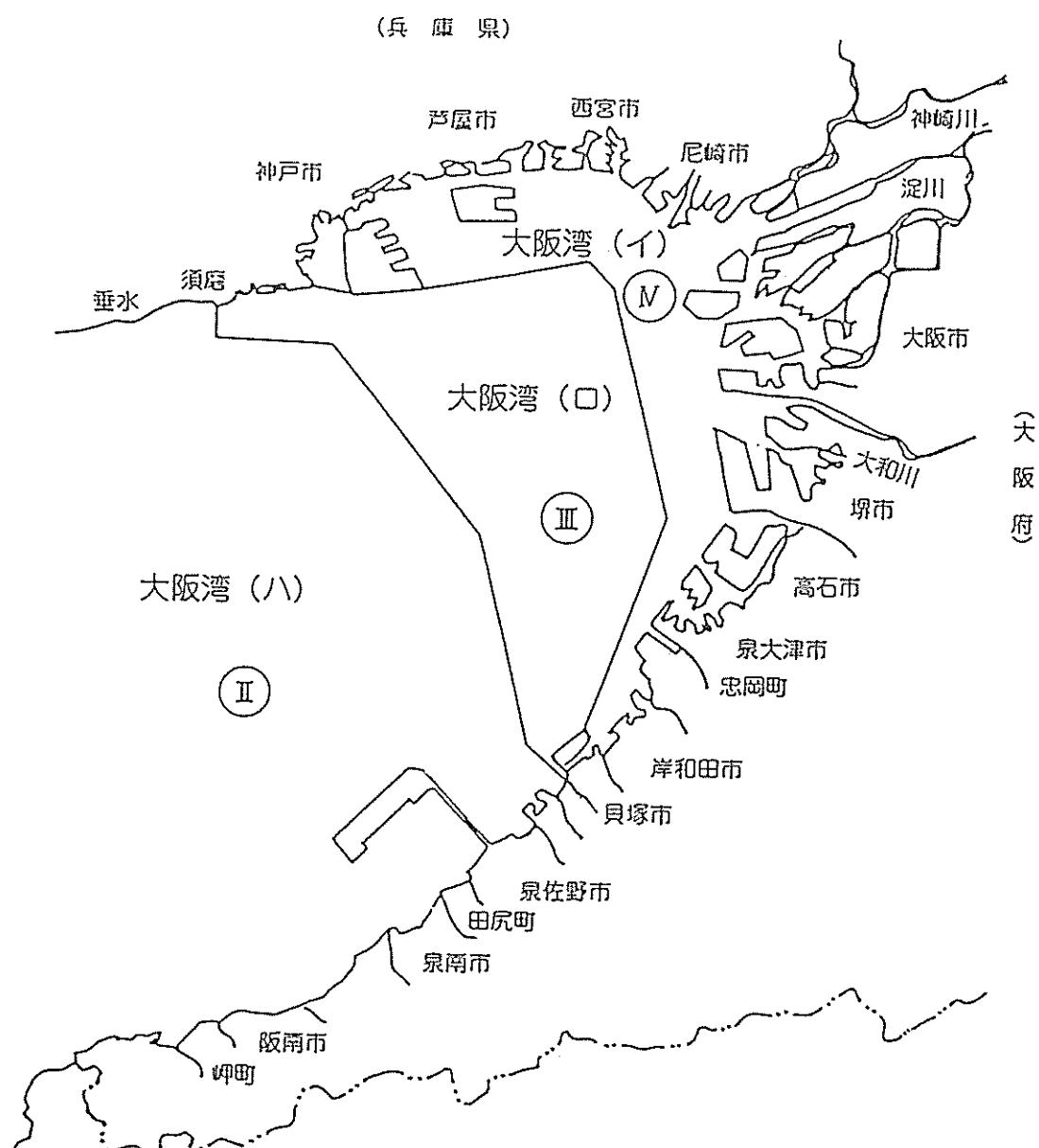
図-2 大阪湾環境基準類型図 (C O D等)



(凡例)	
類型	達成期間
達成期間	イ 直ちに達成
	□ 5年以内で可及的速やかに達成
	ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

(注) 昭和46年12月指定

図-3 大阪湾環境基準類型図（全窒素、全燐）



○内は該当類型

(達成期間)

段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(注) 平成7年2月指定

(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付 環水管第119号)

1) 底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

2) 底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付け環水管第120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあってはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあっては隣り合う2点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度として、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

別紙1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、海域においては次式により算出した値(C)以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \quad (\text{ppm})$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

(1) 平均潮差(m)は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。

2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類(エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等)の漁獲量の総漁獲量に対する割合が概ね1/2以下である水域においては、50とする。

3) 2)の割合が概ね1/2を超える水域においては、100とする。

別紙2

PCBを含む底質の暫定除去基準

PCBを含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、10ppm以上とする。

なお、魚介類のPCB汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

(4) 法令による排水規制基準（大阪市の地域に關係あるものの抜粋）

根闇法令 項目		水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例及び大阪府生活環境の保全等に関する条例		※1 ダイオキシン類 対策特別措置法	下水道法	※2 大阪市下水道条例
			その他の地域	上水原地域			
有 害 物 質 (健 康 項 目)	カ ド ミ ウ ム	0.1	0.01	-	0.1	0.1	
	シ ア ン	1	検出されないこと	-	1	1	
	有 機 リ ン	1	検出されないこと	-	1	1	
	船	0.1	0.05	-	0.1	0.1	
	ク ロ ム (6 項)	0.5	0.05	-	0.5	0.5	
	砒 素	0.1	0.01	-	0.1	0.1	
	總 水 銀	0.005	0.0005	-	0.005	0.005	
	有 機 水 銀	検出されないこと	検出されないこと	-	検出されないこと	検出されないこと	
	P C 日	0.003	検出されないこと	-	0.003	0.003	
	トリクロロエチレン	0.3	0.03	-	0.3	0.3	
	テトラクロロエチレン	0.1	0.01	-	0.1	0.1	
	シクロロメタン	0.2	0.02	-	0.2	0.2	
	四 塩 化 漢 素	0.02	0.002	-	0.02	0.02	
	1.2 - ジクロロエタン	0.04	0.004	-	0.04	0.04	
	1.1 - ジクロロエチレン	0.2	0.02	-	0.2	0.2	
	シス-1.2-ジクロロエチレン	0.4	0.04	-	0.4	0.4	
	1.1.1-トリクロロエタン	3	1	-	3	3	
	1.1.2-トリクロロエタン	0.06	0.006	-	0.06	0.06	
	1.3-ジクロロプロパン	0.02	0.002	-	0.02	0.02	
	チ ウ ラ ム	0.06	0.006	-	0.06	0.06	
	シ マ ジ シ ン	0.03	0.003	-	0.03	0.03	
	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.2	0.02	-	0.2	0.2	
	ペ ン ゼ ン	0.1	0.01	-	0.1	0.1	
	セ レ ン	0.1	0.01	-	0.1	0.1	
	ぼ う う 素	10 ※3	1	-	10 ※4	10	
	ふ こ う 素	8 ※5	0.8	-	8 ※6	8	
	アモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 ※7	10	-	-	-	
	ダイオキシン類 ※8	-	-	10	10	10	
そ の 他 (生 活 環 境 項 目)	p H	5.8 ~ 8.6 ※9	5.8 ~ 8.6	-	5 ~ 9	5 ~ 9	
	B O D	160		-	2600	600	
	" (日間平均値)	120		-		(2600) ※10	
	C O D	160		-	-	-	
	" (日間平均値)	120		-	2600	600	
	S S	200		-		(2600) ※10	
	" (日間平均値)	150		-	5	5	
	油 (食 物 油)	5		-	30	水質区分毎に異なる	
	油 (動 植 物 油)	30		-	5		
	フ ェ ノ ー ル 類	5	既設5 新設1	1	3	3	
	鉛	3	3	-	5	5	
	亞 鉛	5	5	-	10	10	
	鉄 (溶 解 性)	10	10	-	10	10	
	マ ニ ガ ン (溶 解 性)	10	10	-	-	-	
	ク ロ ム	2	2	-	2	2	
大 腸 菌 群 数 (日 間 平 均 値)	窒 素	120		-	-	-	
	" (日間平均値)	60		-	-	-	
	り ん	16		-	-	-	
	" (日間平均値)	8		-	-	-	
	大腸菌群数※11 (日間平均値)	3,000		-	-	-	
	温 度	-		-	-	45°C	
	ヨ ウ 素 消 費 量	-		-	-	220	
色 又 は 臭 気		-	※12	-	-	※12	

単位(mg/L)

- (注) ※1 特定事業場からの下水の排除が禁止される水質。
 ※2 除害施設の設置を必要とする水質の基準をしめす。
 ※3 平成16年6月30日までは業種により暫定基準が適用される。
 ※4 海域を放流先とする下水道へ下水を排除する場合は230mg/L。また、平成16年6月30日までは業種により暫定基準が適用される。
 ※5 海域に排出する場合は、15mg/L。また、平成16年6月30日までは業種により暫定基準が適用される。
 ※6 海域を放流先とする下水道へ下水を排除する場合は15mg/L。また、平成16年6月30日までは業種により暫定基準が適用される。
 ※7 ナビ7性窒素に0.4を乗じたものと亞硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合算。また、平成16年6月30日までは業種により暫定基準が適用される。
 ※8 タイド沙類の単位はμg-TEQ/L。
 ※9 海域に排出する場合はpH 5.0~9.0。
 ※10 BOD・SSについては大阪市下水道条例の規定に基づく、汚水排除の承認を受けたものに限り、2,600mg/Lを限度として基準を適用する。
 ※11 大腸菌群数は、1cm³中の個数を示す。
 ※12 放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと。

4. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(改正 平成11年2月 環告第16号)

人の健康の保護に関する環境基準（26項目）

項目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シスー1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふつ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下

- (注) 1. すべての地下水に適用する。達成期間については、「直ちに達成し、維持するよう努める」ものとする。
2. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
3. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいい、全シアンは0.1mg/L未満、アルキル水銀は0.0005mg/L未満、PCBは0.0005mg/L未満である。
4. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND（定量限界未満）が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lである時、またNDが含まれている場合には測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満である時、環境基準適合とする。（平成5年3月8日、環水管第21号 環境庁水質保全局長通達）

5. 騒音に係る環境基準

[平成10年9月30日環境庁告示第64号]
[平成11年4月1日施行]

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (午前6時 ～午後10時まで)	夜 間 (午後10時 ～翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (午前6時 ～午後10時まで)	夜 間 (午後10時 ～翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

基 準 値	
昼 間	夜 間
(午前6時～午後10時まで)	(午後10時～翌日の午前6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下

備 考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注) (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)
 - ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に掲げる自動車専用道路
- (2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする
- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

○地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

(平成11年大阪府公告第 29号)

地域の類型	当該地域
A A	大阪市内該当なし
A	第一種低層住居専用地域(大阪市内該当なし)、第二種低層住居専用地域(大阪市内該当なし)、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域(A Aに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。)
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

6. 自動車騒音の限度（要請限度）

平成12年3月2日総理府令第15号

平成12年4月1日施行

（等価騒音レベル）

区域の区分	基 準 値	
	昼 間 (午前6時 ～午後10時まで)	夜 間 (午後10時 ～翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

（等価騒音レベル）

基 準 値	
昼 間 (午前6時～午後10時まで)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
75デシベル	70デシベル

（注）(1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する道路の敷地の境界線から 15メートルの範囲
- ② 2車線を超える車線を有する道路の敷地の境界線から 20メートルの範囲

○ 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

（平成12年3月24日 大阪市告示第277号）

地 域 の 類 型	該 当 地 域
a	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

7. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基 準 値 (単位 W E C P N L)
I	70 以 下
II	75 以 下

(注) この表は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

環境基準は、公用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛 行 場 の 区 分		達 成 期 間	改 善 目 標
新 設 飛 行 場			
既 設 飛 行 場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直 ち に	
A	第 二 種 空 港 (福岡空港を除く)	5 年 以 内	
B		10 年 以 内	5年以内に、85W E C P N L未満とすること 又は、85W E C P N L以上の地域において屋内で65W E C P N L以下とすること。
	新 東 京 国 際 空 港		
第一種空港 (新東京国際空港を除く) 及 び 福 岡 空 港		10年をこえる 期間内に可及的 速 や か に	1. 5年以内に、85W E C P N L未満とすること 又は、85W E C P N L以上の地域において屋内で65W E C P N L以下とすること。 2. 10年以内に、75W E C P N L未満とすること 又は、75W E C P N L以上の地域において屋内で60W E C P N L以下とすること。

W E C P N L (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level) 荷重等価平均感覚騒音レベル

1日2~3回だったら、かなり騒音レベルが高くて、少しはがまんできるとしても、これが数百回ともなれば、騒音レベルが低くてもうるさくてかなわないということになる。また、同じ大きさの騒音でも昼と夜では、対象の音以外の音のレベルが低くなるため、夜の方がより「うるさい」と感じる。

このように騒音の繰り返し効果も考え、さらに、同じ大きさの騒音でも夜の方に重みをかけて [Weighted] 作られた単位が W E C P N L である。

$$W E C P N L = d B (A) + 10 \log_{10} N - 27$$

$$\text{ただし, } N = N_2 + 3N_3 + 10(N_4 + N_1)$$

$$N_2 = \text{昼 (AM7~PM7) の機数} \quad N_3 = \text{夕 (PM7~PM10) の機数}$$

$$N_4 = \text{深夜 (PM10~PM12) の機数} \quad N_1 = \text{深夜 (AM0~AM7) の機数}$$

地域の類型Ⅰ、Ⅱについては次のとおりである。

(昭和51年大阪府公告第90号)
(平成6年大阪府公告第166号)

地域の類型	当 該 地 域
Ⅰ	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
Ⅱ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

8. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月20日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基 準 値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

環境基準は、関係行政機関及び地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間の目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の 沿線区域の区分		達成目標期間		
		既設新幹線鉄道 に係る期間	工事中新幹線鉄道 に係る期間	新設新幹線鉄道 に係る期間
a	80デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	
b	75デシベルを超え 80デシベル未満の区域	イ 口	7年以内 10年以内	開業時に直ちに
c	70デシベルを超え 75デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内	

(備考) b の区域中イとは、地域の類型Ⅰに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、口とはイを除く区域をいう。

地域の類型Ⅰ、Ⅱについては次のとおりである。

(昭和51年大阪府公告第147号)
平成6年大阪府公告第167号)

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
Ⅱ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型を当てはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より両側300m以内の地域

9. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

1. 指針

在来鉄道の新設又は大規模改良に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の指針を次表のとおりとする。

新 線	等価騒音レベル(L_{Aeq})として、昼間(7~22時)については60dB(A)以下、夜間(22時~翌日7時)については55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

(1) 測定方法及び評価

測定方法及び評価については、以下のとおりとする。

① 測定方法は、原則として、当該路線を通過する全列車（上下とも）を対象とし、周波数補正回路をA特性に合わせ、通過列車ごとの騒音の単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）を測定することとする。ただし、通行線路（上下等）、列車種別、車両型式、走行時間帯（混雑時には列車速度が低くなる場合がある）等による騒音レベルの変動に注意しつつ、測定を行う列車の本数を適宜減じて加重計算しても良い。

② L_{AE} から等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）の算出は次式によるものとする。

$$L_{Aeq} = 10 \log_{10} \left[\left(\sum_{i=1}^n 10^{L_{AEi}/10} \right) / T \right]$$

T : L_{Aeq} の対象としている時間(秒)。7時~22時はT=54,000、22時~翌日7時は

$$T = 32,400$$

③ 測定に当たっては、列車騒音以外の暗騒音との差が10dB(A)以上となるような間を測定すること。なお、暗騒音との差が十分確保できない場合は、近似式である次式により、騒音計の slow 動特性を用いて測定したピーク騒音レベル（ L_{Amax} ）から L_{AE} を算出することが適当である。

$$L_{AE} = L_{Amax} + 10 \log_{10} t$$

t:列車の通過時間（秒）

ただし、貨物列車の場合には、先頭車両（機関車）に対応して大きなピークが計測されるため、この式で算出した L_{AE} より実際の L_{AE} は小さくなる。

④ 測定機器は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格したものを使用する。

⑤ 雨天、その他の特殊な天候の日は避けて測定するものとする。

(2) 測定点の選定

鉄道（軌道を含む）用地の外部であって、なるべく地域の騒音を代表すると思われる屋外の地点のうち、以下の条件を満たす場所を測定点として選定するものとする。

- ① 近接側軌道中心線からの水平距離が12.5mの地点を選定する。なお、鉄道用地の外部に測定点を確保できない場合には、鉄道用地の外部であって、できるだけ線路に近接した位置を測定点とする。
- ② 高さは地上1.2mとする。
- ③ 窓又は外壁から原則として3.5m以上離れた地点を選定する。なお、窓や外壁の近くで測定した場合、その反射の影響により、3dB(A)程度数値が高くなることがある。

2. 対象

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項の適用を受ける鉄道のうち普通鉄道（ただし、新幹線鉄道を除く）又は軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道のうち線路構造が普通鉄道と同様であり鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）が準用される軌道であって、新規に供用される区間（以下「新線」という）及び大規模な改良を行った後供用される区間（以下「大規模改良線」という）における列車の走行に伴う騒音を対象とする。

ここで、「新線」とは、鉄道事業法第8条又は軌道法第5条の工事の施工認可を受けて工事を施工する区間をいう。また、「大規模改良線」とは、複線化、複々線化、道路との連続立体交差化又はこれに準ずる立体交差化（以下「高架化」という）を行うため、鉄道事業法第12条の鉄道施設の変更認可又は軌道法施行規則（大正12年内務・鉄道省令）第11条の線路及び工事方法書の記載事項変更認可を受けて工事を施工する区間をいう。ただし、平成7年12月19日以前に既に新線又は大規模改良線として工事が認可申請されている区間は、指針の適用の対象外とする。

なお、本指針は、以下の区間等については適用しないものとする。ただし、これらについても、必要な騒音対策を講じることが望ましい。

- ① 住宅を建てることが認められない地域及び通常住民の生活が考えられない地域。
- ② 地下区間（半地下、掘り割りを除く）。
- ③ 踏切等防音壁（高欄を含む）の設置が困難な区間及び分岐器設置区間、急曲線区間等ロングレール化が困難な区間。
- ④ 事故、自然災害、大みそか等通常とは異なる運行をする場合。

10. 道路交通振動の限度（要請限度）

80%レンジの上端値（単位：デシベル）

区域の区分	用　途　地　域	昼　間	夜　間
第一種区域	第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	65	60
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65

(注) 昼間：午前6時～午後9時　夜間：午後9時～翌朝6時

11. 騒音・振動に係る規制基準等

(1) 工場・事業場に係る規制基準

〔騒　音〕

(単位：デシベル)

区域の区分	用　途　地　域	朝 (午前6時～ 午前8時)	昼　間 (午前8時～ 午後6時)	夕 (午後6時～ 午後9時)	夜　間 (午後9時～ 翌日午前6時)
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域 工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	65	70	65	60

- (備考) 1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。
 2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
 3. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

〔振　動〕

(単位：デシベル)

区域の区分	用　途　地　域	昼　間 (午前6時～ 午後9時)	夜　間 (午後9時～ 翌日午前6時)
第1種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域	60	55
第2種区域 (I)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
第2種区域 (II)	工業地域 工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	70	65

- (備考) 1. 第2種区域(II)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。
 2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
 3. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

(2) 特定建設作業に係る規制基準

[騒音]

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く)	85デシベルを超えるものでないこと	19~7時の時間内でないこと	22~6時の時間内でないこと	10時間を超えないと	14時間を超えないと	連続6日を超えないこと	日曜日その他 の休日ではな いこと
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機を使用する作業							
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業							
6. バックホウを使用する作業							
7. トラクターショベルを使用する作業							
8. ブルドーザーを使用する作業							
9. 6、7、8の作業以外のブルドーザー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業							
10. コンクリートカッターを使用する作業							
11. 鋼球を使用する破壊作業							

[振動]

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)	75デシベルを超えるものでないこと	19~7時の時間内でないこと	22~6時の時間内でないこと	10時間を超えないと	14時間を超えないと	連続6日を超えないこと	日曜日その他 の休日ではな いこと
2. 鋼球を使用する破壊作業							
3. 鋸装版破碎機を使用する作業							
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業							
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業							

(備考) 1号区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、1号区域に該当する地域以外の地域。

〔工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2の規定に基づき府知事が告示した地域。〕

(3) 深夜における音響機器の使用時間制限

地 域	市内全域（工業専用地域の一部を除く）
業 種	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業
音 韶 機 器	① カラオケ装置 ② 音響再生装置 ③ 楽器・拡声装置
使用禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで

(備考) ただし、次の場合は、規制の適用は受けない。

- (1) 飲食店等の営業場所が、消防法第8条の第2第1項に規定する地下街に立地している場合。
- (2) 飲食店等の営業場所の周囲50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合。
- (3) 飲食店等の営業所の建物の構造、周辺の土地利用の状況から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと認められる場合。

(4) 深夜における営業等の制限

営業禁止時間	午後11時から翌日の午前6時 (ただし、①の飲食店営業等と②のカラオケ営業は午前0時から禁止)
規制対象	① 飲食店営業（露店等において営む飲食店営業は除く）（＊） ② カラオケボックス等で専らカラオケ装置を使用させる営業（カラオケ営業） ③ 遊泳場営業（屋内型は除く） ④ テニス場営業（屋内型は除く） ⑤ バッティング練習場営業 ⑥ ゴルフ練習場営業 ⑦ ガソリンスタンド又は有料洗車場において、車両洗浄装置を使用又は使用させる営業（＊） ⑧ 屋外の材料置場等での搬入搬出作業（＊）
規制地域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域

(備考) (＊) 第1・2種中高層住居専用地域及び第1・2種住居地域において営む営業又は作業で、その場所の主たる出入口が、国道又は主要地方道などで知事が告示で指定する道路（指定道路）に面する場合は除く。

(5) 商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る規制基準

① 10m離れた場所における音量基準

地 域 区 分	単位（デシベル）
第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域	60
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	70
工業地域、工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	75

(備考) 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。

② 使用禁止時間

午後8時から翌日の午前9時（日曜日その他の休日にあっては、午前10時）までの間は拡声機を使用しないこと。

③ 使用禁止場所

- ・病院、収容施設を有する診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲30mの区域において拡声機を使用しないこと。
- ・幅員4m未満の道路において拡声機を使用しないこと。
- ・地上10m以上の箇所において拡声機を使用しないこと。

④ 使用方法

同一場所において拡声機を使用する場合にあっては、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。

12. 悪臭に係る規制基準

(1) 悪臭防止法に係る規制基準

① 規制地域（大阪市の区域）

② 敷地境界線基準

特定悪臭物質名	規制基準(ppm)	特定悪臭物質名	規制基準(ppm)
アンモニア	1 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	イソブタノール	0.9 以下
硫化水素	0.02 以下	酢酸エチル	3 以下
硫化メチル	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
二硫化メチル	0.009 以下	トルエン	10 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	スチレン	0.4 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	キシレン	1 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	プロピオン酸	0.03 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	ノルマル酪酸	0.001 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	ノルマル吉草酸	0.0009 以下
ノルマルバニルアルデヒド	0.009 以下	イソ吉草酸	0.001 以下

③ 排出口基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により、算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m \quad (H e \text{が } 5 \text{ m} \text{未満となる場合はこの式は適用しない。})$$

〔
q : 流量 (m³N/時)
H e : 捕正された排出口の高さ (m)
C m : 敷地境界線基準で定められた値 (ppm)
〕

④ 排出水中基準

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルプチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオノ酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により、算出した濃度とする。

$$C_{Lm} = K \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 K 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排出水中の濃度（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_m 敷地境界線基準値

K 次の表の第 2 棚に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第 3 棚に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第 4 棚に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

	物質名	排出水量	K
1	メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
2	硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
4	二硫化メタル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

ただし、メチルメルカプタンについては、第 2 項第 3 号で算出した排出水中の濃度の値が 1リットルにつき 0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき 0.002ミリグラムとする。

(2) 大阪市悪臭防止指導要綱による指導基準

敷地境界線基準	臭気濃度10				
排出口基準	臭気濃度表				
	H (m)	H < 8	8 ≤ H < 15	15 ≤ H < 25	25 ≤ H
	Q (m³/分)				
	Q < 30	400	600	800	1,000
	30 ≤ Q < 100	300	400	600	800
	100 ≤ Q < 300	200	300	400	600
	300 ≤ Q	150	200	300	400

(注) H…排出口の実高さ、Q…排出ガス量

(備考) 臭気濃度とは、臭気のある空気を無臭の空気で臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

13. 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

(改正平成6年2月21日環境庁告示第25号)

(改正平成13年3月28日環境庁告示第16号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ジ-1,2-ジクロロエレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

備考

- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- ジクロロメタン以下の15物質は、平成6年2月改正追加分
- ふつ素及びほう素の2物質は、平成13年3月改正追加分

14. 土壌汚染対策法の概要

土壌汚染対策法の概要

- ◇趣 旨 土壌の汚染の状況の把握、土壌の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することにより、国民の健康の保護を図る。
- ◇対象物質 鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康被害を生ずるおそれがあるもの(特定有害物質)

土壌汚染の状況の調査

- ① 使用が廃止された「特定有害物質の製造、使用又は処理をする水質汚濁防止法の特定施設」に係る工場・事業場の敷地であった土地

※土地の利用方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがないと都道府県知事が確認したときを除く。

- ② 都道府県知事が土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認める土地



①又は②の土地の所有者等は、当該土地の土壌汚染の状況について、環境大臣の指定を受けた機関(指定調査機関)に調査させて、その結果を都道府県知事に報告。

指定区域の指定等

土壌の汚染状態が基準に適合しない土地

- 都道府県知事が「指定区域」として指定・公示。また、台帳を調製し、閲覧に供する。

土壌汚染による健康被害の防止措置

【汚染の除去等の措置命令】

- 指定区域内の土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある場合



- 都道府県知事は、土地所有者等(※の場合には、汚染原因者)に対し、汚染の除去等の措置を命令。

(※)汚染原因者が明らかである場合であって、汚染原因者が措置を講ずることにつき土地所有者等に異議がないとき。

【土地の形質の変更の制限】

- 指定区域内で土地の形質変更をしようとする者は、都道府県知事に届出。



- 都道府県知事は、施行方法が一定の基準に適合しないと認めるときは、その施行方法に関する計画の変更を命令。

命令を受けた土地所有者等は、汚染原因者に費用を請求可能。

指定支援法人

汚染の除去等の措置を講ずる者に対し助成を行う地方公共団体に対する助成金の交付等の業務を実施。また、このための基金を設置。

15. ダイオキシン類対策特別措置法の概要

1 ダイオキシン類の定義

この法律において、「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)
- (2) ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD)
- (3) コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB)

2 耐容一日摂取量 (TDI)

ダイオキシン類の耐容一日摂取量（ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日あたりの摂取量で、2,3,7,8-4塩化ジベンゾーパラジオキシンの量として表したもの。略称：TDI）を、体重1キログラム当たり4ピコグラムと定める。

3 環境基準

媒 体	基 準 値	備 考
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	
水 質	1 pg-TEQ/L以下	
水 底 の 底 質	150pg-TEQ/g以下	
土 壤	1,000pg-TEQ/g以下	・大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 ・土壤にあっては、250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

- ・大気の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- ・水質の環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- ・土壤の環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

4 汚染状況の監視

大気、水質、底質、土壤の汚染状況を常時監視し、環境省に報告。

5 特定施設並びに排出ガス及び排出水に関する規制（次頁のとおり）

- (1) 特定施設の設置、構造等の変更時における届出。
- (2) 毎年1回以上のダイオキシン類の濃度の測定（排出ガス、排出水、ばいじん等）。
- (3) 測定結果の報告。

6 その他の規制等

- (1) ばいじん、燃え殻等を特別管理廃棄物に指定し、ダイオキシン類の低減処理を義務付け。
- (2) 廃棄物の最終処分場について、ばいじん、燃え殻等の飛散・流出防止措置を具体化し、ダイオキシン類対策の観点から維持管理基準を策定。
- (3) 対策地域における汚染土壤の除去等の実施。

ダイオキシン類に係る特定施設及び排出基準

大気に係る排出基準

(単位:ng-TEQ/m³N)

特 定 施 設 の 種 類	新 設	既 設	
		H13.1.15～H14.11.30	H14.12.1 以降
鉄 鋼 業 焼 結 爐 (処理能力: 1t/h 以上)	0.1	2	1
製 鋼 用 電 気 爐 (定格容量: 1,000KVA 以上)	0.5	20	5
亜 鉛 回 収 施 設 (処理能力: 0.5 t/h 以上)	1	40	10
アルミニウム合金製造施設 (処理能力: 0.5 t/h 以上)	1	20	5
廃棄物焼却炉 (火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上)	4t/h 以上 2t/h 以上 4t/h 未満 2t/h 未満	0.1 1 80 5	1 5 10

(注1)廃棄物焼却炉については酸素濃度12%補正、焼却炉については酸素濃度15%補正を行うこととする。

(注2)既に大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されていた施設については、新設基準の排出基準が適用されている。

水質に係る排出基準

(単位:pg-TEQ/L)

特 定 施 設 の 種 類	新 設	既 設	
		H13.1.15 ～H15.1.14	H15.1.15 以降
カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設			
アルミナ織維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設			
ジオキサンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、二トロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、二トロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設			
亜鉛の回収(製鋼用電気炉に係る集じん機からの亜鉛の回収に限る)の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			
硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設			
カブロラクタムの製造(塩化ニトロソルを使用するものに限る)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設		10 ^(注1)	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設			
クラフトパルプ又はサルファイトパルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		10	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化チレン洗浄施設		20	10
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			
廃棄物焼却炉(火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/時以上のものに限る)の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水等を排出する灰の貯留施設		50	
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設			
上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設			
上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設		10	

(注1) 平成14年8月15日に特定施設に指定されたため、ダイオキシン類対策特別措置法第20条第2項の規定により、平成15年8月14日まで基準の適用が猶予されている。

(注2) 平成13年12月1日に特定施設に指定されたため、ダイオキシン類対策特別措置法第20条第2項の規定により、平成14年11月31日まで基準の適用が猶予されている。

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻の処分の基準

(単位:ng-TEQ/g)

新 設	既 設	
	H14.11.30 以前	H14.12.1 以降
3	基準の適用を猶予	3

(注)既設の施設において、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出処理を行ったものは、基準を適用しない。

16. 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（抄）

大阪市では、本市域内において一定規模以上の建築物を建設しようとする者（以下「事業者」という。）と本市が協議することにより、当該建設計画と公共・公益施設等の均衡調整を図ることを目的として、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」を定めている。

（適用対象）

この要領は、建設計画が次の各号の一に該当する場合に適用する。

1. 住宅の用に供するもので、戸数が70戸以上のもの。
2. 建設計画の区域が2,000平方メートル以上で、かつ建築物の地上の高さが10メートル以上のもの。
3. 延べ面積が5,000平方メートルを超え、かつ階数が地上6以上のもの。

また、この要領第28の規定により、騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準を定め、事業者は居住環境の保全に努めるものとするとしている。

17. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準（抄）

要領第28の規定による居住環境の保全に関する基準は、次の各号による。

1. 事業者は、第2号に規定する対象地域において、分譲又は賃貸を目的とする住宅（住宅を併設する建築物を含む。以下同じ。）を建設する場合には、建設計画の区域周辺の騒音・振動、ばい煙・粉じん等の大気汚染、悪臭（以下「騒音・大気汚染等」という。）について、周辺の現地調査を行い、特に必要と認められる場合は測定を実施し、その調査結果に基づいて入居者の居住環境の保全に関する適正な配慮を行うこと。

2. 対象地域

この基準は、建設計画の区域が次のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する工業地域
- (2) 工業地域以外の用途地域内で工場若しくは事業場又は工業地域に近接する地域
- (3) 幹線道路から概ね50メートル以内の地域
- (4) 鉄道路線から概ね50メートル以内の地域
- (5) 別に定める航空機飛行経路の周辺地域

3. 現況調査

事業者は、建設計画の区域周辺における騒音・大気汚染等の現況等について、次の調査を行うこと。

- (1) 当該住宅に影響を及ぼすおそれのある騒音・大気汚染等の発生源（建設が予定されているものを含む。以下同じ。）に関する調査
- (2) 騒音・大気汚染等が当該住宅に及ぼす影響に関する調査

4. 騒音・大気汚染等の影響回避の措置

現況調査の結果、当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を受ける場合には、事業者は次の措置等を講ずることにより当該住宅への影響回避に努めること。

- (1) 建築物の配置、居室の位置、開口部の位置等に配慮する。
- (2) 緩衝緑地の設置に配慮する。

(3) 騒音については、居室内における目標値を表-1に掲げるとおりとし、(1)～(2)に定める措置により目標値の確保が困難な場合には、居室の開口部の防音化等の措置を講ずる。
なお、この場合には、換気等室内環境の保全に十分配慮する。

表-1 (居室内における騒音の目標値)

	時 間 帯		評 価 方 法
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)	
第2号 (1)(2)(3)の地域	45デシベル以下	40デシベル以下	等 価 騒 音 レ ベ ル
第2号 (4) の 地 域	60デシベル以下		上位半数のパワー平均
第2号 (5) の 地 域	60WECPNL以下		WECPNL

[備 考] 対象地域

第2号(1)の地域	工 業 地 域
△ (2)の地域	工業地域以外の用途地域内で工業若しくは事業場又は工業地域に近接する地域
△ (3)の地域	幹線道路から概ね50メートル以内の地域
△ (4)の地域	鉄道路線から概ね50メートル以内の地域
△ (5)の地域	航空機飛行経路の周辺地域

5. 騒音・大気汚染等の発生源者への説明

第2号(1)及び(2)の地域にあって、現況調査の結果、当該住宅が工場又は事業場から騒音・大気汚染等による影響を受ける場合には、事業者は原則としてその発生源者に対し、建設計画の概要を説明すること。

6. 入居予定者への周知

当該住宅入居予定者に対し、事業者は次の事項について周知を図ること。

なお、周知方法については、事業者は事前に環境保健局と協議を行うこと。

- (1) 用途地域
- (2) 当該住宅が影響を受ける騒音・大気汚染等の発生源の状況
- (3) 当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を回避するために講じる措置

7. 建設計画の区域周辺への騒音・大気汚染等の影響回避の措置

第1号の規定にかかわらず、建設作業については、事業者は周辺への影響を回避するため必要な措置を講ずること。

なお、建設設計画の区域内に次の施設が設置され、騒音・大気汚染等が発生する場合には、事業者は周辺への影響を回避するよう努めること。

- (1) 飲食店等の店舗
- (2) 駐車施設
- (3) 物流施設
- (4) ポイラー、空調機等
- (5) 上記(1)～(4)以外の騒音・大気汚染等発生施設

8. 大阪市環境審議会

本市では、市長の諮問機関として昭和37年4月から公害対策審議会を設置し、公害関係の重要な事項の調査及び対策について審議してきたが、平成5年11月に環境基本法が施行されたことにより、平成6年8月1日に大阪市環境審議会を設置した。

審議会は、市民、学識経験者など様々な分野からなる委員で構成されており、これまで公害対策審議会が担当した公害関係諸問題に関する事務を継承し、さらに、都市・生活型公害への対応や地球環境問題などについて審議を行ない、本市環境行政にとって重要な役割を担っている。

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制定昭28. 4. 1条例35

（設 置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
市 長	大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務

（委 任）

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則（平6. 3. 1条例1）

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

大阪市環境審議会規則

制定平6.8.1 規則108

大阪市環境審議会規則を公布する。

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附屬機関に関する条例（昭和28年 大阪市条例第35号）第2条の規定に基づき、大阪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2. 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2. 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3. 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3. 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2. 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3. 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2. 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3. 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置き、本市職員のうちから市長が命ずる。

2. 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市環境局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. この規則は、公布の日から施行する。

2. 大阪市公害対策審議会規則（昭和37年大阪市規則第26号）は、廃止する。

審議会答申（意見）の概要

年月日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
昭40. 12. 8	大気汚染の環境基準について (答申)	(大気汚染に係る大阪市の環境管理基準を提案) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 亜硫酸ガス：日平均値0.1ppm ◦ 浮遊ばいじん：日平均値0.5mg/m³ ◦ 降下ばいじん：月平均値10t/km²
44. 10. 24	ビル暖房規制について (答申)	(都心部における汚染濃度低減のため、ビル暖房に対する指導方針を答申) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 使用燃料の硫黄分：1.0%以下 ◦ 新設の施設：電気・ガスの使用
44. 12. 18	健康被害の救済について (答申)	(「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 救済対象地域について答申 ◦ 法による救済対象地域：西淀川区全域
46. 12. 17	クリーンエアープランの実施について (答申)	(46年8月策定の本市クリーンエアープランの実施に関する) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 意見 ◦ 低硫黄燃料の確保 ◦ 自動車排出ガス対策の推進 ◦ 被害者対策の充実 ◦ 調査、研究の充実 ◦ 融資、助成の拡充 ◦ 予算、要員の確保
48. 7. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について (答申)	(悪臭防止法の施行(47.5.31)に伴う規制措置について答申) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 規制地域：市全域 ◦ 規制基準：アンモニア等5物質について設定
48. 7. 23	窒素酸化物対策の方向づけについて (答申)	(窒素酸化物の環境濃度、防止技術等の現状からみて推進すべき事項に関する答申) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 人の健康に影響を与えない濃度条件の設定 ◦ 発生源の新・増設の制限 ◦ 排出基準の早期設定 ◦ 技術開発の推進 ◦ 自動車排出ガス対策の促進 ◦ 道路計画の再検討 ◦ 測定網の整備・汚染実態の把握 ◦ 調査・研究の充実
48. 7. 23	クリーンウォータープランの実施について (意見)	(48年3月策定の本市クリーンウォータープランの実施に関する意見) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 上流域における対策の強化 ◦ 維持用水の確保 ◦ 工場排水の監視、指導強化 ◦ 下水道整備及び下水の高次処理 ◦ 浮遊じん芥対策の強化 ◦ 財政措置の強化
49. 11. 20	公害健康被害補償法にもとづく地域指定について (意見)	(法の施行(49. 9. 1施行)に伴う地域指定に関する意見) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 指定地域：基礎調査地域の全域

年月日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
50. 2. 21	クリーンエアープラン'73にもとづく主要発生源削減計画について(意見)	(48年11月策定の本市クリーンエアープラン'73の実施に関する意見) <ul style="list-style-type: none"> ◦ クリーンエネルギーの安定供給体制の確立 ◦ 自動車排出ガス規制の促進と交通総量抑制策の確立 ◦ 中小発生源対策の強化 ◦ 粒子状物質対策の強化 ◦ 隣接都市との連携強化
50. 4. 21	北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について(意見)	(廃棄物受入れにあたっての前処理基準及び二次汚染防止対策等に関する意見) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 廃棄物受入れの基本姿勢 ◦ 受入れ基準 ◦ 環境汚染監視体制 ◦ 調査・観測データの蓄積
51. 3. 6	大阪市廃棄物処理計画について(答申)	(廃棄物処理に関する本市の総合計画(案)に対する意見) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 廃棄物処理の基本的考え方 ◦ 現状把握と将来推計 ◦ 処理対策の問題点 ◦ 計画目標・実施計画について ◦ 総合処理システム構想について
52. 4. 19	硫黄酸化物対策について(答申)	(硫黄酸化物総量規制の実効を確保するために必要な事項に関する答申) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 許容排出総量 ◦ リザーブ排出量 ◦ 総量規制基準 ◦ 燃料使用基準 ◦ 局地汚染対策等特別対策 ◦ 監視・指導体制の整備
53. 1. 23	同 上 (意見)	(大阪市硫黄酸化物対策指導要領の策定にあたっての指針の提示) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 燃料中の硫黄含有率 ◦ 新・増設施設に対する措置 ◦ 対策済工場の措置 ◦ 局地汚染の解消 ◦ 排煙脱硫装置の維持管理
53. 1. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について(答申)	(追加3物質の規制措置について答申) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 規制地域：市全域 ◦ 規制基準：二硫化メチル等3物質について設定
54. 1. 29	窒素酸化物対策について(報告)	(窒素酸化物総量規制のための技術的基礎について報告) <p>対象地域における汚染濃度とその原因となる各発生源からの排出量の寄与の関係を科学的に明らかにするため、大気拡散モデルならびに大阪市域でそれを適用する場合の諸条件について検討</p>
58. 6. 14	窒素酸化物対策のすすめ方(答申)	(窒素酸化物対策の基本的考え方と今後の対策のすすめについて答申) <p>二酸化窒素に係る環境目標値を設定することは、現時点で困難であるものの、当面の施策の方向を確立するものとして、窒素酸化物対策についての基本的な考え方と今後の対策のすすめ方について提言</p>

年 月 日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
平元. 7. 31	浮遊粒子状物質対策のあり方について (答申)	<p>(浮遊粒子状物質濃度の予測手法とその対策についての基本) 的考え方及び今後の対策のあり方について答申</p> <p>環境保全目標を達成するため、対策の目標としての浮遊粒子状物質排出量を定め、更に局地対策の上乗せにより全域での達成を図るよう提言</p> <p>(附帯意見) 計画策定にあたっては技術的可能性に留意し目標年次についても計画に反映されるべきである。</p>
3. 2. 8	追加悪臭4物質に係る規制地域 および規制基準について (答申)	<p>(追加4物質の規制措置について答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 規制地域：市全域 ◦ 規制基準：プロピオノン酸等4物質について設定
5. 8. 3	環境影響評価制度のあり方につ いて (答申)	<p>(大阪市環境管理計画 (EPOC21) に基づき、大阪市における環境影響評価制度の充実を図るために、そのあり方について答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 環境アセスメント制度の基本的な考え方について <ul style="list-style-type: none"> · 制度確立の必要性 · 制度の形式 · 対象事業等 · 住民参加 ◦ 手続き等について <ul style="list-style-type: none"> · 手手続きのしくみ · 手手続きの保証 ◦ 今後への課題 <ul style="list-style-type: none"> · 計画アセスメント · 総合アセスメント · 情報の収集と提供
7. 1. 27	環境基本条例のあり方について (答申)	<p>(環境行政の推進にあたり、総合的体系的な枠組みとなる環境基本条例の制定にかかる基本方針について答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 大阪市をとりまく環境の現況 ◦ 環境政策の課題 ◦ 環境政策の基本理念 ◦ 環境施策の基本方針 <p>(追加物質10物質の規制措置について答申) 規制地域：市全域 規制基準：プロピオノンアルデヒド等物質について設定</p>
8. 7. 30	大阪市環境基本計画に対する意 見について (意見)	<p>(大阪市環境基本条例に基づき策定する大阪市環境基本計画) についての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 市民の権利と責務の明記 ◦ 計画期間の明記と内容の見直し ◦ 計画内容の精査 ◦ 事業計画等の積極的推進
9. 12. 25	環境影響評価に関する新たな制 度のあり方について (答申)	<p>(国の環境影響評価法の制定をうけて、大阪市における環境影響評価に関する新たな制度のあり方について答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 基本的考え方 ◦ 制度の目的・形式 ◦ 早期段階からの環境影響評価 ◦ 環境影響評価の内容の充実、情報の提供など ◦ 他制度との調整 ◦ 今後の課題など

年 月 日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
13. 8. 31	今後の自動車排出ガス対策のあり方について (答申)	<p>(大気環境が依然として厳しい状況のなか、新たな大阪市自動車公害防止計画策定のため、対策のあり方について答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 大阪市における自動車排出ガス問題の背景 ◦ 自動車排出ガス対策の経過と現状、評価と総括 ◦ 今後の自動車排出ガス対策の基本的なあり方 ◦ 具体的な施策の方向性 ◦ 自動車排出ガス対策の推進のために

9. 大阪市環境保全推進本部

大阪市環境保全推進本部設置規程

制定平5. 4. 1達2
改正平9. 5. 23達12
改正平10. 4. 1達4
改正平11. 7. 6達15
改正平11. 12. 3達17
改正平13. 4. 1達12
改正平14. 4. 1達9

大阪市環境保全推進本部設置規程を次のように制定する。

(設 置)

第1条 環境保全に係る施策を総合的かつ強力に推進するため、大阪市環境保全推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組 織)

第2条 本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部員で組織する。

2. 本部長は、市長をもって充てる。
3. 本部長代行は、市長が指名する助役をもって充てる。
4. 副本部長は、本部長代行である助役以外の助役及び収入役をもって充てる。
5. 本部員は、大阪市事務分掌条例（以下「条例」という。）第1条に掲げる局及び室の長、収入役室長、消防局長、交通局長、水道局長、市立大学事務局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、監査・人事制度事務総括局長、市会事務局長、中央卸売市場長、並びに本部長の指名する区長の職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第3条 本部長は、本部の事務を総理する。

2. 本部長代行は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 副本部長は、本部長を補佐する。

(会 議)

第4条 本部の会議は、本部長が隨時関係本部員を招集して行う。

2. 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議に出席を求めることができる。

(幹 事)

第5条 本部に幹事を置く。

2. 幹事は、本市職員のうちから市長が命ずる。
3. 幹事は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。
4. 本部の会議の準備その他必要があるときは、関係幹事をもって幹事会議を行う。

(部会の設置)

第6条 本部長は、本部の事務を分掌させるため必要と認めるときは、本部に部会を置くことができる。

2. 部会に属すべき本部員及び幹事は、本部長が指名する。
3. 部会に部会長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。
4. 部会長は、部会の事務を掌理する。

(環境管理のための組織の設置)

第7条 本市の庁舎内における環境マネジメントシステムを確立するとともに、これを円滑に実施し、改善していくため、本部に環境管理総括者、環境管理責任者その他必要な組織を置く。

2. 前項の組織の構成、運営その他必要な事項については、本部長が定める。

(環境保全実行委員会の設置)

第8条 本部と連携し、庁内環境保全行動計画を円滑かつ効果的に推進するため、条例第1条に掲げる局及び室、収入役室、消防局、交通局、水道局、市立大学事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査・人事制度事務総括局、市会事務局、中央卸売市場並びに区役所に環境保全実行委員会を置く。

2. 環境保全実行委員会の組織、運営その他必要な事項については、本部長が定める。

(庶 業)

第9条 本部の庶務は、都市環境局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1. この規程は、令達の日から施行する。
2. 大阪市河川浄化対策本部設置規程（昭和49年達第12号）は、廃止する。

10. 大阪市環境関係課・所

(平成14年6月1日現在)

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
市 民 局	
消費者センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者啓発事業（生活情報誌の発行等） ● 消費者教育事業（講座による教育・啓発） ● 消費者情報提供事業（ラジオ番組の放送、消費生活展の開催、常設展示場による啓発等）
經 濟 局	
都市農政センター 企業支援課	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民農園づくり ● ISO認証取得支援事業
計 画 調 整 局	
都市計画課 交通空港政策課 都市デザイン課	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画に係る環境アセスメントの手続き及び関連する情報の収集・整理等に関すること ● 駐車対策、ノーマイカーデーの推進等 ● 大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）に関すること ● 都市景観に関すること ● 都市環境向上に資する新都市システムの検討に関すること ● 建築物に付属する緑化施設表彰に関すること ● 建築美観誘導制度に関すること
都 市 環 境 局	
管 理 課 地球環境課	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全業務に係る進行管理及び連絡調整に関すること ● 環境保全業務に係る調査及び資料の収集整備に関すること ● 環境の保全に係る融資助成に関すること ● 公害発生源工場の集団化に係る連絡調整及び移転に伴う跡地の買収に関すること ● 公害に係る紛争の処理に関すること ● 環境審議会及び環境保全推進本部に関すること ● 環境に係る基本施策の企画及び進行管理に関すること ● 環境学習に係る企画及び連絡調整に関すること ● 地球環境保全対策の企画及び連絡調整に関すること ● 環境の保全に係る啓発及び市民等の活動の促進に関すること ● 環境保全関係団体の育成に関すること ● 地球温暖化対策に係る企画、規制指導及び連絡調整に関すること

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
大気交通水質課	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全に係る規制指導に関すること ● 大気環境保全対策に係る企画及び調査研究に関すること ● 有害化学物質対策に係る企画及び調査研究に関すること ● 自動車排ガスによる公害の防止に関すること ● 交通に係る騒音及び振動の防止に関すること ● 公害に係る苦情及び陳情に関すること ● 排出汚水の水質の調査及び認定並びに特命による工場排水の規制に関すること
環境影響評価課	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境影響評価に関すること ● 環境保全に関する技術の普及、指導及び調査研究に関すること
環境情報課	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境情報の収集整備及び提供に関すること ● 環境調査に係る総合的企画、調整及び指導に関すること ● 環境汚染に係る監視、測定その他の調査及び資料の解析に関すること ● 地盤沈下の防止に関すること
工 務 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道工事の施行に係る連絡調整に関すること ● 下水道建設事業の計画に関すること
水質調査課	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水の水質管理の総括に関すること ● 下水道事業に係る調査及び技術研究に関すること
管理事務所（東部・西部・南部 ・北部）設備課	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場排水の規制及び除害施設の設置指導に関すること
健 康 福祉 局	
大阪市保健所 保健総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づく審査、認定及び医療費等の支給に関すること ● 公害に係る健康被害に関すること ● 公害保健福祉事業に関すること ● 環境保健事業に関すること
環境保全監視課	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染、騒音・振動、悪臭及びダイオキシン類に係る発生源等の規制指導に関すること ● 大気汚染、騒音、振動、ダイオキシン類関係法令及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出の受付及び審査に関すること ● 大気汚染、騒音、振動、悪臭及びダイオキシン類関係法令及び大阪府生活環境の保全に関する条例に基づく行政処分及び告発に関すること ● 大気汚染関係法令に基づく緊急時における発生源等の規制指導に関すること ● 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出の受付、報告及び検査並びに勧告及び命令に関すること

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
区 役 所	<p>保健センター（24区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全関係法令に基づく届出の受付に関すること ● 公害健康被害の補償等に関する法律に関すること ● 公害に関する人体影響調査の実施に関すること ● 環境保全に係る相談に関すること ● 環境保全対策に係る調査及び指導に関すること ● 環境保全に係る啓発に関すること ● 環境保全団体の指導育成に関すること
環境事業局	<p>企 画 課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること ● 一般廃棄物処理計画に関すること ● 廃棄物減量等推進審議会に関すること ● 局業務に関する統計及び資料の収集整備に関すること <p>業 務 課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督に関すること ● 一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化に係る事業の推進に関すること ● 一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化に係る啓発及び市民活動の促進に関すること ● 特定の河川（水面に限る。）及び道路等の清掃計画及び作業の指導監督に関すること ● 適正処理困難物に関すること <p>規制指導課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物処理業者の指導監督に関すること ● 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること ● 廃棄物再生利用業の指定及び廃棄物再生利用業者の指導監督に関すること ● 特命による一般廃棄物の排出の指導に関すること ● 産業廃棄物処理の基本計画、調査研究及び関係団体との連絡に関すること ● 産業廃棄物の規制に関すること ● 産業廃棄物の中間処理及び最終処分事業に関すること ● 産業廃棄物処理施設に関すること <p>管 理 課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物等の焼却及び破碎処理並びに埋立処分の計画に関すること ● 埋立処分地の造成及び管理運営に関すること <p>建 設 課</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 局の施設の建設に関すること ● 廃棄物処理の技術開発に関すること <p>環境事業センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物等の処理手数料の徴収に関すること ● 一般廃棄物処理業の許可申請書の受理に関すること ● 工場搬入許可証の交付に関すること ● 一般廃棄物等の収集及び運搬の作業に関すること ● 特定の道路及び橋梁の清掃作業に関すること

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
河川事務所 工 場 北港事務所	<ul style="list-style-type: none"> • 公衆用ごみ容器の維持管理に関すること • 一般廃棄物処理業者の作業監督に関すること • 一般廃棄物等の処理の啓蒙指導並びに不法投棄の監視及び処理に関するこ • 河川の水面清掃に関するこ • 一般廃棄物等の焼却及び破碎処理並びにその手数料の徴収に関するこ • 焚却残さいの処分に関するこ • 発電設備及び蒸気設備の管理に関するこ • 北港処分地の管理運営に関するこ • 北港処分地における一般廃棄物等の埋立処分に関するこ
建 設 局	
技術監理課 計 画 課 街 路 課 立体交差課 道路建設課 道路補修課 交通安全施設課 橋 梁 課 河 川 課	<ul style="list-style-type: none"> • 道路工事とこれに関連する他の工事との連絡調整、道路掘削工事の指導及び連絡調整 • 都市計画道路の整備計画に関するこ • 都市計画道路の整備、電線類の地中化に関するこ • 都市計画街路事業のうち、立体交差及び特殊構造物の設計に関するこ • 道路の新設・改良、道路の緑化、道路景観、電線類の地中化 • 道路及び付属施設の維持補修 • 交通安全施設の企画・設計、自転車道・自転車駐車場の企画・設計 • 橋梁の設計・維持管理 • 河川の改修、水質浄化、環境整備
ゆとりとみどり振興局	
公園企画課 綠 化 課 公園整備課	<ul style="list-style-type: none"> • 公園緑地の建設に係る調査及び企画に関するこ • 緑化事業の調査及び企画に関するこ • 花と緑のまちづくりの推進に関するこ • 樹木及び花卉の植栽計画及び維持管理に関するこ • 都市緑化の技術的指導及び緑化相談に関するこ • 公園、緑地の建設工事の設計及び施行に関するこ
港 湾 局	
計 画 課	<ul style="list-style-type: none"> • 緑地整備事業の基本計画に関するこ • 緑地整備工事の実施計画に関するこ • 緑地の調査研究に関するこ

局 課 所 名	環 境 に 関 す る 事 務
開 発 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 港湾区域内の環境監視に関すること ● 港湾の環境対策事業に関すること ● 港湾区域内の公害防止計画及び公害関係行政機関との連絡調整に関すること
管 理 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 局所管の緑地の管理に関すること ● 局所管の緑地施設等の維持補修に関すること
水 道 局	
計 画 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 工業用水道事業の計画施行 ● 水質保全に関すること
施 設 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 上水道汚泥の有効利用に関する調査研究 ● 太陽光発電設備の導入
浄水場（柴島・庭窪・豊野）	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄水場の沈殿汚泥の処理・処分
教育委員会事務局	
整 備 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の緑化
社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央公会堂の保存・再生事業
文化財保護課	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財の保護に関すること
教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境教育に関する研究・研修の推進
自然史博物館	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における環境教育・啓発
中央青年センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全、自然保護、公害問題等に関する学習会の開催
住 宅 局	
指 導 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋上緑化等建築物の許可に関すること ● 建設リサイクル法に関すること
企 画 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮した市設建築物の建設計画に関すること ● 市設建築物における建設副産物のリサイクルに関すること

11. 環境関係協議会等一覧表

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
1	大阪市環境審議会 (平6. 8. 1)	(事務局) 大阪市都市環境局 総務部管理課	委員30名	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務
2	大都市環境保全主管局長会議 (昭44. 11. 14)	加盟都市持回り	札幌市 仙台市 千葉市 東京市 横浜市 川崎市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市	環境行政の諸問題について意見の交換と相互の連絡を行い、環境行政の効果的な推進に資することを目的とする。 大気、水質、騒音振動、環境管理計画、環境影響評価について、担当者会議を置いている。
3	大阪府市環境行政連絡協議会 (昭42. 1. 10)	府、市交互に担当	大阪府 大阪市	府、市相互の緊密な連絡協議を図り、統一的効果的な環境行政の推進を期する。
4	大阪府市長会環境保全部会公害対策主担者会議 (昭52. 4. 1)	(事務局) 大阪府市長会	府内 33 市	大阪府下各市の環境行政に関する連絡を密にし、その円滑な運営を図り、環境行政全般の改善推進に資することを目的とする。
5	大阪市都市環境協議会連合会 (昭35. 11. 16) (大阪市煤煙防止会連合会として)	(事務局) 大阪市都市環境局 環境部地球環境課 (会長) 城東区都市環境協議会 会長 行田 一典	北区都市環境研究会ほか 23団体	各区の事業者による自主的組織として、環境保全関係諸調査の研究、啓発等の自主実践活動を行うほか、自治体の環境行政に協力し、快適な都市環境を創造することを目的とする。
6	全国大気汚染防止連絡協議会 (昭38. 10. 1)	(事務局) 加盟都市持回り (常任幹事) 東京都 大阪府 名古屋市 北九州市	都道府県市など 153自治体	大気汚染防止法に基づく諸対策に関する各自治体の情報交換及び技術上の問題の検討。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
7	近畿大気汚染常時監視連絡会 (昭50. 9. 9)	(事務局) 加盟府県市持回り	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 大京阪神 堺市 尼崎市 姫路市 西宮市 和歌山市 大高市 明石市 奈良市	(目的) 大気に係る汚染の広域性に鑑み、近畿関係府県、市域における効果的かつ精度の高い常時監視を行うため、環境測定に必要な基礎データの交換、情報の通報、監視技術及び知識の向上に資するための調査研究を行う。
8	大阪自動車公害対策推進会議 (昭43. 5. 27)	(事務局) 大阪府環境農林水産部交通公害課及び大阪市都市環境局環境部大気交通水質課 (議長) 大阪府知事 齊藤 房江 大阪市長 磯村 隆文	大阪府 大阪市 近畿運輸局 大阪府警察本部 大阪陸運支局 近畿地方整備局 大阪商工会議所 大阪青年会議所 大阪府市長会 大阪府町村長会 大阪府自家用自動車連合協会 など31団体	自動車公害防止に関する対策を積極的に推進するため、次のことを行う。 (1) 推進すべき自動車公害対策とその推進方法 (2) 自動車公害防止に関する情報の交換 (3) その他自動車公害防止対策について特に必要と認める事項
9	七大都市自動車技術評価委員会 (昭50. 2. 1)	(事務局) 加盟都市持回り	東京都市 横浜都市 名古屋都市 京都都市 大阪都市 神戸都市 川崎市	自動車公害に係る対策事業並びに自動車公害低減技術、低公害自動車の開発等に係る調査研究及び情報の交換を行う。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
10	瀬戸内海環境保全 知事・市長会議 (昭46. 7. 14)	(事務局) 兵庫県県民生活部 環境局 (議長) 兵庫県知事 井戸 敏三	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县 岡山県 広島県 口島県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 分県 京都市、大阪市、 神戸市、広島市、 北九州市、堺市、 姫路市、和歌山市、 岡山市、大分市、 福山市、高松市、 松山市、奈良市、 倉敷市	<p>(目的) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境の保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現すること。</p> <p>(事業) (1) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨の徹底 (2) 瀬戸内海の環境保全のための基本施策の推進 (3) 国に対する建議及び要望 (4) その他必要な事項 </p>
11	瀬戸内海環境保全 協会 (昭51. 12. 22)	(会長) 兵庫県知事 井戸 敏三	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县 岡山県 広島県 口島県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 分県 京都市、大阪市、 神戸市、広島市、 北九州市、堺市、 姫路市、和歌山市、 岡山市、大分市、 福山市、高松市、 松山市、奈良市、 倉敷市など49団体	<p>(目的) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚及び調査研究、並びに閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動への参加と協力、その他の行事を行うことにより、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資すること。</p> <p>(事業) (1) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚 (2) 瀬戸内海の環境保全に関する調査研究 (3) 瀬戸内海の環境保全活動に関する指導助成 (4) 瀬戸内海の環境保全に関する情報の収集及び提供 (5) 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動への参加と協力 </p>
12	大阪湾環境保全協 議会 (昭47. 11. 21)	(事務局) 大阪府 (代表理事) 大阪府知事	大阪府 兵庫県 和歌山县 大坂市 堺市	<p>(目的) 広域的視野にたち、相互協力を密にし、住民との一層の協働関係を築き、大阪湾の環境の保全と創造を図ることにより、良好で快適な環境を享受することのできる社会の実現に資すること。</p>

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
12			岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 高石市 泉南市 阪南市 忠岡町 田尻町 岬神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲芦津本郷町 淡路市 東名阪歌町 和浦市 歌山市	(1) 大阪湾の環境保全と創造に関する調査・研修・啓発 (2) 大阪湾の水質監視及び水質測定の相互協力と情報交換 (3) その他必要事項
13	淀川水質汚濁防止連絡協議会 (昭33. 7. 14)	(事務局) 近畿地方整備局 (会長) 近畿地方整備局長 大阪府 京都府 滋賀県 三奈県 兵庫県 大阪市 高槻市 枚方市 守口市 寝屋川市 吹田市 京都市 神戸市 尼崎市 伊丹市 西宮市 奈良市 大阪神水道企業団 水資源開発公団 河川情報センター	近畿地方整備局 近畿経済産業局 大阪府 京都府 滋賀県 三奈県 兵庫県 大阪市 高槻市 枚方市 守口市 寝屋川市 吹田市 京都市 神戸市 尼崎市 伊丹市 西宮市 奈良市 大阪神水道企業団 水資源開発公団 河川情報センター	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の実態を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、淀川水系の水質改善の実効をあげるため、次の事業を行う。 (1) 淀川の水質保全に関して必要な広報、その他の運動 (2) 寝屋川浄化対策事業に対する協力 (3) 各河川における水質改善のための調査 (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
14	大和川水質汚濁防止連絡協議会 (昭42. 5. 12)	(事務局) 近畿地方整備局 (会長) 近畿地方整備局長	近畿地方整備局 近畿経済産業局 大阪府 大阪市 堺市 富田林市 河内長野市 松原市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市	<p>大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握とともに、その汚濁の実態を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質改善の実効をあげることを目的とし、次の事業を行ふ。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大和川の水質保全に関する広報その他の運動 (2) 大和川水域の水質調査に対する協力 (3) 大和川水域における水質調査の調整 (4) 大和川水域における下水道整備計画の促進
	大和川清流ルネット サンス21協議会 (平5. 11. 29)	(会長) 近畿地方整備局 河川部長	河南町 太予町 美原町 千早赤阪村 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 櫛原市 桜井市 御所市 生駒市 香芝市 他奈良県下15町村	<p>大和川水系の水質汚濁の著しい河川等において、市町村や地域住民・河川管理者・下水道管理者及び関係機関が一体となって水質改善を図るために計画を策定し、水質改善対策を促進することを目的とし、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大和川水域の水質改善事業の促進 (2) 親しみやすい川づくり、地域や文化に根ざした活動 他 <p>(注) 左の市町村に八尾市も加入</p>
15	神崎川水質汚濁対策連絡協議会 (昭44. 4. 18)	(事務局) 近畿地方整備局 (会長) 近畿地方整備局長	近畿地方整備局 近畿経済産業局 大阪府 兵庫県 大豊吹揖茨高池箕能尼伊川宝猪名川 中田津木規田面勢能崎丹西塚 市市市市市市市市市市市市市市市市	<p>(目的) 神崎川の実態の把握、水質管理を流域関係市町村並びに関係機関が一体となって施策を実施してその実効をあげる。</p> <p>(事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水質保全に関する広報及びその他の運動 (2) 水質改善のための調査 (3) 下水道整備事業に対する協力 (4) 不法投棄の取締り、工場の立入検査 (5) その他必要な事項

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
16	大阪地盤沈下総合対策協議会 (昭36. 11. 27)	(事務局) 大阪市都市環境局 環境情報課 (会長) 大阪市長 磯村 隆文	大阪府 大阪市 大阪商工会議所	大阪における高潮防禦及び地盤沈下防止に関する総合対策の樹立並びにその実施の促進に必要な事業を行う。
17	近畿府県主要都市騒音振動連絡会 (昭48. 10. 31)	(事務局) 加盟府県市持回り	大阪府 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山市 大坂市 堺市 神戸市 姫路市 京都市 和歌山市	(目的) 騒音振動公害に関する意見交換、情報・資料交換等を通じて、都市における騒音振動防止対策の効果的な推進を図る。
18	四市悪臭公害連絡会 (昭56. 5. 29)	(事務局) 加盟都市持回り	大阪市 京都府 名古屋市 神戸市	(目的) 悪臭公害に関する意見交換、情報・資料交換等を通じて、都市における悪臭対策の効果的な推進を図る。
19	大阪国際空港騒音対策協議会 (昭39. 10. 16)	(事務局) 伊丹市 (会長) 伊丹市長	豊中市 伊丹市 川西市 池田市 宝塚市 尼崎市 西宮市 箕面市 大東市 吹田市 芦屋市	(目的) 大阪国際空港における航空機騒音防止対策、環境整備の促進等を図ること。 (事業) (1) 騒音の調査及び資料の収集 (2) 騒音防止対策の立案及びその対策に関する法制化の促進 (3) 空港と地域が共存する環境整備の促進 (4) その他必要な事項
20	全国民間空港関係市町村協議会 (昭42. 2. 23)	(事務局) 伊丹市 (会長) 伊丹市長	全国の民間空港に 関係する94市町村 が加盟	加盟市町村が有する民間空港関連の各種の問題を総合的に調査研究し、これを解決するための方策を推進する。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
21	大阪国際空港騒音 対策委員会 (昭40. 11. 26)	(事務局) 大阪空港事務所 (座長) 大阪国際空港長	大阪府 大阪市 豊中市 箕面市 吹田市 兵庫市 伊丹市 川西市 尼崎市 宝塚市 芦屋市 大阪航空局 大阪空港事務所 助空港環境整備協会 民間航空会社	大阪国際空港周辺における航空機による騒音被害に 関し、その実態を調査し、資料収集を行い、こ れに基づく騒音防止に必要な措置について協議す る。
22	大阪国際空港調停 促進協議会 (昭50. 11. 12)	(事務局) 大阪航空局 周辺環境センター (座長) 大阪航空局次長	調停団 国土交通省航空局 大阪航空局 大阪空港事務所 空港周辺整備機構 助空港環境整備協会 大阪市 伊丹市	大阪国際空港に関する公害等調整委員会より提示 された調停条項及び個別事項の具体化を促進する。
23	関西国際空港の飛 行経路問題に係る 協議会 (平10. 9. 10)	(事務局) 大阪府	大阪府 大阪市 堺市 岸和田市 泉州大津市 貝塚市 高野市 和泉市 阪南市 忠岡町 熊取町 岬町 関西国際空港(株)	関西国際空港の飛行経路問題の課題について、協 議調整することを目的とする。
24	公害補償地域(大 気系)連絡協議会 (昭47. 5. 31)	大阪市保健所 保健総務課	千葉市 東京都(千代田区 ほか19区) 横浜市	(事業) (1) 国に対する要望事項の検討と調整 (2) 国家予算獲得に対する運動 (3) 各都市との情報交換

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
24			川崎市 富士市 名古屋市 東海市 四日市市 楠町(三重県) 大坂市 吹田市 豊中市 堺市 神戸市 東大阪市 守口市 八尾市 尼崎市 倉敷市 玉野市 備前市 北九州市 大牟田市	(4) その他
25	近畿環境担当部局 長会議 (昭61. 8. 22)	(事務局) 大阪府環境農林水 産部環境管理課	大阪府 兵庫県 京都府 奈良県 和歌山県 大阪府 滋賀県 京都府 大阪府 大坂市 堺市 東大阪市 兵庫県 神戸市 尼崎市 姫路市 西宮市 奈良市 和歌山市 和歌山市 奈良市	環境問題に関する意見交換、情報交換を行い、近畿地域の各府県及び政令指定都市における環境行政の効果的な推進に資することを目的とする。
26	近畿ブロック産業 廃棄物処理対策推 進協議会 (昭59. 11. 9)	加盟府県持回り	滋賀県 京都府 大阪府 大坂市 堺市 東大阪市 兵庫県 神戸市 尼崎市 姫路市 西宮市 奈良市 和歌山市 和歌山市 奈良市	広域的視野にたった相互協力を密にし、近畿圏における産業廃棄物行政の実務の円滑な遂行に努め、もって産業廃棄物対策の推進を図ることを目的とする。
27	全国アメニティ推 進協議会 (昭63. 6. 30)	名古屋市	84市町村が加盟 賛助会員として、 35都道府県が加盟	市町村(特別区含む)が快適環境づくり(うるおいとやすらぎに満ちたアメニティタウンづくり)に取り組むとともに、相互に連携を深め、英知と創意を結集することにより、地域の特性を生かした個性豊かな快適環境づくりの全国的推進とアメニティ意識の高揚を図ることを目的とする。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
28	大阪低公害自動車 コミュニティーシ ステム事業推進協 議会 (平3. 8. 8) (平3. 6. 14改 組) (平9. 7. 29改 組)	(事務局) (財)都市交通問題調 査会 (代表理事) 大阪府副知事 大阪市助役	大 阪 市 大 阪 府 関 西 電 力 (株) ダイハツ工業(株) 日本電池(株) 大阪ガス(株) (財)都市交通問題調 査会 他	自動車公害問題の解決を図るため、電気自動車・ 天然ガス自動車など低公害車の導入やインフラ整 備の推進などを目的とした事業を行う。
29	大阪市底質対策技 術検討会 (平元. 2. 28)	(事務局) 大阪市都市環境局 環境情報課 (委員長) 大阪市立大学名誉 教授 三瀬 貞	委 員 4 名	市域内の河川等の公共用水域における有害な底質 を有効適切に除去、処理・処分し、河川等の良好 な環境を保全することを目的とする。 底質対策事業計画及び実施にあたって調査検討を 進める。
30	大阪市環境影響評 価専門委員会 (平10. 8. 1)	(事務局) 大阪市都市環境局 環境部環境影響評 価課 (会長) (社)大気環境学会 副会長 中野 道雄	委 員 18 名	大規模な開発事業の実施に際して、環境保全上の 見地から、環境への影響について検討し、良好な 都市環境の確保に資することを目的とする。
31	近畿地域環境影響 評価協議会 (昭59. 11. 21)	加盟府県市持回り	滋 賀 県 京 都 県 大 阪 県 兵 庫 県 奈 良 県 和 歌 山 県 京 都 市 大 阪 市 神 戸 市	大規模開発事業に係る環境影響評価の審査に際し て構成員相互の協力関係を増進するとともに、適 切かつ円滑な環境影響評価の推進と充実に資する ことを目的とする。
32	地域冷暖房行政連 絡会 (平3. 9. 12)	(会長) 東京都	(幹事) 千葉 県 大 阪 県 兵 庫 県 福 岡 県 札 幌 市 横 浜 市 名 古 屋 市 大 阪 市 他42道府県市	(目的) 地域冷暖房に関する諸問題について、情報交換と 相互の連絡を行い、地域冷暖房の向上発展に資す る。 (事業) (1) 地域冷暖房に関する事例研究 (2) " " 情報交換 (3) その他目的達成のための必要な事業

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
33	大阪府道路環境対策連絡会議 (平8.4.10)	(事務局) 大阪国道工事事務所工務課 大阪府土木部道路課 大阪市都市環境局 環境部大気交通水質課 (会長) 大阪国道工事事務所長	近畿経済産業局 近畿運輸局 近畿地方整備局 大阪府警察本部 大阪府 大阪市 日本道路公団 阪神高速道路公団	大阪府内の良好な沿道環境を形成するための総合的な環境対策を立案・推進する。 (1) 道路環境に関する情報収集、分析 (2) 対策の立案及び推進に係る事項等の協議調整
34	APEC環境技術交流促進事業運営協議会 (平8.5.8)	(会長) 大阪商工会議所会頭 田代 和	大阪府 大阪市 神戸市 兵庫県 京都府 京都府等関西自治体及び関連企業	APEC地域内の国、地方自治体、企業、環境関係機関等において蓄積されている環境技術情報を提供し、環境技術交流を促進することにより、地域内の環境技術の向上と環境保全に資することを目的とする。
35	大阪府フロン対策協議会 (平8.3.29)	(事務局) 大阪府環境農林水産部環境管理課	大阪府 大阪市 他大阪府下市町村 及び関連業界	(目的) 関係事業者、消費者、行政等の協力により、現在多方面で使用されている家庭用電気冷蔵庫、カーブアイアコン、業務用冷凍空調機等に含まれているフロンを機器の廃棄時等の過程で回収し、回収したフロンの適切な処理を推進することにより、成層圏におけるオゾン層の保護を図る。
36	(財)国際エムクスセンター (平12.4.1)	(会長) (財)国際科学技術財団理事長 近藤 次郎 (理事長) 兵庫県知事 井戸 敏三	兵庫県 大阪府 大阪市 他	(目的) センターは、行政、研究者、事業者、市民等の各主体間の有機的ネットワークを構築し、国際的かつ学際的な交流を推進するとともに、調査研究及び研修の実施並びに活動に対する支援等の事業を行い、もって閉鎖性海域の環境の保全・創造及び多様な自然と人間が共生する持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを目的とする。 (事業) (1)閉鎖性海域に関する情報の収集及び提供 (2)閉鎖性海域の環境の保全・創造に関する調査研究 (3)閉鎖性海域の環境の保全・創造に関する研修の実施 (4)閉鎖性海域の環境の保全・創造に関する活動に対する支援 (5)国際会議の開催等閉鎖性海域の環境の保全・創造に関する国際交流の推進
37	京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会 (平12.8.25)	(事務局) 大阪府環境農林水産部交通公害課 (会長) 大阪府環境農林水産部環境政策監	京都府 京都府 大阪府 大阪府 兵庫県 神戸市	自動車排出ガスによる大気汚染を防止するため、京阪神6府県市が共同で窒素酸化物及び浮遊粒子状物質等の削減対策に取り組むことを目的とする。

12. 年表

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
明治 10年			5月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府製造所(鉄工所、かじや、風呂屋)取締規則制定
11年				<ul style="list-style-type: none"> ・渡良瀬川(栃木県)で足尾銅山鉛毒が著しくなる
17年				<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府ばい煙取締令(島之内、船場において鍛冶、銅吹工場の建設を禁止)制定
18年				<ul style="list-style-type: none"> ・別子銅山(愛媛県)の亜硫酸ガス被害が広がる
21年				<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府ばい煙発生工場の建設禁止令(旧大阪市内に煙突を建てる工場建設を禁止し、既設工場は、東成郡、西成郡に強制移転)制定
22年	4月	○大阪市制施行(東・西・南・北の4区)		<ul style="list-style-type: none"> ・鉱業条例公布(明25. 6. 1施行)
23年				<ul style="list-style-type: none"> ・国会で初めて公害問題の質疑が行われる
24年				
27年	3月	○初めて下水道改良事業に着手		
	10月	○市営桜宮浄水場完成(水道事業開始)		
29年			2月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府製造場取締規則(製造場に対し、公害に係る許可制をとりいれ、我が国で最初に「公害」という用語が使用された)制定
			4月	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法制定
31年	9月	○大阪市制特例廃止 ○市役所分課規定制定(庶務、労務、衛生、土木、会計の5部制)		
34年			8月	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県高砂市の製紙会社の工場排水をめぐり、沿岸農漁民と紛争
39年	8月	○市立衛生試験所創設	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発生(社会問題化)
44年			3月	<ul style="list-style-type: none"> ・工場法制定
大正 3年	3月	○木津川焼却場開設		
9年			12月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府工場取締規則(ばい煙、粉じん、廃液等を排出し、人の健康を害する恐れのあるときは設備の変更及び禁止を命令)制定
10年 (1921)	5月	○市庁舎、現在地に落成		
11年	9月	○第1期都市計画下水道事業認可される ○衛生試験所でばいじん量の測定開始		<ul style="list-style-type: none"> ・神通川(富山県)流域に奇病発生
13年		○衛生部衛生課を保健部と改称		
14年	4月	○市域大拡張(44町を編入)		
昭和 2年 (1927)		○市長を中心とした「大阪ばい煙防止調査委員会」設置		
3年		○水準測量の改測により西大阪の地盤変動判明		

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 5年		○自動車排出ガス（一酸化炭素）の測定開始		
6年	10月	○「大阪ばい煙防止調査委員会」からばい煙防止規則制定法に関し、内務大臣、大阪府知事等に建議書を提出	6月	・大阪府ばい煙防止規則（都市計画区域内において、一定濃度以上のばい煙の発散を禁止）制定
7年				
9年		○地盤沈下、地下水位観測所を設置し、常時測定を開始		
12年		○保健部保健係にはい煙担当職員を置き、燃焼の指導にあたる	9月	・保健所法公布
13年	2月	○保健所を創設（阿倍野）		
15年	4月	○下水処理場を創設		
17年	4月	○保健部を保健局と改称		
		○衛生試験所を生活科学研究所と改称		
22年	4月	○保健局を衛生局と改称		
24年	7月	○大阪港湾技術調査会より「大阪の地盤沈下に関する研究」が発表され、地盤沈下の原因を明らかにした		
25年 (1950)	4月	○生活科学研究所を衛生研究所と改称	8月	・大阪府事業場公害防止条例制定
26年	3月	○保健所に環境衛生監視員設置		・横浜ゼンソク多発
27年				
28年	10月	○街頭騒音の定点測定を開始	12月	・水俣病患者発生
29年	4月	○工業用水道条例制定	4月	・大阪府事業場公害防止条例制定（全面改正） ・清掃法改定
30年	4月	○工業用水道の完工式挙行	6月	・工業用水法制定
31年	6月	○ばい煙に関する世論調査を実施	7月	・近畿地方大気汚染連絡協議会設立
33年	3月	○「町を静かに」の運動始まる	4月	・下水道法制定
	7月	○淀川水質汚濁防止連絡協議会設立	12月	・水質保全法制定
	11月	○ばい煙防止月間始まる		・工場排水規制法制定
34年	4月	○地盤沈下防止条例公布	3月	・工場立地法制定
35年 (1960)	11月	○大阪市ばい煙防止会連合会 (現大阪市都市環境協議会連合会) 設立	12月	・効大気汚染研究全国協議会設立 ・地盤沈下対策都市協議会設立 ・四日市ぜんそく多発 ・大阪府において、大気汚染濃度測定開始（二酸化鉛法による硫黄酸化物）
36年	4月	○地下水くみ上げ施設（クーリングタワー） 転換融資と助成措置の実施		
	11月	○大阪地盤沈下総合対策協議会設立		
37年	2月	○計画局に地盤沈下防止部、水道局に工業用水道部を新設	5月	・建築物用地下水の採取の規制に関する法律制定
	4月	○大阪市公害対策審議会設置	6月	・ばい煙規制法制定
			8月	・東京にスモッグが続き問題化 ・工業用水法改正 (地盤沈下対策の強化を図る)

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 38年	1月	○市内18ヶ所でスマッグの規程観測実施	7月	・ばい煙規制法に基づく地域指定（大阪市及びその周辺地域）並びに排出基準設定
	6月	○計画局を総合計画局と総称し、地盤沈下防止部を公害対策部に改称	10月	・全国大気汚染防止連絡協議会設立
39年	4月	○緑化百年運動スタート	6月	・厚生省に公害課設置
			7月	・新潟県阿賀野川水銀中毒患者多発
			10月	・近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律制定
40年 (1965)	4月	○大気汚染常時監視機構の整備に着手	5月	・大阪国際空港騒音対策協議会設立
			6月	・四日市市に市が公害病患者に治療費を負担する制度の発足
			11月	・公害防止事業団法制定
	12月	○「大気汚染環境管理基準について」大阪市公害対策審議会から答申	12月	・公害審議会令公布
41年	4月	○西部臨海地帯における大気汚染対策を実施	9月	・阪神広域スマッグ対策連絡協議会設立
			10月	・ばい煙、粉じんに係る規制基準制定（大阪府条例）
42年	1月	○大阪府から立入権限をはじめ12項目の権限を委任される	6月	・新車の排出ガス規制実施（CO濃度3%）
		○大阪府市公害行政連絡協議会設立		・厚生省公害審議会「公害に関する基本的施策について」答申
	2月	○大阪市総合計画基本構想（マスタープラン）発表	8月	・下水道整備緊急措置法制定
	4月	○大阪港海水汚濁防止対策協議会設立		・阿賀野川有機水銀中毒事件訴訟提起
		○大阪市公害防止設備資金金融資制度設定		・厚生省に公害部設置
	5月	○大和川水質汚濁防止連絡協議会設立		・公害対策基本法制定
43年	4月	○大気汚染管理センター設置	3月	・船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律制定
		○大阪自動車排出ガス対策推進会議設立	6月	・公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律制定
	7月	○大気汚染管理センター完成により、大気汚染モニタリングステーション11ヶ所をテレメーター化		・四日市ぜんそく事件訴訟提起
	8月	○大阪市・尼崎市公害行政連絡協議会設立	9月	
	11月	○市独自によるスマッグ情報の発令開始	3月	・イタイイタイ病患者訴訟提起
44年	4月	○神崎川水質汚濁対策連絡協議会設立	6月	・大気汚染防止法制定
		○衛生局環境衛生課から公害指導課が独立	8月	・騒音規制法制定
	8月	○此花区内主要6社から公害防止計画書を提出		・都市計画法制定
	10月	○「ビル暖房の規制について」大阪市公害対策審議会から答申	10月	・水銀による環境汚染防止暫定対策要領の通達（厚生省）
	12月	○大気汚染による疾病多発地区として、西淀川区が地域指定される	11月	・カネミライスオイル中毒患者多発
			12月	・自動車排出ガス規制の開始（ガソリン車のCO規制）
				・二酸化硫黄の環境基準閣議決定
				・初の公害白書を国会に報告
				・新車の排出ガス規制強化（CO濃度2.5%）
				・大阪府公害防止条例制定
				・10大都市公害主管局長会設立
				・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 44年		○「公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申		
45年 (1970)	1月	○大阪市公害被害者認定審査会条例制定	2月	・一酸化炭素に係る環境基準閣議決定
	2月	○公害被害認定審査会設置	4月	・公害被害者救済制度スタート
	4月	○公害被害者に対する医療費、医療手当の支給開始	6月	・水質汚濁に係る環境基準閣議決定
	6月	○衛生局公害指導課が公害指導課と公害規制課になる。	7月	・公害紛争処理法制定
	7月	○西淀川区大気汚染防止緊急対策推進会議設立 ○西淀川区大気汚染緊急対策に着手 ○大阪府市産業廃棄物処理対策協議会設立		・ハイオクタンガソリンを規制し、自動車排出ガス中に含まれる鉛半減対策を発表(通産省) ・東京都に光化学スモッグ発生 ・米の中のカドミウム濃度の安全基準を決定(厚生省) ・大阪府光化学スモッグ暫定対策実施要綱制定 ・田子の浦ヘドロ問題化 ・中央公害対策本部設置を閣議決定 ・使用中の自動車のCO規制スタート ・カドミウム環境汚染問題発生(八尾地区等) ・水質汚濁防止法、農用地の土壤汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の公害関係14法制定、改正
	8月	○大阪市公害対策本部設置	8月	
	12月	○東住吉区加美、生野区巽両地区においてカドミウム汚染問題発生	12月	
46年	1月	○国道43号線沿道(大正、港)の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に要望書を提出	3月	・大阪府公害防止条例制定(全面改正)
	2月	○(財)大阪産業廃棄物処理公社設立	5月	・騒音に係る環境基準閣議決定
	4月	○バス専用、優先レーン対策の実施	6月	・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律制定
	6月	○総合計画局公害対策部と衛生局を合併して環境保健局を新設(管理部、保健部、環境部の3部制) ○大阪市、東大阪市、八尾市公害行政連絡会設立		・悪臭防止法制定 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ・イタイイタイ病第1次訴訟判決(富山地裁)
		○公害規制の権限が全面的に市へ委譲される ○大気汚染管理センターを環境汚染監視センターと改称し、検査部門を併設	7月	・瀬戸内海環境保全知事市長会議設立
	8月	○大気汚染防止計画基本構想 (クリーンエアプラン'71)策定	8月	・環境庁発足 ・光化学スモッグが大阪府下に初めて発生
	10月	○大阪市・堺市公害行政連絡協議会設立	9月	・中央公害対策審議会発足 ・新潟水俣病事件新潟地裁判決
	11月	○木津川周辺特別対策機動班設置	11月	・大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ・阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ・硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素に係る緊急時対策実施要綱制定(大阪府)
	12月	○「クリーンエアプランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見	12月	・BHC全面使用禁止 (農薬取締法の一部改正による) ・水質汚濁に係る環境基準の告示

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 47年	1月	○P C Bに係るアンケート等の調査実施	1月	・浮遊粒子状物質の環境基準告示
	4月	○国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に対し、再度要望	5月	・悪臭防止法に基づき悪臭5物質を指定
	6月	○大阪湾に廃船、廃油処理施設建設	6月	・国連人間環境会議開催「人間環境宣言」を採択 ・光化学スモッグ緊急時対策実施要綱制定 ・自然環境保全法制定 ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正（無過失責任規定）
	7月	○国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し、騒音規制法に基づき、近畿地方建設局、阪神高速道路公団に意見具申	7月	・四日市せんそく事件津地裁判決
	8月	○此花区特別対策に着手	8月	・イタイイタイ病控訴審判決（名古屋高裁）
	9月	○市公用車に排出ガス防止装置取付け	10月	・自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針（日本版マスキー法）告示
	12月	○此花区公害特別機動隊設置	11月	・大阪湾海水汚濁対策協議会設立
			12月	・大阪地域公害防止計画策定 ・自動車排出ガス量の許容限度設定（48年度規制）
	48年	1月 ○大気汚染発生源工場にテレメーター装置を設置し、発生源の常時監視を開始	1月	・自動車排出ガス減少装置の取付義務化告示（道路運送車両法改正）
	3月	○水質汚濁防止対策（クリーンウォーター プラン）策定	3月	・大阪府自然環境保全条例制定 ・熊本水俣病事件熊本地裁判決
	4月	○地区別機動隊を廃止し、環境部に公害規制隊を設置、規制部門の一元化を図る	4月	・悪臭防止法に基づき指定地域、規制基準設定 ・「公害に係る健康被害損害賠償保障制度について」中央公害対策審議会から答申
	6月	○大阪市公害被害者の救済に関する規則の設定（西淀川区におけるつなぎ救済措置の実施）	5月	・大気汚染に係る環境基準告示
	7月	○「窒素酸化物汚染に関する大阪市の防止対策の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申 ○「悪臭防止法の施行に伴う規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申 ○「クリーンウォータープランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見	6月	・第1回環境週間の実施 ・第1回瀬戸内海環境保全月間実施 ・窒素酸化物排出基準設定
	8月	○悪臭に係る規制地域及び規制基準を公示	8月	・大阪府環境管理計画策定 ・都市緑化保全法制定
	11月	○北港処分地一部使用開始 ○クリーンエアプラン'73（大気汚染防止基本計画）策定	9月	・瀬戸内海環境保全臨時措置法制定 ・公害健康被害補償法制定 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定
			10月	・航空機騒音に係る環境基準告示
			12月	
	49年		1月	・自動車排出ガスの量の許容限度設定（50年度規制）
			2月	・大阪国際空港公害訴訟判決（大阪地裁）
			3月	・大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例（上乗せ条例）制定 ・名古屋新幹線公害訴訟提起 ・国立公害研究所発足
			4月	・大阪国際空港周辺整備機構設立
			5月	・自動車排出ガス量の許容限度設定（軽油車のディーゼル黒煙等）

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 49年 (1975)	6月	○大阪市河川浄化対策本部設置	6月	・国土利用計画法制定
	7月	○分区が実施され、26区となる。		・大気汚染防止法の一部改正 (硫黄酸化物の総量規制導入)
	8月	○河川浄化の一環として水門操作実験開始		
		○大阪市公害被害者の救済に関する規則の廃止		
	9月	○共同利用施設完成（北中島、三国、東三国、西三国）	9月	・公害健康被害補償法施行
		○クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源遮減計画を策定		・公害健康被害補償法に伴う「地域指定要件等について」中央公害対策審議会から答申
	11月	○「公害健康被害補償法に基づく地域指定について」大阪市公害対策審議会から意見	11月	・硫黄酸化物に係る総量規制地域指定（大阪市・堺市ほか）
		○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大（12区）		
	12月	○環境科学研究所（衛生研究所を改称）環境汚染監視センターが新庁舎へ移転、業務開始		
	1月	○騒音規制法に基づき、府公安委員会に対し交通規制を要請 (国道43号線西淀川区出来島)	2月	・P C B を水質環境基準、排水基準に追加
	2月	○「クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源遮減計画について」大阪市公害対策審議会から意見	5月	・自動車排出ガス量の許容限度設定 (51年度規制)
	3月	○公害健康被害補償法に基づく公害病認定患者の転地療養実施	7月	・千葉川鉄公害訴訟提起
	4月	○「北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境污染防治対策について」大阪市公害対策審議会から意見	8月	・7大都市首長懇談会において、自動車排出ガス対策の推進に関する声明の発表
	6月	○排水規制権限が下水道局に移管	9月	・新幹線鉄道騒音に係る環境基準告示
	8月	○六価クロム化合物含有鉱さい実態調査実施	10月	・六価クロム禍問題全国的に広がる
			11月	・7大都市自動車排出ガス規制問題調査団設置
	12月	○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大（大阪市全域）	12月	・自動車騒音の大きさの許容限度（許容限度を1～3ポン引下げる）の告示
	3月	○「大阪市廃棄物処理計画について」大阪市公害対策審議会から答申	5月	・水質環境基準の類型指定追加（第2寝屋川、平野川）
		○大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会設置	6月	・大阪空港騒音調停成立
		○大阪市総合交通対策本部設置	8月	・大阪国際空港公害訴訟控訴審判決 (大阪高裁)
	12月	○転地療養施設を西奈良病院に開設	9月	・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会防止計画部環境評価制度専門委員会の検討結果発表
			11月	・瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正（有効期限2年延長）
			12月	・振動規制法公布
				・国道43号線公害訴訟提起
				・悪臭防止法の一部改正 (悪臭物質に3物質追加)
				・六価クロム化合物含有鉱さい環境汚染調査結果発表
				・環境庁、振動公害に初の規制基準を決定
				・53年度自動車排出ガス規制の実施等を内容とする自動車排出ガス量の許容限度を改正する告示

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 51年			12月	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線鉄道騒音に係る地域指定告示（大阪府）
52年	3月	○「大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方について（硫黄酸化物・窒素酸化物及び粒子状物質対策）」大阪市公害対策審議会に諮問	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・(社)瀬戸内海環境保全協会設立 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び関係政省令等の施行（事業者処理責任・処理基準の強化、委託基準の設置、罰則の強化等）
	4月	○「大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制の導入について」大阪市公害対策審議会から答申		
	5月	○クリーン大阪センター完成（有害産業廃棄物コンクリート固化施設）	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪国際空港にエアバス就航 ・環境保全長期計画策定（環境庁）
	6月	○大阪廃棄物対策協議会設立 ○大阪府の硫黄酸化物総量削減計画を定めるに当たっての本市の意見について、大阪府知事あて具申	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪地域公害防止計画の見直しについて閣議決定
	10月	○転地療養施設を長尾病院に変更	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・重量ガソリン車、ディーゼル車に係る52年度規制実施
			9月	<ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物総量削減計画並びに硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準についての告示（大阪府）
			11月	<ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の告示（大阪府）
			12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質の総量規制制度のあり方について」中央公害対策審議会から答申 ・自動車排出ガス許容限度長期設定方策について」中央公害対策審議会から答申
53年	1月	○「環境基準達成のための実施方策について」（硫黄酸化物総量規制実施に係る意見）及び「追加悪臭3物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス54年規制及び自動車騒音54年度規制告示
	3月	○大阪市硫黄酸化物対策指導要領策定 ○悪臭防止法に基づく追加3物質に係る規制地域及び規制基準の告示	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪地域公害防止計画再策定
			4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」中央公害対策審議会から答申
			6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」公布 ・西淀川公害訴訟提起 ・瀬戸内海環境保全基本計画閣議決定 ・自動車排出ガス昭和53年度規制実施 ・大阪国際空港に国際線エアバス就航 ・「窒素酸化物対策の費用効果について」環境庁発表
			7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」制定（水質総量規制制度の導入）
			10月	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素に係る環境基準の改定告示 ・環境庁大気保全局に交通公害対策室設置 ・国立水俣病研究センター設置
			11月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府二酸化窒素専門家会議設置
54年	1月	○「総量規制のための技術的基礎について」大阪市公害対策審議会から窒素酸化物対策中間報告	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 54年	2月	○大阪湾岸線ならびに関連道路に係る環境予測の実施	2月	・「環境影響評価に係る技術的事項について（案）」環境庁とりまとめ
	4月	○水質常時監視システム稼働開始	3月	・「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるにあたっての基本的な考え方について」中央公害対策審議会答申
	7月	○O E C Dのセミナー（都市交通と環境）に市長出席	4月	・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会答申
	55年		5月	・ディーゼル車のNO _x 排出規制（54年規制）実施
	3月	○公害に係る市政モニター調査結果発表 ○公害パトロール車に電気自動車2台を導入	6月	・「自動車公害防止技術に関する第1次報告」環境庁公表
	4月	○環境保健局に悪臭規制係を新設	8月	・東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の化学的酸素要求量（C O D）に係る総量削減基本方針を策定
	7月	○瀬戸内海環境保全知事・市長会議（大阪市において開催）	10月	・軽量、中量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制を告示
	10月	○大阪市合成洗剤対策実施要綱制定	1月	・N O _x 固定発生源第4次規制実施
			3月	・「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」公布（滋賀県）
				・大阪府合成洗剤対策推進要綱制定

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 55年			11月	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長について」を意見具申 ・生活環境審議会「大都市圏域における廃棄物の広域的処理に関する基本の方策について」答申 ・「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ダンピング条約）」発効
	12月	○沿道環境調査検討会設置	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会企画部会「1980年代の環境政策を展開するための検討課題について」報告
56年			1月	<ul style="list-style-type: none"> ・新型の軽量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制実施 ・中央公害対策審議会「湖沼環境保全のための制度のあり方について」答申
	3月	○大阪市公害対策審議会総合調査部会を設置	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（いわゆる財特法）」の適用期限10年延長
	6月	○環境庁設置10周年記念講演会	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府環境管理計画策定プロジェクトチーム設置 ・運輸省関西新空港計画3点セット要約提示
	8月	○ぜん息児を対象とした健康回復宿を実施	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府関西新空港地域整備構想まとまる ・窒素酸化物総量規制実施のため、大気汚染防止法施行令の一部改正 ・広域臨海環境整備センター法公布 ・直接噴射式ディーゼル車に対する排ガス並びに中型車に対する騒音の58年規制を告示
			9月	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物に係る総量規制基準等について定める大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令等公布
			10月	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例」公布
			11月	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令 ・大阪空港公害訴訟最高裁判所判決言渡し
57年			12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境庁十年史」発行 ・大阪府環境総合計画概案発表 ・初の悪臭公害団体訴訟で最高裁判決 ・大阪湾広域臨海環境整備センター設立 ・川崎公害訴訟提起
	6月	○大阪自動車排出ガス対策推進会議を大阪自動車公害対策推進会議に改称	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府産業廃棄物処理計画策定（昭和57～65年度）
		○産業廃棄物実態調査	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量削減計画の告示（大阪府）
	8月	○全下水処理場の高級処理化達成	6月	
			10月	

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 57年			11月	・中央公害対策審議会「湖沼の窒素及び燐に係る環境基準及びその測定について」答申
58年	5月	○クリーンウォータープラン'83 (大阪市水域環境保全基本計画) 策定	12月	・大阪府環境総合計画策定 ・湖沼の窒素及び燐に係る環境基準の設定
	6月	○第1回環境月間(1~30日) ○大阪市公害対策審議会「窒素酸化物対策の進め方について」答申 ○産業廃棄物行政に関する事務を環境事業局に移管	3月	・内閣総理大臣、第2次及び第3次地域の公害防止計画を承認
			4月	・大阪府公害防止条例の改正による「深夜における音響機器の使用時間制限」の施行 ・廃棄物処理法施行令の一部改正(「建設木くず」の産業廃棄物指定)公布 ・中央公害対策審議会、「今後の交通公害対策のあり方について」答申 ・環境美化行動の日設定
			7月	・中央公害対策審議会企画部会「環境保全長期計画フォローアップ作業報告」
			8月	・ディーゼル車(直噴式)のNO _x 規制実施 ・川崎公害第2次訴訟提起
			9月	・「環境影響評価法案」衆議院解散に伴い審議未了につき廃案
			11月	・環境庁、中公審に対し公害健康被害補償制度の指定地域について見直しを諮詢
59年	1月	○ニュークリーンエアプラン(大阪市大気環境保全基本計画)策定	2月	・「大阪府環境影響評価要綱」制定
	3月	○「大阪市環境影響評価連絡会等設置要綱」制定	7月	・「湖沼水質保全特別措置法」制定・公布(60年3月施行)
			8月	・「環境影響評価の実施について」閣議決定 ・環境庁「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定
			9月	・中央公害対策審議会「窒素及び燐に係る排水基準の設定について」答申
			12月	・「湖沼水質保全基本方針」公表
60年 (1985)	1月	○「悪臭規制評価技術検討会」を設置し、官能試験法の導入についての検討を始める	3月	・環境庁「名水百選」発表
	4月	○ニュークリーンエアプランに基づく「大阪市窒素酸化物対策指導要領」策定	4月	・環境庁「窒素酸化物対策検討会」設置 ・濃尾平野、筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱の策定
			6月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布(小型ボイラーを規制対象に追加)
			8月	・熊本水俣病第2次訴訟控訴審判決(福岡高裁)
			9月	・環境庁、排ガスと騒音の規制強化告示
			10月	・瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海の富栄養化防止に関する基本的な考え方について」答申
	11月	○大阪市公害対策審議会大気部会に「粒子状物質小委員会」を設置 ○「道路交通騒音振動対策連絡会」設置	12月	・環境庁「大都市地域における窒素酸化物対策の中期展望」公表

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 61年	2月	○沿道環境調査検討会が報告書をとりまとめる ○「大阪市悪臭防止指導要綱」制定・施行	4月	・大阪府「燃及びその化合物に係る削減指導方針」策定 ・瀬戸内海関係13府県知事「燃及びその化合物に係る削減指導方針」策定 ・厚木基地公害訴訟控訴審判決（東京高裁） ・名古屋新幹線公害訴訟和解成立
	4月	○騒音規制法及び振動規制法施行令等の改正に基づく規制地域の指定等の告示	7月	・国道43号線訴訟第1審判決
			10月	・中央公害対策審議会「公害健康被害補償法第1種地域のあり方について」答申
			12月	・環境庁「環境保全長期構想」公表
	62年		1月	・中央公害対策審議会「社会経済条件及び公害の態様の変化に対応した公害防止計画のあり方について」意見具申
	3月	○「環境データ処理システム」導入	3月	・水俣病第3次訴訟判決（熊本地裁）
	8月	○産業廃棄物実態調査の実施	5月	・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」策定
			9月	・「公害健康被害補償法の一部を改正する法律」公布（63年3月1日施行）
			10月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（ガスターピン、ディーゼル機関を大気汚染防止法の規制対象施設に追加） ・ディーゼル乗用車のNOx62年規制実施
			12月	・大阪府「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」策定
63年	4月	○環境部機構改革により課係の統合、移管、名称変更ならびに新設を行う (環境管理課・計画調整課・環境保全課・自動車公害対策課・環境汚染監視センター) ○「建設作業に係る指導方針」実施 ○「大阪市小児ぜん息等医療費助成制度」発足	3月	・内閣総理大臣、第2次、第3次地域公害防止計画を承認 ・環境庁環境教育懇談会報告を公表 ・公健法第1種指定地域の指定解除 ・環境庁「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策計画」発表 ・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布（63年5月20日施行） ・地球規模の環境問題に関する懇談会報告公表
	11月	○窒素酸化物緊急対策を実施 (11月～1月)	5月	・環境庁、地球環境保全対策を推進するため「地球環境保全企画推進本部」を設置 ・中央公害対策審議会「水質汚濁防止法の規制対象事業場の追加等について」答申 ・「水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布（規制対象事業場として、共同調理場、飲食店等を追加：10月1日施行）
			6月	・環境庁「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件」告示
			8月	
			11月	

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 63年	12月	○「大気汚染防止推進月間」としてNO _x に関するキャンペーンを展開	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉川鉄公害訴訟一审判決 ・環境庁、テレビ、ラジオを通じ、「二酸化窒素予報事業」を実施 ・環境庁「窒素酸化物対策の新たな中期展望」公表 ・福岡空港航空機騒音公害訴訟第一審判決 ・環境庁「自動車排出ガスの量に関する許容限度改正」の告示 ・「オゾン層保護のためのウィーン条約」日本国について発効
64年			1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」日本国について発効
平成 元年	1月	○「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物削減指導要領」を策定（2月1日施行）	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための制度の基本的なあり方について」諮問（3月13日答申）
	2月	○「大阪市自動車公害防止計画」を策定 ○公害パトロール車に電気自動車10台を導入	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」諮問（3月18日答申）
	4月	○大阪市低公害車普及融資制度発足	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加：10月1日施行） ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布（第2種特定化学物質としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を指定：4月1日施行） ・有害物質を含む水の地下水への浸透禁止、事故時の措置（水濁法一部改正）
	7月	○大阪市低公害車普及促進検討会を設置	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布（石綿等特定粉じんの規制に係る規定の整備：平成元年12月27日施行）
	8月	○大阪市公害対策審議会「浮遊粒子状物質対策のあり方について」答申 ○大阪市大気浄化植樹助成制度発足	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「悪臭防止法施行令の一部を改正する政令」公布（悪臭物質に新たに4物質を追加：平成2年4月1日施行） ・「地球環境保全に関する東京国際会議」開催される
	11月	○季節大気汚染防止対策実施 (11月～1月)		<ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（特定粉じんとして石綿を指定する等、法律改正に伴う改正：平成元年12月27日施行）
	12月	○国際協力事業団（JICA）の要請のもと、アジア、中南米から研修生を入れ、大気汚染対策に関する専門研修実施 ○環境問題をテーマにした創作童話を広く全国から募集		

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他の活動
平成 元年				<ul style="list-style-type: none"> 「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 環境庁長官、中央公害対策審議会に対し「生活雑排水に係る制度のあり方について」諮問（平成2年3月16日答申）
2年	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪市環境保全基金」を設置する ○市内男女4000人を対象にした、「快適環境づくり」についてのアンケート結果発表 ○水質常時監視システムを更新 ○「人間と自然の共生をテーマ」にした国際花と緑の博覧会開催される ○メタノールごみ収集車1台のテスト導入 ○「ノーマイカーデー」実施 ○「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会へ諮問 	4月	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府、「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」策定
	4月		5月	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」策定
	6月		6月	<ul style="list-style-type: none"> 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（生活雑排水対策の推進を追加）平成2年9月22日施行 大阪府「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」策定
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ○暮らしと環境フェアを3日間にわたって開催（低公害車フェア同時開催） ○環境問題をテーマにした創作童話絵本発刊 	7月	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止計画推進市区町村協議会の設立
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ○季節大気汚染防止対策実施（11月～1月） 	8月	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁「地球環境部」を新たに設置
			10月	<ul style="list-style-type: none"> 国立公害研究所を国立環境研究所へ改組 環境庁「地方公共団体による地球環境問題への取組に関する検討会報告書」公表
				<ul style="list-style-type: none"> 地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（ばい煙発生施設へのガスマスク機関及びガソリン機関の追加）平成3年2月1日施行 東京都「自動車交通量対策（中間報告）」を発表 「今後の廃棄物対策のあり方について」生活環境審議会答申
			11月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回世界気候会議（閣僚宣言採択） 環境庁「環境保全のための循環型社会システム検討会報告書」公表 環境庁「窒素酸化物自動車排出総量抑制方策のあり方について（中間とりまとめ）」を発表 第1回ごみ減量化促進対策全国大会（和歌山）
			12月	<ul style="list-style-type: none"> 大阪国際空港の存続決定 中公審「有害廃棄物の越境移動対策のあり方について」答申
3年 (1991)	2月	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪市地域環境管理計画検討委員会報告書」公表 ○大阪市公害対策審議会「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」答申 	2月	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府低NO_x機器普及促進方針制定

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 3年	3月	○上海市騒音対策技術交流調査団来阪し、本市と技術交流について協議	3月	<ul style="list-style-type: none"> 「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（一部平成3年3月20日付は平成4年1月1日から施行） 「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」公布（法律の有効期限10年延長） 環境庁「自動車排出ガス量の許容限度の改正」 西淀川大気汚染公害第1次訴訟第一審判決（大阪地裁） 水俣病認定遅延損害賠償請求訴訟最高裁判決 「再生資源の利用の促進に関する法律」公布
	4月	○追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準告示 ○「大阪市空気調和機器機能回復工事補助金交付要綱」制定	4月	
	6月	○大阪市低公害自動車普及促進検討会から低公害な都市型自動車の提案や低公害自動車の普及拡大などについて提言が示される。		
	7月	○「大阪市環境管理計画（EPOC21）」を策定 ○「大阪市環境教育基本方針」策定 ○「UNEP国際環境技術センター大阪設立準備室」設置	7月	<ul style="list-style-type: none"> 公益信託地球環境日本基金設定 「土壤の汚染に係る環境基準の設定について」中央公害対策審議会答申 水質汚濁防止法一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる洗浄施設等を特定施設として追加） 環境庁「土壤の汚染に係る環境基準について」告示
	8月	○カナダのトロント市で開催の「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣 ○「大阪電気自動車コミュニティシステム事業推進協議会」設立	8月	
			9月	「再生資源の利用の促進に関する法律施行令」公布、「同基本方針」公表
			10月	<ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急対策措置の一部を改正する法律」公布 環境庁「窒素酸化物自動車排出総量抑制方策のあり方について」発表 「今後の水俣病対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 厚生省「第7次廃棄物処理施設整備計画」公表
	11月	○上海市へ本市職員を派遣し、上海市の騒音現況調査並びに騒音測定・防止技術研修を実施	11月	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正」（水質自動監視測定装置による測定方法の追加）
	4年 1月	○財団法人「地球環境センター」を設立 ○フェニックス事業開始 泉大津処分場一大阪基地の開業	1月	<ul style="list-style-type: none"> 「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規則等に関する法律施行令」一部改正
			2月	<ul style="list-style-type: none"> 水俣病東京訴訟判決（東京地裁） 「自動車から排出される窒素酸化物の排出総量の抑制のための制度の基本的なあり方について」中央公害対策審議会に対し諮詢及び答申

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 4年	5年			
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策検討会」を設置 ○上海市から騒音防止担当職員を受入れ、研修を実施 ○「産業廃棄物管理指導計画」を策定 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・国道43号線公害訴訟二審判決（大阪高裁） ・大阪府「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」告示 ・新潟水俣病第2次訴訟判決（新潟地裁） ・大阪府「産業廃棄物管理計画」を策定
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車コミュニティーシステム事業稼働始める ○「大阪市低NO_x機器普及促進方針」を策定 ○「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会へ諮問 ○「固定発生源に係る窒素酸化物対策のあり方」策定 ○一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処分費用の改定 		
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ○「国連環境開発会議」公式関連行事「アンセッド世界都市フォーラム」ならびに「エコブラジル'92」（国際環境技術博覧会）へ大阪市も参加 ○大阪のごみを減らす懇話会提言「包装廃棄物の減量化に向けて」 	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止事業団法の一部を改正する法律公布（名称を環境事業団へ変更） ・大阪府「ごみ減量化のためのアクションプログラム」を公表 ・「ごみの減量化・再生利用対策の推進について」生活環境審議会廃棄物減量化再生利用専門委員会が公表 ・産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律公布
	6月		6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO_x法）公布 ・「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」がブラジルで開催
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物実態調査の実施 	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ○市民環境学習ルーム開設 ○「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」の改定 ○北区、都島区、旭区で空き缶・空き瓶の分別収集テスト実施開始 ○(創)地球環境センターの特定公益推進法人化認可 ○UNEP国際環境技術センター開設記念シンポジウムを開催 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・UNEPと外務省の間でUNEP国際環境技術センターの設立に関する行政協定を締結 ・「環境基本法制のあり方について」中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会答申
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ○UNEP国際環境技術センター建物の着工 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車NO_x法に係る特定地域の指定
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○「クルマと環境を考えるつどい」開催 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車NO_x法施行
			1月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車NO_x法に係る総量削減基本方針告示
			2月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車NO_x法に係る排出抑制指針告示

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 5年	3月	○大気汚染常時監視システムを更新 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の制定 ○「大阪地盤沈下総合対策協議会」設立30周年記念誌発刊 ○地球温暖化対策地域総合推進モデル事業調査（エコトピア2000）完了 ○環境部機構改革により課係の統合、移管、名称、変更並びに新設を行う。 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例及び同規則の施行 ○大阪市環境保全推進本部の設置	3月	・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（水質環境基準健康項目追加及び基準値の見直し）
	4月		4月	・環境庁「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについての大気環境指針」を設定、「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気中への排出に係る暫定対策ガイドライン」とりまとめ
	8月	○「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会から答申	8月	・「海域の窒素及び燐に係る環境基準等の設定について」中央公害対策審議会答申
	9月	○UNEP国際環境技術センター竣工		・環境庁「悪臭防止法」の一部改正（悪臭物質として10物質追加：平成6年4月1日施行）
	11月	○大和川清流ルネッサンス21設立 ○鶴見リサイクル選別センター開設	11月	・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」及び「排水基準」の一部改正（海域の窒素燐について基準設定）
	12月	○ニューアース'93（地球環境技術展）に大阪市参加	12月	・「環境基本法」制定、公布 ・「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定 ・環境庁「排水基準」の一部改正（ジクロロメタン等13物質について基準設定：平成6年2月1日施行） ・「自動車NOx法」に基づく車種規制開始
6年	1月	○クリチバ市（ブラジル）との環境保全交流に関する協定書に調印 ○本市職員をクリチバ市へ派遣	2月	・環境庁「土壤の汚染に係る環境基準」の一部改正（項目追加）
	2月		3月	・「大阪府環境基本条例」制定（同4月施行）
	3月	○「大阪市地球環境保全行動計画」の基本方針策定 ○大気発生源常時監視システムを更新	4月	・大阪府公害防止条例を見直し、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」制定
	6月	○「大阪電気自動車コミュニティシステム事業推進協議会」（E VOC）を「大阪低公害車コミュニティシステム事業推進協議会」（LEVOC）に改組・拡充 ○大阪市環境審議会の設置 ○資源ごみ分別収集の全市実施	6月	・環境庁「悪臭防止法施行規則」の一部改正（排出水中に含まれる悪臭物質に係る規制基準設定：平成7年4月1日施行） ・第1回「環境の日」
	8月		11月	・国際エメックスセンター設立 ・環境庁「重金属等に係る土壤汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壤・地下水汚染調査・対策暫定指針」策定
	10月			

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 7年	3月	○「大阪市環境基本条例」制定 平成 7年 4月 1日施行 ○追加悪臭10物質に係る規制地域及び規制基準告示	2月	・大阪湾の全窒素及び全燃に係る環境基準の水域類型の指定
	4月	○下水道科学館 開設	4月	・通産省「電気事業法」の一部改正 (卸発電事業の一部自由化: 平成 7年 12月 1日施行)
	5月	○「地球環境を守る身近な行動指針(ローカルアジェンダ21おおさか)」策定	5月	・環境庁「悪臭防止法」の一部改正の公布 (物質の濃度を基礎として規制する物質の名称を「特定悪臭物質」に改める。 「臭気指数規制」を導入することができる: 平成 8年 4月 1日施行)
	7月	○「大阪市環境影響評価要綱」策定	7月	・「大阪府化学物質適正管理指針」 平成 7年 5月 1日施行
	8月	○「大阪市自動車公害防止計画」改定 ○大阪市廃棄物減量等推進審議会設置	6月	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
	10月	○「大阪市環境影響評価要綱」施行 ○廃冷蔵庫(粗大ごみ)からのフロン回収モデル事業を2区において実施	7月	・西淀川大気汚染公害第2次~4次訴訟第一審判決(大阪地裁)
	11月	○排出水中に含まれる特定悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示 ○大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例・同施行規則施行	9月	・国道43号線公害訴訟最高裁判決 ・環境庁「悪臭防止法」の一部改正 (排出水中に含まれる特定悪臭物質に係る規制基準設定: 平成 8年 4月 1日施行)
	12月	○廃冷蔵庫(電気店)からのフロン回収パイロット事業を2地域において実施	10月	・環境庁「悪臭防止法施行規則」の一部改正 (敷地境界線における臭気指数に係る規制基準の範囲を追加・「臭気判定士」制度の創設: 平成 8年 4月 1日施行) ・自動車燃料に関する許容限度設定
	8年		12月	・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」により、先進国における特定フロン等は1996年末に生産禁止 HFC (代替フロン) は2020年に全廃となる
	5月	○「大阪市くん蒸施設管理指針」策定 平成 8年 5月 1日施行 ○「APEC環境技術交流促進事業運営協議会」に大阪市参画 ○リサイクルプラザ赤川開設	1月	・「大阪府炭化水素類排出抑制対策推進要綱」 平成 8年 1月 4日施行
	8月	○「大阪市環境基本計画」策定	3月	・自動車排出ガス量の許容限度設定 (9年度・10年度規制)
			4月	・大阪府フロン対策協議会設立
			5月	・第4次水質総量規制(COD)の削減基本方針を関係都道府県に通知
			6月	・環境庁「大気汚染防止法」の一部改正 (有害大気汚染物質対策の推進に関する規定の整備、自動車排出ガス規制の対象の拡大(125cc以下の原動機付自転車追加)、建築物解体等の作業に伴うアスペストの飛散防止に係る規定の整備他) ・環境庁「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」(地下水の水質浄化に係る措置命令等)を公布 (平成 9年 4月 1日施行)

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 8年	11月 12月	○ニューアース'96（地球環境技術展）に 大阪市参加 ○「大阪市における当面のP E Tボトルへの対応について」緊急答申	7月 12月	・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」策定 ・環境庁「騒音規制法施行令」の一部改正の公布（特定施設に切断機（といしを用いるものに限る。）を追加及び特定建設作業にバックホウ等を追加：平成9年10月1日施行）
9年	2月 3月 4月 5月 6月 8月 9月	○フロン回収の全市実施 ○大阪市自主フロン回収検討会の設置 ○クリチバ市（ブラジル）の環境保全技術交流に関する協定書に調印〔第2次〕 ○「大阪市公害防止設備資金融資」の条例改正「大阪市環境保全設備資金融資」として融資対象を拡充 ○大阪市立環境学習センター（愛称：生き生き地球館）開館 ○「大阪市府内環境保全行動計画（エコオフィス21）」策定 ○「大阪市のごみ減量施策のあり方について」答申 ○産業廃棄物実態調査の実施 ○「U S J予定地環境対策技術検討会」設置	2月 3月 6月 8月 9月 11月 12月	・環境庁「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準設定」 ・環境庁「地下水の水質汚濁に係る環境基準」設定 ・自動車排出ガス量の許容限度及び自動車燃料品質に関する許容限度の一部改正 ・「環境影響評価法」制定・公布 ・環境庁「大気汚染防止法施行令」の一部改正・公布 (ダイオキシン類を指定物質として指定、一定規模以上の製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉を指定物質排出施設に指定) ・環境庁「ダイオキシン類に係る指定物質抑制基準設定」 ・環境庁「ダイオキシン類に係る大気環境指針」を設定 ・大阪府「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」の一部改正 (平成9年10月1日施行) ・「大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針」制定 ・「地球温暖化防止京都会議」開催
10年	3月 4月	○「U S J予定地環境対策技術検討会」から提言 ○「大阪市環境影響評価条例」制定 ○「市設建築物設計指針（環境編）」策定	4月	・「大阪府環境影響評価条例」制定 ・環境庁「大気汚染防止法施行規則」等の一部改正 (廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準の強化等)

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 10年			5月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「外因性内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について —環境ホルモン戦略計画SPEED'98—」策定
	6月	○自然体験観察園オープン	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「水環境保全に向けた取り組みのための要調査項目」に300物質選定 ・「地球温暖化対策推進大綱」策定 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正公布
	7月	○リサイクルプラザ塩草開設	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「ダイオキシン類緊急全国一斉調査（大気、河川水、地下水、土壌、底質、水生生物他）」開始
	8月	○「大阪市ダイオキシン類対策方針」策定		<ul style="list-style-type: none"> ・西淀川公害訴訟和解に合意（原告・国・阪神高速道路公団）
	9月	○「大阪市都市景観条例」施行	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン・LPG自動車の排ガス規制強化（平成12年～14年規制）について ・環境庁「騒音に係る環境基準」の改正（平成11年4月1日施行） ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布
	10月	○「大阪市ダイオキシン類対策指導指針」策定	10月	
			1月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針」の改正
			2月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」が告示（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素が健康項目に追加）
	3月	○「大阪市地域新エネルギービジョン」策定	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「悪臭防止法施行規則」の一部改正（排出口における臭気指数規制基準の算定方法の設定：平成11年9月13日施行） ・ダイオキシン対策関係閣僚会議において「ダイオキシン対策推進基本指針」を示す ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」改正施行
	5月	○「大阪市水環境計画」策定	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎公害訴訟和解に合意（原告・国・首都高速道路公団）
11年	6月	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪市環境影響評価条例」施行 ○「大阪市の散乱ごみ対策を中心としたまちの美化施策のあり方について」答申 ○「大阪市廃棄物処理施設設置等検討委員会」設置 	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境影響評価法」施行 ・「大阪府環境影響評価条例」施行 ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）」制定・公布 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」制定・公布
			7月	

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 11年	10月 11月 12月	○ニューアース'99(地球環境技術展)・低公害車フェア in おおさか同時開催 ○「大阪市土壤汚染対策専門委員会」設置 ○本庁舎を対象とした国際環境規格(ISO 14001)の認証登録 ○「大阪市景観形成基本計画」策定 ○水質常時監視システムを更新		
平成 12年	3月 4月	○「自動車騒音の限度(要請限度)の改正による区域の指定」の告示 ○「大阪市緑の基本計画」策定 ○「大阪市一般廃棄物処理基本計画」策定 ○「大阪市保健所」開設	1月 3月 4月 5月	・「ダイオキシン類対策特別措置法」施行 ・環境庁「自動車騒音の限度(要請限度)」の改正(平成12年4月1日施行) ・大阪府地球温暖化対策地域推進計画の策定 ・大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画の策定 ・環境庁「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」中央環境審議会に諮問 ・効国際エメックスセンター設立 ・「容器包装に係る資材の再資源化等に関する法律」完全施行 ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」公布 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」公布
	6月 7月 8月 10月	○「大阪市PCB適正処理検討委員会」設置 ○大阪環境産業振興センター(ATC グリーンエコプラザ)開設 ○「都心中央部」景観形成地域指定 ○「なにわの海の時空館」開設 ○「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」設置 ○粗大ごみ申告制の全市実施 ○まち美化パートナー制度開始	6月 7月 8月 10月	・「循環型社会形成推進基本法」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正 ・「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」一部改正 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」公布 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」公布 尼崎公害訴訟和解合意(原告・国・阪神高速道路公団)

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 13年	4月	○下水道局と環境保健局環境部を合併し 都市環境局を設置 ○「花と緑と自然の情報センター」開設 ○「舞洲工場」開設	3月 4月 6月 8月	・環境庁「土壤の汚染に係る環境基準」 一部改正（ふっ素及びほう素が追加） ・「特定家庭用機器再商品化法」完全施行 ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」公布 ・自動車NOx法の改正法（自動車NOx・PM法）公布 ・名古屋南部公害訴訟和解合意（原告・ 国・企業）
	6月	○「大阪市におけるPCB廃棄物処理基本 計画」策定		
	8月	○「今後の自動車排出ガス対策のあり方について」大阪市環境審議会から答申		
	10月	○容器包装プラスチック分別収集のテスト 実施（市内4区） ○乾電池、蛍光灯管等の拠点回収の実施	12月	・環境省「第5次水質総量規制の削減基本 方針」を関係都道府県に通知
平成 14年	1月	○新たな「大阪市自動車公害防止計画」策 定 ○「大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実 行計画」の策定	1月	・「今後の土壤環境保全対策の在り方について」中央環境審議会答申
	3月	○騒音に係る環境基準の騒音評価システム の構築 ○「建設リサイクル実施要領」作成 平成14年度発注工事より適用	4月 5月	・「特定製品に係るフロン類の回収及び破 壊の実施の確保等に関する法律」施行 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」完全施行
	5月	○「屋上緑化容積ボーナス制度」実施	7月	・「土壤汚染対策法」公布
	8月	○「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」 の策定		・大阪府「化学的酸素要求量、窒素含有量 及びりん含有量に係る総量削減計画並びに 総量規制基準」策定（第5次総量規制） ・環境省「ダイオキシン類による大気の汚 染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る 環境基準について」において一部改正 (水底の底質の汚染を含む。)

環境用語の解説

【あ】

アイドリング

自動車が停止しており、エンジンが動いている状態をいう。不要なアイドリングは無駄な燃料が消費され、NO_x等を含むガスが排出されるため大気汚染の原因となっている。

アジェンダ21

1992年の地球サミットで採択された21世紀にむけて持続可能な開発を実現するための行動計画のこと。

アスペスト

アスペストは石綿とも呼ばれ、天然に産する纖維状鉱物で主成分はケイ酸マグネシウム塩である。耐熱性、耐磨耗性等にすぐれているため、建設資材をはじめ広い用途に使用されていたが、発がん性などの健康影響を有するため、大気汚染防止法で特定粉じんに指定され、発生施設に対し、規制基準が定められている。アスペストに関連があるとして確認されている疾患は、アスペスト肺、肺癌等がある。

【い】

一酸化炭素（CO）

一酸化炭素（CO）とは、主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により酸素と化合したもの。人体への影響は急性で、血中のヘモグロビンと簡単に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。症状として、頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、一酸化炭素濃度が高いと、生命が危険となる。

一般環境測定局

大気汚染防止法第22条に基づいて、大気汚染の状況を常時監視している測定局のこと。

【え】

エコ・ステーション

電気自動車に電気を供給する充電設備や、天然ガス自動車に天然ガスを供給する充填設備など、低公害車に燃料を供給する設備を設置している施設。

エコマーク

環境保全を支援する商品開発の促進を目的として、（財）日本環境協会が環境保全に役立つと認定した商品についてシンボルマーク。「私たちの手で、地球を・環境を守ろう」という気持ちを表している。

【お】

大阪市版アダプト「まち美化パートナー制度」

「アダプト（Adopt）」とは「養子にする」という意味の英語。

この制度は、繁華街やターミナルなどから大阪市が選んだ公共スペース（養子）を、市民の皆さんや事業者の方（里親）に引き受けさせていただいて、定期的な清掃や美化啓発活動をお願いし、大阪市が必要な支援

(ユニフォーム・清掃用具・啓発用品の交付、ボランティア保険の加入、看板等による団体名の表示)をおこなうもの。

大阪湾フェニックス事業

近畿圏の自治体から排出される廃棄物を、長期的・安定的に、また適正に処理するために生まれた大阪湾埋立て事業。尼崎沖と泉州大津沖に埋立処分場がある。現在、神戸沖に埋立処分場の建設が進められており、大阪沖でも建設が認可されている。

オキシダント (O_x)

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線により化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)、過酸化物等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり、濃度が高くなると目や喉に刺激を感じたり、頭痛がする。

オゾン層

成層圏の高さ25kmを中心としたオゾン(O₃)が高濃度に存在する層であり、太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長を吸収している。オゾン層が破壊されると、皮膚がんが増加するといった人の健康への悪影響が生じるといわれている。

汚泥

下水処理場、浄水場、工場排水処理施設において水を浄化した時に発生する泥状物質の総称。有機性のものや無機性のものなど、様々な性状のものがある。

温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果という。赤外線を吸収する気体(温室効果ガス)には、二酸化炭素(炭酸ガス)、フロン、メタンなどがある。

【ガ】

化学的酸素要求量(COD)

Chemical Oxygen Demandの略で、水質の汚濁状況を判断する指標のひとつとして使われている。水中の有機物を化学薬品で分解するときに必要な酸素量を表しており、BODと同様、汚れがひどいほど多くの酸素を必要とするため値が大きくなる。単位はmg/Lで表される。

活性汚泥

多数の好気性(呼吸時に酸素を必要とする)バクテリア、原生動物などの生物を主体とする粘質の小片(フロック)を含んだ汚泥をいい、有機物の吸着性、分解性に優れ、また自体も沈殿しやすいため下水の生物的処理に用いられ、この処理法を活性汚泥法という。

化製場

獣畜の肉、皮、臓器等を原料として、皮革、油脂、にかわ、肥料その他の物を製造するために設けられた施設。

環境影響評価（環境アセスメント）制度

大規模な事業の実施にあたり、事業者自らがその事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を聞くことにより、事業をより環境に配慮したものとするための制度をいう。

環境保健サーベイランス

大気汚染による健康被害を未然に防止するため、長期的かつ予見的観点をもって、地域人口集団の健康状況と大気汚染との関係を定期的継続的に観察すること。

乾式測定法（紫外線吸収法）

オゾンは波長254nm付近の紫外線領域をもっともよく吸収する。試料に波長254nm付近の紫外線を照射し、オゾンによって吸収される紫外線の量を測定することでオゾン濃度を測定する方法。

官能試験

一般には人間の感覚を通して、対象物の評価を行うことをいう。においの場合は嗅覚によって評価を行うことで、悪臭や芳香の強さ、快・不快度、においの質等を評価することができる。

感潮区間

潮の干満によって河川の流れや水位が影響される河口付近の、勾配が極めてゆるやかな区間のこと。

【き】

幾何平均値

幾何平均値とは、データ数がn個の場合、n個のデータを掛け合わせて、n乗根した値である。数式で表すと次のとおりとなり、比率を問題とする場合などに用いられる。

$$(\text{幾何平均値}) = (X_1 \times X_2 \times \dots \times X_n)^{1/n}$$

アスペストの測定値は、濃度範囲が著しく広く、濃度の分布が対数正規分布型となる。このような場合、変動の大きさを比率で表現した方が理解しやすいため、幾何平均値が用いられる。

吸光光度法

試料物質またはその溶液、もしくはそれに適当な試薬を加えて発色させた溶液などの吸光度を測定して、試料中の目的成分の濃度を求める方法。塩素酸化物、光化学オキシダント等の測定に用いられている。

急速ろ過

砂、アンスラサイトなどからなるろ層に、一般的にはろ過速度200～300m/日で高級処理水や凝集沈殿水を通し、その中に含まれる浮遊物を除去すること。

キレート樹脂法

排水中に含まれる重金属を除去するために、キレート樹脂に重金属イオンを交換吸着させて除去する方法。

【<】

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

平成13年度から、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が実施され、国や地方公共団体はグリーン調達に努めている。

グリーン配送

物品等の輸配送に、低公害車などの環境負荷の少ない車を使用すること。

【け】

嫌気好気法（嫌気好気活性汚泥法）

活性汚泥法の反応タンクの一部に嫌気（酸素が存在しないか少量しか存在しない状態）部分と好気（酸素が存在する状態）部分を設け、状態の異なる部分を活性汚泥に連続して経験させることで生物学的にリンを除去する方法。

【こ】

公 害

事業活動その他の人の活動にともなって生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう。

高級処理

下水を標準活性汚泥法、あるいはこれと同程度の処理をすることをいい、下水道法では、放流水の水質は高級処理の場合、BOD20mg/L、SS70mg/L、大腸菌群数3,000/cm³以下などが要求されている。

高度処理

活性汚泥法に代表される高級処理による下水処理水の水質を、さらに向上させるために行われる処理法のこと。SS、BODをさらに除去するための急速ろ過法や、リン、窒素を除去するための嫌気好気法、担体利用窒素除去法などがある。

コプラナーP C B

ポリ塩化ビフェニルのうち、扁平構造を有するものの総称である。ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）と類似の毒性作用を持っているため、法律によってダイオキシン類として規制されている。

コーチェネレーションシステム

一つの燃料源から2つ以上の異なるエネルギー（電気と熱エネルギーなど）を取り出してエネルギーを効率的に利用するシステムのことで、発電に伴い発生する排熱を利用して給湯、空調等のエネルギーとして利用するシステムなどをいう。

【さ】

ザルツマン係数

二酸化窒素の測定法は、二酸化窒素を吸収発色液（ザルツマン試薬）に吸収させ、生成した亜硝酸イオンが液中の試薬と反応して発色するのを測定するもので、二酸化窒素と生成した亜硝酸イオンの比を示す係数をザルツマン係数と呼ぶ。

サーマルリサイクル

ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを回収することにより、リサイクルを図ること。

三点比較式臭袋法

官能試験の一種で、無臭の空気が入っている二つの袋と採取してきた悪臭が入っている袋の3つの袋から試験者に悪臭の入っている袋を当ててもらうことにより、臭いの強さを図る方法。

【し】

時間率騒音レベル（L₅₀）

対象とする時間範囲で、その騒音レベル以上の占める時間の割合が50%であるようなレベル値のこと。

自浄作用

河川、湖、海など自然水域が、もちこまれる汚濁因子に対して、自から浄化しようとする作用で、希釀作用、生物化学的作用（分解）、沈澱作用等がある。

自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスによる大気の著しい汚染が生じ、または生ずるおそれがある道路およびその周辺の区域において、大気汚染の状況を常時監視する測定局のこと。

【す】

水準点

水準点は、土地の高さを測定する場合に基準となる点のことをいい、水準点の高さは、地盤沈下の指標として用いられる。全国の水準点の高さは、東京都千代田区永田町1-1にある水準原点の値(24.414m)を基準としている。

水素イオン濃度（pH）

1Lの溶液中の水素イオンのグラム当量数のこと、pH 7のとき、その溶液は中性であり、7より小さいときは酸性、大きいときはアルカリ性を表している。

ストレーナー

工業用水法及び建物用地下水の採取の規制の法律におけるストレーナーとは、井戸の吸水管部という意味で用いられている。

【せ】

生物化学的酸素要求量（BOD）

Biochemical Oxygen Demand の略で、水質の汚濁状況を判断する指標のひとつとして使われている。水中の有機物を微生物が分解するときに必要な酸素量を表しており、汚れがひどいほど、多くの酸素を必要とするため値が大きくなる。単位はmg/Lで表される。

洗煙排水

排ガス中に含まれる有害物質を除去するために設置された湿式洗煙装置から排出される排液のこと。

【そ】

総量規制

ある地域で排出される汚染物質を、その地域全体の総量で規制しようとする規制方式の一つである。一定地域内の汚染物質の排出総量を環境保全上許容できる限度に抑えるため、工場毎の汚染物質の許容排出量を定めて規制する方法。

【た】

ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。

耐容1日摂取量（TDI）

長期にわたり体内に取り込むことにより健康影響が懸念される化学物質について、その量までは人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される体重1kg当たりの1日の摂取量。

脱 硫

大気中の硫黄酸化物を減少させるための方法で、その原因である燃料中の硫黄分を少なくしたり、燃焼後の排ガスから硫黄分を除去すること。

炭化水素類 (H C)

炭化水素とは、炭素と水素の化合物の総称。光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素はメタンを除き非メタン炭化水素と呼ぶ。全炭化水素はこのメタンも含んだもの。大気中の炭化水素の発生源は自然由来以外では塗装や印刷などの溶剤の使用、貯蔵施設、自動車などである。

たんたい

担体利用窒素除去法

好気槽に高密度の微生物を生息させた担体（通常3～4mm程度の立方体又は球体をした合成樹脂）を槽容積の数%の割合で投入することにより、微生物による下水中の窒素の酸化（硝化反応）速度を高め窒素を除去する方法。

【ち】

直接噴射式

ディーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一一種で、燃焼室に直接燃料噴射を行うもので、耐久性に優れ燃費もよい。しかし、窒素酸化物や炭化水素の排出量が多く、また騒音も大きい。

【て】

低公害車

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車を指す。大阪市は、メタノール自動車は低公害車の対象から外し、車両総重量2.5t超のLPG車は低公害車の対象に含む。

ディスポーザ

野菜くずなどの生ごみを破碎するための装置。多くの地方自治体では、下水管の詰まりや悪臭の原因等になることからディスポーザ単体の使用の自粛を要請している。

ディーゼル車

ガソリンよりも揮発性の低い軽油等の燃料を使って走行する車のこと。エンジンの燃焼室の形式の違いにより、直接噴射式と副室式に分類することができる。NO_x及びPMの排出量はガソリン車に比べ相当大きい。

デシベル (dB)

音の強さを示す音圧レベルの単位。人間の耳の感覚は刺激の強さに比例して反応せず、刺激の強度の対数に比例するので、音の強さや音圧の尺度として対数を用い、その基準の値として最小可聴値をとったものを音圧レベルや音の強さのレベルでdBと表す。また、振動についてもdBが用いられる。

電気自動車

バッテリー（蓄電池）に備えた電気でモータを回転させて走る自動車。自動車からの排出ガスは一切なく、走行音も通常の自動車（ガソリン車やディーゼル車など）と比べ大幅に減少する。

電気伝導度

水溶液の電気伝導度は水中に溶けているイオンの量と各イオンの電気を運ぶ速さによって比例するので、水中の電解質や全溶解固型物の量を示す指標にもなる。電気伝導度を連続的に測定することによって、淡水域における廃水の流入、拡散状況の概略を推定するのに役立つ。

天然ガス自動車

家庭に供給されている都市ガスの原料でもある天然ガスを燃料として走る自動車。なかでも、天然ガスを気体のまま圧縮して、高圧ガス（CNG）として利用するCNG自動車が世界的に最も普及している。天然ガスは、硫黄分などの不純物を含まないクリーンなエネルギーであり、黒煙も排出されずディーゼル車と比較してNO_xの排出量も大幅に少ない。

【と】

等価騒音レベル（L_eq）

ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもの。単位はデシベル（dB）が用いられる。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有している物を指す。家庭用のエアコン等に含まれるPCB使用部品や感染性一般廃棄物などがあげられる。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有している物を指す。燃えやすい廃油、著しい腐食性を有する廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃PCBやカドミウム等の重金属を含む汚泥など）が特別管理産業廃棄物とされている。

トータルダイエットスタディ（一日摂取量調査）

通常の食生活において、食品を介して化学物質等の特定の物質がどの程度に摂取されているかを把握するための調査方法。飲料水を含めた全食品を14群に分け、小売店などから食品を購入し、必要に応じて調理した後、各食品群ごとのダイオキシンの分析を行い、国民栄養調査による食品摂取量に基づき、国民一人当たりの平均的な一日摂取量を推定するもの。

トップランナー方式

エネルギー消費効率が、現在商品化されている製品のうちで最も優れている製品をトップランナーとし、トップランナーを目標として、それよりも優れている性能を有する商品を開発するための方式。

【な】

内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

生物やヒトの体内に摂取された際、体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える化学物質のこと。環境中に存在するいくつかの化学物質が、生殖作用などの異常を引き起こす可能性があると考えられている。

【に】

二酸化硫黄（S O₂）

二酸化硫黄（S O₂）とは、石油、石炭等の化石燃料中の硫黄分（S分）が燃焼により、空気中の酸素（O₂）と化合したものという。二酸化硫黄は高濃度で呼吸器に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質になるといわれている。

二酸化炭素（C O₂）

有機化合物の燃焼・分解、生物の呼吸や醸酵によってできる安定な気体。赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が地球温暖化の原因となっている。

二酸化窒素（N O₂）

二酸化窒素（N O₂）とは、主に重油、ガソリンなどの燃焼時に生じる一酸化窒素（NO）がさらに酸化されたものをいう。低い濃度の二酸化窒素を長い間吸入した場合は、咳や痰が出るなど呼吸器に影響を生じ、高い濃度になると数時間の内に鼻や喉さらには胸の痛み、呼吸が困難になることもある。また、酸性雨および光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

【の】

ノーポイモデルゾーン

梅田、本町、難波、京橋、鶴橋・上本町、天王寺、十三の7地区と、御堂筋、堺筋、四ツ橋筋の3幹線道路をノーポイモデルゾーンに指定し、ポイ捨て禁止マークと地図を組み合わせた標識を設置し、美しいまちづくりを進めるための啓発活動を行っています。

ノーマイカーデーフリー・チケット

毎月20日のノーマイカーデー（休日の場合は翌日）と毎週金曜日に、市営交通（地下鉄・ニュートラム・バス）を600円で利用できる1日乗車券のことで、チケットを見せることにより大阪城などの観光施設の当日入場料が割引になる。

【は】

ばい煙

大気汚染防止法で、次のものをばい煙と定められている。

①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物②燃料その他の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん③物の燃焼、合成、分解、その他の処理に伴い発生する物質のうち、「カドミウム及びその化合物」、「塩素及び塩化水素」、「フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素」、「鉛及びその化合物」及び「窒素酸化物」

ハイブリッド車

エンジンやモーター等の複数の動力源を組み合わせ、低公害化や省エネルギー化を図った自動車。ハイブリッド乗用車については、他の低公害車に比べ、比較的低価格であるため近年急速にその普及台数を伸ばしている。

ハイボリュームエアサンプラー

大気中に浮遊する粒子状物質を採取する方法で、大量の外気を一定時間（一般的には24時間）吸引して、ろ紙に捕集することができる装置。

パーオキシアセチルナイトレート（PAN）

光化学反応によって生成される酸化性物質のひとつで、オゾン、過酸化物とともに「光化学オキシダント」と称され、光化学反応による大気汚染の状態をあらわす指標とされている。

バス優先・専用レーン

一般道路において、特定の時間帯あるいは終日、一部の車線をバス優先（専用）とするものであり、バスの定時性の確保等の利便性向上を図るものである。

花と緑の協定

地域のグループと大阪市が協定を結び、美しい花や緑を育て、快適なまちづくりをめざそうと実施している。大阪市は、プランターと土、草花などを支給し、地域で草花や花木の維持管理を行ってもらっている。

バラストマット

バラストとは、線路に敷く小石や砂利のことで、そのバラストの下にゴム状のマットを敷くことによって、さらに振動を防ぐことができる。

【ひ】

ヒートアイランド

都市活動に伴うクーラー等の排熱や地表面のコンクリート化等により、都市の気温が郊外と比べて高くなる現象。等温線を描くと、温度の高いところが島のように出現するので、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれている。

非分散型赤外線分析法（N D I R法）

一般に異なる原子よりなる分子は、それぞれ特定の波長域の赤外線を吸収する。N D I R法は、この原理に基づいて、分析対象成分ガスの赤外吸収を選択的に検出する方法で、大気中の一酸化炭素濃度の測定に用いている。

非メタン炭化水素

光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素で、光化学的に不活性なメタンを除いた炭化水素（炭素と水素の化合物）を非メタン炭化水素と呼ぶ。人為的な発生源は塗装や印刷などの溶剤の使用や貯蔵施設、自動車などである。

【ふ】

富栄養化

水の流れが少ない閉鎖性水域で、栄養塩類である窒素、リンなどが流入し、プランクトンなどの異常発生がおこる現象のこと。

副室式

ディーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一種で、主燃焼室とは別に副燃焼室を持ち、両燃焼室間の絞りを通してガスの移動を利用して攪拌混合する方法で、構造が複雑なため、直接噴射式に比べて耐久性や燃費は悪い。しかし、直接噴射式に比べて、窒素酸化物や炭化水素の排出量が少なく、また騒音も小さい。

浮遊粒子状物質（S P M）

大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、粒子の大きさが $10\mu m$ （マイクロメータ： $1mm$ の1000分の1）以下のものをいう。工場での物の粉砕時や自動車の走行から発生するほか、土砂の巻き上げなど自然現象によるものもある。気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患を引き起こすことがある。

けんだけく

浮遊物質量（懸濁物質）（S S）

水中に浮遊懸濁している微小固体物質で、水の濁度（濁りの程度を示す指標）・BOD・CODが高くなる原因になる。

プラント排水

ごみ処理施設においては、主にごみを焼却した後の燃えがらを冷却するために使用した水のこと。（その他各機器の洗浄水も含まれる。）

フロン

フロンは、フッ素と炭素からなる化合物の総称で、正式名称はフルオロカーボンという。特に塩素の入ったものをクロロフルオロカーボンとよんでいる。安定していて人体に害が無く、不燃性のため、エアコンや

冷蔵庫の冷媒、電子部品などの洗浄剤、発泡剤などとして大量に使用されてきた。しかし、フロンガスがオゾン層を破壊することがわかり、日本では1996年以降はクロロフルオロカーボンは生産されていない。

粉じん

ばいじんが燃料の燃焼、電気炉の使用等に伴って発生する「すす」、「灰分」等の物質を指すのに対し、粉じんは、物の破碎、選別その他の機械的処理または堆積に伴って発生し、また飛散する物質を指す。

【ヘ】

β線吸収法

β線吸収法は、低エネルギーのβ線を物質に照射した場合、その物質の質量に比例してβ線の吸収量が増加することを利用した測定方法であり、浮遊粒子状物質の測定に用いられる。

ヘドロ

本来は、河川により運搬され、河口付近に堆積した微細粒子からなる超軟弱地盤のことであるが、工場廃水により発生する産業汚泥が問題となっている。

ペントナイト安定液

土木工事等において、掘削時に掘削面の崩壊を防ぐために使用する、ペントナイト（粘土鉱物）を混入した液体。

【ほ】

保水性舗装

道路の表層に保水性の舗装剤（吸水性ポリマーやミクロン単位の粒子の鉱物質微粉末など）を採用した舗装のことで、そこに蓄えられた雨水を蒸発させ、路面の温度を下げる機能を有する。ヒートアイランド現象の影響を小さくすることができる。

ポリ塩化ビフェニル（P C B）

P C Bは不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質で、絶縁油、熱媒体等広い用途に使用されていた。カネミ油症事件の原因物質であり、中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、座瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されている。

【ま】

マニフェスト（産業廃棄物管理票）システム

産業廃棄物を排出する事業者が「産業廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」の処理（収集・運搬又は処分）を他者に委託する際に、産業廃棄物の名称・数量・運搬業者名・処分業者名等を記載する伝票（マニフェスト）を使用して、廃棄物の流れを自ら把握・管理して産業廃棄物が最後まで適正に処理されたことを確認するための制度。

【よ】

溶存酸素（D O）

水中に溶けている酸素量をmg/Lで表したものであり、数値が大きいほど水中の酸素量も多い。溶存酸素は水域の自浄作用や水中の生物にとって不可欠なものである。

溶融スラグ

脱水汚泥や焼却灰を汚泥溶融炉で1500℃近い高温で燃やすとドロドロに融けた液状の物質となる。この液状の物質が冷えて固まってできる岩状の混合固形物。

粒子状物質（PM）

Particulate Matterの略称。固体及び液体の粒子を総称して粒子状物質と呼んでおり、ばいじん、粉じん、ミストなどのほかに、大気中で二次的に生成する硫酸ミスト等のエアロゾルも含まれる。

なお、粒子の大きさが $2.5\mu m$ 以下の粒子を一般的にPM2.5という。

【ろ】

ローボリュームエアサンプラー

大気中に浮遊する粒径 $10\mu m$ 以下の粒子状物質を測定するためにフィルター上に捕集する装置のこと。長期間（一般的には一週間）の平均濃度の測定に用いられる。

BOD

生物化学的酸素要求量の欄を参照

CO

一酸化炭素の欄を参照

CO₂

二酸化炭素の欄を参照

COD

化学的酸素要求量の欄を参照

COP3（気候変動枠組み条約第3回締約国会議）

1997年に京都で開催され、温室効果ガスの排出を減少させる京都議定書が採択された。先進国全体で二酸化炭素換算の総排出量を1990年に比べて約5%削減させることなどが決定された。

dB

デシベルの欄を参照

DPF

Diesel Particulate Filter の略称。ディーゼル車の排気管に取り付けて、排ガス中の粒子状物質をフィルターでこしとろ除去する装置。

HC

炭化水素類の欄を参照

ISO14000シリーズ

International Organization for Standardizationの略で14000シリーズは環境管理・監査の手法の国際的な統一規則である。

JICA（国際協力事業団）

1975年、海外技術協力事業団と海外移住事業団の業務を引き継いで設立された。開発途上国に対して技術・開発協力、人材養成などの支援・協力事業を行っている。

L E V-6

「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」が、国の最新規制基準より厳しい排出ガス基準を設け、その基準を満足する車をメーカー等から募集のうえ、基準を満たしていると認めた自動車を「LEV-6」（京阪神六府県市指定低排出ガス車；レブシックス）として指定している。なお、排出ガスレベルに応じて、国の最新規制基準より75%削減したものをULEV（超低排出ガスレベル）、50%削減したものをLEV（低排出ガスレベル）、25%削減したものをTLEV（移行期低排出ガスレベル）と設定している。

L e q

等価騒音レベルの欄を参照

LPG車

液化石油ガスを燃料としてエンジンを駆動して走行する自動車。黒煙を排出せず、ディーゼル車と比べてNO_xの排出量も大幅に少ない。

L₅₀

時間率騒音レベルの欄を参照

NDIR法

非分散型赤外線分析法の欄を参照

NO₂

二酸化窒素の欄を参照

O_x

オキシダントの欄を参照

PAN

パーオキシアセチルナイトレートの欄を参照

PCB

ポリ塩化ビフェニルの欄を参照

pH

水素イオン濃度の欄を参照

PM (PM 2.5)

粒子状物質の欄を参照

PTIO法

PTIO (Phenyl-tetramethylimidazoline-oxyde-oxyl) を酸化剤として一酸化窒素を選択的に酸化させ、一酸化窒素、二酸化窒素を同時捕捉するサンプラーにより、窒素酸化物平均濃度を測定する簡易な方法。

PRTR法

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)は、有害性のある多種多様な化学物質が発生源からどのように、どれだけ環境中へ排出したか、あるいは廃棄物として移動したかというデータを把握し集計、公表するしくみで、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)が制定され、平成13年4月から施行されている。

RDF (ごみ燃料化)

Refuse Derived Fuel の略で、ごみから、紙や木などの可燃物を分別し、粉碎・圧縮・乾燥して固形燃料化したもの。

SO₂

二酸化硫黄の欄を参照

SPM

浮遊粒子状物質の欄を参照

SS

浮遊物質量（懸濁物質）の欄を参照

TDI

耐容1日摂取量の欄を参照

TEQ (毒性等量)

ダイオキシン類は種類が多く毒性の強さがそれぞれ異なる。このため、ダイオキシン類による毒性の強さを表す方法として、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンを基準として換算したこと。

U N E P (国連環境計画)

1972年に設立された環境保護を活動内容とする国連機関。事務局はケニアのナイロビにあり、国連諸機関の環境活動に対して総合的な調整管理を行う。

W E C P N L (うるさき指数)

航空機騒音の評価方法で航空機騒音の特異音や継続時間の違いによる、うるさきの差異及び時間帯によるうるさきの差異を補正した評価単位である。

重さの単位

k g (キログラム)	10^3 g
g (グラム)	
m g (ミリグラム)	10^{-3} g (千分の1グラム)
μ g (マイクログラム)	10^{-6} g (100万分の1グラム)
n g (ナノグラム)	10^{-9} g (10億分の1グラム)
p g (ピコグラム)	10^{-12} g (1兆分の1グラム)

濃度の単位

p p m (parts per million)	100万分の1を1p p mという。 水の場合は、1kg中のmg数を、大気の場合は、1m ³ 中の1cm ³ のガス容量を表している。
p p b (parts per billion)	10億分の1を1p p bと表している。 1p p mの1000分の1を表している。
p p t (parts per trillion)	1兆分の1を1p p tと表している。 1p p bの1000分の1を表している。